

第4章 近代

明治維新を境に政治、経済はもとより教育、文化も急激に変化した。新政府は、西洋の近代文明を取り込み、「富国強兵」「殖産興業」を国策として日本の近代化を図った。

慶応3年（1867）、大政奉還によって265年間続いた江戸幕府は幕を閉じた。天皇は王政復古の大号令を発し、政治を武家政治以前の形に戻すことを決定した。これは単なる政権交代ではなく、封建社会からの脱皮という大きな意味をもっていた。

慶応4年（1868）3月、開明的な国家建設の基本方針である「五ヶ条の誓文」が出され、4月は江戸城明け渡し、7月江戸は東京と改称、都を京都から遷した。9月「明治」と改元、新たな時代がスタートした。

地方行政も急速に変革が進められ、明治2年（1869）6月から翌年8月にかけて版籍奉還が行われた。「版」は領地、「籍」は人民を指し、土地と住民とを天皇に返し、旧藩主を知藩事に任命することで、中央集権が成立した。天皇という絶対権力の下、四民平等をスローガンに職業・居住の自由や平民の苗字の許可、国民皆学など封建的身分制度を廃止する政策が行われた。次いで4年（1871）7月に廃藩置県が行われた。

第1節 明治政府の成立

尾張藩と人々の動き 嘉永6年（1853）のペリー来航は、幕末の動乱開始の象徴とされる。以後江戸と京都を中心に攘夷と開国、倒幕と佐幕のイデオロギーが交錯し、明治4年（1871）の廃藩置県まで、朝廷と幕府を核に外国を巻き込み、史上最大の混乱期を迎えた。

尾張藩は、こうした騒乱の世情を背景に農民の軍隊を組織し、ペリー来航の年には海岸守を横須賀と鳴海の代官所に置いた。

公武合体を目論む、文久元年（1861）の皇女和宮降嫁に際し、上条村の林金兵衛は下原村の伊藤定助と共に人馬裁許役を命じられ、多くの村方人足を率いて中津川宿と三留野宿（ともに尾張藩領）で働いた。

文久3年（1863）には内外の不穏勢力から藩領を守るため、原則各村1名を非常守に任命し、農民の武術訓練を許した。本市域では、上条村の林金兵衛、関田村の堀尾茂助はじめ18名が確認できる（堀尾家文書）。この2人は下裁人となり、20～40人の隊の指揮者となった。

元治元年（1864）尊皇攘夷を訴え上洛しようとする、水戸藩の天狗党の乱で、中山道に通じる下街道経由を警戒した尾張藩は、内津峠に獵師を集め領内防衛の前線とし防御を固めた。昼夜なくかがり火が焚かれ、村中総出の大騒動となったという。

尾張藩は、佐幕派として元治元年（1864）の第一次長州征伐に前藩主徳川慶勝が総督として出陣

した。そのため、藩は飼葉や草鞋、人夫を村々に割り付けたが、兵として出陣を希望する者もいた。上条村惣庄屋で水野代官所管轄非常守下裁人であった林金兵衛もその一人であった。自身は不許可であったが、配下の者は許可された。また、藩は軍費として村方と町方に15万両を賦課した。慶応元年（1865）林金兵衛は村々から30万両、兵卒2,800人、馬60余頭を調達したという。

慶応2年（1866）第二次長州征伐で幕府の破局が決定的となるなか、尾張藩は討幕へ転換、翌年の大政奉還後、慶勝は上洛し新政府の新三職の一つ議定ぎじょうに任じられた。春日井市域では、大政奉還を知らせる慶応3年（1867）10月付けの高札が内津村や下原村に、翌年の戊辰戦争での徳川慶喜追討の高札が下原村に建てられた。

慶応4年（1868）鳥羽伏見の戦い直後、朝廷から東山道・東海道の諸藩を官軍に恭順させる命令を受けた尾張藩は、勤王誘引を行った。また、この戦を契機に尾張藩では京都の市中警護のために農民主体の軍隊（草莽隊と総称）を活用した。その中に林金兵衛を隊長とする草薙隊や堀尾茂助の忠烈隊がある。草薙隊の隊員は62人で本市域では上条村6、下条村3、和泉村2、玉野村2、明知村1、牛山村2、田楽村6、大手池新田1、神屋村1の計24人が参加した。徳川慶勝が甲信越地方の賊徒（朝廷に反逆する者）討伐に出動した折にも従軍した。隊は、慶応4年（1868）8月に美濃太田北地総管所詰として、総管田宮如雲の部下に配属され、隊員も241人まで増加した。その後尾張藩兵と合体して北地隊と改称するが、明治4年（1871）の解隊後は、多くは各務原に土着して300余町歩の開墾に従事した。

忠烈隊は、明治2年（1869）7月の土岐郡騒動（農民一揆）にも出動している。

藩の戦争参加は藩の財政負担を増し、年貢の先借り（地頭先納金）という形で農民も負担させられた。明治2年（1869）の春日井市域の村では、上条2,289両、田楽1,000両、大手804両、出川761両など20か村で総計7,972両にのぼっている。

また、明治2年（1869）には尾張藩領であった中山道伏見宿へ上条、関田、中切、神屋などの村々から交代勤番している。

この時期、維新への幻滅と凶作などのため農民一揆が全国的に頻発した。明治3年（1870）12月11日、下条、中切、下津尾、上条新田、八田新田など蔵入地の村民が、暴風被害の減税が拒否されたとして、東方部宰所へ押し寄せた。林金兵衛は現地に急行して説得に当たるとともに、当局に交渉して米200石、金3,000両の貸し付けを受けることで事態は収拾したものの、上大留、下大留、足振、高蔵寺、小幡、印場などにも波及した。同様の条件で収まったが、首謀者5人は入牢に処せられたといわれている。

この春日井一揆は、明治3年（1870）9月の暴風雨と庄内川決壊による被害にもかかわらず、藩が減税の要求に応じなかったことが直接の原因であったが、一方では維新の動乱により軍費や人員調達が度重なったことも無関係ではなかったと思われる。当時の藩財政の行き詰まりと農民の動揺をみることができる。

幕末の世情を象徴するものの一つに「ええじゃないか」がある。慶応3年（1867）7月、三河の渥美郡牟呂村（豊橋市）で不審な御札が発見されたことから、行列を組み囃し踊りながら村の氏神へ納め、臨時の祭礼を行った。近隣の村でも御札が降り、派手な祭礼が続いた。名古屋で御札降り

が祭礼に発展したのは8月であった。東海地方の囃子言葉は「六根清浄」や「おかげさん」といわれるが、いわゆる「ええじゃないか」と囃し踊り狂う奇妙な事件はやがて全国的に波及していった。

春日井原新田では9月と10月に秋葉様などの御札が降った。田楽村でも10月に大神宮の御札が降り、酒や餅、米、菓子などを持ち寄り7日間にわたり祭りが行われた。上条村の林金兵衛宅などにも降札し、代官所へ届け出ている。

「ええじゃないか」の背景には、政治経済社会にわたる不安定な解放感のなか、民衆の世情好転への願いがあったと思われる。

「御触れ」等に見る庶民の維新 維新前後、春日井市域でも藩から出されたさまざまな御触れ（通達）の中に次のようなものがある。

慶応3年（1867）10月の大政奉還では、内津村と下原村で次のような（意識）制札（高札）が立てられた。

徳川幕府が形勢を察し、政権を奉還したので、今後は朝廷がすべてを決定される。天下公けの立場で偏りなく、民衆と一つになり、徳川時代の制度の良い点・良い法はそのままで変更しない旨、仰せられているので、皆は公明正大な天皇のご意向を拝し。安心して家業を営むように。

翌年の戊辰戦争でも、下原村で次のような徳川慶喜追討令（意識）が高札で出された。

徳川慶喜が天下の形勢を止められないことを察し政権を返上、將軍職の辞退を願い出たので、これまでの罪を不問に付し、諸藩の上席の地位までも仰せ付けられた……（しかし）自ら兵端を開いたのは、謀反は明白であり、……大逆無道の罪を免れない、この上は朝廷も寛大な心で罪を許すことができなくなり、やむなく慶喜を追討するようお命じになられた……兵端が開かれた上は速やかに賊を誅し、万民の塗炭の苦しみを救いたいとの天皇の御心から、この度仁和寺宮を征討將軍に任じたので、……賊徒に従っていた者でも国家のために忠の志ある者は寛大な御心から採用される。……賊徒に通じ潜伏する者は朝敵と同様に厳刑に処されるので、心得違いないように

明治2年（1869）2月から4月に東方総管所から本市域に出された御触れの内容は、概略次のとおりである。

衆議公論を国家の基礎とすること、箱根関など諸街道の関所の廃止、遷都となった天皇の東京巡幸、スウェーデン・ノルウェー・スペインとの条約や外国人が通行する際の道の空け方、藩主が天皇を拝顔したこと、藩の外国からも物品買入れに関する事などは、新しい時代の幕開けを知らせるものといえよう。

また、通貨関連は5件あり、軒金札や旧貨幣の扱いや違反・処罰に関するもので、制度の過渡期の混乱が感じられる。既存貨幣（金貨・銀貨・銭貨）、藩札に新たに金札が加わった上、贋金・悪贋金が出回るなど混乱した状態であった。

身近なことで、もっとも多いのは前年に豪雨で決壊した入鹿池の堤防工事の人足を催促するもので、次は高齢者支援や困窮者の調査など福祉に関するものである。ほかでは、助郷や宗門改め、上納金、御林や砂防管理などは旧来のままであったと思われる。

明治3年（1870）9月、下原村に出された「定」では、「高札に書かれたことをしっかり守ること」とし、キリスト教の禁止から五人組、年貢など江戸時代と変わらない規定を41か条にわたって掲げ

ている。

明治4年(1871)の廃藩置県後の11月、庄屋戸長等が東方出張所(旧水野代官所)へ出した、村人に対する教戒に関する7ヶ条の請書は、次のような内容であった。

- ・布令を村中によく伝え、子ども扱うように気長に教え諭し、村の和合を図ること
- ・貧しい者や身寄りのない者、病人をいたわること
- ・孝行者や働き者を申し出、役所のお褒めに預かること
- ・村内を見回り池溝道橋の修復に抜かりないこと
- ・時々の年貢等の上納を遅滞させないこと
- ・他村とは第一に筋を通し、いざこざを起こさないよう心掛け、我利や加担をしないこと

村の規範の維持に勤めることを請負った(誓約)したもので、内容的には江戸時代と変わらない。異なるのは、江戸時代特別な者にしか認めらなかった苗字を、連署した34人全員が記載していることくらいである。

愛知県は因習を排除し文明開化を推進するため、祝い事や親睦・娯楽・派手な祭礼による金銭や時間の浪費・怠業、陰暦の慣習(明治5年(1872)に太陽暦導入)、迷信などの禁止や信仰に干渉する、多くの布達を出した。その一端を示すと次のとおりである。

- ・婚礼葬祭の大盤振る舞い
- ・破魔矢・飾羽根の贈答
- ・嫁入りや家壊して村へ菓子酒を配ること
- ・献馬・馬の塔・棒の手、日待ち・月待で数日休業すること
- ・昼間の芝居・相撲、獅子舞等による怠業
- ・休暇祝日は1と6の付く日に限ること
- ・旧暦正月の門松等、盆の迎え火(灯笼や提灯に代替する)
- ・易占等各種占い、神託、祈祷、修験の守札配付
- ・無許可の神仏の祠堂、寺院の梵鐘、僧侶の性行為
- ・兎、鼠、鳥の売買
- ・マッチ使用
- ・女性の断髪・剃髪

明治7年(1874)に第三大区副区長の林金兵衛が県令へ出した「儉約令の貫徹等を促す内届」は、次のように訴えている(要旨訳)。

- 1 婚礼厄歳その他の祝い事などは分相応の印だけで済ますよう、県の布達が出されたが、当村では、分不相応な酒食の振舞いで多額の借金をし困窮する者や、隣近所寄っての大盤振舞いに数日を費やし、一代では済まない借金をする者もいるので、酒食の振舞いを絶対に禁止する布達を出していただければ、何々祝いとして出す披露金を学校の経費に当てれば、個別に割当てしなくても済み、旧弊もなくなり、学校も発展すると存じます。
- 2 不開化の村では、若イ者とか中老といって村中に指示して組をつくるのが慣例で、副戸長より若イ者の指示が重んじられている。古来からの悪習で多人数なので、副戸長の説諭も非力で効果がない。日待ち月待ちについては寄り集まって酒食するなど、旧弊がなくならないので、今後は副戸長の指示を厳重に守るよう布達をしていただきたい。

若イ者組は村の求心力の象徴である祭りや楽しみ事の担い手であり、周囲への振舞いは平穏な暮

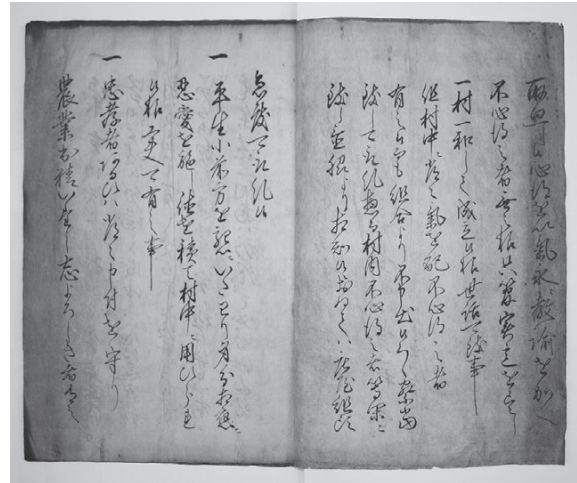


写真 2-4-1 乍恐奉御請書差上候御事
(明治4年 林金兵衛家文書)

らしの潤滑油であった。非合理的な悪習とはいえ、ムラ社会をまとめる心理的基盤を否定することは、運命共同体の角を矯めて牛を殺すことであった。こうした布達は全国各地で繰り返し出されたが、その多くは面従腹背と受け流された。庶民の暮らしの「文明開化」は、まだまだ先のことであった。

明治元年の入鹿切れ 慶応4年（1868）5月初めからの連日の霖雨で入鹿池（現犬山市）は満水になり、9日にはやや減水したものの、再び12日から豪雨が続き、ついに14日の払暁に堤防が決壊した。この年9月8日に明治と改元されたので、明治元年の入鹿切れといわれた。春日井関係でも入鹿用水の水路が通じている勝川・下条・上条の村々から松河戸・下津尾が被害を被った。

入鹿用水は、入鹿池を水源として、『尾張徇行記』の「神尾入鹿新田の条」に「入鹿池ハ元来丹羽春日井二郡の用水ナリ」と紹介されているように、春日井関係でも、築造以来田楽・大手・春日井原新田・牛山・上条新田・八田新田などの村々が灌漑用水の恩恵を受けていた。しかし、新木津用水の開削により逐次この用水の利用が減っていたが、水路はそのままあったので、池からの洪水は水路にそうごとく溢れ、被害を広げた。ちなみに現在でも鷹来町の名城大学農学部の農場の西に一部が残っている。

この洪水の被害がどれほどであった、堤防決壊後、修復された「入鹿再築碑文」には「石を流し樹木を抜き」と記され、甚大であったことを物語っている。浸水区域は丹羽・春日井・中島・海東の4郡にわたり、総計33か村で、流失家屋870戸、惨死者941人、負傷者1,471人、浸水家屋10,709戸、流没耕地8,480町5段30歩という。

春日井関係の被害はどれほどか詳細を知る手掛かりがないのが実情であるが、庄内川の堤防決壊の洪水が加わった地域もあり、勝川・下条・上条で影響が甚だしかったようである。特に春日井を接している味鋤村（名古屋市北区）では、2つの濁流の襲われた。庄内川の破堤は味鋤村の右岸で1,400m、対岸で1,450mだったという。

神仏分離と国家神道 明治政府は、王政復古の下、古代の祭政一致の天皇親政を範とし、天皇の神権的権威確立のため、神道国教化政策を進めた。伝統的宗教形態であった神仏習合（一般には、神は仏の下位にあった）を禁止し、神を仏から分離しようとした。

明治元年（1868）3月、神宮寺の別当（長）と社僧に還俗を命じ、続いて「神仏判然令」（神仏分離令）を布告した。神社名から権現・明神・菩薩など仏教由来の神号を排除し、仏像を御神体とすることを禁止した。神宮寺とともに仏像・仏具や文書などは、神社境内からの分離排除されることとなった。神仏分離は廃仏毀釈と拡大解釈され、寺や仏像などが廃棄される例もみられた。

内々神社は、江戸時代は「妙見宮」と称し、祭神は「妙見大菩薩」あるいは「妙見北辰尊星王」であった。このため、社名を古代の式内社である「内々神社」と改称、祭神も像はそのままに熱田神宮縁起の日本武尊伝説を基に「建稲種命」に改めた。また、神宮寺であった妙見寺は、「分離を廃止と誤解」し廃寺となったが、明治13年（1880）に再興された。

伊多波刀神社もそれまでの「八幡宮」を式内社名の「伊多波刀神社」に改め、祭神も八幡大菩薩の現世名である品陀別命（ほんだわけのみこと 諡は応神天皇）とした。神宮寺であった常念寺は、無住で檀家もなく廃寺となった。

しらやま 白山村の白山神社では、白山信仰の本地仏（祭神の本体とされる仏）とみられる十一面観音菩薩

立像と僧形坐像、女神坐像（いずれも市指定文化財）が、住職が別当である関係で円福寺に移管されたと考えられる。

こうした分離は、味美の白山神社と日輪寺、上条の白山神社（和爾良神社）と大光寺などでも行われた。

神仏分離は、密蔵院にも波及した。明治3年（1870）、名古屋東照宮では尊寿院が廃寺となり、仏像仏具や文書は住職が密蔵院院主でもあったので、同院へ移された。また、熱田神宮でも如法院などが廃止され、仏像・仏具などは本寺の密蔵院へ移された。この時移管された木造十一面観音立像や神額東照大権現、華鬘、阿婆縛抄、尊寿院と如法院の文書などは県や市の指定文化財になっている。

明治4年（1871）には、寺社領の上知命令（境内地以外の領地没収）、神社の社格制定、制の新設などが行われた。全国の神社は、官幣社（皇室関係の畿内の有力社など）・国幣社（地方の中心的神社）・府県社・郷社（1戸籍区1社）に格付けされた。郷社の下に村社、村社の下に無格社（共にのち独立）を置いた。氏子調べ制は、江戸時代の寺請制に代わるもので、郷社単位で氏子札を発行し、身分証明書としようとしたが、2年ほどで廃止された。

明治5年（1872）には、修験宗廃止令が出され、修験者は真言宗か天台宗に所属するよう命じられた。

現市域では、常泉坊（下条）は常泉院と改称し、林昌院（田楽）とともに真言宗高野山常喜院末に、大竜院（上条）は真言宗醍醐派となった。春日井原新田では、行者堂（現行者寺）は本尊を薬師如来とし臨濟宗瑞応寺末となったが、慈昌院（同前）は真言宗になった後、明治8年（1875）に廃寺となった。

この禁止令は修験道自体を禁止するものではないものの、翌年には「梓巫市子並憑祈禱孤下ケ等ノ所業禁止ノ件」も出され、民間に広く浸透していた呪術師兼医者としての現世利益活動（加持祈禱、まじない、民間療法による病気や悩みの解消）は大きな制約を受けた。太平洋戦争後修験宗が解禁されると、行者堂は瑞応寺から独立し宗教法人「大峰山行者寺」となった。

明治6年（1873）3月愛知県は次のような布達を出し、私宅や路傍の祠や像、碑まで禁止した。

「郷村社を初官許を受て創建の神社を除の外、私立の諸祠悉廢却申付候事 附人家の屋敷内に有之社も同様の事…辻地藏路傍の観音は勿論…」（県史資料編）

御嶽講は、政府が公認した教派神道13派に組み込まれることで、布教を続けることができた。

政府は、近代的天皇制国家の精神的支柱づくりのため、神社の純化を図るとともに、天皇の祖神天照大神を祀る伊勢神宮を頂点に、全ての神社や神職を国家の支配下に置くこととした。宮中祭祀を基準に全神社の祭祀を画一化する国家神道を創始し、国民への教化活動を開始した。紆余曲折の末、明治15年（1882）以後、神社神道（国家神道）を祭祀に限定することで、一般宗教との共存が図られることとなった。

本市域では、内々神社が東春日井郡唯一の県社となり、郷社には白山神社（味鏡原新田）、伊多波刀神社（田楽村、のち県社）、松原神社（下原村）、小木田神社（関田村）が指定された。伊多波刀神社は、11か村郷社とされた。村社は43社であるが、松河戸村や下市場村は2社である。

第2節 廃藩置県と初期行政

行政機関の変遷

〔愛知県の成立〕大政奉還後の慶応4年（1868）1月（4月？）、新政府は1万石以上の家を大名とし立藩を認めた。これにより尾張国内の尾張藩は、名古屋藩と立藩した犬山藩・今尾藩（藩庁は美濃国）の3藩体制となった。本市域では、下原村（911石）と下原新田（689石）は犬山藩に、味鏡原新田（24石）は今尾藩となった。

同年、政体書が發布され、地方行政は府（旧幕府直轄都市）・県（府以外の旧幕領）・藩（旧藩）の三治制となった。府に知府事、県に知県事が置かれ、藩は諸侯（旧藩主）が治めたが、翌明治2年（1869）6月からの版籍奉還で、諸侯は知藩事に任命された。

明治4年（1871）7月から中央集権確立のため廃藩置県を行い261藩を廃止した。府県と合わせて3府302県となったが、府県改置により11月には3府72県となった。知藩事（旧藩主）は職を解かれた。

犬山県を廃止、他国の飛地が解消され名古屋県は尾張国のみとなり、尾張国では名古屋県、犬山県と今尾県（主は美濃国）が置かれたが、11月に名古屋県（知多郡を除く）に統合された。同県は明治5年（1872）4月、愛知県と改称した。三河国では11県が廃止され、尾張国知多郡を管轄する額田^{ぬかた}県が置かれたが、11月には愛知県に統合され、現在の愛知県が成立した。

〔春日井郡の行政組織〕幕末、春日井郡には水野代官所（春日井市域の大半を管轄）、小牧代官所（小牧市域と春日井原新田）と清須代官所があり、勝川村と松河戸村は大代官の直轄であった。慶応4年（1868）8月水野代官所は東方総管所となり、小牧代官所はその付属機関となった。同総管所の付属兵は翌明治2年土岐郡騒動に出兵するなど、軍事色が強い組織であった。同年11月と12月にそれぞれ東方部宰所、小牧邑宰所と改称した。明治4年（1871）2月東方出張所となったが、7月の廃藩置県後の9月春日井郡出張所と改称し小牧村に置かれた。翌5年（1872）1月出張所は全県で1か所（本庁）となり、不便になったため県内7郡に16（県資24p106.7上）15（？の会所（市史p320, 小牧市史p273）が置かれた。春日井郡には小牧（小牧村組合83村）・上水野（同50村）・下小田井（同105村）の3会所が設置された。

会所には各村の庄屋の選挙で大庄屋が2人置かれることとなった。上条村の林金兵衛が小牧会所、久木村の吉田吉蔵が上水野会所で当選したが、9月には制度自体が廃止された。

〔村と戸籍区〕明治改元前後、統治の中間組織である代官所の名称や役割に変化はあったものの、村は幕藩時代と変わらず、一元的統治の末端組織であるとともに地縁の自治組織であった。庄屋などの村役人や人を掌握する宗門人別改帳などもそのままであった。明治2年（1869）政府は「村々名主組頭定使米等姑ク旧慣に依ラシム」と布達している。

しかし、中央集権国家を目指す政府は、全国一律に身分に関係なく、居住地の「戸」を単位に国民を掌握するため、明治4年（1871）4月に戸籍法を制定した。戸籍編成のため、「土地の便宜」

を考慮し7・8村を組み合わせて区画（以下、「戸籍区」という）を定めた。区には戸長・副戸長を置き、戸数・人数・生死・出入り等を掌握する戸籍を作成させた。戸籍区は尾張で104、全県で164に上った。春日井郡には第23～40区が置かれた。内津村から上野村の坂下地区と外之原村・玉野村は第25区に属し、神屋村の稲垣伊左衛門が戸長に任命されている。この戸籍は、法が施行された明治5年（1872）の干支にちなんで「壬申戸籍」と呼ばれた。

こうして、庄屋などの村役人を中心とした旧来の村制と、戸籍法の戸長等によって直接国民を掌握する区制が重複して設定されることとなった。

〔大区小区制〕旧来の村（村役人）と戸籍区（正副戸長）の二重行政は、現場で軋轢を生むことも少なくなかった。このため明治5（1872）年4月太政官布告により、庄屋・年寄・大庄屋など（村役人）を改称した正副戸長が、土地と人民に関するすべての事務を所管することとなった。行政は区と正副戸長に一元化されることになり、10月には「土地ノ便宜ニ因リ」区（小区）をまとめる大区に区長、小区に副区長も置くことができるとの布達が出されたが、区と従来^のの村との関係や大区小区の規模・組織などの細部は府県の裁量に委ねられた。

区画については、2月の布告の「新古判然区域ヲ分チ」を受け、愛知県は前月の9月愛知県区画章程と区長戸長職務章程を制定し、大区小区制を導入した。県内7郡に6大区90小区が置かれた。小区の規模を2～42か村とする一方、従来の区（戸籍区）を小区と改称し分割はしないとしている。従来の里正（旧庄屋）・年寄・戸長は廃止され、大区に区長、2・3小区に権区長、5・6か村に戸長、村に副戸長1・2名、組頭3名までを置くことができることとなった。選出方法は、正権区長は正副戸長の、正副戸長は高持ち住民の、組頭は住民一同の投票によるとしているが、現市域の西尾村の文書では、権区長は戸長が、戸長は副戸長が、副戸長は村中の百姓の投票で選ぶよう通達されている。

また、会所は郡に1か所となり、尾張七郡会所として名古屋に置かれたため、大区ごとに集会所を置き詰所や会議場とすることとなった。

11月額田県が愛知県に編入され15大区152小区となったが、春日井郡はそのままであった。

明治6年（1873）11月、職掌章程改正により、大区に正副大区長、小区に小区長、村域に正副戸長とその補助者の伍長を置くこととなった。また、村では五人組に代わり伍長組が組織され、伍々長もあった。

春日井郡は全域第3大区となり、18小区が設定され、集会所は味鏡村に置かれた。

本市域には7小区が置かれた。小区の区域は図2-4-1、本市域の村名は表2-4-1のとおりである。

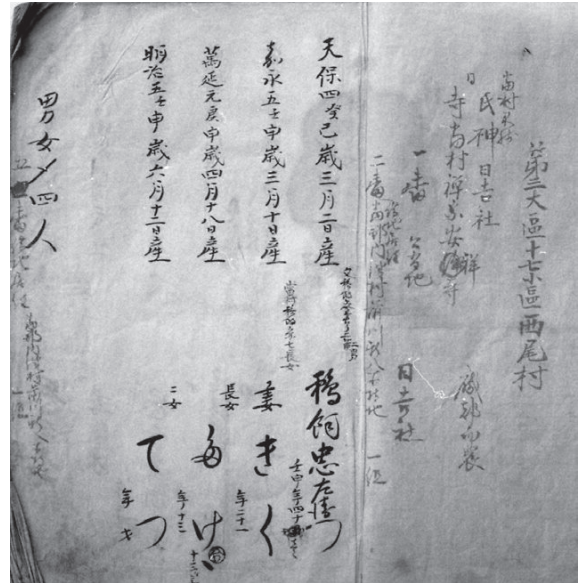


写真2-4-2 西尾村壬申戸籍

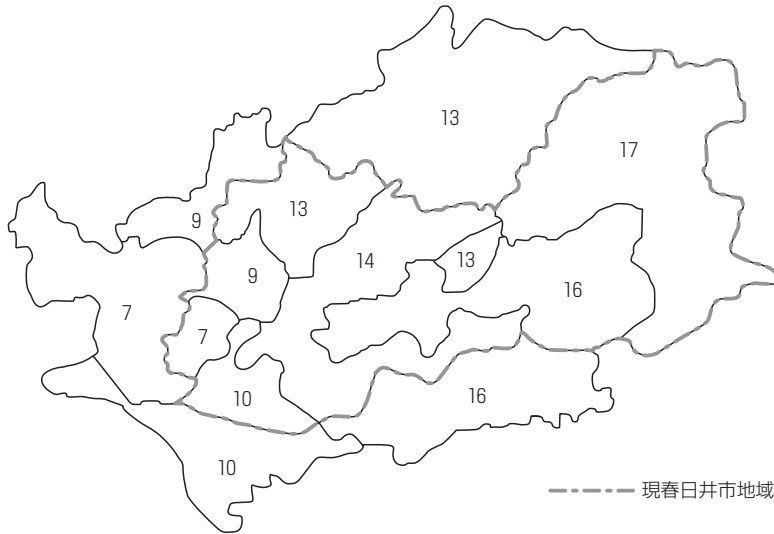


図 2-4-1 明治5年第3大区のうち春日井市域の小区

表 2-4-1 本市域の小区所属村名 (明治5年)

小 区	村 名
第7	味鏡原新田
第9	春日井原新田、如意申新田、稲口新田、長斉新田
第10	勝川、勝川妙慶新田、松河戸
第13	田楽、田楽新田、大手、大手池新田、大手西新田、牛山、大泉寺新田
第14	上条、下条、下津尾、中切、上条新田、下条原新田、八田與吉新田、八田新田、大光寺新田、下原、南下原、下原新田、桜佐、野田、牛毛、神領、下大留、上大留
第16	関田、下市場、名栗、堀之内、出川、松本、神明、庄名、白山、久木、足振、高蔵寺
第17	上野、和泉、一色、廻間、神屋、明知、西尾、内津、外之原、玉野

本市域の小区の区画基準は不明であるが、1小区の村数は9～18か村、戸数は1,031～1,887戸である。

小牧会所廃止後、惣代役（大庄屋）であった林金兵衛は、3小区（第13・14・16）の権区長と6か村（桜佐・野田・牛毛・中切・下津尾・上条）の戸長を兼務している。林金兵衛は、その後、明治7年（1874）12月に第3大区の区長となった。

戸長は、第13小区の飯田重蔵（下原新田）や第17小区の吉田吉太郎（久木村）のように、隣の小区から選任される例もみられる。民選であったが官の承諾が必要であった。

明治7年（1874）9月、これまで大区区長が選んでいた副戸長は投票で公選するという県令布告で出されたので、この時点

まで副区長以上は官選であったと考えられる。

明治9年（1876）8月、新県令の安場保和は、大区小区制を改め県内を18区に再編する布達を出した。目的は、多くの役職と取扱所があるため「吏員ノ多キ却テ冗雑ニ涉リ自カラ徒為空費ノ弊害ヲ生」じているので、1区1会所とし、人員の削減と権限の拡大によって上下の意思疎通をよくすることにあった。これは、組織の簡素化により地租改正事業の停滞を打開するためであった。

同時に制定された「郡治職制章程」により、区に区長又は副区長・戸長・副戸長（以上、官選）、村に用係、組に組長（以上、区長が選任が置かれた。用係は「総テ区戸長ノ指揮ニ従ヒ」、組長は「瑣末ノ事タリト雖トモ区戸長以下ノ指揮ニ従ヒ決シテ自己ノ意見ヲ以テ専断スルコトヲ得ス」とされた。制度上自治組織としての村の民意が反映される余地はなくなり、集権的統治がより強化された。春日井郡は第3大区から第3区となり、区域や会所に変更はなかったが、区長には初めて他県出身者（熊本県の士族）が任命された。

この区制下で強化された県政を円滑に進めるため、翌10年11月、町村会開設を布達し愛知県町村会議員仮撰挙法と県町村会仮章程を制定した。町村会は、その町村に関係する庶民と公共の利益を

図ることを目的とし、議員は戸主による公選としたが、議定権のみで実施権は県がもった。

町村会は原則1町村毎であるが、小町村はいくつかを合併し500戸内外を1組とし、「第何区何番組町村会」と称した。議員の割合は20戸に1人であるが、戸数にかかわらず上限は50人とされた。選挙権者は、年齢満17歳以上の戸主のうち不動産を所有する居住満2年以上の戸主で、女子にも認められた。被選挙権者は、不動産を有する居住満6か月以上の戸主で満21歳以上としている。

町村会の権限は議案の発議（第3条）と審議に限られ、採決は多数決（第6条）とされたが、施行は県に任せられた（第3条）。

春日井市地域において、町村会がどのように組織されたか詳細は不明であるが、和爾良村の長縄常右エ門が村の戸長から受けた明治16年9月24日付の当選通知がある。

続いて県治会議仮章程と区吏員会議仮章程を定めた。県治会議は、県庁の吏員と区長で構成され、目的は両者の意思疎通を図ることであった。一方、区吏員会議の目的は、区の役職者が区長の権限内の事務を議論する場であり、「区会議事」と同一視すべきでないとして規定された。

三新法体制と戸長役場 政府の進めた大小区制は全国的に統一されたものではなく、地方の実情にもすぐわれないものであった。また、地租改正反対一揆や政府の専制的政治に反対する自由民権運動などにより、政情は安定していなかった。こうした状況に対し政府は、地方の実情を踏まえた統一的な地方制度を再編するため、明治11年（1878）7月に郡区町村編成制法・府県会規則・地方税規則の「三新法」を公布した。

郡区町村編成制法は、大小区制を廃止し、町村を行政区画として公認するとともに、町村を掌握する郡（農村部）と区（都市部）を府県の下部機関として新設し、府県—郡区—町村という統治体系が創設された。郡区には郡長・区長（官選）、町村には戸長（公選）が置かれた。戸長は公選されたが、国の吏員として郡長の監督下で国の事務を行う一方、町村の代表として町村の固有事務の監理者でもあった。町村にある程度の自治を認める一方、円滑な地方統治の要として郡長に強い権限を付与した。事務所として、郡区に郡役所・区役所、町村には戸長役場が置かれた。

愛知県では明治11年（1878）12月に施行され、16郡と1区（名古屋）が設置された。春日井郡の郡役所は、下小田井村に置かれた。

区町村の編成に当たり、入り組んだ区画の整理など地租改正事業の便宜などから、800近い村の合併が行われた。春日井市域では、大留村（上大留・下大留）、坂下村（和泉・一色）、気噴村（足

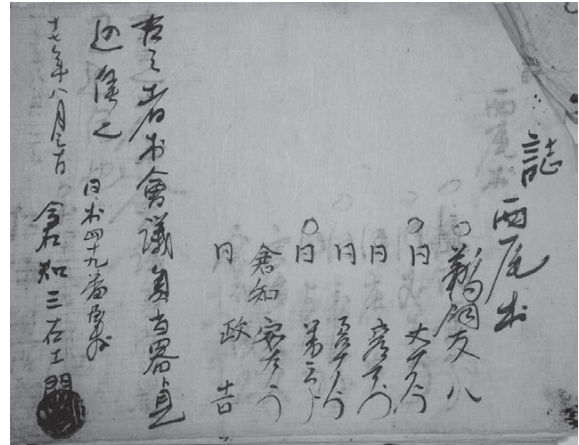


写真2-4-3 西尾村村会議員の投票用紙

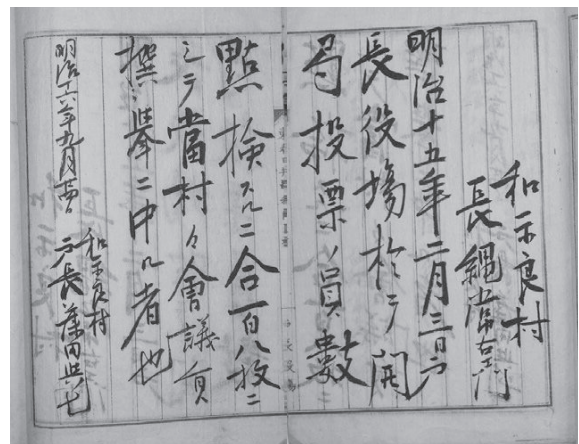


写真2-4-4 村会議員当選通知

振・久木)、熊野村(牛毛・野田・名栗)、春日井村(春日井原新田・長斎新田)、和爾良村(上条・八田新田・大光寺子新田)の6か村が誕生したが、坂下・春日井・和爾良などは、既存の実態上の村を公認したものであり、熊野は村の入り組みの解消であったといえよう。また、飛地整理も行われた。稲口新田では、明治9年(1876)八田川を挟んで、勝川妙慶新田との間で不等価(面積)交換、上条新田に対しては一方的に村換えを行っている(戸長役場資料)。このため、地縁を重視し、転居する家もあったという。

府県会規則は、各地の府県会を統一的基準によって開設することを定めたもので、その権限は地方税の用途と徴収方法の審議に限定され、発議権は府知事・県令にあり、施行はその認可が必要であった。選挙権者は地租5円以上を納入する満20歳以上の男子、被選挙権者は地租10円以上を納入する満25歳以上の男子に限られており、農村部では地主層であった。

明治12年(1879)5月に第1回の選挙が行われ、議員定数50人中春日井郡は3人で、本市域からは林金兵衛が当選している。

下原新田の場合、この選挙時の人口は1,245人(277戸)であったが、選挙権者は49人、被選挙権者は28人であった。対人口比率は選挙権者は4%、被選挙権者は2%、戸主が納税者とみても、対戸比率はそれぞれ18%、10%に過ぎない。極めて制限された地主本位の選挙であったといえよう(市史p330.1)。

明治13年(1880)2月、春日井郡は東西に分割され、春日井市域は東春日井郡となり、郡役所は勝川村太清寺内に置かれた。初代郡長には、地租改正歎願運動の中心となった元区長の林金兵衛が



図2-4-2 明治11年春日井地域における47か村区域図

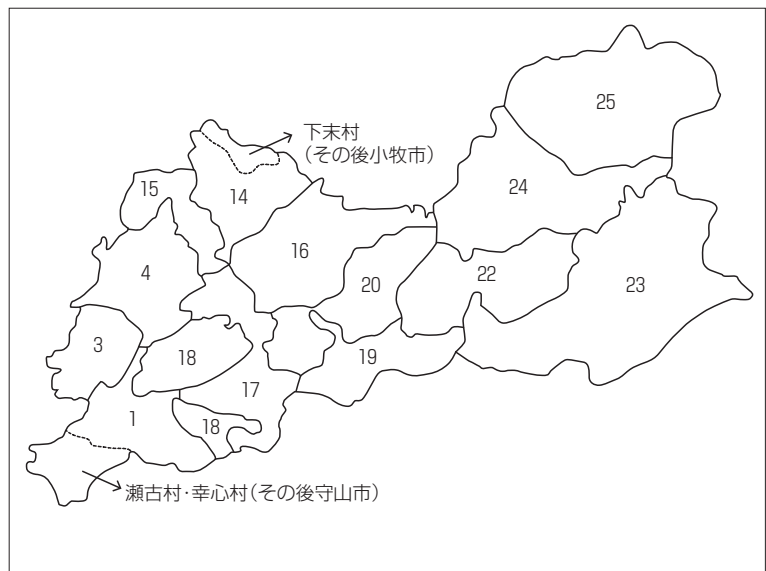


図2-4-3 明治17年春日井地域における戸長役場区域

就任した。

町村会 幕藩時代の町村には意思決定機関として「寄合」があったが、大区小区制が導入されると村役人等は廃止され、寄合の役割も公には全く無視されることとなった（市史 p 331）。しかし、区の財源となる税（戸数割などの民費）や村に関わる財産・水利・農事・土木工事などは、住民の協議を抜きにしては進まず、また、民権思想が高まるにつれ区の役員の専断が通用しない状況となった。明治11年（1878）7月の三新法によって町村は行政区画として復活し、町村会に開設が許可され、愛知県では「仮」であった町村会は、法的に認知されることになった。

明治13年（1880）4月、区町村会法が公布された。区町村会の権限は「其区町村ノ公共ニ関スル事件及其経費ノ支出徴収方法」の議定とされ、決定事項の施行は戸長の権限とされた。選挙権と被選挙権は、これまでの県の制度と比べ、不動産所有の要件がなくなった一方、年齢はそれぞれ満20歳以上、満25歳以上に引き上げられ、さらに男子に限定された。また、市町村は市町村会規則を新たに制定することとなった。

10月に制定された西尾村の村会規則の総則・選挙・議則などは、6月制定の名古屋区会規則とほとんど同じである。議員資格は名古屋区会が満25歳以上に対し20歳以上であり、これは西尾村のような小村の特例と考えられる。この時期、他の春日井市域でも同様の村会が開設されたと思われる。

明治17年（1884）5月区町村会法が改正され、府県の首長や戸長の権限強化により区町村への統制が強化された。区町村会の議定事項のうち「区町村ノ公共ニ関スル事件」は「区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件」に限定された。また、選挙権・被選挙権は地租の納税者に限定された。

町村の自治的機能に対する国家統制の強化を図るため、8月戸長は官選となり、戸長役場区域は500戸を目安に再編、拡大（4～5か村）され、町村や町村会の行政的機能は戸

表 2-4-2 戸長制度の変遷

明治4年(1871)4月	戸籍法制定 区制・戸長制度 戸籍編製のためのもの。戸長は戸籍吏。
明治5年(1872)5月	戸籍法上の戸長を廃止し、一般事務も扱う行政吏とした。区も普通行政区画となった。
明治11年(1878)7月	郡区町村編制法公布 各町村に戸長及び戸長役場を設置。戸長は公選。
明治13年(1880)4月	区町村会法公布
明治17年(1884)5月	区町村会法改正 戸長は任命制となり、戸長役場の管轄区域が拡大。

長役場や連合町村会に移管され、町村会は自治的事業の協議に限定されることとなった。その背景には、松方デフレによる深刻な不景気や米価の下落、府県税・町村税の増税、自由民権運動の激化と地方への浸透などがあった。

東春日井郡は111か村は32組に分割され第何組となり、戸長役場は第何組戸長役場といった。組の村数は2（味鏡原新田・小牧村）～6か村（上条新田他5）、平均3.5か村であった。翌18年（1885）3月の県の布達により、戸長役場はその所在村名を冠するようになり、複数村の場合は「何村外何か村戸長役場」といわれるようになった。

この背景には、町村をまとめることで統括をしやすくすることや、小規模町村では財政能力に乏しく、戸長の適材も少なかったことが考えられる。この役場区域は、明治22年の町村自治制度による町村編成の基礎となった。

村の事業経費 明治11年（1878）の地方税規則は、従来の府県税（府県費）と民費（区費）を一本化して地方税（府県税）とし、町村の行政費は協議費として分離した。本来なら町村費となるべき区費が府県へ移管されたため、町村の財政は圧迫され、住民の負担が増すこととなった。町村の財政は住民の協議（町村会）に委ねられたので「協議費」といわれ、税金の種類・課税方法・支出方法などは町村が定めた。税体系は国税—地方税—協議費（町村費）となった。協議費は、明治17年（1884）の区町村会法改正により「町村費」と改称された。町村費の支出科目は、役場費・会議費・土木費・教育費・衛生費・その他に限定された。

春日井市域での地方税規則施行前の状況は、下原新田（明治11年、277戸）と西尾村（明治12年、83戸）の「民費惣計届」により必要経費の概要が分かる。

明治11年（1878）の下原新田の支出は448円69銭1厘（表2-4-3）で、学校費が221円10銭と全体の約50%を占めている。次いで土木費（費目1～4）が約27%、神社関係費（同7～9、11）が約13%、行政費が約11%（同5、6、12、13）となっている。西尾村は6か月分（7～12月）であるが、行政費（表2-4-4費目4、5、7、10、11）が約32%、土木費（同1～3）約26%のほかに、山守給料など共有山関係費（同6、12～14）と思われるものが32%を占めている。

なお、この時期には地租改正関係の費用が大きく、下原新田では明治8～11年度に3,214円50銭の巨額で、その多くは土地測量に関する費用であるが、11年度だけで2,133円70銭を支出している。その大半は、地租改正歎願運動のための議員の日当と旅費である。

明治11年（1878）の地方税規則制定前の村の収入は、従来の慣例に従い主に戸数割と反別割によったと思われる。翌年の下原新田の協議費予算（半年分）は145円80銭で、地価割と戸数割を支出費目に応じ定めている（表2-4-5）。なお、県税（地方税）中戸数割は、全戸数のうち10戸を除く267戸を15階層に区分して割当てている。村入費は当初、地租改正条例で本税（地租（地価の100分の3）の3分の1以内とされたが、実施段階では本税の税率低減に伴い5分の1以内とされた。

表 2-4-3 明治11年 下原新田民費

費 目	金 額
1. 用悪水路費	43. 71
2. 道路堤防橋梁修繕費	29. 87. 3
3. 溜池修繕費	30. 50
4. 池守給料	18. 52
5. 徴兵下調費	1. 18. 5
6. 戸籍調費	0. 86. 3
7. 郷村社営繕料	40. 00
8. 同 神官給料	7. 39
9. 祭典費	2. 10
10. 学校費	221. 10
11. 雨乞虫送費	6. 60
12. 用係旅費	2. 35
13. 役場諸費用紙小使等	44. 50
合 計	448. 69. 1 円 銭 厘

表 2-4-4 明治12年（7～12月）西尾村民費

費 目	金 額(円)
1. 道路堤防修繕費	5. 85
2. 溜池修繕費	4. 30
3. 井堰守給料	1. 50
4. 地租金取集諸税費	0. 86
5. 戸籍調費	3. 08
6. 山林調費	2. 80
7. 社寺調費	0. 92
8. 郷村社神官給料	1. 00
9. 学校費	3. 81
10. 戸長旅費	2. 00
11. 役場費	7. 60
12. 猪鹿土居地費	3. 00
13. 獵師給料玉薬共	4. 00
14. 山守給料	4. 50
合 計	45. 22 円 銭

表 2-4-5 下原新田村協議費予算（半年）

費 目	金 額	備 考
	円	
溜池守及用水路見廻給	15. 00	田地価割り
土木費用	95. 00	（田地価7分 畑宅地価3分）
常使増給	10. 00	惣地価割り
村会臨時会費	5. 00	同 上
雨乞蝗送り費	5. 30	同 上
雑 費	10. 00	同 上
祠官掌給料	4. 50	惣戸数ならし割り
村社祭典費	1. 00	同 上
合 計	145. 80	

第3節 地租改正と農民運動

地租改正への準備 明治新政府が中央政府機関を整備し、全国統一をしていくなかで、富国強兵、殖産興業などを推し進めた各種の制度改革のうちの重要な一つが地租改正である。明治元年（1868）12月、政府は、「村里に属する土地は、すべて百姓の所有とする…」を原則とし、土地に課せられる租税・役務を納めれば誰でも土地を買うことができるとした。細部にわたればあいまいに点は否めないが、土地売買の自由の原則が認められたのである。

それまでの幕府・各藩によりまちまちであった年貢を統一し、米納（金納もあったが少額）から金納に改めることを主眼に、米の豊作・凶作による収入の変動、米価の変動など政府財政の運営の不便な点を解消することが図られた。年貢米の場合は輸送、保管あるいは検見等の煩わしさも看過できない問題であった。

明治4年（1871）9月、政府は土地売買の自由を許し、地価を基準とする地租を米納から金納へ切り替える決定をし、田畑作物の自由、売買の自由を進めることとした。土地所有者には地券を与え、所有権を確認することが実施されることになった。これに続いて5年2月には田畑売買の自由を認め、7月には私有地すべてに地券を交付することとした。

改革の理念は、

- ・ 不公平な旧税制を改体し、負担の公平をはかること
- ・ 米納に代えて金納に統一すること
- ・ 土地永代売買の禁を解き、土地の所有権を公認すること
- ・ 地券制度を導入すること

このうち地券は、明治6年（1873）の「地租改正条例」の布告にさきだち、干支が壬申の明治5年（1872）から始められ、「壬申地券」と呼ばれた。これで土地の所有者を確定させ、地価を明記し、地租の納入義務者の把握につとめることとしたわけである。

地租改正の実施 こうした準備を整え、明治6年（1873）7月28日、「上諭 …租税ハ国ノ大事人民戚ノ係ル所ナリ従前其ノ法一ナラス寛苛軽重率ネ其ノ平ヲ得ス仍テ之ヲ改正セント欲シ…」とともに「地租改正条例」（太政官布告第272号）を布告した。地租は当時、全国の財政収入の約82%を占めていたといわれ、旧藩ごとにばらつきがあり、全国統一する必要に迫られていたのである。

そのため農民を拘束していた田畑永代売買の禁止や分地制限、作物制限などを解消し、土地の所有者を明らかなる地券を発行して準備を始めた。

「地租改正条例」（全7章）、「地租改正規則」（全17則）、「地方官心得（44章）」の定めや心得も示された。要点は次のとおりであるが、最も重くみられていたのが「旧来ノ歳入ヲ減サルヲ目的」とするにあった。

条例は、今日の法律に相当する。

- ・ 容易ならざる事業につき、必ずしも成功の速やかなるを要しない。

- ・ 豊凶による地租の増減はしない。
- ・ 田畑は耕地、その他は牧場、山林、原野はその名目により何地と称す事
- ・ 家作の土地は、宅地と呼ぶこと。
- ・ 物品税（茶・煙草・材木等）は地租に含むものとする。
- ・ 地租は地価の100分の3とするが、物品税が増えて200万円以上になれば、100分の1まで漸次減少すること。

この条例では、村入費等にも触れ、「本税の3分の1より超過すべからず」とされたが、本税が、物品税等の増収につれて100分の1まで漸次減少することがうたわれているにもかかわらず、その際の村入費の扱いが示されておらず、村入費がとうてい賄えなくなる点は無視されているのが気になる。もっとも本税が100分の2.5に引き下げられた際には、「本税の3分の1以内」が、「5分1以内」に減らされている。村入費は、さらに厳しくなったわけである。

「地租改正規則」では、

- ・ 宅地等価を定めがたき場所は、耕地の平均か隣村の比較で定めること
- ・ 郷蔵・学校等無税だった土地も人民の共有するものは宅地同様とすること
- ・ 一村又は数村総持の山林秣場等の公有地はすべて仮の地価を定め納税のこと
- ・ 一村又は数村で貢租納入してきた堤敷・道敷・共有墓地等は無税とすること

「地租改正ノ告諭書（明治9年3月10日）」は、着手の順序等を示したもので、これを具体的に「地租改正地位銓評順序」（明治9年6月30日愛知県第140号）（全13款）で告諭した。

- ・ 着手の順序は反別丈量を先にし、地価の査定を後にすること。
- ・ 地価は土質の肥瘦、収穫の多寡、運輸の便否等種々の景況を洞察すること。
- ・ 田畑及び宅地の地位等級銓評順序を示し、山林・原野等は追って達する。
- ・ 地位は地味の沃脊・水利・耕作・運輸の便否等を審にした上で等級を定める。
- ・ 銓評議員は、各段階とも地主総代から選ぶものとする。

イ 村内議員は村内一同の公選

ロ 小区内議員は小区内村議員一同の公選

ハ 郡内議員は郡内各小区の議員一同の公選

ニ 県議員は県内各郡議員一同の公選

- ・ 土地1筆ごとに丈量（測量・検地）を行う。

^{じおしじょうりょう}地押丈量が優先されたのは、土地の所有者を決定するため、その範囲を確定する必要があり、土地の境界の整理を急がせたわけである。そして「地方官心得」として、「……人民ヨリ差出セル書上ニ就キ当否ヲ検シ」と村民の自主制を求めている。

春日井郡の改正過程 第2代愛知県令鷲尾隆聚は、村役人を中心に作業に当たらせた。各村で検地の準備のための帳簿・地引帳を調製し、1筆ごとに畝杭（土地の境を区切るための杭）を立て、字・地目・反別（田畑の面積）・地主名・新番号を記していき、それに村落を適宜区分した見取り図を作成、田は黄色、畑は赤色、宅地は白色という色分け作業などがあった。進行は容易でなかった。尾張管内では230万筆あるといわれ、のちに歎願運動を起こした林金兵衛の和爾良村だけでも8,000

筆近い土地があったから、その作業は膨大であった。

明治8年(1875)3月新しく県令に就任した安場保和が、明治9年(1876)3月「地租改正ノ告諭書」を發して、それまで過半は終えていた作業(林金兵衛の「歎願之始末手控記」)を無視し、改正の手順を反別の決定と地価の査定にしぼり、地価決定の作業を急がせた。

地価の査定は、収穫量・種肥代・農産物価格・利子率や地の利などを勘案して決定すると定められていたのを無視し、村の等級を県で定めて格付けし、各村の承諾を取り付けようとした。村の等級は、収穫量の決定を意味する地租の根幹をなす重要事項であった。そのため村の収穫量の決定は、土地1筆ごとに地押丈量を行い、その結果を積み上げて定めるとされていた。明治9年6月30日に県が公布した「地租改正地位銓評順」にも、村、小区、郡、管内すなわち県の順に積み上げて銓評していくことが明記されている。村ごとに議員を選び銓評、村議員が郡の議員を選び、郡レベルで決定するのである。しかし、実態は、県で決定した村位等級を郡銓評議員に押しつけ、その承諾書である請書の提出を求めた。

係官は面積の決定を急ぐあまり、夜中に松明を灯して調査を強行するなど、杜撰で強引な測量を推し進め、農民の反発を買うことが多かった。ついには、押しつけに反発して、請書の提出を拒んだ村民に対して、強行的に迫り、「速かに提出せざるときはその収穫を鎌止めすべし」とし、明治9年11月6日、稲の刈り入れを禁止する鎌止めを行うなど威嚇的な態度をとった。ちなみに一部の刈り入れが許されたのは11月29日、全面解禁になったのは12月18日のことであった。収穫せぬ間に鳥に食われたり、霜雪の害を受け品質が悪化して価格が下落したり、翌年の麦の蒔き付けにまで差し支えた。

その頃第3大区の春日井郡は18小区に分かれていて、各区から2名の郡銓評議員が選ばれている。当時の春日井郡は193か村に及び、今日の春日井市はもちろん、小牧市・尾張旭市・瀬戸市から名古屋市西区・北区・守山区の一部を包括する広い範囲であった。春日井市域の郡銓評議員は、第7小区(他村から)、第9小区浅井喜兵衛(春日井原新田)、第10小区青山熙助(勝川)、第13小区河田友三郎(田楽)、第14小区林金兵衛(上条)・横井広右衛門(下原)、第16小区堀尾茂助(関田)・吉田吉蔵(久木)、第17小区稲垣伊左衛門(神屋)・前川新右衛門(内津)で、戸長(村長)など村を代表する人たちばかりである。

表2-4-6 春日井市域の田の村位等級(明治9年12月1日)

等級	村数	村名
6	3	上大留、下大留、牛山
7	2	足振、久木
8	11	大手、松河戸、中切、牛毛、名栗、野田、上条、八田新田、下条、関田、堀之内
9	13	春日井、田楽、下市場、高蔵寺、神領、神明、桜佐、松本、上野、玉野、下原、出川、白山
10	5	下原新田、庄名、南下原、大手池新田、勝川
11	7	稲口新田、大泉寺新田、下津尾、如意申新田、上条新田、廻間、味鏡原新田
12	7	和泉、一色、明知、西尾、外之原、神屋、大手酉新田

13 1 内津

注：「和爾良村の林家文書」と「玉野村の加藤代次資料」を参考にした。

村位等級は、田は第1等級から第13等級まで、畑が15等級までに区分されている（表2-4-6、表2-4-7）。田の等級と収穫量の関係は、第1等級の村の収穫量を最大に、以下各等級ごとに収穫量1斗2升を漸減していく。地価の決定は、確定した収穫量に、統一した米価、尾張では1石当たり4円87銭（三河は4円86銭）、麦価は、2円6銭（三河は2円）と定められた。

表2-4-7 春日井地域の畑の村位等級（明治9年12月1日）

等級	村数	村名
7	1	牛山
8	7	上大留、大手、中切、下条、野田、牛毛、名栗
9	6	春日井、田楽、松河戸、桜佐、神領、出川
10	10	味鏡原新田、下原、南下原、下市場、関田、堀之内、足振、久木、高蔵寺、明知
11	16	下津尾、下原新田、大手池新田、八田新田、上条、松本、庄名、神明、白山、玉野、和泉、一色、神屋、西尾、稲口新田、如意申新田
12	8	八田与吉新田、大泉寺新田、田楽新田、上野、大手西新田、勝川、妙慶新田、大光寺子新田
13	2	廻間、外之原
15	1	内津

注：「玉野村の加藤代次資料」を参考にした。

請書拒否と歎願運動

【請書拒否】 この等級の決め方と等級に納得できなかったのが、第14小区の和爾良村（当時は大光寺子新田・八田新田・上条の3か村）・下原新田・下条原新田・下津尾・上条新田・上中切（以下は、従来の村名「中切」を使用）・南下原・熊野（当時は牛毛・名栗・野田の3か村）と、第13小区の田楽・牛山の各村であった（表2-4-8）。求められていた請書の提出を「何分不順序ノ御分賦難御請（不順序の分賦は請けがたい）」と拒んだ。しかし、県は、鎌止めに続いて関係者を名古屋に呼び出し、何日も帰村させなかったり、捕り縄でくくり処分する、家族老若男女とも村中残らず外国へ追いはらうなどと威嚇した。結局、あくまでも拒否したのは和爾良村だけになってしまった。

和爾良村の林金兵衛は、郡銓評議長に選ばれたが、地位等級の押しつけに反発して辞任した（明治10年3月27日）。主張するところは、地租改正そのものの反対ではなく、村位等級を押しつけてきた手順を制規の定めどおり進めてほしいと歎願するものであった。和爾良村の頑張りに力を得た田楽村・牛山村・上条新田（歎願には不参加）が承諾を撤回、請書拒否村は4か村になった。

この4か村について、愛知県下の改正事業の進捗状況を調査にきた国の地租改正事務局の小山正武ら3名が、

明治10年（1877）9月、「…尾張八郡中春日井郡四ヶ村ヲ除ク外千二百二十八ヶ村田畑宅地々租改正ノ事始メテ整理ヲ得タリ…春日井郡中和爾良村始メ四ヶ村ノ如キハ其地價比隣各村ニ對シテ照準スヘキ所アルモ村民中偏見私議ヲ狹持スルモノアリテ未タ適當ノ地價ヲ開申セス寧口之ヲ姑ク措キ以テ其醒悟ヲ待タンニ不如・・・」（村民中偏見を持つ者があり地価の請書を出さないの、偏見であることを自ら悟るまで待つ）と復命している。

表2-4-8 請書の提出を拒否した村の増租率

小区	村名	増租率	備考
第13	田楽村	137.3%	
	牛山村	137.3	
第14	下原新田	196.3	歎願運動に不参加
	下条原新田	211.1	
	下津尾村	692.5	
	上条新田	315.5	
	中切村	199.0	
	南下原村	133.0	
	和爾良村	139.8	
熊野村	114.8	第2次の運動に参加	

『地租改正の研究』（近藤哲生）から作成

同じ復命の中で、村位決定の順序どおり行われなかった点にも触れているが、「其地勢人情ノ不齊（齊）隨テ其縣治作用上ノ事宜彼此相殊（異）ナル者アレハ也（地勢人情は等しくないの…）」、明治9年12月の三重県の一揆にも県郡議会に付すことができなかつたことも理由に挙げている。しかし、三重県の一揆と金兵衛らの歎願運動は同一に見るべきでないことは明らかである。又県郡議会というのも、銓評議会をさしていると思われるが（県会や郡会はまだ誕生していない）、県郡の銓評議会とでもあれば間違わないのであるが。

当初請書の提出を拒否した10か村の増租率を左の表に掲げたが、下津尾村では実に旧幕時代の7倍近いという驚くべき数字である。さらに県レベルで解決に至らず、東京の地租改正事務局へ歎願するころには、拒否村は43か村に膨れ上がっていた。うち春日井市関係は、和爾良・田楽・牛山・下原新田・下条原新田・下津尾・中切・南下原・大手・大手池新田・大手西新田・田楽新田・大泉寺新田・坂下（県告示の「阪下」は誤記のため、本来の村名とした。神阪村についてもこれに合わせた。）・神屋・明知・下市場・勝川・勝川妙慶新田・高蔵寺（のち離脱）の20か村である。

春日井郡全体の反別を見ても、今回の改正で、田が6,516町余歩から9,382町歩に44%の増、畑と宅地が4,249町余歩から6,168町余歩に45%の増になる。村別では193か村のうち、31か村が増税、62か村が減税、とくに、西部に当たる第1小区から第6小区までの平均が減税となっている。

増税の主な原因は、検地の際の間竿（1間として計る竿）が、それまでの6尺3寸から6尺1寸になったことの面積増、それに測量面積の縦9掛、横8掛で算出して誤差が認められていたものが、10掛と9掛に改められ、これだけでも18%の面積増となったことも大きかった。さらに年貢の対象外として大目にみられていた自分の田の地続きを切り開いた切り添え地や隠し田なども洗い出されて石高に組み入れられた等々による。

〔東京の地租改正事務局への歎願〕 愛知県に働きかけた事情が聞き入れられず、明治10年8月2日には和爾良村では東京の地租改正局へ歎願することを協議して様子を見ていたが、結局、埒の明かない事態に終始する。東京歎願に同調する田楽村・牛山村を加え、明治10年12月28日、県から示された請書を拒否したままで返して、林金兵衛は東京の地租改正事務局へ歎願することを決意した。すると中切村・下津尾村・下条原新田・下原新田も歎願に加わり、7か村を代表して明治11年（1878）1月28日、東京へ出発して歎願に踏み切った。もっとも林金兵衛が主張する制規の手順による決定を求めるといふよりも、増税だから反対という村もあった。しかし、歎願を代表に委任していたので、増税反対が表面に出ることはなかった。

地租改正に反対したり、改正の内容について歎願したりしたのは、春日井郡に限らず全国にかなり広がっていた。大阪府では増税になることに反対、岐阜県のように地価の減額を求めるなど、地域によって理由はまちまちであった。中でも三重県飯南郡や茨城県真壁郡・那珂郡のように、米価が実情より高く設定され、増税になることに反対して一揆にまで発展する騒ぎを起こしたところもあった。明治9年（1876）11月の茨城県真壁郡・那珂郡、12月の三重県での農民の一揆（伊勢・暴動）など全国的に反対の声が激化し、政府は明治10年（1877）1月4日太政官布告第1号を発して、「…明治10年ヨリ地価百分ノ二分五厘ト定メラレ候条…」と地租率を100分の3から100分の2.5に引き下げた。世にいう「竹槍でドンと突き出す二分五厘」である。

明治11年（1878）3月9日、最初の歎願書を地租改正局へ提出、林金兵衛らは、東京では自由民権論者の福沢諭吉のアドバイスを受けながら、歎願を繰り返し、3度目に一応「郡全体の収穫高はそのままに、郡全体で協議してよりよい案なれば、割り振りを変更するのは認める」との回答を得た。福沢諭吉は、官が折れて出たことを評価して林金兵衛らに収束を促したが、郡全体の収穫高をそのままに村ごとの割り振りを変更すれば、増税村の収穫高の圧縮が、減税村の増税を余儀なくすることは明らかで、減税村が多い西部の村が協議に応ずることは考えられず、成立するはずもなかった。結果は金兵衛が危惧したごとく、何度協議を呼びかけても西部側からの出席はなく、全く進展しなかった。

【農民の三階橋集結】東京での歎願に期待を寄せる村民およそ2,370人が、明治11年（1878）4月14日、下原村の松原神社へ集結、再願成就を祈り、郷社村社を巡拝し、熱田神宮へも参宮するという盛り上がりを見せた。

しかし、金兵衛らの歎願が少しも好転しないのが分かると、43か村に膨れあがっていた歎願組の地元でもいらだちを隠せなかった。明治11年10月の明治天皇の東海・北陸巡幸の途次に直訴すべく4～5,000人が庄内川に架かる三階橋のたもとに押しかけた。直訴になれば、その責任者は重い処罰を免れない。林金兵衛らは、身を挺して必死に説得してくい止めた。

さらに上京組を応援すべく、明治11年（1878）11月には、村民280余名が、農車数両に米・塩・日用必需品等を満載、上京をめざす事態も起こったが、浜松で警察に差し止められた。

【歎願運動の終結】こうして状況で逼迫度を増す中で、通算7度に及んだ林金兵衛らの歎願は、却下され続け見通しがたたなかった。

明治12年（1879）の正月を過ぎ、上等裁判所へ提訴というかたちで歎願の趣旨を貫こうと決意、43か村の意向を再確認した結果、高蔵寺村を除く42か村の同意を取り付けた。高蔵寺村では1年3か月に及ぶ歎願でも何ら好転も見通せず、この先どこまで費用が嵩むかも案ぜられ、村民の間に諦めの機運も高かまり、歎願組から離脱した。42か村での訴訟準備を進めていた2月4日、事態を憂えた旧尾張藩主の徳川慶勝が救助金3万5,000円を出し、3か年分の増税分を補填できるのではないかと提案があった。政府も明治14年（1881）から地価の見直しを確約した。歎願の手順を踏んだ制規の手順を求める歎願とは違う案に、何度か異論を唱えたものの、旧幕時代主君と崇めた人の提案をやむなく受け入れ、一応の解決としたのは2月17日のことである。皮肉にも、この提案が提示される2日前に高蔵寺村は歎願組から離脱していたのである。

第2次の歎願運動 林金兵衛らの42か村の決着に続き、それまで官権のいうままに従ってきた村々が、42か村が救済金を得たことに刺激され、第2次の歎願運動を起こした。不承不承ながら当局の

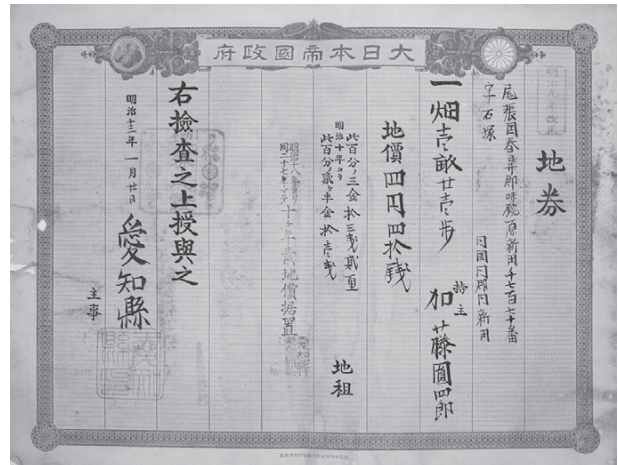


写真 2-4-5 味鏡原新田の地券
地租率が100分の3と2.5の併記になっている

押しつけを承諾して穏便に済ませてきたのに、抵抗を続けた42か村が優遇されたことに不満が高まり、106か村で歎願した。郡銓評議長を務めた堀尾茂助を代表に、明治12年（1879）3月から県や本局への歎願を開始、42か村と同等の扱いを求めた。

堀尾家には、「愛知縣下尾張國 春日井郡地租改正之儀ニ付本縣及徳川殿御本省江出願ノ手續書控」が残されている。歎願は、「最早御確定相成候上ハ毫モ動カザルモノ」と取り合わず、救助金は「徳川家個人の問題」と相手にされなかった。徳川慶勝あてにも歎願したが、願は叶わないまま年末までに終りをつげることとなった。

春日井郡が東西に分けられたのは、明治13年（1880）2月5日である。今回の改正で東部と西部の間に軋轢が生じ、隔たりがあったことを教訓とし、明治14年（1881）の地価改訂を前に、改訂が円滑に実施できるようにしたといわれた。いろいろな面での障害をあらかじめ解消しておく狙いがあったのではないかという。

しかし、明治14年（1881）に改訂するという約束を取り付けたものの、明治13年（1880）には早くも明治18年（1885）まで据え置きの方が出され、反故とされてしまい、結局得るところは何もなく終わった。

山林原野の地租改正 田畑の改定は決着したが、春日井郡での山林原野の地租改正は、まだ確定を見るに時間を要した。三河国では明治12年（1879）2月、尾張国では歎願運動の影響もあって遅れた春日井郡を除き、同年10月に完了していた。春日井郡には限らないが、山林原野は所有権が曖昧なところが多く、官有地と民有地の2種類に区分し、民有地を私有地と共有地に分けた。所有が不明の地や曖昧な地の区分・所有を明確にする作業もあった。坂下・高蔵寺地域など山林原野が60%にも及ぶところをはじめ東春日井郡には山林原野が多かった。区分に間違いが散見され、この訂正にも時間を要した。明治10年（1877）11月に県が出した通知「改租未定ニ付仮額徴収之義」でも、「・・未夕清算ニ不至・・」と畑宅地税山野税の新税額が決定していないので、「不日相達スル」としている。この問題は、春日井郡が東西に分郡された明治13年（1880）2月を越えて、11月までには一応の完了とした。

地租金の延納問題 地租改正の作業が終わって最後に残ったのが、実際の地租納入である。金兵衛らが歎願中の期間にあっては、県からは、取りあえず旧税額で納入し、決定ののち清算するという提案もあり、この案に対して納入する村もあったが、金兵衛らは、これを承諾すれば、新税額を受け入れたこととされかねないと拒否している。

玉野村では、明治9年（1876）分の田地租延納を明治12年（1879）になっても「…格外増税ニ相成候上莫大ノ経費ヲ消費シ…」と願い出ており、「租税金年賦延納證書」により明治14年（1881）から10か年（明治23年まで）の年賦が認められている。同村では、さらに明治11年（1878）分及び12年（1879）分についても、延納の歎願が出されている。下原新田でも、明治11年（1878）分について15年（1882）から3か年の延納を許可された「延納證書」が残されている。

このように延納問題の解消は明治23年（1890）を待たねばならなかった。なお、下原新田は歎願組42か村に入っていた。

救助金の分配処分と節儉法の布告

〔「儉約示談」の申し合わせ〕42か村の歎願運動は、旧藩主徳川慶勝からの救助金を受け取ること
で収束を見たが、救助金の分配をどうするかという問題が残っていた。提案どおり増税分の補填に充
てたかという点、そうではなかった。この救助金に手を付けることなく、3万5,000円をそっくり
伊藤為替方に2万円、名古屋三ツ井銀行に1万5,000円を預け、明治12年（1879）8月には、42か
村で「儉約示談」を申し合わせ後の指針とした。この儉約示談を一瞥すると、今回の歎願に関して
次のように前文に述べられている。

…此事変（地租改正の歎願を指す）ノ間ニ金ヲ失ヒタル高モ容易ナラズ又コレカ爲ニ……大切ナル月日ヲ費
シタル其手間ヲ金ニ積リタラバ如何バカリノ損亡ナラン實ニ我村々明治九年ヨリ十二年ノ今日ニ至ルマデ
年々打續キ凶作饑饉ノ災難ニ逢タルモノヨリ尚甚シキ難渋ト申ス可キモノナリ

この大きな支出や奔走に費やした損亡などを補うため、儉約し、農業に精出すことを基本とし、
主に外国唐物等の流行を追わないなど9か条の申し合わせである。第1条は「我村々ノ者ハ病用ノ
外一切舶来（外国）ノ酒ヲ買ハザル事」に始まり、第2条・第3条も外国の煙草、菓子、缶詰の野
菜や魚肉類、手遊び道具、袖時計、掛時計も買わないことを原則としている。第4条では西洋造り
の家、外国の敷物を用いないこと、第5条は洋服、コウモリ傘、冠物、靴、襟巻などの使用を原則
自粛するというもので、日本製のものでも「好事ノ奢」を禁じている。第6条は石鹸、マッチの使
用禁止、第7条は金巾唐棧（メリンス）など外国の方が安価のものでも、自分で織った手織り木綿
を推奨している。第8条では、これらと逆に外国の砂糖、石油は利用を勧めて、所有する外国の品
を売るという意味でないことも付け加えている。

この「儉約示談」は、42か村の代表121名が合意の連署をし、林金兵衛を惣代として、金兵衛と
ともに東京歎願に尽力した飯田重蔵（下原新田）、梶田喜左衛門（田楽村）ら15名が世話人に名を
連ねている。

このような申し合わせをして、救助金は直ちには分配されなかったが、明治13年（1880）2月5
日に春日井郡が東西に分郡され、2郡に跨がる1部の村の申し合わせの維持に不都合が生じてきた
こと、明治14年（1881）に始まるデフレの深刻な打撃を受けたこと、その上歎願運動のリーダーだっ
た林金兵衛が死去（明治14年3月）したこともあって、預金を分配する環境が醸成され、約束の5
年を待たずに明治15年（1882）6月8日には分配の方針が出された。

分配に当たり、坂下村に残された分配方法を確認すると「約定証書 今般当〔村名を入れる空白〕
初四十二ヶ村へ分賦相成金額三万五千円之内九千円ハ諸費ニ除キ残二万六千円也……」と、これを
承諾する下原新田・下条原新田・下津尾村・南下原村・中切村の5か村の「承諾書 春日井郡和爾
良村初メ四十式ヶ村地租改正之義ニ付テハ……」が交わされていたことが分かる。その内容は、
3万5,000円から諸経費9,000円を差し引いた2万6,000円を地価割りと増税相当割りに折半で支払わ
れた。預金中の利息については、「右ハ改租事件ニ付巨額ノ入費ヲ消耗シタル義ニ付実費補助金」
として、明治11年（1878）以来の惣代3名すなわち林金兵衛・飯田重蔵・梶田喜左衛門に支払われ
た。

諸費9,000円には石碑建立費800余円も含まれている。石碑は明治17年（1884）2月建立の「林金
兵衛君碑」と思われる。鳥居松三丁目の林小参邸にあったが、平成5年に、春日井駅南の上条城址

に移された。発起人は、金兵衛とともに歎願運動に尽力した飯田重蔵と梶田喜左衛門である。碑文中には「得貨中止非其志（貨を得て中止するは其の志に非ず）ともあり、歎願の趣旨がどこにあったかをはっきりと示しているのも忘れてはならないだろう。

また、鳥居松の観音堂には「飯田重蔵翁碑」も、同年8月、梶田喜左衛門を発起人総代として42か村の名で建立されている。ちょっと奇異に感ずるのは、顕彰の内容が「事詳於林氏紀念碑語中（事の詳らかは林氏の記念碑の語の中に於いて）」とあるごとく、個人の顕彰碑の功績が他の碑に書かれていると同じであると紹介されていることである。それだけ林金兵衛と同レベルの活躍をしたことの証であろうが、他に例を見ない表現であることはいままでのない。

〔節儉法〕の布告 こうした経緯は、旧春日井郡歎願村42か村の1員として行動する村と、東春日井郡の他の村々との間で軋轢が生じかねないのを憂慮した郡長堀尾茂助（明治14年就任）は、「儉約示談」の申し合わせが解消されたのを機に、明治16年（1883）3月29日に「儉約の論達」を発して、4月には「節儉法」を示し、1郡全体の節約を促した。「儉約の論達」では、「客年来米価等頓ニ低落シ為メニ困苦ヲ極メ此上歎歳（凶年）非常ニ遭遇スルアラハ視ルニ忍ヒサル惨状ヲ惹起スルモ難凶」と金穀の蓄積と儉約を促している。

儉約方法の実施については、各村会の評決で実施することを通達しており、松河戸村では、「儉約決定簿」として草履・打下駄・雪駄を禁じ、新しく買い求めた場合は1足10銭の過料を取り、学校と発見者に半額ずつを渡すことを定めていた。坂下村では、全文9条で、次のように生活慣習の簡略化を旨としている。

第1条「一 衣食住等分ニ過キサル様可致候事」に始まり、第2条から第8条までに、神祭等の節の奢侈の饗宴の禁止、婚礼あるいは厄祝と唱え客を招いての奢りの饗宴等の弊習を廃する事、破魔弓、飾羽あるいは初雛、初織と称し親族贈答の無益の冗費を廃する事、中老、若い者の組を立てる事の禁止、月待、日待と唱え数人來会飲食をなす弊習の廃止、神祭等の節の獅子舞奉納を名とし、少年の芸習い事をさせるのは学事の妨害をなすのみで厳に禁ずる、葬式の節多人数が喪家に集まり飲食する弊風を簡略化する、などを掲げている。第9条は「一 節儉ヲ専ラニナシ歎歳非常準備ノ為メ金穀蓄積スル方法ヲ設クル事」と論達の趣旨を示している。

しかし、古くから幾度も繰り返されてきた節約のお触れと違って、「嘗ニ儉約ノ点ニ拘泥シ目下急務タル学事ノ費用ヲ惜ム等ノ如キ弊害ヲ醸生〔成〕スヘカラザルハ勿論一層子弟愛育ノ情ヲモ厚ク可致」と明治5年の学制の発布以来、教育に力を入れてきた時代を反映した一文が挿入されているのが目をひく。

第4節 東春日井郡の設置

郡の東西分割 春日井郡は東西に長く、郡役所は西南端の下小田井村（現清須市西枇杷島）にあった。東部からは遠く不便であったため、かねてから仮役所の設置が要望されていたが、明治12年（1879）12月西尾村戸長が郡長に宛てて、次のように申し入れた。

- ・東西両郡に分けて、それぞれに郡の役所を設けること。
- ・郡界は、南は矢田川、西は小牧街道とすること。
- ・郡役所は下街道筋字鳥居松辺に設けること。
- ・郡長はじめ郡書記吏員は郡中の投票によること。

こうした要望もあって、明治13年（1880）2月5日、春日井郡は東西の2郡に分割されることになった。この時期に分割が認められた背景には、激しい地租改正歎願運動で生じた東西の亀裂と東部の住民感情への配慮があったと考えられる。翌月、地租改正騒動の一方の当事者である安場県令が更迭されたのも、同様の理由からと思われる。

東春日井郡役所は勝川村太清寺内に置かれ、初代郡長には人望のあった林金兵衛が任命された。書記は、田楽村梶田喜左衛門、小牧村江崎寛など8人であった。

天皇巡幸 明治政府は、江戸幕府に代わり天皇親政が開始されたことを全国に周知し、民情を視察する一環として、明治5年（1872）から天皇の地方巡幸を行ってきた。明治5年（1872）の近畿・中国・九州、9年（1876）の東北、11年（1878）の北陸・東海道、13年（1880）の東山道、14年（1881）の東北・北海道、18年（1885）の山陽道のいわゆる6大巡幸である。東山道巡幸は、6月、山梨から京都へ行く途中、中山道から下街道を通り名古屋へ行くこととなった。

郡長就任早々の林金兵衛は「千載一隅の光榮」とし、各村は総出で道路や施設の整備などに従事した。内津口の鞍骨坂と勝川口では新道造成、勝川口西の八田川には橋（御幸橋）が架けられ、土地の由来を説明する高札も立てられた。巡幸は6月30日早朝に多治見を出発し、内津峠では県令以下多数の県民が出迎えた。内津村（長谷川定七宅）で小休止し、坂下村（萬寿寺）で昼食をとり、下原新田（飯田重蔵宅）で再び小休止の後、勝川村を経て、予定の午後1時50分名古屋に到着した。

送迎は平常（立礼・平服など）どおりとすることや、世話人と天覧品へ金品を下賜するなど、至る所で住民への配慮がみられた。天皇と政府に対する畏敬と親愛の念を喚起し、新しい時代の到来を実感させる一大イベントであったといえよう。

下原新田御小休所旧跡は日中戦争開始翌年の昭和13年（1880）に国の史跡に指定されたが、敗戦により解除された。内津御小休所旧跡（内津町）、坂下^{あんざいしよ}行在所旧跡（坂下町4、萬寿寺）、下原新田御小休所旧跡（鳥居松町7）は、昭和33年（1900）5月に春日井市史跡に指定された。

村の実情と自由民権 江戸から明治へと時代は変わったが、庶民の生活にあまり変化はなかった。明治10年（1877）の和爾良村の戸籍簿では、437戸のうち、農業は407戸（うち借地居住者114戸）で、93%を占め、士族4・医者4・僧侶5・有禄平民4のほか、平民・理髮人・撚糸職・履物職各1で

あり、逃亡農民も5人が記録されている。この頃の林家文書では、農業418戸のうち自作は58（14%）、自作兼小作160（38%）、小作200（49%）となっている。上記戸籍簿では、農地所有面積は、3町以上13戸（0.3%）、3町未満5反以上87（20%）、5反未満152（35%）、無所有185（42%）であった。圧倒的多数は零細な農民であった。

農閑期の仕事や農村加工業として特にみるものはなかった。明治12年戸数表（「林金兵衛翁」）をみると全443戸のうち、第4等・5等以下の下等戸層が341戸（77%）を占めて、その大半は小作料を支払っている（表2-4-9）。地租は金納（明治6年（1873）から）になったものの小作料は依然現物納付で、地租に比べはるかに高率であったため、村人の大半の生活は相変わらず苦しいものであったと思われる。

林家（林金兵衛）の明治6年（1873）の小作地は田畑約8町余、小作人は133人であるので、1人当たり0.6反程度であった。133人中自村は67人で、他は7か村に散らばっており、自村での地主としての影響力はそれほど大きなものではなかったと考えられる。また、自己所有地と小作地面積の判明している小作人の状況をみると、56人中27人は所有地2反・小作地1反未満である。

表2-4-9 明治12年戸数割

等級	戸数(戸)
特1等	16
2	29
3	57
4	202
5	108
等外	31
計	443

明治10年代に入ると、不平士族が中心であった自由民権運動は、地租改正や松方デフレ、軍備拡張の増税、米価・糸価下落で苦しむ農村に浸透、急速な広がりを見せた。11年（1878）9月の愛国社大会で国会開設請願決議と全国規模の組織化が決定されると、豪農層を担い手に全国に拡大し、各地で農民の結社がつくられた。11年（1878）の地方三新法以来、豪農たちは地方自治に参画するようになり、政治への参加意欲を高め、地租軽減など自身の要求を国政に反映するため、国会開設を要求するようになっていったのである。13年（1880）3月には別組織である国会期成同盟も設立された。

明治11年（1878）名古屋で県下初の政治結社^{きりつ}羈立社が結成され、愛国社に参加したが、翌年解体した。三河交親社^{こうしん}がこれに代わり、名古屋と尾張郡部の組織化を図り、13年（1880）3月に愛知県交親社が設立された。同社は三河組と尾張組から成り、尾張組の基盤は名古屋区・愛知郡・春日井郡にあったが、5月に分裂し、尾張組は愛国交親社を結成した。徴兵免除・地租や各種租税の軽減・廃止などを掲げ、農村部に急速に組織を拡大し、13年（1880）11月には尾張9郡・三河1郡・美濃10郡に、翌年末には尾張・三河・美濃全域に広がった。この間、社員数も900人余から約15,000人となり、最盛期の15・16年（1882・83）には、飛騨・遠江・信濃・伊勢にまで広がり、社員約2万8,000人といわれる。

なかでも43か村の地租改正歎願運動が展開された東春日井郡域に浸透していった。明治14年度（1881）の各市郡別社員数の筆頭は東春日井郡で、1,000人を超えたと推定される。春日井村は全戸数の71%が加入していたという。

一方、士族・豪農たちを中心とした自由民権運動では、明治12年（1879）11月に林金兵衛（和爾良村）、安藤新右衛門（同）、梶田喜左衛門（田楽村）、河田友三郎（同）、飯田重蔵（下原新田）、江崎寛（小牧村）ら8名が準備段階の東京交詢社に入社している。同社は福沢諭吉らの提唱により

設立された日本で最初の実業家の社交クラブで、明治13年（1880）1月、東京で発会した。地租改正歎願運動で福沢の指導を受けた林、梶田、飯田は相次いで県会議員となっている。

勸農と新木津用水の改修 地租改正歎願運動に参加した村では、疲弊した村の再建に向けて儉約示談が結ばれたが、儉約のみでは限度があった。また、明治10年（1877）の西南戦争後のインフレを打開するために政府が進めた財政政策により、「松方デフレ」と呼ばれる激しいデフレが起きた。農作物は大暴落し、困窮した農民は自由民権運動に参加していくようになっていた。政府は、生産力向上によって諸問題を解消し、反政府運動から農民をはじめとした一般民衆の切り離しを図ることもあって、勸農政策をとった。

愛知県では明治10年代から20年代、政府の指示で勸農政策が積極的に展開された。11年（1878）に農事通信員制度を開設し、種子・苗木、栽培や耕作方法、農具の改良、養蚕や畜産、農業書、後継者教育まで農業に関する先進知識を収集し広めようとした。通信員には各地の篤農（農業指導者）を任命し、担当地区と自身の状況を報告させた。13年（1880）には農事会の開設を奨励する県の布達がだされ、以後、各地の経験豊富な農民を中心に農談会や種子交換会が定期的開催されるようになった。現市域でも明治15年（1882）に郡長が春季種子交換会の開催や西春日井郡の交換会への出品を奨励する通達を出している。

これまでの情報の収集普及から、地域に密着した政策に切り替えるため、16年（1883）政府は勸業諮問会並勸業委員畝地位条項をさだめ、郡村には勸業委員を村（連合村）ごとに置き、勸業・勸農を進める体制がつくられた。委員は、県全体で1,286名中、東春日井郡は113名と10%近くを占めた。また同年、東春日井郡では農談会が組織され、翌年第一回の種子交換会が開催された。額田郡始め4郡も参加し、500を超える種子が出品された。19年（1886）に農事会が組織され（農談会との関係不明）、会員は172名であった。

明治20年（1887）には農事改良委員会が県と郡に設置された。

官主導の勸農政策とは別に、商品経済の発展に伴い、明治17年（1884）には名古屋やその周辺では自主的な組織として、名古屋を中心に農事改良会が結成され、支会が全国に広がっていった。また、26年（1893）には興農共同義会が結成された。設立には東西春日井郡始め4郡から24名（勝川町2名、鳥居松村1名）が参加した。鳥居松村始め6村に支部が置かれた。会の主な事業は、名古屋のし尿を肥料としては使うことであったと思われる。

明治20年代後半には、行政主導で地域単位の農会を設立する動きが本格化し、28年（1895）には県農会（知事を会長に事務所を県庁内に置く。実業家と地主が中核）に続き、堀尾茂助^{たいひん}泰彬（元郡長の嗣子）が発起人惣代となって東春日井郡農会が結成され、7農区が設定された。さらに29年（1896）以後、本市域の下原、味美、和爾良、柏井、田楽、小野、雛五の各村でも農会が設立された。32年（1899）には農会法が公布され、系統的に農会が組織されることとなった。県農政は、最重要課題である米の質量両面での生産力向上を地域全体で達成するため、行政は県庁、技術研究は県農事試験場（明治26年（1893）設置）、地域への指導普及は系統農会と、三位一体になって進められることとなった。

東春日井郡の初代農会長には、堀尾茂助泰彬が就任した。その他役員も有力な地主層が占めてお

り、上からの官僚的指導の色彩を免れなかったが、農事改良や農村指導の中心的役割を果たした。

こうした農業生産増強政策のなか、新木津用水も改修工事の機運が高まった。新木津用水は、丹羽郡小口村で木津用水から分流し勝川に至る、延長約15kmの江戸時代の用水である。当時から水が不足し改修が提唱されてきたが、実現しなかった。明治初期、旱魃対策や水田を拓くには水量不足であることが顕著となった。このため、下流の味鏡原新田や春日井原新田など有力者が改修を發議、周辺の村々に呼びかけたが、地租改正の歎願運動により頓挫した。しかし県は改修には積極的で、下流の7か村を説得し測量を開始したが、上流村の反対や第2次歎願運動により、下流村でも改修工事は県の懐柔策と曲解され、再び中止に追い込まれた。

明治15年（1882）1月に下流5か村（春日井村、如意申新田、稲口新田、味鏡原新田、上条新田）の申し出で再開し、4月老朽した元杖の改修で取水量は倍増した。しかし、用水路は狭く対応できない状況であった。このため、翌16年（1883）5月下流5か村は愛知県に用水路の改修を請願した。同月工事（川幅を3倍に拡幅、堤防高を2倍に嵩上）が開始され、6月に春日井村の兵太杖まで、翌年5月に八田川合流点まで進行し、次いで八田川の改修と村々の小用水路の開削が行われ、明治19年（1886）9月に完了した。

関係の村々の反対や工費の増加、村間の対立などさまざまな問題を乗り越え、愛知県土木課の技師黒川治愿はるよしや東春日井郡長堀尾茂助泰彬の奔走もあって完成にこぎつけた。

この改修工事の恩恵を受けた村は18か村に及び、山林原野や畑の767町歩余が水田となった。明治32年（1899）10月に味美村始め10か村が提出した請願書に掲載された経費は、土地開拓費（畑と山林原野の水田化費用）46万円や新小水路敷地買収費7万円などを含めおよそ65万円余に上るが、『東春日井郡農会史』では百万円以上としている。この改修によって後世の農民が受けた恩恵は計り知れない。

黒川は、明治用水の開削、入鹿池の堤防修築はじめ他にも多くの重要な土木事業に実績を残し、その功績を讃える記念碑が各地に建立されている。御幸橋（御幸町3丁目）畔にある黒川治愿遺澤之碑もその1つである。

ほかにも次のような記念碑が建立された。

新木津用水改修碑（明治18年（1885）、高山町。戦争で供出（新碑文）、新木津用水改修之碑（昭和28年（1953）、高山町）、西高山開墾記念碑（昭和11年（1936）、高山町）、味鏡原新田改修記念碑（明治30年（1897）、二子町、白山神社）、元八田開拓記念碑（明治44年（1911）、八田町1）、上条新田開拓記念碑（明治28年（1895）、鳥居松町1、慈眼寺）、堀尾茂助（義康）君碑（明治20年（1887）、関田町3）

また、この改修工事が竣工した明治19年（1886）、愛船株式会社が木曾川から木津用水—新木津用水—八田川—庄内川—黒川—堀川に至る舟運を開始し、大正13年（1924）に会社は廃業したが、舟運は昭和10年（1935）頃まで続いたといわれる。犬



写真2-4-6 新木津用水改修碑

山から名古屋の納屋橋まで、木曾の材木、薪炭、米、麦、丸石、天然氷が運ばれ、戻りは塩や海産物を運んだ明治23年の記録では年間5,000人の乗降客があったという。

第5節 明治前期の教育と徴兵制

寺子屋 江戸時代の教育機関としては、武士には藩校や郷校など、庶民には寺子屋や郷校あった。江戸時代、幕府や藩が寺子屋を奨励したことや、商品経済の発展が生活の向上をもたらし、いつの時代にも共通する子どもの成長への期待等が相まって、寺子屋は天明（1781）以降急増を始めた。天保（1830）以後に一段と加速し、明治維新前後に最盛期を迎えた。愛知県でも天保から明治元年の開業が多いが、以後は郷校・義校の奨励や、明治5年（1872）には学制が公布され、廃業に追い込まれることとなった。

当市域での江戸後期から明治始めの、寺子屋の延べ数は、表2-4-10のとおりである。

江戸から明治初年の55か村中38か村（69%）で確認でき、総数は105か所である。開業時期は、最も古いものでは安永年間

（1772～80）だが、天保年間（1830～43）が最も多く、次いで慶応である（表2-4-11）。明治維新前後から学制が公布された明治5年（1872）までにほとんどが廃止されている。

場所は、寺は44%で、個人宅の方が多い。教師の身分は表2-4-12のとおりであり、僧侶と農民（平民）で82%を占める。生徒数は、男87%・女13%であり、一か所平均26.3人である。

履修科目は、記載のある範囲では、ほとんどが読み・書きがセットで、算盤は半数ほどである。1科目であれば書きが最も多い。東春日井郡域では、読み・算盤が最多であるので、現市域では算盤が重視されなかったといえる。高蔵寺地区は読み・書きのみである。『東春日井郡誌』（昭和4年刊）を参考にすると、春日井原新田の一部と味鏡原新田と下条原新田などは習字のみであるが、春日井原新田では漢文や俳文を教える所もある。

教師自筆の手本の書写と音読の反復により、手と口で覚えた。いろは歌・名頭・村附・国附・消息往来・商売往来・庭訓往来など一般常識を教える実利的な内容がほとんどであるが、四書五経・

表2-4-10 本市域の寺子屋数

村名	数	村名	数	村名	数
内津	2	出川	2	上条新田	5
西尾	2	上大留	2	大光寺新田	1
明知	2	神領	1	下条	3
神屋	3	堀ノ内	2	中切	1
一色	2	熊野	2	下条原新田	5
廻間	2	大泉寺新田	1	松河戸	3
外之原	1	下市場	3	田楽	11
高蔵寺	3	関田	4	大手	1
玉野	1	下原	4	牛山	2
白山	3	下原新田	6	春日井原新田	8
足振	1	南下原	1	味鏡原新田	4
久木	2	上条	4	勝川	5
合計	105				

注：1 愛知県寺子屋一覧(愛知県教育委員会 1973年)から作成
 2 「熊野」は、名栗・野田・牛毛の3か村である。
 3 一覧の「篠木村」は存在しないため、「関田村」とした。

表2-4-11 寺子屋開始時期

年号	安永	寛政前	享和	文化	文政	天保	弘化
件数	2	1	1	3	3	12	6
年号	嘉永	安政	万延	元治	慶応	維新前後	明治
件数	2	6	3	1	11	7	8

(愛知県寺子屋一覧(前掲)から作成)

表2-4-12 教師の身分

僧侶	神官	平民	武士	不明
47	8	33	4	5

愛知県寺子屋一覧(前掲)から作成

日本外史・十八史略・和歌本など手習いを超えた教材を使う所もみられる。

寺子屋の通学圏は、周辺一帯の村がほとんどであったと思われるが、評判次第で相当遠方まで広がっている例もみられる。春日井原新田の龍昌寺の石黒達山の顕彰碑の弟子の村をみると、本市域の大手・牛山・下条・味鏡原新田のほか青山（豊山町）、外山・大気（小牧市）、如意・味鏡（名古屋市北区）、比良（同西区）などから通学している。本市域からでも下条が最も遠く、直線距離で4 km 弱あり、子どもなら2時間近くかかったと思われる。

寺子屋は、江戸時代後期から明治に盛んであった農民文芸の基盤となっただけでなく、明治期の義校・小学校という近代の教育制度の母体となったという点でも、重要な役割を果たしたといえよう。

学制・教育令の頃 版籍奉

還後、県は庶民の教育機関として、有志が設立する義校を奨励した。明治4年（1871）10月に最初の義校が開校した。小学校設置の前段階として義校の設置を奨励したもので、各地で義校周旋人を任命し、義校の設立と維持にあたらせた。

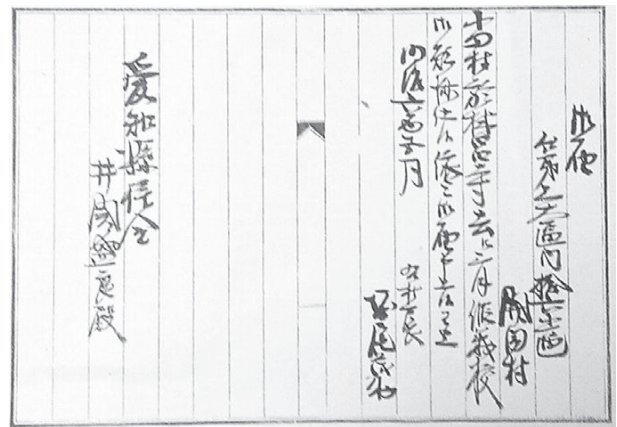
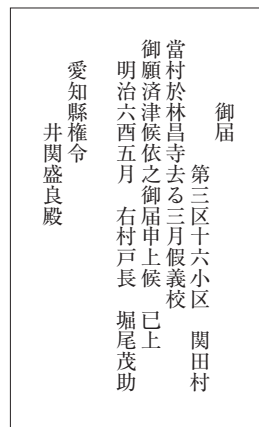


写真2-4-7 仮義校届 (左：翻刻 堀尾昌史氏蔵)

現市域では、5年（1872）7月に内津村で任命されが、翌年西尾村で開校した瑞現学校はその関連の義校と推定される。

本市域では、学制発布前の明治5年（1872）7月第二十八区の常念寺（田楽村）で義校を開設し、元神官を教師に雇用している。6年（1873）に内津と西尾の寺子屋を統合して義校としたほか、上条村・八田新田・春日井原新田でも開校している。

明治5年（1872）8月政府は、武士階級の藩校と庶民の寺子屋を一本化し国民皆学とするため、学制を発布した。全国を大学区—中学区—小学区に順次分割し、それぞれに大・中・小学校1校を置くこととした。小学校の設置に重点が置かれ、翌年5月には、競合する従来の私塾類を廃止する布達が出された。

中学校区には学区取締が置かれ、分担した小学区で小学校の設立と就学督励等を担任させた。

愛知県は第2大学区に属し、翌6年（1873）学区の設定に着手した。人口約13万人で1中学区、約600人で1小学区を標準とした。おおむね2・3村で1小学区となった。県は2月、義校を1村1校とする布達を出し、小学校として公認することとし。当面、既設の430校を母体に、600校の設置を計画した。3・4小学区に1校配置され、校名は第○番小学○○学校とされた。

教育課程は、下等（6歳から9歳）と上等（10歳から13歳）各4年で半年を1学期（級）として8級からなっていた。教科は読書・習字・算術の3教科で教科ごとに教師1名を置くこととした。

家族労働の一員の子どもを小学校に通わせる上に過重な費用負担もあり、住民の抵抗や反対運動

に発展する例もあった。

就学の督励や学校の設置・監理のため、中学区には学区取締が置かれ、春日井郡では林金兵衛はじめ3人が小学区を分担した。

学校経費は、貧富に応じて9等級に分け、各戸から徴収するとしたが、県では就学率を上げるため3等級とし金額を大幅に下げた。国の委託金もあったが、不足は寄付に頼った。

明治6年(1873)末の県の就学率ほぼ50%で、全国平均を大幅に上回っていたが、8年(1875)以後は約40%となった。当時愛知県の所属する第二学区を巡視した文部省大書記官の報告書は、低就学率の理由として、多額の金銭(寺子屋の10倍)と時間がかかること、実用でない教科、家事労働力の減少などをあげている。

明治19年(1886)12月の名栗村及び堀之内村の「学事統計調」を見ると、名栗村では14人の不登校児童の報告があり、その理由は、困窮のため子守奉公9人、困窮3人、眼病1人、虫持ち1人となっている。また堀ノ内村では就学児13人のほかに、退校3人いる。不就学の理由としては、虫持ち1人、母病身1人、父病死1人、本人病身1人、妹守母1人となっている。

その背景には、地租改正への不信と抵抗、学校経費の大半の負担、寺子屋式への馴染み、労働力としての児童への依存などがあった。このため、明治12年(1879)9月政府は中央集権的で画一的な学制を廃止し、教育令を公布した。町村単位の住民自治による学校の設置・運営、就学義務年限の短縮など権限を大幅に地方に委ねることとし、公選制の学務委員を設置することとした。学務委員は学区取締の間接的指揮の下、教員採用も含め学校に関するすべての責任者と規定された。しかし、翌年には改正され県令等の統制権限の強化を図った。これをうけ、14年(1881)6月に就学督責規則を定めた。

勝川村と味鏡原新田は愛知郡と共に第2中学区に、他村は丹羽郡と共に第3中学区に編入され、小学校は各68校が設置されることとなった。県は既設の118の義校を小学校に公認したので、18校が新設された。後の東春日井郡域には33校、うち本市域には14校が開設された。

開設場所は、三省学校は太平寺、正道学校(8か村立)は竜降寺、三明学校は瑞雲寺、隆旺学校は正念寺→龍昌寺など、正念寺以外は旧寺子屋であった。明治14年(1881)時点の自前校舎は16校中4校に過ぎない。

明治6年(1873)の開校時、半数の学校が授業料を徴収していたが、10年(1877)には下原学校以外は無料となっていた。こうした負担減にもかかわらず、生徒数は10年(1877)には約3分の2

表 2-4-13 学校と生徒数の変遷

単位：人

村名	学校名	6年	10年	14年	校舎
西尾	□瑞現	164			
明知	明知		117	43	借用
一色→坂下	正賢→坂下	55	46	閉鎖	借用
廻間	廻間			9	借用
玉野	○三省→玉川	84	52	閉鎖	借用
久木→気噴	正道→久木	100	64	77	平屋
神領	三明→神領	75	88	40	借用
関田	貫道→関田	127	21	40	借用
下原	時習→下原	139	76	閉鎖	借用
上条→和爾良	○一党→上条	133	161	閉鎖	借用
上条新田	○文明→鳥居松	143	99	閉鎖	借用
松河戸	松河			40	借用
田楽	○知新→田楽	64	78	閉鎖	借用
牛山	耕餘→牛山	125	97	閉鎖	借用
春日井原新田 →春日井	○隆旺→春日井原	98	77	閉鎖	平屋
味鏡原新田	○興進→味原	121	50	102	平屋
勝川	龍源→勝川	104	71	閉鎖	借用
合計		1,532	1,097	351	

注：学校名は明治9年に地名か人名とされた(一宮史p57)。○の前身は義校、□は推定。(東春日井郡誌等から作成)

に減少、14年（1881）には学校数は2校増えたものの、16校中9校が閉鎖しており、10年（1877）の3分の1に減少している。14年（1881）には郡内43校中閉鎖は15校（35%）であるが、現市域では閉鎖は16校中9校（56%）と顕著である。このため、翌年郡は学校再開の説得に回ることにした。愛知県全体とは逆の就学状況であった。県下各郡の平均就学率62%に対し、東春日井郡は41%で最下位である。その一方、在籍生徒の出席率は、東春日井郡は91%で群を抜く高率であり、教育の必要性は十分認識されていた。16年（1883）の郡の公布した「節儉法」で節約の対象から教育を除外し、松河戸村では「儉約決定簿」に罰金の半額を学校に寄付するとしている。

必要性は認識しながらも開校できない背景には、教育費の負担増があった。愛知県では明治12年（1879）から15年（1882）の間に約50%増加しているが、地租改正歎願運動で疲弊した現市域の村にとっては耐えられない負担であったと思われる。運動に参加した現市域の村の中で、14年（1881）に開校中は明知村だけであった。『春日井史』は、「明治九年地租改正條例に対する不満と経済界の不況と寺小屋教育への思慕等の為、就学者は次第に減じて遂に明治十二年所謂自由教育令が出ると共に閉鎖する学校が続出し、隆王学校も同年限り閉校となった…此の校舎を利用して（元の師匠が密かに村童を集め）寺小屋が始まった」としている。

高蔵寺地区の学校の変遷をみると、明治6年（1872）から16年（1883）頃までは、複数の村が協同して寺院、あるいは個人宅（大留村）で開校している。また、明治11年（1878）と22年（1889）の合併で西部は不二村、東部は玉川村、南部は大留村となり、39年（1906）には高蔵寺村1か村となった。村の合併に伴い学校も統合されていった。他地区でも同様の経緯があったと考えられる。田楽村では、6年（1872）の義校から20年（1887）の尋常小学校まで4つの寺が学校となり、後の篠木村域でも数か村が連合して寺で開設する例もみられる。

明治13年（1880）の改正教育令に基づく綱領に準拠し、15年（1882）6月愛知県は、小学校を従来の二段階から初等（3年）、中等（3年）、高等（2年）に再編した。しかし、春日井原学校の場合、16年（1883）の米価暴落で村が疲弊し、再開は17年（1884）頃となった。

公立学校のほか私立の各種学校もあり、明治16年（1883）頃、阪下村には正林裁縫場（5年修学）があった。

明治後期の教育 明治19年（1886）小学校令が制定され、尋常小学校（4年）と高等小学校（4年）の二段階とした。尋常小学校を義務制とすることを明示し、義務年限は1年延長された。翌年愛知県では1ないし2戸長の管理区域を1学区とし、学区は半減した。また、郡を単位に高等小学校を1から数校置くこととした。

東春日井郡では郡立高等小学校（22年第二高等小学校と改称）が上条新田の慈眼寺で開校した。22年（1889）には小牧に第二高等小学校が開校し、田楽村と片山村が通学区となった。

明治22年（1889）の市町村制施行に伴い、翌年小学校令が改正され、日本の教育制度の基礎が確立した。尋常小学校の設置維持管理は市町村の責任とし、市町村にとって次第に増加する教育費は大きな負担となった。このため必要に応じて学校組合の結成も認められた。

明治25年（1892）郡内は3つの学校組合に分けられ、第一高等小学校は和爾良村外十八か村組合立鳥居松高等小学校、第二は小牧町外十一か村組合立小牧高等小学校となったが、神坂村は加入に

応じず、27年に坂下尋常小学校へ単独（郡内初）で高等小学校を併設した。その後40年（1907）の小学校令改正により、高等小学校は原則各尋常小学校へ併設されることとなり、本市域関係の単独校は41年（1908）3月に廃止された。

明治23年（1890）には教育勅語が出され、教育の国家方針が固められた。

明治33年（1900）8月に小学校令は全改され、3年制尋常小学校はすべて4年制となった。また、高等小学校は従来どおり2年・3年・4年としたが、2年制はできる限り、尋常小学校に併設することとした。尋常小学校の授業料は原則徴収しないとし、愛知県では翌年から実施された。

明治40年（1907）、小学校令により尋常小学校の義務教育年限が4年から6年に延長され、高等小学校の年限は原則2年となった。愛知県では、39年（1906）に73%であった尋常高等小学校は、41年（1908）には81%となった。

本市域の学校の変遷は、表2-4-14のとおりである。

表 2-4-14 学校の変遷

学校名 設置時期 所在地	変遷
鳥居松高等小学校 20. 5 柏井村大字上条新田	郡立鳥居松20—第一22—和爾良村外十八か村組合立鳥居松25—同十九か村26—勝川町外十七か村28—同十三か村32—同十か村33—鳥居松40—鳥居松村外一町二か村組合立—廃校41. 3
小牧高等小学校 21. 5 小牧町	郡立鳥居松の小牧分校21—第二22—小牧町外十一か村組合立小牧25—同十二か村29—同十一か村33—小牧40—小牧町味岡村組合立—廃校41. 3
勝川尋常高等小学校 42. 4 勝川町大字味美	義校興進6—琢玉7—味原9—廃校12・再興14—味鏡原20—尋常小学校味美22—味美尋常小26
勝川第一尋常小学校 42. 4 勝川町大字柏井	文明6—鳥居9—下条原20—柏井尋常小25 竜源6—勝川8—勝川尋常小25
勝川第二尋常小学校 42. 4 勝川町大字春日井	義校6. 3—隆王6. 10—春日井原8—閉鎖12・再開17—尋常小学春日井20—春日井尋常小25
鳥居松尋常高等小学校 42. 4 鳥居松村大字和爾良	義校6. 2—一党6. 10—上条9—閉鎖11・再開14 義校6. 2—文明6. 10—八田9—閉鎖11・再開14（合併）和爾良・八田分校15—尋常小学和爾良20—和爾良尋常小・八田分校25—和爾良尋常小40
小野尋常小学校 41. 4 鳥居松村大字松河戸	瀧源9—松河11—三党14—下条原20—小野23—小野尋常小25
鷹来尋常高等小学校 39. 4 鷹来村大字田楽	義校5—知新6—田楽8—閉鎖9（私立舎人15）—田楽17—田楽尋常小20（郡誌：25）
鷹来尋常小学校 42. 4 鷹来村大字牛山	耕餘6—牛山9—閉鎖9・再開16—片山22—片山尋常小25
篠木尋常高等小学校 42. 3 篠木村大字関田	貫道5—中絶—関田14・下市場15—下市場21—小木田尋常小・関田分教場25 三明6・大留11・神領17—雛五尋常小24—篠木尋常小41 時習6—下原8・東丘9—閉鎖9・再開14—南下原20—松原尋常小25
坂下尋常高等小学校 28. 4 坂下村大字坂下	正賢6—中絶—廻間13—坂下14 瑞現-神屋-神屋尋常小20—神阪尋常小22
坂下尋常小学校 43. 9 坂下村大字西尾	瑞現4—生法5—西尾20—内津尋常小33 （瑞現4）明知7—閉鎖・再興14—内津尋常小33
高座尋常高等小学校 41. 4 高蔵寺村大字高蔵寺	三省6—玉川9—外之原14—外之原尋常小25（玉野尋常小28）—高座第一尋常小外之原分教場40 正道6—久木9—高蔵寺13—高気15—玉川19（簡易玉野20）—玉川尋常小25—高座第一尋常小40 （久木9）白山13—日新16—松本18—不二尋常小27—高座第二尋常小40 （久木9）大留13—（三明6）神領17—雛五尋常小大留分教場24—雛五尋常小35—高座第二尋常小40 （高蔵寺町誌から作成）

注：校名の「小学」「学校」等は省略。数字は明治年、月。
（東春日井郡誌、各校記念誌等から作成（異なる場合は記念誌を採用した））

こうした制度改正により、明治30年代以降、愛知県の就学者数は増加の一途をたどり、男子は96%・女子85%、45年（1912）には平均で97%に達した。

町村の教育費負担 欧米に対抗できる近代国家の基盤造りの柱となったのが、国家主導での国民の教化（教育）であったが、その学校の建設や維持の経費の多くは町村が負担した。本郡と本市域の町村財政に占める教育費の状況は、表2-4-15と表2-4-16のとおりである。

この表でみると、本郡では明治中期は2～3割であるが、40年には4割、大正元年（1912）には5割を超え、9年（1920）にはほぼ6割にまで増加している。本市域の町村でも、表の下原新田（臨時経費が計上されていると思われる）以外は同様であったと思われる。勝川町の場合、臨時経費を除いた比率は6割に達している。教育は、時代とともに財政上の比重が増し、町村行政の最重要事業となっていったことがうかがえる。

表2-4-15 本郡の教育費の状況 (単位：円、比率：対総計)

年	明治27	31	35	40	大正1	5	9
教育費	11,418	19,343	31,756	44,096	109,848	89,078	332,398
比率	0.28	0.18	0.30	0.40	0.53	0.44	0.59

(東春日井郡郡誌から作成)

表2-4-16 本市域の町村の教育費の状況 (単位：円、比率：対総計)

町村	下原新田	西尾村	田楽村	勝川町
年	明治11	12(半年)	33	昭和4
学校費	221	4	282	42,819
比率	0.49	0.08	0.17	0.56

(東春日井郡郡誌・昭和5年勝川町勢要覧から作成)

徴兵制 富国強兵のもう一つの柱が徴兵制である。明治5年（1872）11月政府は徴兵告諭と徴兵告諭を發布、翌月（改暦により6年（1873）1月）徴兵令を制定し、国民皆兵とした。満17歳から40歳までの男子を国民軍の兵籍に登録し、20歳の男子への徴兵検査―抽選による常備軍（3年勤務）―第一後備軍（2年、短期勤務）―第二後備軍（2年勤務なし）の通算7年の兵役を課した。

徴兵のための事務は、戸長が担うこととなった。第17小区戸長の稲垣伊左衛門（神屋村）は翌年徴兵議員に任命されている。戸長配下の村の用係は毎年、翌年分の「常備国民軍調」（徴兵連名簿）の提出を義務づけられた。

国民皆兵の建前の反面、兵役免除が広範に認められた。身体的病弱者・官吏・戸主や後継ぎ・軍や官立学校の生徒・代人料270円の納入者等である。体力旺盛な働き手を長期間徴兵されることは大きな負担であり、反対一揆が西日本を中心に各地で起こった。免除範囲も、明治12年（1879）に徴兵制が一部改正され縮小された。16年（1883）には身体条件のほかは、60歳以上の戸主の後継ぎなどに限定され、失踪逃亡などに罰金刑が課せられるようになった。本市域でも徴兵逃れの動きが確認できる。明治15年（1882）2月郡長が兵役適齢者の逃亡の届を出すよう通達している。

明治22年（1889）1月最後の徴兵令改正で、「17歳から40歳までの男子は、すべて兵役に服する義務がある」とされた。国民皆兵となった一方、学生徴兵の延期・短期現役兵・1年志願制などの特例は認められたが、明治40年から10年間の東春日井郡の中

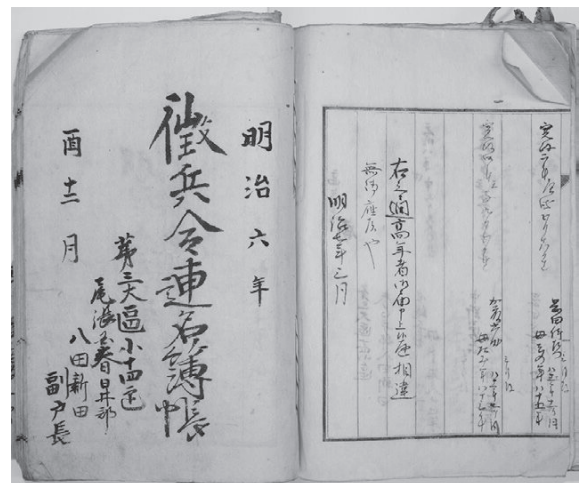


写真2-4-8 徴兵令連名簿帳（明治6年）

学校以上卒業者の割合は、5.7%に過ぎなかった。

国民皆兵は、村の中核となる成人男子に洋風の近代的生活を体験させることとなり、村社会の近代化に副次効果もたらしたと考えられる。

愛知県では名古屋に鎮台（軍隊）が置かれ、明治7年から徴兵が始まった。鎮台の主な目的は国内の治安維持があり、9年（1876）に三重県・阿智地券・岐阜県に及んだ地租改正反対一揆に、翌年には西南戦争に出動した。21年（1888）に鎮台は廃止され、師団となった。

この時期の兵役としては、明治10年（1877）の西南戦争があり、現市域では応召13人・出征16人・戦病死3人であった。この戦争では、春日井郡は3日間にわたって、矢田川河原に祭壇を設け、盛大な招魂祭を行っている。なお、前年の地租改正反対の伊勢暴動の鎮圧にも出兵している。

明治15年の御状留 明治15年（1882）に郡が戸長に出した通達を綴った「御状留」がある。1月から7月の一時期であるが、政府一県一郡一村が重層する行政の断面をみることができる。分野別で通達の要旨をみると、次のとおりである。

・郵便

明治4年（1871）1月に郵便制度が始まり、現市域では翌年7月に勝川と内津に郵便取扱所（7年に郵便役所、8年に郵便局と改称）が置かれた。①からは、料金は郵便切手による前納制で、15年頃販売所に投函箱を設置するようになったことが分かる。14年に愛知県では特別郵便法をもうけ、役所相互の文書は郵便切手の貼付不要としたが、住民宛公文書や住民から役所宛のものは郵便規則どおりとした。③・④からは、この特別郵便の仕分けが混乱していた様子がうかがえる。

・電信

明治元年（1868）に電信事業が始まり、愛知県では5年に名古屋に電信局が設けられ次第に拡大していった。13年に名古屋と松本・甲府・津・大津間に新設されたが、①②はこの名古屋一松本間の電信回線に関するものと考えられる。

・税

通達のなかでもっとも多いのが税関係である。前年に地租改正事業がほぼ完了し、国税の地租と県税の地租割、町村税の協議費が税の根幹となったが、他にも様々な営業税が課税された。①～⑤は国税、⑦⑧は県税である。⑩は県有林のものと思われる。

・教育

税の次に多いのが教育である。明治5年の学制により小学校数が示されたが、愛知県が当面計画した数はその4分の1ほどで、教師

郵便

- ① 郵便切手売下所に郵便掛函を設置すること
- ② 郵便切手売下人変更のこと
- ③ 特別地方郵便による切手を貼布せざる公文調べのこと
- ④ 郵便切手無貼布公文類取調べ差出すこと

電信

- ① 電信柱敷地民有地のこと
- ② 下街道（瀬古～内津）筋電信に支障の枝葉伐採のこと

税など

- ① 地税完納につき注意すること
- ② 地租改正整頓未納金員延納のこと
- ③ 第1期畑宅地税、山林原野池沼税完納のこと
- ④ 前半期荷車国税完納のこと
- ⑤ 前半期煙草営業税期限内上納のこと
- ⑥ 1期地租割税未納につき督促のこと
- ⑦ 理髪床を理髪人と改正、課税につき人員取調べ届けること
- ⑧ 演劇獅子舞興行税上納督促のこと
- ⑨ 半期分雑収入金勸業係へ上納のこと
- ⑩ 官林下草料金など林副産物届出のこと

教育

- ① 師範学校貸費生募集につき誘導すること
- ② 小学校教員免許状規則布達につき志願者は願出ること
- ③ 学務委員と町村会議員兼任は改選すること
- ④ 専任学務委員選挙のこと
- ⑤ 積年閉校の学校開業説論のため郡長代理郡書記出張のこと
- ⑥ 名古屋貫通社発行教育典令推選のこと

数も不足していた。①②は10年経過した時期であるが、教師養成は依然として大きな課題であったと思われる。③④の学務委員は当初専任制の後、兼務職となったが、閉鎖する学校の増加など課題が山積したため、再び専任に戻されたと考えられる。⑤は明治14年郡内では、43校中15校が閉鎖しており、再開が喫緊の課題であった。

・保健衛生

明治前期の伝染病の第一は天然痘であった。愛知県下では明治12年後半期、死亡率42%の恐ろしい病気であったが、患者の85%は種痘をしていなかった。痘瘡は神への祈祷や民間療法が根強い時代、①は保健行政の大きな課題であった。②の間歇熱はマラリアのことで、現在の日本では撲滅されているが、当時はまだ身近な病気であり、名古屋医師会は原因を追求していた。愛知県は明治13年に衛生委員設置法などを定め、各町村に戸長と公選委員の2名の衛生委員を置き、公衆衛生の推進に当たさせた(③)。④は、代々続く開業医の現状を認めた通達と思われる。

保健衛生

- ① 種痘普及につき注意促進すること
- ② 昨年下半年の間歇熱患者表を提出すること
- ③ 衛生委員設置法により選出して届出のこと
- ④ これまでの開業医子弟の開業許可のこと

・農業振興

地租改正やデフレ、米価暴落などで農村が疲弊した時期で、農業振興策が積極的に行われた。①～③は優秀な種子を普及させるため、各地で行われた種子交換会に関するもの、④の水越理三郎は当時有名な「老農」(農事改良家)で、穀物の優れた種や栽培技術の普及に尽力した人物である

農業振興

- ① 春季種子交換会開催のこと
- ② 普通並びに特出物産表を差出すこと
- ③ 西春日井郡種子交換会へ有志出品誘導のこと
- ④ 水越理三郎農談会開催のこと

・選挙

①の戸長は、公選であったり、官選となったりを繰り返したが、この時期は公選であった。県会議員の任期は4年で、2年毎に半数が改選された。選挙権は満20歳以上の男子で地租5円以上の納税者に与えられていた。第1回選挙は明治12年に実施しているので今回は第3回で、10月に行われた。梶田喜左衛門は田楽村出身で17年11月に辞任後、第1回の衆議院議員(旧春日井郡が選挙区、定員1。大成会所属となり、23年7月から24年12月まで務めた。松永左衛門は二重堀村出身者で、その後10年2か月在職した。

選挙

- ① 戸長選挙入札は雛形に準拠すること
- ② 県会議員選挙被選挙権者調査し届出ること
- ③ 県会議員選挙会23日執行のこと
- ④ 県会議員並びに予備員当選公示のこと(梶田喜左衛門・松永左衛門の両名)

・各種調査

穀物・工賃など職業関連から災害被害、銃所持者や徴兵逃れ者、道路、古文書類など様々な調査が行われている。

調査

- ・米並びに雑穀調べのこと、諸職工賃金取調べのこと
- ・13、14年の被害田畑反別調べのこと
- ・昨年9月暴風雨による倒木届出のこと
- ・軍用銃所持者調査し、戸長出頭すること
- ・古来船舶制度取調べにつき該書類所蔵者は提出すること
- ・官林山野に属する貸地など調査のこと
- ・部内県道の長巾等1村限台帳調製のこと
- ・地誌編修につき所蔵の地誌・歴史・古文書等届出ること
- ・前半期自普請1村限金高帳差出すこと
- ・徴兵適令者の逃亡者を届出ること
- ・各業統計表を差出すこと

・その他

古木の払下げ・公売、松枯れ林の焼却、犯罪行為の取締り、氏神札は神官から頒布することなど村内に関わることでなく、福井県の神社造営へ寄付する者の届出、新橋—東京間の鉄道敷設工事の入札者募集、東京の軍用火薬材料の請負人が巡村することなど全国的事件にかかわるものが散在、中央集権の新しい時代の到来を実感させる。「人民の願伺書等謂なく奥印拒み願伺を壅蔽しないこと」などは、奥印を拒否する者が相当にあったことを伺わせる。

第6節 町村制の成立

町村制と村の合併 明治22年（1889）2月に大日本帝国憲法が公布され、翌年、第1回帝国議会議が開催された。日本は立憲君主国家としての道を歩み出した。中央集権国家の強化・確立の枠内ではあるが、近代的な地方自治制度への転換点でもあった。明治21年（1888）に市制・町村制が、23年（1890）に府県制、郡制が公布され、以後第二次世界大戦前まで日本の地方自治制度の骨格となった。

これに先立ち、政府は町村の自立基盤を強固にするため、戸長役場区域を基準に合併を強力に推進した。愛知県では明治22年（1889）10月1日から町村制が実施された。戸長役場所管区域内を1町村とし、300戸以上を目途に大規模な合併によりほぼ4分の1に激減した。東春日井郡ではほぼ3分の1に、現市域でも47か村が16か村に統合された。

従来の村は生活共同体として水利や共有財産、神社、組織などで固く結びついており、簡単には解消されなかった。旧村は「大字」となり、区長や惣代、区会を置き、区費を徴収し、従前の組織を持ち続けた。こうして、国家機関の末端としての新村（行政上の村位）と生活共同体として旧村（大字）の二重構造がより明確となった。次項の「共有山をめぐる紛争」は、それを象徴する事件といえよう。

地方自治とはいってもさまざまな制限があった。条例等の制定・改廃、税などの財源や財産処分
の決定には、国や県の許可が必要であった。

表 2-4-17 明治22年の村合併（本市域）

新村名	旧村名（○印は役場所在地）	戸数
勝川	○勝川	190
味美	○味鏡原新田	365
春日井	○春日井、稲口新田、如意申新田	460
柏井	上条新田、○下条原新田、八田与吉新田、勝川妙慶新田	201
小野	松河戸、下条、○上中切、下津尾	427
和爾良	○和爾良	436
田楽	○田楽、大手池新田	293
片山	○？牛山、大手、大手西新田、田楽新田	304
下原	○？下原、南下原	264
八幡	○下原新田	264
小木田	大泉寺新田、○下市場、関田、	410
雛五	堀ノ内、○神領、桜佐、熊野、大留	417
不二	出川、○松本、神明、白山、庄名	373
玉川	○高蔵寺、気噴、玉野、外之原	519
神坂	○坂下、上野、廻間、神屋	488
内津	明知、○西尾、内津	328

注：1 役場開庁は明治22年12月28日前後

2 戸数は明治7年「村毎明細表」（林家文書）によって集計したもの。その後増減あり、たとえば勝川村は明治13年に201戸となっている。

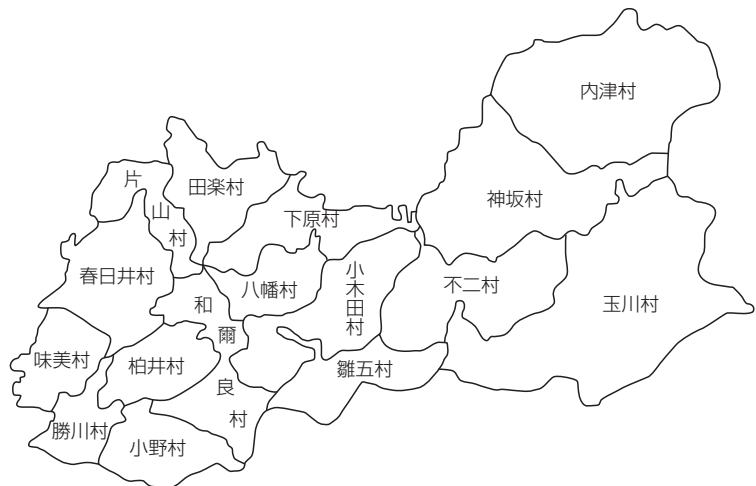


図 2-4-4 明治22年町村制施行時における春日井地域16か村区域図

表 2-4-18 明治以降の春日井市町村沿革表

村 名	明治7年 戸数	明治5年 小区	明治11年 12.28 村名	明治17年 戸長役場 区域組番号	明治22年10.1 町村制移行	明治39年7.16 (大字◎印役場)	昭和18年6.1市 制施行	昭和33年1.1	
春日井原新田	341	第9	春日井	○ 4	○ 春日井村	勝川町 (勝川、◎味美、柏井、 春日井、稲口新田、如 意申新田 計6)	春日井市	春日井市	
長斎新田	—								
稲口新田	31								
如意申新田	67	第7	○ 3	○ 味美村					
味鏡原新田	357								
下条原新田	48	第14	○ 18	○ 柏井村					
上条新田	134								
八田与吉新田	—								
勝川妙慶新田	20	第10	○ 1	明治26.3.28 勝川村→ 勝川町					
勝川	187								
松河戸	178	第14	和爾良	○ 18	小野村 ○	鳥居松村 (松河戸、下条、上中切、 下津尾、◎和爾良 計5)			
下条	164								
中切	33								
下津尾	47			○ 17	和爾良村 ○				
上条	210								
八田新田	233								
大光寺子新田	—	第13	○ 14	○ 田楽村	鷹来村 (田楽、◎大手、牛山、 大手池新田、田楽新田、 大手西新田 計6)				
田楽	280								
大手池新田	14								
牛山	197					○ 15	○ 片山村		
大手	77								
大手西新田	4								
田楽新田	9	第14	○ 16	○ 下原村 ○八幡村	篠木村 (南下原、下原、八幡、 下市場、◎関田、大泉 寺新田、神領、熊野、 堀ノ内、桜佐 計10)				
南下原	92								
下原	176								
下原新田	259	第16	○ 20	○ 小木田村					
下市場	119								
関田	210	第13	○ 19	○ 雛五村					
大泉寺新田	57								
堀ノ内	82	第14	○ 20	○ 雛五村					
名栗	45								
野田	17	第16	熊野	○ 22	○ 不二村	高蔵寺村 (大留、松本、白山、 神明、庄名、出川、◎ 高蔵寺、気噴、玉野、 外之原 計10)			
牛毛	55								
神領	57								
桜佐	20								
上大留	49						大留	○ 23	○ 玉川村
下大留	80								
松本	48	第17	坂下	○ 24	○ 神坂村	高蔵寺町 (大留、松本、白山、 神明、庄名、出川、◎ 高蔵寺、気噴、玉野、 外之原 計10)			
白山	116								
神明	15								
庄名	25								
出川	99								
高蔵寺	102								
足振	55								
久木	39					○ 25	○ 内津村	昭和5年1.1	
玉野	131								
外之原	170								
和泉	65	第17	坂下	○ 24	○ 神坂村	昭和3年 11.1 坂下町 (坂下、◎神屋、廻間、 上野、西尾、明知、内 津 計7)			
一色	52								
神屋	230								
廻間	76								
上野	28								
西尾	85								
明知	128								
内津	105								

注：1 『愛知県史』第3、第4巻、『東春日井郡誌』から作成。
 2 明治7年戸数は、林金兵衛「第三大区邑々旧高戸数簿」(楠家文書)による。同じ筆者の「村名及草高等村毎明細表」(林家文書)と戸数に若干相異がある。
 3 ○印は役場位置

町村機関と議員の選挙 町村制施行により、理事機関（執行機関）と議決機関とが設けられた。理事機関は町村長であり、助役・収入役、その他の吏員を補助機関とした。議決機関は町村会である。町村長は町村会によって選挙されることになったが、府県知事の認可を必要とした。

町村長の任期は4年で、無給の名誉職とされたが、場合によっては有給とすることもでき、現市域の村長全員は有給であった。現市域の初代村長は、16人中12人が30・40代の若手であったが、大部分は戸長をはじめ、徴兵や学務、地租改正などの委員の経験者であった。これは、村の有力者を取り組むことで地方自治との軋轢を解消し、中央集権を確立しようとする町村制の意図が実現したものと見えよう。

町村会は、公民の選出する議員によって構成された。公民とは2年以上当該地に居住し、地租または2円以上の国税を納める25歳以上の男子とされた。議員の任期は6年で、3年ごとに半数が改選されたが、「細民ノ多数ニ制セラレルノ弊ヲ防グ」（町村制理由書）ため、等級選挙という方法がとられた。上位納税者の額の累計が全納税額の半分に達するまでの納税者を1級、下位を2級として、各級が半数の議員を選出する方式である。大地主を体制に取り込むための二重の不平等選挙で、大正10年（1921）まで続けられた。

愛知県では、町村制に続いて明治25年（1892）10月から府県制、郡制が施行され、単なる行政区画であった郡は新たに公共団体となった。これにより、町村—郡—府県という3段階の地方自治体制が確立することとなった。知事や郡長はともに国の官吏で、府県会や郡会、町村会に対して強大な権限を持った。

府県会や郡会は間接選挙制で、議員は半数改選であった。府県会議員は市会・郡会議員と市・郡参事会員により選出された。明治12年（1879）に第1回選挙から府県制の公布を経て明治32年（1899）の府県制改正に至るまでの間に、現市域から選出された県会議員は10人である。

郡では、議員の3分の2が町村会議員による互選（任期6年）で、3分の1は地価総額1万円以上の大地主の互選（任期3年）によった。議員定数は人口を基準に定められており、東春日井郡では町村選出が20人、大地主による互選が6人の計26人であった。明治24年（1891）の第1回選挙は町村分は4月、大地主分は8月に行われ、現市域からは各7人、3人が選出された。

その権限は、財務に関しては議決権があったが、人事については首長の補助機関である吏員や委員の選任権のみであった。その他の権限についても、町村会に比べ狭いものであった。

これに対して、参事会は予算案の事前審査権や緊急事件他の議決権、議案等への意見陳述権、行政監査権・争議決定権、さらには町村監督など広い権限を持ち、議会中の議会と呼ばれる存在であった。会員は、府県は知事と府県会選出者など、郡は郡長と郡会・府県知事選出者が就任した。

なお明治期の衆議院議員は、現市域では梶田喜左衛門、堀尾泰彬、林小参の3名である。選挙資格は、明治23年（1890）の段階では直接国税15円以上を納付した者に限られ、東春日井郡の有権者数は1,200人であった。明治33年の法改正で、国税10円以上に引き下げられて2,245人となった。38年（1905）の田楽村では、有権者は31名で投票者は16名であった。

町村制が施行され、制度上の近代化は図られたが、村の実態にあまり変化はなかった町村制施行以降の現市域での村長・郡会・県会・国会議員を通じていえることは、ほとんど同一人物又は同じ

家柄から選ばれているということである。それはまた、地租改正歎願運動で指導的立場にあった村の代表者あるいはその系譜につながる者であった。つまり、明治になって法制上の制度は大きく変遷したが、村の支配者としての戸長、村長クラスは、官選・民選を問わずほとんど固定していたといえる。少なくとも現市域では、明治30年代まで根本的にはあまり変化がなかったといえよう。

共有山をめぐる紛争 町村制施行後、旧村有地は新しい大字に保有が認められた。当地においては坂下、高蔵寺、篠木などの地区にこうした例が多いが、旧村の入会地で新たに別の町村に分かれた場合などは、所有権に争いが生じがちであった。明治29年（1896）の「共有地差違事件」はその1つである。

通称「五か村山」（内津村大字西尾字欠の下）は、江戸時代には地元の西尾を含む17か村の入会山であったが、明治9年（1876）官民有地未定のまま、明知、神屋、西尾と権利放棄した和泉、一色を除いた13か村は内津村に入会権を譲渡した。それを知った西尾村は内津村と交渉し、翌年にその権利を買い取った。こうして五か村山は13年（1880）の地租改正時に民有地に編入され、西尾村の副戸長を共有惣代にして地券の交付を受けた。

しかし、明治27年（1894）1月これを不服として、内津村大字明知と神坂村大字神屋の住民345人が、内津村大字西尾の住民81人に対して、名古屋地方裁判所へ平等共有権確認の訴訟を起こした。

原告（大字明知と大字神屋）の主張は、内津村からの入会権買取金を3か村で負担し、地租も3等分しているのに、町村制の実施に伴い大字西尾のみの財産として登録したのは不当であり、3大字の共有地とするよう訂正したいというものであった。これに対して、大字西尾の反論は、権利を譲り受けたのはあくまで西尾村のみで、費用の分担は収益の許容を求めたからであり、地租は入会の負担分に過ぎないというものであった。

同年12月の判決で原告が勝訴したため、大字西尾は翌28年（1895）3月に名古屋控訴院に控訴した。しかし、翌年6月の控訴審でも敗訴したため、東京の大審院に上告することを決定した。この間、両村長や郡長、県会議員などの調停工作があったが、いずれも不調に終わった。

明治30年（1897）3月、大審院は第一審判決の廃棄を決定した。この判決は、訴訟内容ではなく、原告適格性（法人である大字の財産権に対する住民の原告としての可否）について下されたものであった。所有権については棚上げのままであった。

その後、明治31年（1898）10月に大字内津有志の仲介によって、3大字が五か村山を3等分することで和解が成立し、その上で大字明知と大字神屋が持ち分を大字西尾に譲渡する契約が結ばれ、解決をみた。

村の共有地ではないが、明治14年（1881）外之原村の山林売買をめぐる、村の農民が沓掛村（瀬戸市）の士族を相手に、売買の対象が「山林のみか、土地ともか」を争う訴訟を起こしている。伝承では、農民側が第一審・第二審とも敗訴したので、大審院に上告し、農民の神様・佐倉宗吾郎に祈願したところ勝訴したので、勧請し木附に祀ったとされている。近年発見された裁判関係記録では、第二審の控訴審で農民側が勝訴しているが、地券の書き換えが滞っている。伝承がいう大審院上告日の6月後でもまだ控訴審判決が出ていないこと、農民側が上告できる余地はないと思われること、研究者の精力的な調査にかかわらず大審院判決は確認できていないこと、地券書き換えは

判決の執行に関わる別問題と考えられることから、大審院上告云々は、現時点ではあくまでも伝承とみておくのが妥当であろう。

第5章 戦時下の情勢

第1節 陸軍工廠

戦時体制への移行 大正3年（1914）に始まった第一次世界大戦は、イギリス・ロシア・フランスを中心とする連合国とドイツ・オーストリア・トルコを中心とする同盟国の対立がヨーロッパ全土を巻き込んで世界大戦となっていった。日本は連合国側について参戦することを決め、陸軍は中国山東半島のドイツ領を占領、海軍は太平洋ドイツ領南洋諸島を占領した。青島等で俘虜（捕虜）になったドイツ兵の一部は名古屋俘虜収容所（現在の旭丘高校の校地）に収容されている。業務報告書（名古屋市政資料館蔵）には、当時の名古屋俘虜収容食事の献立表や郵便物、収容所内のスポーツ・音楽活動・図書室・収容所外の就労等の記録が残されており、中には守山の龍泉寺での散歩風景や勝川での水泳風景の写真も残されている。

第一次世界大戦は、日本経済に史上最大の好景気をもたらした。戦場となったヨーロッパの交戦国では生産・供給活動が滞ってしまい、これまでヨーロッパの商品が圧倒的な割合を占めていたアジア市場で日本製品の供給が急激に増加していった。さらに、ヨーロッパの交戦国への商品供給も急増して、日本経済は異常な活況を見せ、成金と呼ばれる新興企業の経営者も登場した。大戦中の日本の輸出額は、大正3年（1914）の6億円から大正7年（1918）には20億円へと3倍の増加となり、貿易収支・貿易外収支を合わせた国際収支は28億円の黒字となっている。工業生産額は13億円から65億円へと4倍の増加となった。

こうした好景気も大戦の終結によってヨーロッパの製造業が復旧してくると、日本製品の過剰生産から商品の滞貨が始まり、操業短縮や企業の倒産が起きてきた。また、それら企業に資金を貸し付けていた銀行の取り立て不能（こげつき）と不景気の連鎖が発生して恐慌となっていった。好景気が継続することを前提に生産拡大のための設備投資や原材料の輸入をしていた日本の企業では、貿易商や製造業、銀行などの倒産が続き、経営基盤の弱い中小銀行は淘汰され、大銀行に預金が集中して、三井や三菱、住友、安田、第一の五大銀行の産業支配力は強化されていった。

当市では、大正12年（1923）から大正13年（1924）に、農産銀行と尾三銀行の2行が休業した。農産銀行は、大正元年に設立し、大曾根に本店、勝川や守山、篠木、高蔵寺に支店を設置していた。第一次大戦後の不景気を乗り切ることができず、安田に救済を求めるが、安田は名古屋に系列の支店を持っていなかったため、安田系列となっていた岐阜県の大垣共立銀行が引き受けることになった。大垣共立銀行小史によると、同行は農産銀行の店舗があった大曾根や勝川、清水、岩倉に支店、川島や高蔵寺、鳥居松、西春日井に出張所を設置した。また、高蔵寺町誌には、農産銀行の休業を機に、高蔵寺や玉野、気噴に信用購買組合が設置されている。

大正12年（1923）9月1日に発生した関東大震災によって、東京や横浜は火の海となり、10万人

以上の死者や行方不明者をはじめ、損害家屋62万戸、被害総額100億円という大打撃を日本経済に与えた。昭和2年（1927）に国内の金融恐慌が発生し、昭和4年（1929）にニューヨークの株式市場の大暴落から世界恐慌となっていった。昭和5年（1930）には、生糸価格の暴落と日本経済への打撃が続き、また、農作物の豊作による価格下落が農村に深刻な打撃を与えた。経済不況の中、都市では労働者の賃上げ要求や賃下げ・解雇反対を求める争議（ストライキ）が県内各地で起こり、労働運動が広がりを見せた。

経済不況で打撃を受けたのは商工業だけではなく。近代的産業の発展がみられた都市にくらべて、農村の近代化は進んでいなかった。第一次世界大戦による好景気は、農業人口の減少と工業人口の増加という変化をもたらした一方、農業労働力の減少は米不足と米価の高騰をもたらした。大戦終了後も、シベリア出兵が決定されたため、大地主や米穀商人の買い占めにより、米価はさらに上昇し、大正7年（1918）に富山県で発生した米騒動は全国に広がり、軍隊が出動する騒ぎになった。

昭和6年（1931）9月18日に、満州（中国東北部）に駐屯していた関東軍の一部が奉天北方の柳条湖付近で満鉄（南満州鉄道）の線路を爆破し、中国側が行ったと主張して中国への軍事行動を開始した。いわゆる満州事変である。ここから昭和20年（1945）まで、15年間続くアジア・太平洋戦争へ突入していく。昭和7年（1932）3月1日に、満州国の建国が宣言された。10月2日に国際連盟が派遣したリットン調査団報告書が公表され、その内容は満州における日本の権益は認めるものの、日本軍の撤退と新しい自治政府の樹立を求めるものであった。国内では、日本の利権・権益を侵害するものとしてリットン調査団と国際連盟を非難する声が高まった。昭和8年（1933）3月27日に国際連盟脱退を通告し、日本は経済危機に加えて、国際的に孤立した状態に陥った。

昭和12年（1937）7月7日に、北京南西郊外盧溝橋付近で夜間演習をしていた日本軍と中国軍との間に発砲・衝突事件が発生して、日中全面戦争が始まった。日本にもたらしたものは軍備の増強と国内の戦時体制づくりであった。昭和12年（1937）に軍機保護法が改正され、軍事上の秘密を憲兵・特別高等警察が厳しく取り締まることになり、戦費はこれまで一般会計から支出されていたが、日中戦争以降は臨時軍事費特別会計が設置され戦時体制に移行して巨額の戦費を使うことができるようになった。春日井に関する主な臨時軍事費は、鳥居松製造所や鷹来製造所、兵器補給廠（高蔵寺）等の設置費と維持費であった。

市民生活に係るものとしては、国民精神総動員がある。戦時体制を強化・維持するために衣食住をはじめ生活に必要な物資が配給制・切符制となり、戦時国債の割り当て、金属回収・犬供出まで行われるようになっていく。軍事力増強のため成人男子の出征が続き、軍需工場はじめ工場労働者や農村などの生産現場の労働力不足となった。それを補うために、国家総動員法、国民職業能力申告令、国民徴用令などが次々と出された。明治以来、戦争は軍隊が海外で行うものであり、国民生活は平時の延長で大きな変化はなかったが、ここきて全ての国民は戦争が終わるまで戦争を支えるための行動を強制されるようになっていくのである。

陸軍工廠の設置 春日井市誕生の原点として、鳥居松工廠と鷹来工廠の設置があった。工廠は、陸軍直営の兵器製造工場で、名古屋陸軍造兵廠史・陸軍航空工廠史によると、最終的に名古屋陸軍造

兵廠には7つの工廠が設置された(表2-5-1)。鳥居松工廠と鷹来工廠の敷地面積は、これまでになく巨大であった。鳥居松工廠の最盛期の従業員数は、約1万1,000人で工廠の中では最大であった。鷹来工廠の従業員数は、約4,000人であった。

表2-5-1 名古屋陸軍造兵廠

製造所名(所在)	設置年	情勢	主な兵器生産1945年
熱田製造所(名古屋)	明治37(1904)	日露戦争	車両, 器具, 材料, 火砲
千種製造所(名古屋)	大正9(1920)	第一次世界大戦	小銃, 銃剣, 機関銃
高蔵製造所(名古屋)	昭和12(1937)	日中戦争	薬莖
鳥居松製造所(春日井)	昭和14(1939)	日中戦争	九九式小銃, 拳銃
鷹来製造所(春日井)	昭和16(1941)	日中戦争	7.7m小銃弾(実包)
柳津製造所(岐阜)	昭和19(1944)	太平洋戦争空襲	熱田・高蔵の疎開工場
楠製造所(三重)	昭和19(1944)	太平洋戦争空襲	千種の疎開工場

資料：名古屋陸軍造兵廠史・陸軍航空廠史1986

愛知県で最初に陸軍直営の兵器工場が設置されたのは、明治37年(1904)の日露戦争の時であった。陸軍は、熱田区六野1・2丁目の土地を鉄道車両製造所から買収し、東京砲兵工廠熱田兵器製造所を発足させている。大正4年(1915)の第一次世界大戦中には、大阪砲兵工廠名古屋兵器製造所が熱田兵器製造所の北隣に設置された。ほぼ同じ場所に設置されたにもかかわらず、それぞれ独立したものになったのは、熱田兵器製造所が銃器などを生産していた東京砲兵工廠、名古屋兵器製造所は大砲など生産していた大阪砲兵工廠の分工場として設置されたためであった。

熱田兵器製造所は、第一次世界大戦になると、航空機生産という新たな任務が加わることになり、ルノーやサルムソン、BMW等ヨーロッパの発動機メーカーの指導を受ける陸軍航空機の生産拠点となっていく。大正9年(1920)に、航空機増産のため東京砲兵工廠千種機器製造所が名古屋市千種区北千種町に設置された。これにより、熱田製造所で航空機の機体を、千種機器製造所で航空機の発動機(エンジン)を製造する体制が整い、各務ヶ原飛行場とともに名古屋は陸軍航空機技術開発の拠点となっていった。

昭和12年(1937)に日中戦争が始まると、名古屋陸軍工廠の再編が始まり、昭和14年(1939)に、千種兵器製造所から銃器製造部門が分離独立して、名古屋工廠鳥居松製造所が設置された。昭和16年(1941)に、高蔵製造所から鷹来製造所が分離独立して、名古屋陸軍造兵廠(昭和15年名古屋工廠から改称)は熱田、千種、高蔵、鳥居松、鷹来の5製造所の体制となった。春日井は、鳥居松製造所や鷹来製造所、兵器補給廠高蔵寺部隊の設置によって軍事上重要な地域となった。

鳥居松製造所の誕生 鳥居松製造所は、日中戦争により兵器増産のために設置された臨時製造所であったが、鳥居松製造所の設置をきっかけに、鷹来製造所や名古屋陸軍兵器補給廠(春日井分廠・鳥居松出張所・鷹来出張所・大泉寺集積所)が設置され、陸軍施設が拡大して、当市域に軍需産業の集約が進んでいった。

陸軍は、小倉造兵廠と名古屋造兵廠を九九式



写真2-5-1 鳥居松製造所正面 昭和14年8月28日 開所式時(名古屋陸軍造兵廠記念碑建立委員会「碑の建立と思い出」1986年より)

小銃の大量生産をする拠点とした。名古屋造兵廠は、千種製造所の銃器製造部門を鳥居松村に移転拡張するため、鳥居松製造所を設置することとした。昭和13年（1938）10月15日に、鳥居松村と用地買収交渉を始め、10月29日に契約が成立した。敷地の造成には、庄内川の川砂が使われ、そのために鳥居松駅（現JR春日井駅）から南に線路が敷かれ、堤防には川砂を積み込むための設備が造られた。昭和14年（1939）5月1日に、工具工場として第二工場が完成し、兵器を製造するための刃具や工具などの生産が始まったが、この段階では、まだ千種製造所鳥居松工場として工場長以下57名が転属して業務を開始していた。昭和14年（1939）8月1日に、鳥居松製造所が開設された。

鷹来製造所の誕生 昭和15年（1940）1月に、九九式実包（銃弾と薬莖）の製造所建設用地が安城、蟹江、鷹来三か所の中から鷹来村に決定した。用地買収の面積は、26万坪で20万坪の工場から約800m離れた西山の丘陵地に火薬工場が計画されていた。敷地内の幹線道路には、主要工場と本館（現名城大学農学部農場の管理棟）を結ぶ地下道が1km建設された。物資の輸送用に中央線鳥居松駅から軍用の引込線が敷設されていた。現在、旧国道155号の西山交差点近くに架かる鉄橋がその名残として残っている。昭和5年（1940）10月に、鷹来製造所は、名古屋の高蔵製造所の分工場として発足した。鷹来製造所の建設とともに、従業員用の住宅が上納山や北山に建設された。鳥居松製造所の工員増加のピークは昭和16年（1941）であったが、鷹来製造所の工員増加は、昭和17年（1942）から始まった。7.7mm実包

の月間生産目標の2,000万発を達成するには、約4,000人の雇員を含む従業員を受け入れる必要があった。名古屋陸軍造兵廠史・航空廠史によると、昭和17年（1942）4月から受け入れが始まり、石川、富山、岐阜、愛知、三重、静岡、新潟、長野の各県から受け入れた。鷹来製造所は、7.7mm実包の生産を目的に設置されたが、昭和19年（1944）11月から風船爆弾の生産も行うことになった。

名古屋陸軍兵器補給廠高蔵寺部隊の設置 陸軍兵器補給廠は造兵廠で製造された兵器を保管、戦地

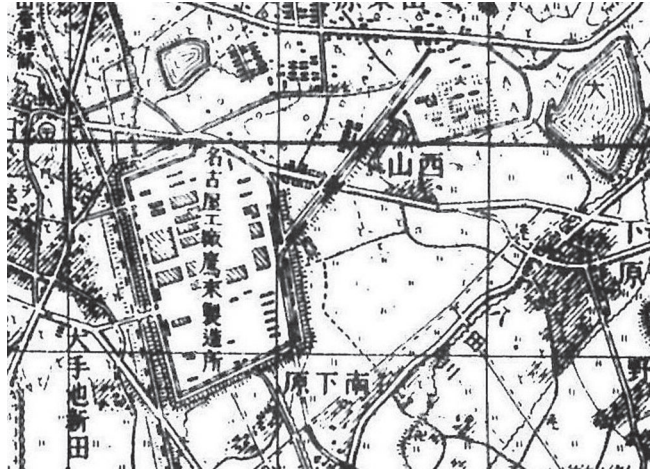


図2-5-1 鷹来工廠跡と引込線が掛かれた（5万分の一地形図「名古屋北部」国土地理院昭和40年発行）



写真2-5-2 今も残る旧155号線に架かる鉄橋



写真2-5-3 鷹来工廠跡に建てられた記念碑

や各部隊に配送する施設であった。名古屋兵器補給廠の本部は千種に置かれ、愛知県内外に分廠、出張所が置かれていた。高蔵寺兵器補給廠は昭和15年（1940）、高蔵寺町木附に設置され、砲弾の薬莖に火薬を詰める業務も行っていた。高蔵寺駅から木附までは専用の引込線が敷かれ、小型の蒸気機関車 C12が貨車を牽引していた。



図 2-5-2 高蔵寺兵器補給廠跡と引込線が描かれた（5万分の一地形図「瀬戸」国土地理院昭和35年発行）



写真 2-5-4 戦後も残っていた「名古屋陸軍兵器補給廠高蔵寺部隊」の表札

第2節 軍需産業都市

都市計画 明治から太平洋戦争が終わるまでの間に、愛知県下で市制を施行した都市は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市の8都市であった（表2-5-2）。これらの都市の都市計画が適用された年次をみると、名古屋市から瀬戸市までは市制施行後に都市計画を申請して、内務省から適用が認められているが、半田市、春日井市、豊川市は、都市計画が適用された後に市制施行が行われている。これは、昭和8年（1933）5月に都市計画法が改正され、都市に加えて町村にも都市計画法の適用が可能となったことによるものである。都市計画愛知地方委員会は、人口1万人程度の小都市を対象として都市計画適用候補を選ぶ作業を進めた。昭和9年（1934）に、刈谷、安城、西尾、古知野、蟹江の5町、昭和10年（1935）7月に小牧、守山、犬山、津島、拳母、蒲郡、半田、成岩、亀崎の9町、昭和12年（1937）5月に豊川、鳴海、高浜、勝川の4町、昭和14年（1939）3月には稲沢町が都市計画の適用を受けている。こうした背景には、内務省が進める都市計画が大都市中心から中小都市へと展開したことによるものであった。

表2-5-2 昭和20年8月15日以前に誕生した都市

	都市名	市制施行年	都市計画適用年
1	名古屋市	明治22年（1889）10月1日	大正9年（1920）1月1日
2	豊橋市	明治39年（1906）8月1日	大正12年（1923）7月1日
3	岡崎市	大正5年（1916）7月1日	大正14年（1925）4月1日
4	一宮市	大正10年（1921）9月1日	大正14年（1925）4月1日
5	瀬戸市	昭和4年（1929）10月1日	昭和5年（1930）9月1日
6	半田市	昭和12年（1937）10月1日	昭和10年（1935）7月12日
7	春日井市	昭和18年（1943）6月1日	昭和12年（1937）5月11日
8	豊川市	昭和18年（1943）6月1日	昭和12年（1937）5月11日

しかし、ほとんどの小都市は街路計画などの具体的な都市計画事項の決定はされず、都市計画区域のみが決定されただけで、街路網や土地区画整理が具体的に進行したのは、勝川、豊川、拳母など、戦時下の重要な軍需工場が設置された小都市に限定されていた。

勝川都市計画 都市計画適用の経緯は、昭和11年（1936）9月の勝川町会の決議により内務大臣に都市計画法の適用を申請し、翌12年（1937）10月5日に、内務省告示第590号で勝川町を都市計画区域にすることが決定されている。昭和14年（1939）に、勝川都市画土地区画整理事業区域一般図が完成し、その後、道路網計画が決定された。続いて、土地区画整理事業が決定されている。鷹来村会議事録によると、昭和15年（1940）7月28日に、勝川都市計画はいわゆる軍都都市計画にして軍工廠を中心とするものであり、勝川町以下4か町村をもってするものとして、鷹来村の追加が行われている。昭和17年（1942）3月25日には、鳥居松村・篠木村の土地区画整理組合に鷹来村の編入を決めている。

純農村であった東春日井郡の4か町村には、第一毛織紡績（勝川町）や不二見焼タイル（鳥居松村）の工場に加えて、鳥居松工廠の建設予定地が地図上に示され、用地造成用の庄内川砂を運ぶための線路が描かれている。昭和14年（1939）に測図の愛知県勝川都市計画一般図では、勝川町と鳥居松村の全域、篠木村と鷹来村は一部のみが描かれている。鳥居松製造所建設予定地は、破線で囲

まれている。

こうした都市計画には表れていないが、中央線鳥居松駅から鷹来工廠を経て西山分工場への陸軍専用の側線が敷設され、原材料の工廠への運搬や完成品の出荷に利用された。また、未完成に終わったが、名鉄小牧線の小牧駅から鷹来工廠への電気鉄道開設が計画され、工事が進められていたことが戦後の空中写真で確認できる。ほかにも鳥居松と鷹来の工廠の開設に伴い、名古屋憲兵隊鳥居松分隊、名古屋職業指導所鳥居松出張所、春日井郵便局鳥居松分室、春日井郵便局田楽分室など、国の機関が次々と設置された。鳥居松製造所と鷹来製造所の設置前の当市の状況は、各町村の土地法典に記載の公共施設名を見ると、純農村地帯であったことが分かる（表2-5-3）。



図2-5-3 『愛知県勝川都市計画一般図』昭和14年3月測図（都市計画愛知地方委員会）個人蔵

表2-5-3 「土地法典」記載の公共施設名

	勝川町土地法典 (昭和14年)	鳥居松村土地法典 (昭和12年)	篠木村土地法典 (昭和12年)	鷹来村土地法典 (昭和12年)
面積	14.28万坪	8.39万坪	17.66万坪	7.46万坪
人口(昭和15年)	11,032人	6,231人	8,186人	3,183人
公共施設	町役場、勝川警察署、駐在所3カ所、名古屋土木、東春日井郡農会、名古屋区裁判所	村役場、駐在所1カ所、名古屋水道出張所	村役場、駐在所3カ所、篠木郵便局、隔離病舎	村役場、駐在所1カ所、鷹来村郵便局
学校	勝川尋常高等小、第一陣上湍、第二尋常小	鳥居松尋常高等小、小野尋常小	篠木尋常高等小	鷹来尋常高等小、牛山尋常小
金融機関	大垣共立勝川支店、同春日井出張所、勝川信用販売購買組合	鳥居松信用販売組合	大垣共立銀行鳥居松支店、篠木信用組合	鷹来信用販売購買組合、牛山信用購買組合
民間工場	第一毛織紡績、東邦電力味美変電所、大同電力勝川変電所、東邦電力勝川代理店	不二見焼合資会社		昭和蚕業、伊藤蚕業、長谷川蚕種
その他	名鉄春日井停留所、同味美停留所、同春日井口停留所	中央線鳥居松駅 中央線勝川駅		名鉄牛山停留所、名鉄間内停留所

昭和15年（1940）2月8日内務省告示44号で、勝川都市計画区域に鳥居松村と篠木村が加えられたのは、昭和13年（1938）に鳥居松製造所の第一次用地買収が完了していたことによる。さらに、昭和15年（1940）8月22日内務省告示473号で鷹来村が加えられたのは、同年1月に鷹来製造所用地買収が始まっていたからであった。勝川都市計画区域は、勝川町の1町から勝川、鳥居松、篠木、鷹来の4か町村となり、ここに春日井市誕生の基礎ができています。勝川都市計画区域が4か町村に

拡大した後、昭和16年（1941）9月19日内務省告示第542号により、勝川都市計画街路が決定されている（図2-5-4）。

大規模な街路計画は、幅員22mの一等大路第三類5路線、幅員16mの二等大路二類9路線、幅員12mの二等大路三類18路線、幅員8mの一等小路9路線の合計42路線で、総延長111kmであった。都市計画愛知地方委員会が内務省に申請した時の理由書には、勝川都市計画の目的とそれぞれの街路の役割について説明が書かれている。3か村にまたがって計画された軍需工場の建設によって、勝川都市計画区域が将来、新興工業都市として発展することが予想されること、そのために秩序ある道路網その他を決定しておくことが必要であるとしている。

次の表2-5-4は、重要道路である一等大路5路線と二等大路9路線と、後に軍都都市計画街路に指定される二等大路第三類1路線の15路線を表したものである。理由書には、各街路の設置理由が書かれている。

一等大路第三類①番は、鳥居松駅から現在の国道19号線の梅ヶ坪交差点を經由して、鷹来工廠南門（現名城大学農学部付属農場南）に至る。同②番は国道19号線の六軒屋交差点から東へ、同③番は国道19号線を六軒屋交差点から勝川までの重要道路で、旧市街地と新市街地の中央に通す。同④番は勝川駅前から味美線と八光線の各基点を結ぶ街路、同⑤番は鷹来工廠東辺と南辺を直角に結ぶ重要道路としている。①番の鳥居松駅から鷹来製造所への道路の建設は終戦までに完成できず、戦後は市道の一部となっており、②番と③番は国道19号線となっている。このように、現在の市の骨格となる街路は、戦時中の都市計画道路を継承したものである。

また、二等大路第二類②番と同④番は鳥居松交差点を起点に、東西にのびる現在の県道508号線（内津・勝川線）となり、同①番と③番も鳥居松交差点から南北にのびる現在の県道25号線（主要地方道路）となっている。この2路線は戦時中の空中写真にも写っており、ほぼ完成していたことが分かる。

表2-5-4 15路線

街路番号			街路名称	起点	終点	経由地	幅員
等級	類別	番号					
1	3	①	山ノ前郷裏線	鳥居松村和爾良	篠木村南下原		22m
1	3	②	松山中原線	篠木村八幡	篠木村八幡		22m
1	3	③	松山秋葉前	篠木村八幡	勝川町勝川	鳥居松村和爾良	22m
1	3	④	勝川駅前線	鳥居松村松河戸	鳥居松村松河戸		22m
1	3	⑤	菅ノ廻間北山	鷹来村田楽	鷹来村田楽	篠木村南下原	22m
2	2	①	町割町屋線	篠木村八幡	鷹来村田楽	鳥居松村和爾良	16m
2	2	②	町割金ヶ口線	篠木村八幡	篠木村下市場		16m
2	2	③	勝川郷中線	篠木村八幡	勝川町勝川	鳥居松村和爾良	16m
2	2	④	町割松ノ内線	篠木村八幡	勝川町勝川	鳥居松村和爾良	16m
2	2	⑤	宮東西山線	鳥居松村和爾良	篠木村下原		16m
2	2	⑥	上東光坊堂本線	鷹来村田楽	篠木村熊野	篠木村八幡	16m
2	2	⑦	鳥居松駅南線	篠木村関田	鳥居松村和爾良		16m
2	2	⑧	北ノ田北浦線	鳥居松村和爾良	鳥居松村和爾良		16m
2	2	⑨	東本中裏線	鳥居松村下条	勝川町柏井		16m
2	3	⑩	八尻高山線	鳥居松村和爾良	勝川町春日井		12m



図2-5-4 「昭和16年9月19日内務省告示第542号勝川都市計画街路」付属地図（愛知県公文書館蔵）

新興工業都市 元の勝川都市計画は、県内の多くの町村と同様に限定された地域を対象とするものであったが、工廠の設置という陸軍の方針によって区域を拡大することになり、人口増加に伴う住宅密集などを避けるために計画的な都市建設が考えられ、内務省が推進する新興工業都市の一つに選ばれている。新興工業都市づくりには都市計画事業費の3分の1を内務省が補助するもので、「結構づくめの工業都市」として、勝川を含む23都市が新興工業都市との指定を受けた（表2-5-5）。

表2-5-5 新興工業都市の指定を受けた全国23都市

番号	都市名	中核となる軍需工場	軍都都市計画
1	青森県八戸	日本化学、日本砂鉄鉄鋼	
2	宮城県仙台・多賀城	多賀城海軍工廠	軍都都市計画
3	茨城県多賀	日立製作所多賀工場	
4	群馬県太田	中島飛行機太田製作所	
5	埼玉県川口	鐘ヶ淵ディーゼル	
6	神奈川県相模原	相模原陸軍造兵廠	
7	神奈川県大和	高座海軍工廠	
8	愛知県豊川	豊川海軍工廠	
9	愛知県拳母	トヨタ自動車	
10	愛知県勝川	名古屋陸軍造兵廠鳥居松製造所他	軍都都市計画
11	三重県四日市	第二海軍燃料所	
12	三重県鈴鹿	鈴鹿海軍造兵廠	軍都都市計画
13	京都府宇治	東京第二造兵廠宇治製造所	
14	兵庫県広（姫路）	日本製鉄広幡製鉄所	
15	和歌山県河西（和歌山市）	住友金属和歌山製鉄所	
16	富山県東岩瀬（富山市）	不二越鋼材製鋼所	
17	岡山県福原（水島）	三菱重工業水島航空機製作所	
18	山口県周南	第三海軍燃料廠	
19	福岡県春日原	小倉陸軍造兵廠春日製作所	
20	福岡県苅田	大阪陸軍航空補給廠福岡支廠	
21	長崎県川棚	川棚海軍工廠	
22	長崎県佐世保	佐世保海軍工廠	軍都都市計画
23	長崎県大村	第二十一海軍航空廠	

軍都都市計画 軍都都市計画は、昭和19年（1944）5月から昭和20年（1945）6月までに10件が指定を受けている。昭和20年（1945）5月15日に、内務省告示189号で、春日井軍都都市計画街路事業並にその執行年度割が指定された。軍都都市計画に指定されると事業費の3分の2を国が負担することになる。郡山戦災誌によると、軍都都市計画の指定を受けようとする動きが各地であったが、指定を受けることは困難であったという。

適用されたのは、軍事上重要な都市計画が進められていた佐世保や鈴鹿、仙台・塩釜、小倉、坂ノ市、沼津、春日井の7都市に限られた。春日井の軍都都市計画と指定されたのは、二等大路第二类九号線の延長と幅員変更（16mを6mに縮小）、二等大路第三類第十六号線の延長と幅員変更（12mを6mに縮小）である。二等大路第二类第九号線は、現在の市道下条線から市道道風線で、鳥居松工廠の南と西を取り囲む道路であった。二等大路第三類十六号線は、現在の朝宮線に該当する路線で、計画では中央線の線路を渡り、鳥居松工廠の北まで計画されていた。実際には中央線の南側の段丘下段は沖積面となり、地蔵川の合流点があるため現在も直角に左折する市道弥生線となっている。いずれにしても幅員を半分にしても建設を急いだが、終戦までに完成することはできなかった。

軍都整備計画の進行状況を、昭和20年（1945）6月9日米軍撮影の空中写真で見ると、八田町の名古屋水道沈殿池の位置は、現在も変わっていない。写真中央部には、区画整理が進むことぶき町の広場を中心に建設された鳥居松工廠の従業員住宅213戸が整然と並ぶ。現在の国道19号の北側に並ぶ住宅は、鳥住（鳥居松住宅の略）と呼ばれた従業員住宅である。春見町の住宅は、まだ一部しか建設が進んでいない。

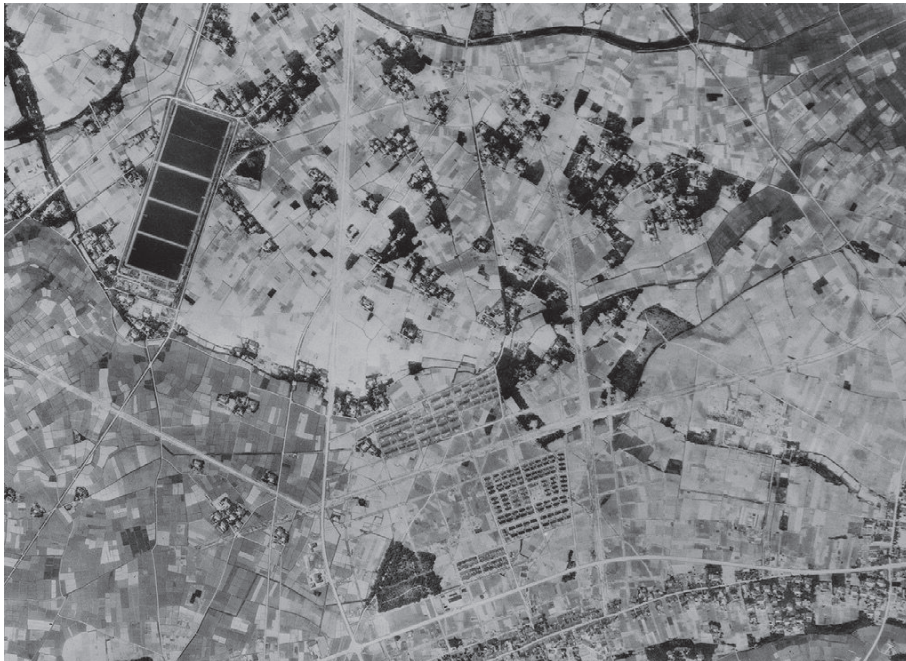


写真2-5-5 空中写真に見る軍都整備状況（八田町から六軒屋町周辺）
 (米国公文書館空中写真 3 PR 5 M277 33a)

勝川町周辺では、中央線に並行して、現在の県道が東西に貫いている。勝川駅の南（松新町）には、鳥居松工廠の従業員用の宿舎となる長屋が立ち並び、駅北は区画整理が進行している様子が見える。中央右寄りの長方形の黒い部分は八幡社で、左には第一小学校（現勝川小学校）がある。右上の四角は第一毛織紡織で、終戦時には鳥居松工廠の協力工場として九九式小銃を製造していた。現在の国道19号線バイパスの造成が始まっている。



写真 2-5-6 勝川駅周辺
 (出展 米国公文書館空中写真 3 PR-5 M277 33a)

この空中写真は、米軍が昭和20年（1945）6月9日に撮影したもので、戦時中に設置された陸軍小牧飛行場跡の敷地は、豊山町、小牧町、春日井市に広がっていた。飛行場の東には、南北に一直線にのびる小牧犬山線と名鉄小牧線が走っている。右下の黒い箇所は、両社宮の森である。飛行場と当市域との関係は戦争末期に顕著になり、高射機関砲陣地、飛行場から軍用機を隠すための掩体、誘導路、非常用の仮滑走路が造られている。勝川都市計画街路とは異なる集落を迂回して、東へ伸びる誘導路が造られている。

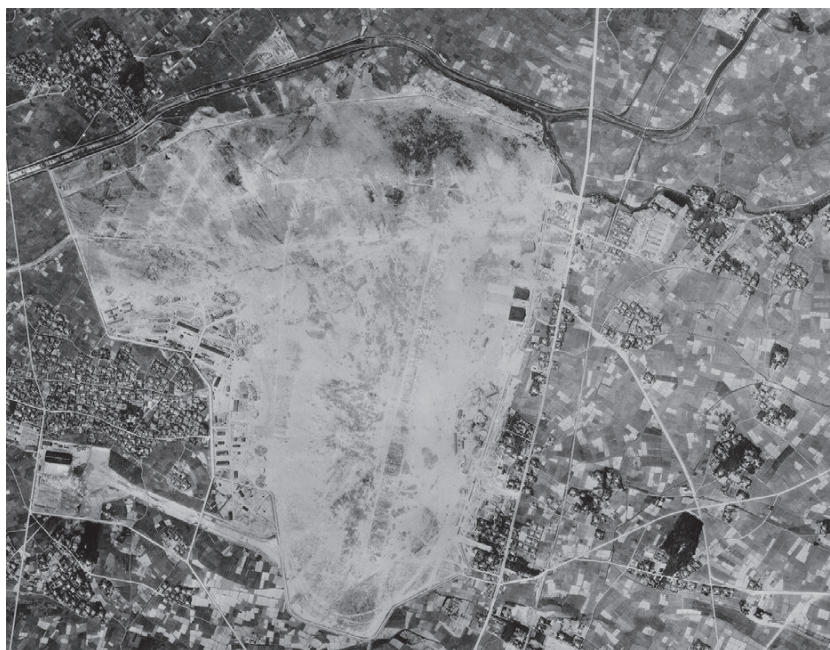


写真 2-5-7 陸軍小牧飛行場とその周辺
 (出展 米国立公文書館空中写真 3 PR-5 M277 31b)

宮町周辺では、勝川都市計画街路になかった飛行場関係の施設が設置されていた。現在、西部ふれあいセンター付近には空襲から軍用機を保護する掩体（コンクリート製のシェルター）が設置されていた。また、飛行場から掩体までの誘導路が造られ、軍用機が地上を移動していた。

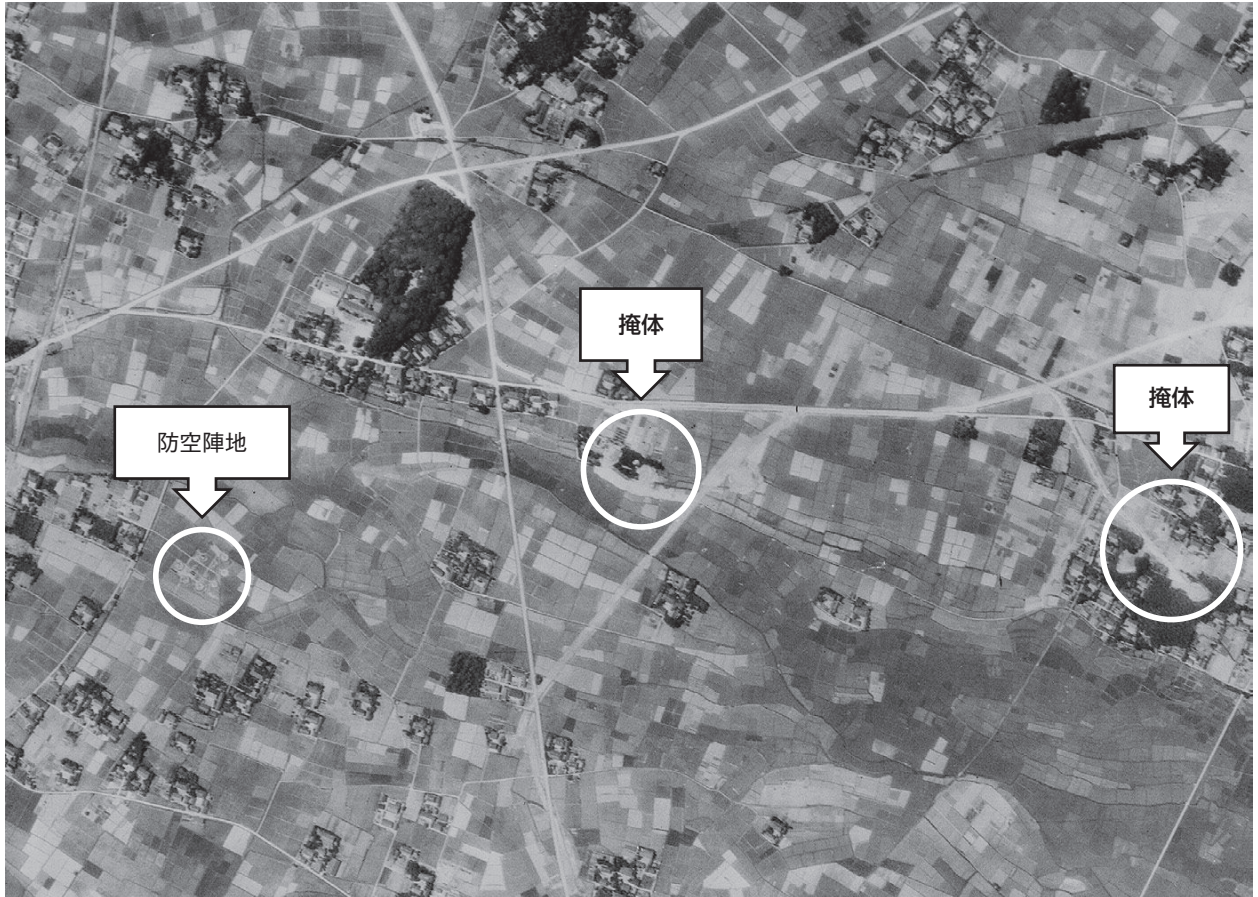


写真2-5-8 宮町周辺の空中写真（出展 米国公文書館 3 PR- 5 M277 32b）

軍都春日井市の誕生 勝川町から出発した都市計画は、名古屋陸軍造兵廠の規模拡大による鳥居松村と鷹来村への建設決定を受けて、新興工業都市としての街路計画と土地区画整理が実行される。昭和17年（1942）6月2日に発表された工業規制地域及び工業建設地域に関する暫定措置要綱において、愛知県東春日井郡勝川町、鷹来村、篠木村、鳥居松村、つまり当市域は規制地域として、鳥居松と鷹来の工場以外の新たな工場の建設は禁止された。同年12月8日に、4か町村で市制施行準備委員会が結成され、市制施行に向けた具体的な協議が始まった。昭和18年（1943）4月14日に愛日地方事務所総務課長と地方課長が内務省に出頭して手続きを取り、同年5月26日内務省告示第373号で、「市制第三条及町村制第三条ニ依り、昭和18年6月1日ヨリ愛知県勝川町、鷹来村、篠木村、鳥居松村ヲ廃し其ノ区域ヲ以テ春日井市ヲ置ク 昭和18年5月26日 内務大臣」が出された。

軍都として誕生した当市は、昭和20年（1945）8月15日の終戦によって、中核であった工場が無くなり、軍都の象徴であった工場跡地に平和産業を誘致して再出発することになる。昭和22年春日井都市計画図には、巨大な空白が見える。

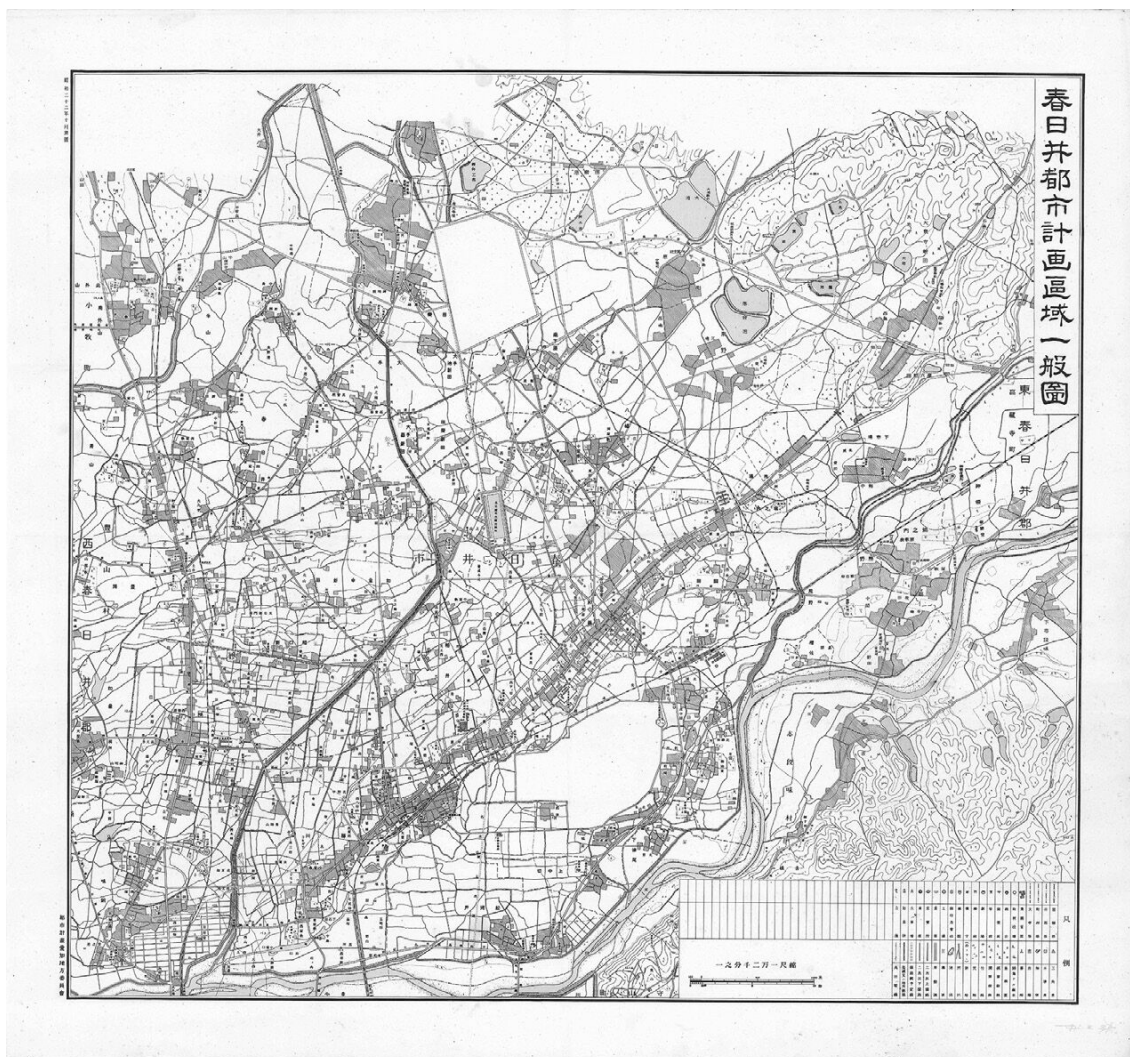


図 2 - 5 - 5 都市計画愛知県地方委員会「春日井都市計画区域一般図」(昭和22年10月測図 個人蔵)

第3節 戦時下の生活

戦争生活の実践 当市の誕生（昭和18年6月1日）は、昭和16年（1941）12月8日に開戦された太平洋戦争の真っ最中のことであった。同じ日に誕生した都市に豊川市がある。この後は、11月3日に市制施行した福岡県田川市のみで、当市は全国的に見ても太平洋戦争の最後に誕生した都市と言える。それまでの当市は、農業を中心とする社会であったが、転機となったのは、昭和8年（1933）の都市計画法の改正である。昭和20年（1945）までに都市計画法が適用され、市制施行を果たしたのは、人口急増が起きた半田、春日井、豊川の3都市のみであった。これらの都市の人口増加は、町村の合併によるものに加えて、巨大な軍需工場の設置によるもので、それぞれ中島飛行機半田製作所、陸軍造兵廠鳥居松製造所（現王子製紙）・同鷹来製造所（現名城大学農学部農場）、豊川海軍工廠であった。これらは日中戦争から太平洋戦争期に、兵器増産のために設置された軍需工場である。

昭和15年（1940）12月6日の大阪朝日新聞に「結構づくめの工業都市－来年生まれる理想の十五都市－」の記事があるが、その中に勝川と豊川が入っている。新興工業都市として誕生した当市は、臨時軍事費によって工場用地や労働者の住宅、軍用鉄道、道路網、学校、公園などが計画的に配置される予定であった。現在の国道19号は、当時計画されたもので、勝川周辺では建設が始まっていた。現在の地名の八光線は、当時のスローガン「八紘一字」からであり、大和通や瑞穂通などの地名も戦時下で考えられたという。

当時の「春日井時報」には、食糧増産や軍用機献納、貯蓄実績調査、徴兵検査、志願兵募集、配給、国債とともに、軍都春日井の歌が掲載されていた。市制施行の翌7月1日には、広報誌「春日井時報」第1号が発行されている。通常なら町村合併によって誕生した新しい市の出発はめでたく祝賀ムードでスタートするものであるが、戦時下で誕生した春日井市の場合は違った。「春日井時報」により、市としての新たな出発に当たって発表されたのは、戦争生活の実践であった。

「戦争生活の徹底的な実践 今ここ決戦我等は勝敗の岐路に立つ。戦争生活に徹しましょう。1 絞り出し貯蓄イ家計費衣生活をもっともっと考え直して貯蓄を絞り出しましょう。口夏のダレ気分を一掃し勤労を倍加して貯蓄を絞り出しましょう。2 決戦下の服装イ新調をやめて有り合せの活用口やむを得ず新調する場合は国民服乙号型（婦人は標準服）ハ婚礼葬儀等の儀礼はなるべく平服ですますニ不要の衣類はできるだけ隣組で融通交換すホ夏中は上衣不要」（一部現代表記に変更）と記載されている。



写真2-5-9 春日井時報第1号

一番強調されていたのは貯蓄である。戦時下では兵器や弾薬の購入はじめ拡大する軍事費を補うために、臨時軍事費の予算が認められている。税収が増えるわけではないので、国民の貯金増加や軍事国債の発行によって戦費を確保するので、貯金と国債購入は個人に任されるのではなく、強制的に割り当てられた。例えば、昭和18年（1943）6月15日から7月14日までの当市に割り当てられた貯金目標550万円を達成するために、常会（町内会）ごとの金額、そして戸ごとに目標金額が決められた。さらに、7月は所得税の第一期分に加えて自転車税や荷積牛馬車税、荷積大車税、金庫税、扇風機税、犬税の納付月となっていて、大垣共立銀行鳥居松支店や同勝川支店、東海銀行鳥居松支店に納付するように指示されている。

10月発行の第4号には、当市の誕生は市民の希望によるものではないこと、それゆえに旧町村のわだかまりを捨てるよう訓示されている。「市民同胞春日井市が誕生したと云うのは当たらない。生まれたのではない、作ったのである。一地区が膨張発展して市制が施された^(ママ)と異い、共通の性格を持った四つの町村が合併して市たるの資格を作ったのである。（中略）春日井五万市民は敬愛の心と謙譲の徳とを以て互いに接すべきである」として、合併以前の部落根性を戒めている。

12月発行の第6号には、当市に降りてきた月間貯蓄目標546万7,000千円の9割以上を達成することを呼びかけ、「忘年会・新年会等は絶対禁止、贈答や買出しは絶対やめる」ことが伝えられている。

昭和19年（1944）1月発行の第7号には、「本年こそは本土空襲必死の都市と覚悟しなければならぬ」と戦況の厳しさを認めながら、兵器製造や食糧増産、国土防衛、健民健兵、貯蓄増強を訴えている。具体的には、女子も含めて職業の軍需工場への移動、食糧増産のための土地改良と米・甘藷の供出割り当てを果たすこと、疎開者の受け入れを呼び掛けている。

4月発行の第10号の「戦い抜く生活へは、イ一人残らず増産（女子も挺身隊に参加して軍需工場で働く）。口空襲への普段の準備（疎開者の引き取り、住宅・仕事の斡旋）。ハ私事の旅行は一切やめる。ニ空き地に食料となる食用作物と潤滑油の原料となるヒマの栽培。ホ生活を徹底的に簡素にする。」と記載されている。

6月発行の第12号には、鳥居松製造所・鷹来製造所の労働者増加に伴う人口増加への対応として、国民学校の新増設として、春日井国民学校校舍増築、鷹来国民学校運動場拡張、大字和爾良水道沈殿池東に新設すべき国民学校の敷地及び道路のことが検討されている。また、省線（国鉄中央線）鳥居松駅を春日井駅名に変更するよう申請することが記載されている。戦後の昭和21年（1946）5月に実施された。

7月発行の第13号は、市制施行一周年記念として市制施行を振り返っている。「本市は勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の4か町村として名古屋市隣接の任じつつある^(ママ)しも鳥居松、鷹来村に〇〇基地の一角を形成するに至り急雲に本市建設の気運張り期せずして四カ町村一致団結前途に洋々たる希望を抱き、昨年6月本市の誕生を見る」として、軍都春日井の歌を披露している。

11月発行の第17号には、兵器増産を進める名古屋陸軍造兵廠鳥居松製造所、鷹来製造所の下請け工場として市内に誕生した理研坩堝工業株式会社篠木工場、大日本銃砲株式会社勝川工場、東京芝浦電気株式会社鳥居松工場の産業戦士を市長・市議員が慰問激励している。軍都春日井に刻々と軍事色が強まる中で、12月には名古屋市上空にB29が現れ、空襲が始まる。

昭和20年（1945）1月発行の第19号は、12月13日、18日、22日名古屋空襲があったことを伝えているが、その被害は一切触れていない。太平洋戦争が最終段階に近づく昭和20年（1945）1月に、当市の新市庁舎が完成しているが、戦況の悪化に伴い戦時下の市民生活は、ますます厳しいものとなっていったことがうかがえる。

3月発行の第21号では、新市庁舎完成の祝いに来た県庁内政部長と地方課長から、軍都タル本市ノ真使命達成に精進するよう激励があり、食料不足の中で甘藷（さつまいも）の大増産、航空機のオイル生産のためヒマの増産、未耕地の開拓、家庭にある銀製品の供出、手持ち現金は全て貯金をすることが、徹底事項として指示されている。さらに、犬猫の供出（毛皮を軍用に使用）が少なかったため、二回目の指示が出ている。兵役は満20歳から年々下がり17歳以上の男子となった。

戦時下では、兵器等中心に軍需物資の生産が最優先されたため、国民生活に係る生産は縮小され、商品が欠乏した。限られた食料・日常生活用品は店頭での自由な売買から各家庭の登録した人数に応じて、配給を受ける形になった。酒やたばこなど嗜好品は事前に登録した人に配られたが、全て有料であった。

毎日の食料や日常生活用品も登録した人数分しか購入することができなかったため、闇取引も発生していた。「春日井時報」第16号では「買出しはなぜ悪いか」と3,500軒農家と一般消費者に忠告している。都会は食料の消費者であったが、農村は生産者であったため、農作業に必要な作業着や地下足袋、農繁期には酒などの特配があった。

供出と勤労動員割り当て 隣組に回って来る回覧板には、配給の知らせだけではなかった。各家庭から供出しなければならないものがあつた。高蔵寺町新町1丁目常会の金銭出入帳によると、昭和18年

表2-5-5 配給実施状況

月	内 容
1月	食肉・煮干し
2月	豆炭・足袋・燐寸（マッチ）・木炭・
3月	農作業衣・砂糖・練炭・豆炭・石鹼・食肉
4月	鯉節・食肉・味噌・醤油・菓子・練炭・豆炭・酒・砂糖
5月	麦酒・食用油・菓子・木炭・脱脂綿・砂糖・燐寸・児童用菓子・練炭・生菓子・酒
6月	食肉・ウズラ豆・味噌・醤油・地下足袋・塩サケ・砂糖・農家用麦酒・梅干用塩・薪・練炭・豆炭・乳児用菓子・農繁期用酒特配・石鹼・妊婦用石鹼・
7月	米・児童用菓子・農業者用足袋・地下足袋・木炭・生菓子・ネル・チリ紙・練炭・豆炭・砂糖・酒・食用油
8月	石鹼・農家用綿・児童用菓子・木炭・チリ紙・農業用地下足袋・酒・出征家族用子供靴下・盆用酒・
9月	生菓子・砂糖・木炭・食肉・非農家乾麺・菓子・麦酒・綿・蚊帳・燐寸・酒・チリ紙・
10月	味噌溜・祭礼用練炭・豆炭・児童用菓子・砂糖・麦酒・キャラコ・足袋・石鹼・三級酒特配
11月	食用油・足袋・石鹼・食肉・障子紙・食肉・農家酒特配・嬰兒用石鹼・菓子・酒・地下足袋・練炭
12月	雨傘・みかん特配・木炭・正月用数の子・地下足袋・木炭

（昭和18年東春日井郡高蔵寺町 配給実施状況「諸綴じ」より）

表2-5-6 供出と勤労動員の割当

月	内 容
1月	松根・甘藷・綿・アルミ・犬猫の供出
2月	竹材・銀の供出、陸軍陣地構築勤労動員（小吹）
3月	竹材・アルミ貨の供出、緊急勤労報国際動員（出川）・（篠木）、高射砲陣地勤労奉仕（神明）
4月	アルミニウム・畜犬の供出、防空資材切り出し・高座国民学校防空壕設置の動員
5月	犬猫供出、航空本部工事勤労動員（東野）
6月	高蔵寺町国民義勇軍編成、食糧増産・新聞配達の勤労奉仕、非農家田植勤労動員
7月	応召兵見送り、英霊出迎え、食糧増産勤労奉仕
8月	終戦
9月	国民義勇軍解散
10月	甘藷供出、疎開者罹災者都市復帰、連合国進駐について、進駐軍通訳募集
11月	進駐軍土産用家庭品回収、刀剣類回収、高蔵寺補給廠労務作業動員
12月	高蔵寺補給廠労務作業動員

（昭和20年東春日井郡高蔵寺町 戦時下供出と勤労動員の割当「回覧板綴じ」より）

(1943) 4月12日には、屑鉄や上鉄を供出した常会の10名に対して合計12円69銭が回収品価格金として配当されている。また、同年□月15日の鉄銅回収には、9名1団体(中央耐火)が供出した品目が記録されている。そこには日常生活に欠かせない物でも戦時下の供出によって手放さなければならなかった風景が見えてくる。具体的には、すきやき鍋や鉄火鍋、鉄びん、七輪、ストーブ、火鉢、仏具、はかり玉、金たらい、灰皿、本立て、製麺機械、手提げ金庫等である。同年11月には21戸から綿の供出が行われている。

さらに、勤労働員の割り当てがあった。働き手を兵士として招集された上に農家としての米・麦・甘藷などの食糧生産目標が課せられたため、農繁期には学生や非農家の勤労働奉仕が手伝いに来ることもあった。昭和20年(1945)、高蔵寺町では農繁期には農家以外からの勤労働員や町内外の防空陣地築造の動員があった。高蔵寺近辺に設置された防空陣地は、高射砲部隊に所属する照空隊で、夜間空襲の時に大型のサーチライトで上空を照らし、聴音機でB29の接近を感知して本部に連絡し、高射砲隊がB29に向けて砲弾を発射するのを支援する任務を持っていた。東海軍管区の防空陣地によると、高蔵寺町と神明町に配置されていた。また、名古屋陸軍兵器補給廠の物資貯蔵のための横穴を掘る作業も行われていた。こうした勤労働奉仕や勤労働員時にはシャベル、ツルハシの所持が記されていた。春日井西部地区では陸軍小牧飛行場、鷹来製造所への勤労働奉仕や勤労働員が行われた。

国民学校 戦時期、国民学校は春日井市に8校、高蔵寺町に1校、坂下町に2校の合計11校あった。国民学校初等科は6年制で、その中で高等科(2年制)があったのは、勝川、篠木、鷹来、鳥居松、高座、坂下の6校であった。初等科卒業後の進路は、男女とも高等科へ、男女の21%は男子中学校(5年制)と女子高等女学校(5年制)、就職が13%(夜間実業補修学校に通学)となっていた。当市には中学校と高等女学校がなかったので、進学する男子は愛知県第一中学校(現旭丘高校)、小牧中学(現小牧高校)、名古屋市内の私立学校へ、女子は名古屋の愛知県第一高等女学校(現明和高校)、愛知淑徳高等女学校、椋山第一高等女学校等へ進学した。

国民学校では、皇国民の錬成が重要視され、身体鍛錬や集団行動、規律の教育を目的として諸活動が行われていた。昭和18年(1943)に、鷹来国民学校で行われた勤労働奉仕は、道路奉仕作業や桑皮はぎ、桑園除草、螟虫駆除、除草、小牧陸軍幼年学校草取り奉仕、乾草梱包、防空壕掘り、道路奉仕作業、勤労働奉仕作業、土盛工事、報国農場作業、修理作業、ドングリ集め、ドングリ荷造りなどであった。昭和19年(1944)になると、鷹来工廠へ勤労働奉仕に出かけている。同年9月に勤労働学徒動員令が出ると、高等科の児童は学校を離れ鷹来工廠で働くことになった。鷹来国民学校の児童数の変化を見ると、昭和10年(1935)から昭和18年(1943)までの尋常科は300人台であったが、昭和19年(1944)に518人、昭和20年(1945)に766人と激増している。従業員の流入と都市部からの縁故疎開によるものと考えられる。

学徒勤労働員 学徒の勤労働員は、昭和12年(1937)の日中戦争の開始から国民精神総動員運動の一環として計画された。当初は、軍人遺家族や出征留守家族を訪問し、援助するという勤労働奉仕であった。昭和13年(1938)に、文部省は集団的勤労働作業運動の実施に関する件を出し、学校行事の中に勤労働作業が制度化された。初期は、食料生産や土木工事などの作業であった。太平洋戦争前の

昭和16年（1941）には、年間30日までは作業を授業日にふりかえることができるようになった。

昭和17年（1942）4月に名古屋市内の男子中学校28校が共同で、食糧増産のために港区土古町の開墾作業を実施している。ここまでは学校教育の一環であったが、戦争の形成が不利となり、労働者の多くが戦場に送られた昭和18年（1943）6月に、学徒戦時動員体制確立要綱が閣議決定され、軍需工場や軍事施設にも生徒を動員できることになった。学徒勤労働員の始まりである。1年に1か月で始

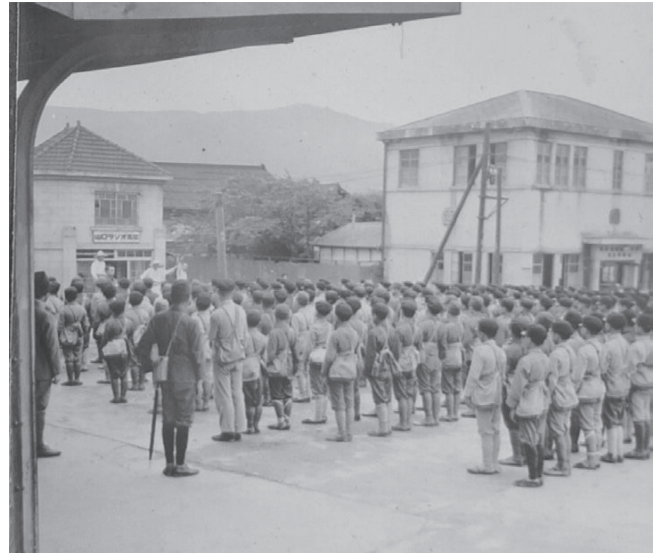


写真 2-5-10 高蔵寺駅前の整列（愛知県公文書館蔵）

まった動員は、昭和19年（1944）1月には、

4か月に延長ができるようになった。さらに、戦局の悪化に伴い、同年2月の決戦非常措置要綱を受けて中学校・高等女学校3年生以上の授業を中止して、軍需工場や農村、軍事施設などに年間を通して動員することになった。8月に学徒勤務令が勅令として発布され、昭和20年（1945）3月には国民学校初等科以外の学校の全授業を停止し、国民学校高等科の生徒の動員も開始された。

愛知一中の学校史『鯨光百年史』によると、昭和15年（1940）6月に農村応召軍人遺族方の勤労奉仕に約500人が参加、5年生は鳥居松、4年生は高蔵寺に来ている（写真2-5-10参照）。

また、市内には名古屋陸軍造兵廠鳥居松製造所と同鷹来製造所が設置されていたので、地元国民学校高等科、県内の中学校、高等女学校、大学のほか、県外からの学徒勤労働員も行われていた。鷹来製造所には長野県野沢高等女学校から勤労働員された16歳の少女たちがいた。鷹来製造所は九九式小銃の7.7mm銃弾を主に製造する工場で、彼女たちは慣れない手付きで旋盤を扱っていた。また、冬場には秘密兵器風船爆弾製造していた。

鳥居松製造所には身延山大学校、明治大学、早稲田大学、東京外国語大学、東京理科大学、滋賀大学経済学部、同志社大学、信州大学、名古屋工業大学、旭丘高等学校、恵那高等学校、篠ノ井高等学校、巨摩高等学校等の学徒が勤労働員されていた。

昭和14年（1939）8月、名古屋憲兵隊は名古屋（本部）をはじめ、熱田、岐阜、各務ヶ原、豊橋、浜松、静岡、三島、富士に設置されていた。いずれも重要な軍需工場や軍事施設がある地域であった。その後、昭和16年（1941）2月に豊川海軍工廠が設置された豊川に設置され、同年10月鳥居松分隊が設置された。戦時下では現在のような言論の自由は無かった。特に、戦争を批判することや戦争に反対することは、厳しい取り締まりの対象であった。

第4節 春日井空襲

空襲被害の記録 米軍の B29による東海地方への空襲が始まったのは、昭和19年（1944）12月13日である。最初に狙われたのは、名古屋市大幸町にあった三菱重工名古屋発動機製作所であった。同製作所は、陸海軍の航空機エンジンを製造する日本最大の工場であった。昭和20年（1945）4月7日までに、同製作所をねらって、空襲が昼間5回、夜間2回の合計7回実行された。その5回目の3月25日の夜間空襲では、王子町にあった名古屋陸軍造兵廠鳥居松製造所、桜佐町、松河戸町に着弾し、市内の犠牲者は35人であった。名古屋市の三菱発動機に投下する予定の爆弾が庄内川を越えた当市に着弾したものだ。

米軍は、こうした日本の兵器工場をねらった空襲とは別に、市街地を焼夷弾で焼き払う攻撃もしている。3月12日午前0時20分から3時間にわたって名古屋市中心部に285機の B29爆撃機が1,800 tの焼夷弾を投下して名古屋市街地を無差別に焼き払った。目標とした名古屋市中心部だけでなく周辺にも被害が出て、犠牲者は538人であった。3月12日に当市にも焼夷弾が投下されている。名古屋市上水道沈殿池附近の八田町に着弾しているが、人的被害は報告されていない。米軍による名古屋市街地への夜間の焼夷弾攻撃は、3月12日以降、3月19日、5月14日、同17日と実行している。5月14日の空襲では名古屋城の天守閣が消失しているが、市内の味美、如意申、鳥居松地区にも着弾があり、市内の犠牲者は1名であった。焼夷弾による攻撃は地上に大火災を発生させるもので、軍事目標でない学校や病院、住宅を無差別に攻撃するものであった。地上では、米軍に見つからないように夜間電灯を消して暗闇にする灯火管制とうかかんせいが実施されていたが、米軍は昼間の偵察機による写真撮影から地上の様子を確認し、夜間の空襲時にはパラシュートで滞空時間を延ばした照明弾で地上の目標を捉えていた。

当市の空襲被害の記録は、当時の広報誌「春日井時報」に見ることができる。昭和20年（1945）1月1日発行の第19号では、「十二月十三日午後一時いよいよ敵機が来襲しました。青空高く撃ち出す高射砲の弾幕をくぐって憎っくき B29の編隊一団又一団、悠々と飛んで行く。（中略）敵機は我が市内に焼夷弾一つも落とし得ず多数の僚機を失ひ編隊を乱して南方上に遁走しました。其の後十八日に八十機。二十二日に百機と名古屋方面来襲しましたがその都度半数以上も撃墜破されて逃げていくばかりです。」と記載されている。

昭和20年（1945）4月1日発行の第22号では、「三月十二日零時、真夜中のしじまを破ってラヂオのブザーがヂゞとけたたましく鳴る（中略）静かな夜が一瞬にして此の凄惨な地獄図絵を現出する、これが戦争の姿だやむを得ない、三時に十分解除、この夜来襲敵機数百三十機、我が制空部隊の奮闘は二十二機撃墜といふ大戦果を挙げた、名古屋市民亦被害を最小限に食い止めた、これも民防空の大戦果と言ってよかろう、我が市も飛び火で小火一箇所発生したが一瞬にして消し止めてしまった。」と記載されている。

こうした広報誌の記事とは別に、県内の警察署は被災状況を克明に記載していた。名古屋空襲を

記録する会の名古屋空襲誌別冊に収録された公文書には、愛知県防空総本部作成『戦時災害被害状況塊録』と愛知県防空課『戦時災害状況調』がある。防空総本部とは、昭和18年（1943）の防空総本部官制になって都道府県に設置され、内務大臣の管轄下に設けられたものである。これらの資料から空襲による春日井の被害状況を見ると、表2-5-7のようになる。

春日井署管内には、現在の守山区も含まれていたため瀬古が入っている。被害状況の速報を愛知県防空課がまとめたもので、戦後の空襲被害状況報告とは犠牲者数などと異なっている。ここでの名古屋鳥居松工場は、名古屋陸軍造兵廠鳥居松製造所のことである。3月25日未明に250キロ爆弾が鳥居松製作所に投下された空襲では、所長以下26名の従業員が犠牲となり、他に桜左町で6名、松河戸町で3名の合計35名の犠牲者が出ている。

表2-5-7 空襲による春日井市の被害状況

	年月日	被害状況
①	昭和20年3月12日 (1945)	春日井署管内（被害地区）春日井市大字和爾良 全焼工場2棟、同住家2棟
②	昭和20年3月25日 (1945)	春日井市（内）爆弾72発 松河戸、瀬古、如意申新田 死者9人、重傷13人 軽傷13人、全焼住家10戸、同非住家12戸、全壊住家5戸、同非住家5戸、罹災者90人 備考欄に名古屋鳥居松工場2棟全焼、3棟全焼
③	昭和20年5月14日 (1945)	味美、春日井、和爾良、勝川、柏井重要施設の被害 名古屋鳥居松工場一部焼失

戦後、全国の空襲による被害状況をまとめた公文書では、当市の関係を見ると表2-5-8のようになっている。

表2-5-8 全国の空襲による被害状況

	資料	被害状況
④	第一復員省（旧陸軍省）『大東亜戦災被害状況概見図』20年11月	春日井市 死者12名、負傷者30名、計42名 家屋全焼21、同半焼7、計28戸罹災者120
⑤	第一復員省資料課『全国主要都市戦災概況図』	春日井市の地図には、被災日、被弾区域、焼失区域などが具体的に書き込まれている。①・②の資料には無かった5月29日の松河戸の空襲と8月14日の鳥居松製造所と鷹来製造所の空襲が追加されている。終戦前日にも春日井に空襲があったのである。
⑥	経済安定本部官房企画部調査課『太平洋戦争による我国被害総合報告書』	昭和20年4月7日の「人的被害銃後人口の被害の項」春日井市 死亡38人、重傷10人、軽傷40人、行方不明なし、建物直接戦争被害戸数 被害総数364 全焼183 半焼12 全壊85 半壊84
⑦	建設省計画局区画整理課調『戦災復興史』32年	春日井市 罹災面積7,400坪、罹災人口465人、罹災戸数83、死者32人、負傷者70人

注：1 ⑤昭和20年12月に、第一復員省（旧陸軍省）は敗戦後の残務処理を行うために設置され、後に厚生省援護局が引き継ぎ、現在に至っている。戦地から引き揚げて来る軍人軍属の受け入れを担当し、舞鶴など引揚船が入港する港に故郷の戦災状況をいち早く知らせる目的で、全国の戦災都市から被災地を示す地図の提出を求めて、掲示したものである。

2 各資料による犠牲者数の違いは軍人・軍属（軍需工場の労働者・勤労働員学徒など）は補償の対象であるために氏名の確認調査が行われているが、一般市民については補償の対象になっていないため戦後も十分な調査が行われなかったので正確な犠牲者数は現在も判明していない。

米軍の攻撃目標 米軍はなぜ春日井を空襲したのか。目標は何か。誤爆ではないのか。この問いに答える史料が国立国会図書館の『米国戦略爆撃調査団報告書』である。米軍は、日本各地の軍需工場や発電所、港湾、鉄道、飛行場などの目標にコード番号をつけて、攻撃目標として登録している。市内では名古屋陸軍造兵廠鳥居松製造所200番、同鷹来製造所1691番、陸軍小牧飛行場2662番などが米軍の攻撃目標であったことが分かる。



写真 2-5-11 名古屋造兵廠鳥居松工場空中写真
 (米軍作成リモザイク 米国立公文書館蔵)

米軍はマリアナ（サイパン島、グアム島、テニアン島）から出撃した全 B29 の作戦任務命令書と実施後の作戦任務報告書を保存している。また、国内の資料で見た春日井空襲を米軍の作戦任務報告書で確認すると、表 2-5-9 のようになる。

表 2-5-9 米軍の作戦任務報告書による春日井空襲

	作戦任務	攻撃目標
①	3月12日米軍作戦任務12号	名古屋市街地中心部（主に焼夷弾）夜間310機出撃
②	3月25日米軍作戦任務41号	名古屋三菱発動機（主に爆弾）夜間249機出撃
③	5月14日米軍作戦任務174号	名古屋北部市街地（主に焼夷弾）日中524機出撃
④	5月29日気象観測と攻撃509号	名古屋 夜間 1機出撃
⑤	8月14日米軍特殊爆撃任務17号	鳥居松製造所（模擬原爆パンプキン爆弾）日中4機出撃

上記①～④の春日井空襲の本来の攻撃目標は名古屋をねらったもので、第1目標に投下できなかった B29 が名東区や守山区、春日井などの周辺に投下したものであった。攻撃目標ではなかったにもかかわらず、市内では36名の尊い命が奪われている。

当市で最大の犠牲者が出たのは、3月25日であった。被害は鳥居松製造所と桜佐町、松河戸町に

集中している。桜佐では夜中の空襲警報で大型の防空壕に避難していたところ、至近弾が着弾、防空壕にも強い爆風が吹きこみ、避難者は散り散りに逃げたが、夜が明けて戻ってみたら、集落の5軒が消失、3家族6名の命が奪われ、疎開者を含む8家族が焼け出された。周辺の田には、爆弾によって大きな穴（クレーター）が11個できていたとの証言が記録されている。松河戸では空襲警報で自宅の防空壕に避難していた3人が直撃を受け犠牲となった。

鳥居松製造所は米軍の攻撃目標に登録されていたが、この日の空襲目標ではなかった。米軍が攻撃後に作成した作戦任務要約によると、3月25日0時～1時17分の深夜に、三菱重工業名古屋発動機製作所を破壊する任務であったが、第1目標を攻撃したのは249機中223機であったという。2機が鳥居松製造所に250キロ爆弾30発（7.5t）を投下している。鳥居松製造所では、歩兵用の九九式小銃の月産3万挺を目指して、昼夜二交代（12時間労働）を行っていた。3月25日の空襲で亡くなったのは、空襲で駆け付けた所長を含む26名の従業員で、中には技能者養成所で技術を学びながら夜勤をして犠牲になった16歳から17歳の少年が7名いた。鳥居松製造所の労務関係の資料（昭和17年度年齢別従業員数）によると、従業員の約1万人のうち20歳以下は全体の約60%であった。

米軍は、5月14日午前8時15分に名古屋市街地北部へ焼夷弾1万2,619発を投下した。日中であったが、火災で発生した煙が地上の目標を隠して、後続のB29の一部が清州や春日井に投弾している。この日の空襲で名古屋から疎開していた女性が勝川新町で犠牲となった。

5月29日に、再び田園地帯の松河戸に空襲があった。戦後、第一復員省が作成した春日井市戦災概況図には、5月29日の松河戸空襲が記載されているが、幸い犠牲者も無く、家屋などの被災も無かった。戦後、進駐軍が撮影した空中写真には、松河戸の水田にクレーターが並んでいる。爆弾を投下したのは、気象観測と攻撃第509号で、目標は名古屋の気象観測と爆弾の投下であった。米軍は単機のB29を毎日のように夜間飛ばして来たので、地上ではそのたびに警報が発令され、夜中に避難していた。

王子町に鳥居松製造所の空襲犠牲者の慰霊碑が建てられたのは、昭和41年（1966）10月である。碑には、昭和2年（1927）3月25日の犠牲者26名と8月14日の4名の名前が刻まれている。8月14日午後2時すぎ、空襲警報が鳴り響いた。4機のB29が西から春日井に接近していた。1機目のB29が鳥居松製造所にねらいをつけて味美町の上空約1万mから大型爆弾を投下した。爆弾は鳥居松製造所からそれて上条町の畑に着弾、飛び散った破片により茅葺の農家が火災となったが、犠牲者はいなかった。2機目のB29の投下した大型爆弾は、杵ヶ島集落と中央線の間の水田に着弾、防空壕を目指して杵ヶ島を通過中の製造所従業員4名と杵ヶ島集落の住民3名の命を奪った。破片は鳥居松国民学校付近にも飛び散り、広範囲に火災を引き起こした。3機目のB29は鳥居松製造所構内の中心部に着弾させ大爆発を引き起こしているが、従業員の避難

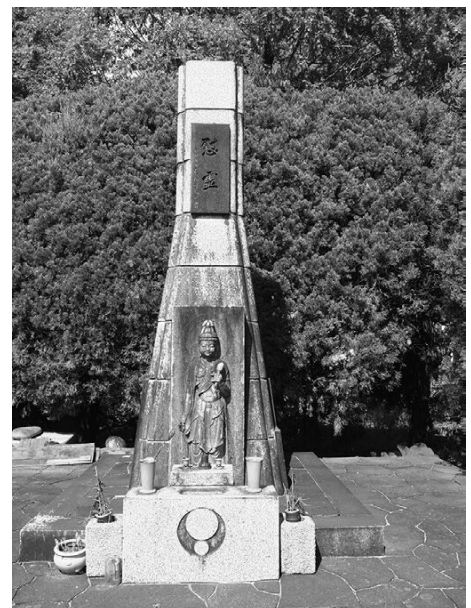


写真 2-5-12 鳥居松製造所従業員空襲犠牲者慰霊碑（王子町）

が早かったので犠牲はいなかった。4機目のB29は先の3機が引き起こした火災の煙で目標に投下することをあきらめ、まだ無傷の鷹来製造所に投下している。鷹来製造所では全員が避難できていたので、犠牲者はなかった。爆発の威力は強大で、直撃を受けた鉄筋コンクリートの第三工場はじめ壊滅的被害を受けた。



写真2-5-13 鳥居松製造所に投下された3発の大型爆弾の着弾地 (工藤洋三氏提供)

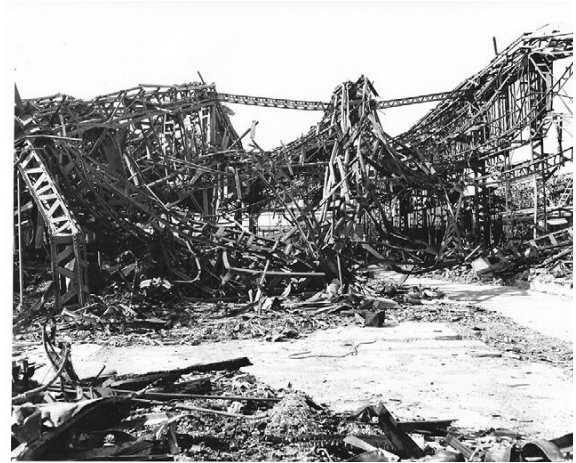


写真2-5-14 鷹来製造所に投下されたパンプキン爆弾による被害 (米国立公文書館蔵)

1万ポンド (5t) 爆弾の正体 8月14日の春日井と豊田の空襲は、米軍の日本本土への最終爆撃であったが、通常空襲とは違っていた。国会図書館所蔵の米国戦略爆撃調査団報告書 (太平洋戦争) 第91巻「日本の目標に対する1万ポンド爆弾の効果」には、8月14日の鳥居松製造所や鷹来製造所、トヨタ自動車に1万ポンド (約5t) 爆弾を投下したことが記されている。

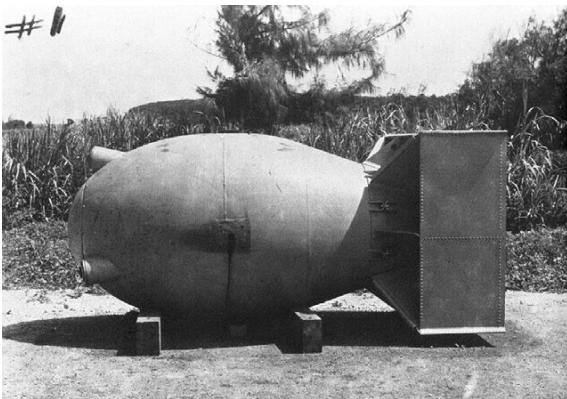


写真2-5-15 模擬原爆パンプキン (1万ポンド) (工藤洋三氏提供)

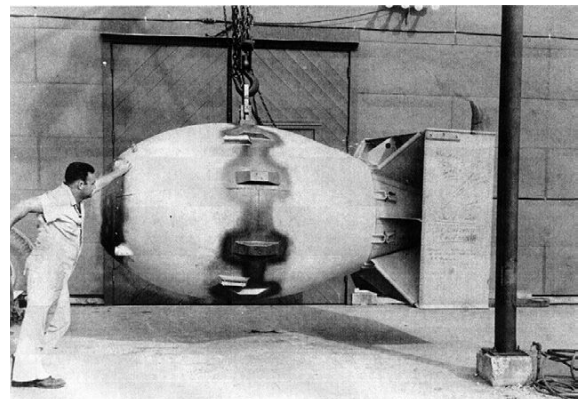


写真2-5-16 長崎に投下された原爆ファットマン (工藤洋三氏提供)

また、国会図書館の収集したマイクロフィルムの中から1万ポンド爆弾の投下地を示す一覧表と地図「第20航空軍特殊爆撃任務」が見つかった。それは第509混成群団 (原爆投下部隊) の出撃記録であった。原爆投下部隊は広島と長崎への原爆投下任務以外に7月20日から8月14日にかけて50発の1万ポンドの大型爆弾 (その形からパンプキンと名付けられた) を日本各地に投下していた。その目的は原爆投下を成功させるための訓練であった。1万ポンド (5t) の原爆を目標に運び、

高度1万mから正確に目標に投下して、巨大な爆発から155度の急旋回をして避難することはこれまでB29は経験したことがなかった。この特別訓練は原爆投下を成功させるためには絶対に必要であった。投下は春日井・豊田を含め18都府県30都市に49発に及んでいる（1発は失敗）。広島に原爆を投下したB29エノラゲイ号は7月24日神戸市、26日名古屋市に1万ポンドの模擬原爆パンプキンを投下していた事実も記されていた。

広島と長崎に原爆を投下した後、8月14日に春日井と豊田にパンプキンを投下した理由は、投下訓練用として製造したパンプキン爆弾（通常火薬）であったが、巨大爆風爆弾としての威力を試すものであった。戦後、米国戦略爆撃調査団は鳥居松と鷹来で被害状況を調査、報告書をまとめている。



写真2-5-17 鳥居松工廠の着弾地にできたクレーター
(米国立公文書館蔵)

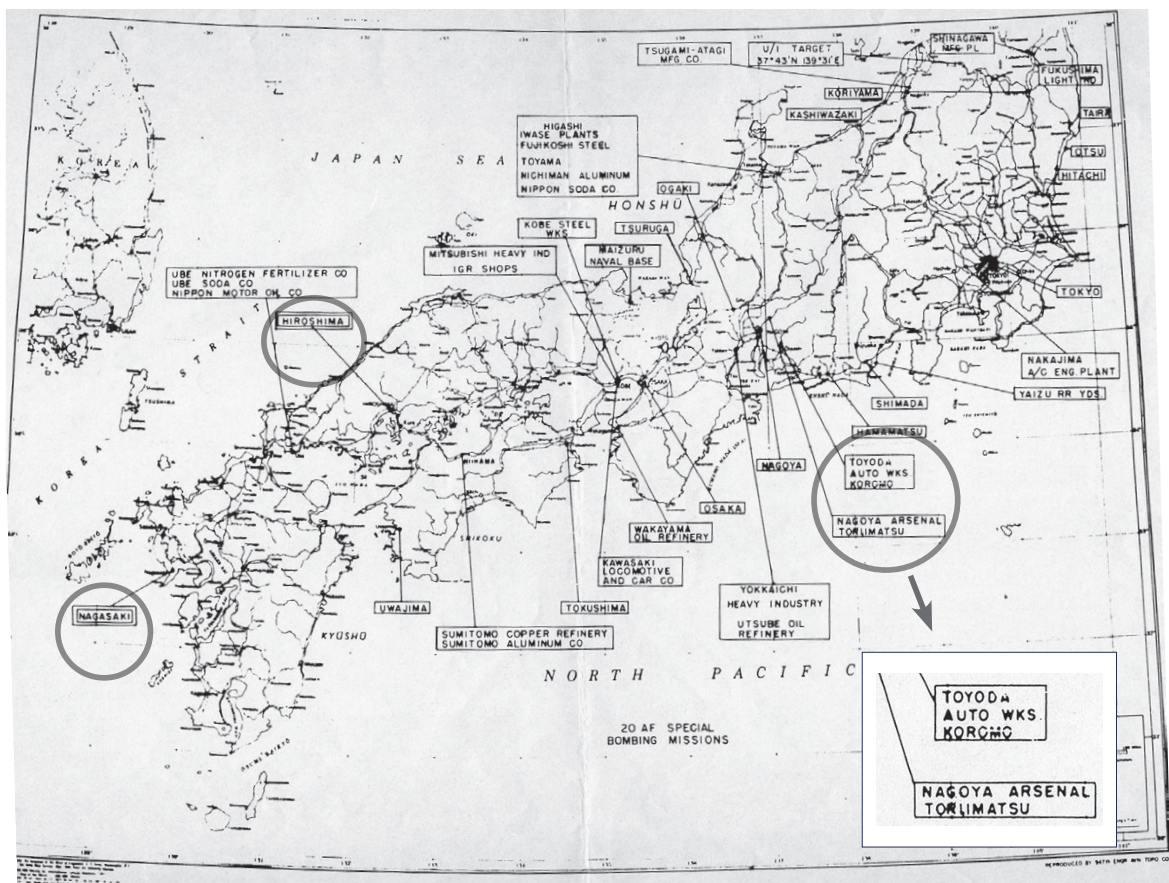


図2-5-6 原爆投下地図

原爆投下部隊が2発の原爆とパンプキン、TOYOTA・TORIIMATSUの文字がある。「第20航空軍特殊爆撃任務」米国立公文書館蔵

米軍の進駐 新修名古屋市史によると、名古屋市は東海地方で唯一連合軍が進駐し駐屯した大都市であり、他都市に比べていち早く戦災復興都市計画を打ち出したと言われている。占領軍の名古屋への進駐は、昭和20年（1945）9月26日に、京都から陸路により米軍第25師団の20人近い先遣隊がジープで名古屋観光ホテルに乗り付けたのが、最初とされている。翌日から、大挙して上陸して来る米軍部隊の宿舎の確保や設営準備に取り掛かっている。10月26日に米軍第25師団主力部隊2万7,000人が名古屋港に入港、翌27日には1万5,000人が入港し、各地に進駐した。そのうち1万数千人が名古屋市内と周辺に進駐したという。

名古屋市内で進駐軍に接収されたビルや施設は40か所を数え、主なものは名古屋観光ホテル、大和ビル、瀧兵ビル、朝日新聞ビル、三井商事ビル、電話ビル、住友ビル、千代田ビル、松坂屋百貨店、大一ホテル、市公会堂、岡谷ビル等であった。名古屋城三の丸にキャッスルハイツ、白川公園にアメリカ村と呼ばれる進駐軍住宅を建設もしている。また、県下に駐留した米軍は、旧岡崎海軍航空隊9,659人、旧拳母飛行場3,260人、旧三菱航空機2,430人、大同製鋼1,910人、旧鷹来製造所1,300人、旧鳥居松製造所1,250人、旧小牧幼年学校1,100人、旧兵器補給廠高蔵寺部隊等へ進駐している。

昭和25年（1950）、サンフランシスコで連合国と講和条約を調印してから接収されたビルや施設は徐々に解除されていったが、朝鮮戦争の勃発により、アメリカ村、キャッスルハイツ、守山エア・ステーション（現守山自衛隊駐屯地）、高蔵寺弾薬庫の4施設は昭和33年（1958）まで返還されず、小牧飛行場の返還は昭和34年（1959）であった。

昭和62年（1987）12月に、市内の八幡町の地中から戦時中の不発弾2発が発見された。不発弾処理のため国道19号はじめ周辺は通行止めとなった。勝川小学校の児童は八光公園に避難、撤去作業が終了するまで待機することになった。周辺の店舗や住宅も撤去作業中は立ち入り禁止となり、陸上自衛隊の爆弾処理班の作業が終わるのを待った。水道工事中に発見された爆弾には火薬が詰まっており、信管（起爆装置）も生きていたという。陸上自衛隊により爆弾は安全に処理され撤去された。

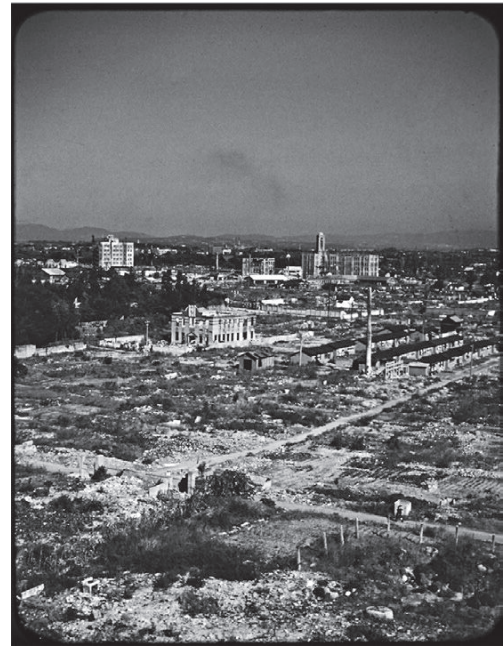


写真2-5-18 進駐軍が撮影した名古屋の焼け跡（出展「モージャー氏撮影写真資料 国会図書館デジタルコレクション」）



写真2-5-19 「中日新聞」昭和62年12月16日

第5節 戦後の復興期

戦災復興 我が国は、昭和20年（1945）8月14日にポツダム宣言の受諾を通告し、連合国の占領下のもと民主化のための改革が始まった。内務省（現総務省）は、同年9月に国土計画基本方針を発表し、同年12月に戦災地復興計画基本方針を閣議決定した。昭和21年（1946）9月に特別都市計画法が制定され、戦災地復興計画の土地整理事業として土地区画整理方式が実施されることとなった。また、同年11月3日に、国民主権や象徴天皇制、戦争放棄、基本的人権の尊重などを規定した日本国憲法が公布された。GHQの指令によって、非軍事化や民主化を目的とした改革が迫られ、婦人の解放と選挙権付与、労働組合・労働者への権利付与、教育の自由化・民主化、治安維持法の撤廃と思想弾圧機構の廃止、そして経済機構の民主化が行われた。昭和22年（1947）には、財閥解体に続いて農地改革が断行された。

終戦直後の庶民の暮らしは住宅難や食糧難であり、特に都市部では困難を極めた。愛知県史によると、空襲による焼失や延焼防止のために家屋を撤去した建物疎開などによって、県下で戦前の約3分の1の住宅戸数が失われた。特に、名古屋市は都心部を中心に市域の約4分の1が焦土化したことで、罹災戸数は県全体の被害の8割に上った。また、県内多くの地域で食糧難も深刻な問題となった。米国等からの援助食糧も配給されたが米は十分に入手できず、主食の配給は食糧配給公団が行うこととなった。昭和23年（1948）には、食糧配給公団愛知県支局が発足した。終戦直後は、こうした混乱状況が続いたが、昭和25年（1950）末頃までに収まる兆しが見え、主食の流通状況も次第に回復した。

農家が40%近くを占めていた本市では、食糧事情は都市部のように困窮することはなく、住宅も空襲の標的となったのは軍需工場のみであったため、住宅の被害はほぼなかった。そのため、米やサツマイモを求めて、都市部から中央本線を利用して買い出しの人々が多く訪れた。終戦とともに軍需工場で働いていた従業員や疎開者が帰郷し、一時的に空き家になった工員寮や農家の離れ座敷なども、しばらくすると被災者や外地からの引揚者などが入居し始めた。市の人口は、昭和20年

(1945)の6万2,174人から昭和21年(1946)に4万4,911人まで減少し、その後、昭和32年(1957)になっても5万5,240人と回復しなかった。都市計画は、戦前から引き続き実施し、昭和22年(1947)に勝川駅

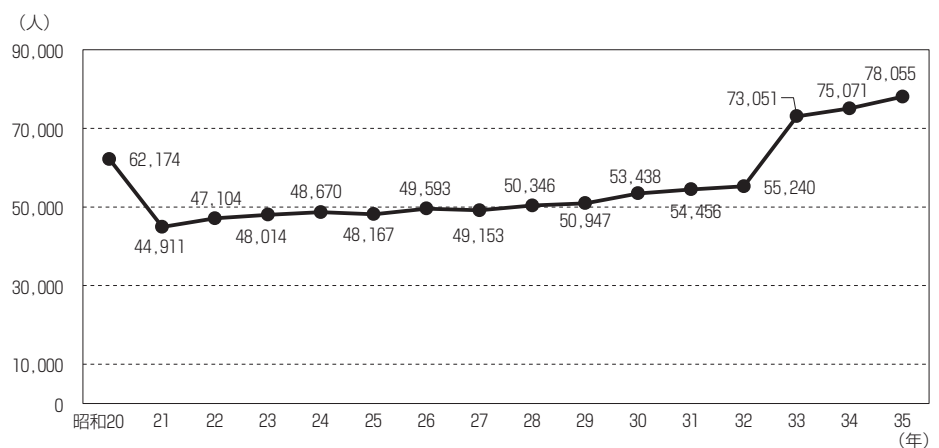


表2-5-7 人口の推移

前二帯、昭和28年（1953）に鳥居松・篠木・鷹来地区が完了した。

農地改革 GHQは、日本の民主化を妨げてきた原因の一つに、長く続いてきた寄生地主制があるとして、政府が不在地主の所有する小作地を買い取り小作農に安く売却することで自作農を増やそうとした。昭和20年（1945）12月に、農地調整法の改正法（第一次農地改革法）が公布されたが、GHQに効力が認められないと否定され、翌年10月に第2次農地改革法が公布された。これにより、地主の所有地を強制的に買収して小作農に売り渡すという実効性のある法律が定められて、その遂行のために農地委員会が設置された。昭和22年（1947）3月末に、全国一斉の第1回農地買収が行われた。その後も順次進められて翌年末までにはほぼ完了し、地主的土地所有の形態は解体された。第2次農地改革法では、地主の保有小作地は1町歩（9,900㎡）、自小作地合わせて3町歩（29,700㎡）に制限された。愛知県では、地主の保有小作地は7反（6,930㎡）、自小作地合わせて2町2反（21,780㎡）に制限された。

当市における改革前後の自作地・小作地の比率をみると、土地構成は自作地が小作地よりも少なく、県全体に比べて13ポイントも低かったが、改革後は県全体の比率よりも10ポイント以上高くなっており、農地改革の成果が顕著に表れている。

表2-5-10 自小作地別構成（単位：％）

構成	愛知県		春日井市	
	改革前	改革後	改革前	改革後
自作地	58.4	83.5	45.4	93.1
小作地	41.6	16.5	54.6	6.9

注：改革前は昭和20年11月23日、改革後は昭和25年8月1日である。

地方自治の確立 昭和21年（1946）に第1次地方制度の改革が

行われ、市町村長の直接公選制やリコール請求、条例の制定・改廃請求、住民投票など、住民の直接参政権が大幅に認められることとなった。昭和22年（1947）4月5日に新選挙法による民主自治制下の春日井市長選挙が実施され、初の公選市長が選出された。昭和22年（1947）5月3日に地方自治法が施行され、民主的中央集権主義の下に、市公安委員会・自治警察署・消防署の発足や消防団の再編成などの大きな変革が加えられた。6・3制の教育制度は、昭和22年（1947）4月1日から実施され、義務教育の年限延長とともに、東部中学校や西部中学校、坂下中学校、高蔵寺中学校が新設され、男女共学による民主主義教育が始まった。翌年には、中部中学校を加えて、中学校は5校となった。また、戦後の食糧増産と農業振興を目指し、昭和21年（1946）に農事試験場、昭和22年（1947）に種畜場が設置された。教育・文化施設は、昭和22年（1947）に図書館、昭和22年（1947）から昭和23年（1948）にかけて中学校が3校、昭和23年（1948）に市立高等学校や中央公民館などが整備された。医療・福祉施設は、昭和21年（1946）に診療所、昭和22年（1947）に授産所、昭和25年（1950）に保育園、昭和26年（1951）に母子寮や市民病院などが設置された。昭和23年（1948）に春日井警察署、昭和24年（1949）に消防本部・消防署が発足した。また、復員者や引揚者、名古屋からの溢流人口の増大による住宅難対策として、昭和23年（1948）に最初の庶民住宅30戸を堀ノ内や町割、八幡に建設した。昭和24年（1949）には、市政を市民に知らせる春日井広報が創刊された。

戦時中に地方行政の末端機関として機能してきた部落会は、昭和22年（1947）の地方自治法の施行と同時に解散を命じられた。しかし、学校の新設や警察行政は、住民組織に依存して地元の寄付を受けることが多かったため、部落組織は区会や自治会、防犯協会など、地方行政と結びついて根強く存続した。

昭和25年（1950）から昭和26年（1951）頃には、戦後の物資不足も解消されて商品供給が円滑になり、市民の消費行動が活発化した。さらに、市の工場誘致策によって流入人口は増加し、工場や鉄道駅の周辺に商店が集まり、商業活動が活発化された。昭和27年（1952）11月に、鳥居松商店街と勝川商店街でネオン看板が設置され、その後に設置された味美地区の商店とあわせて、約100軒の商店にネオンが設置された。

昭和28年（1953）6月1日に、市制施行10周年記念式典が中央公民館で開催された。商店街連合会や商工会議所、観光協会が協賛事業を主催し、勝ち抜き歌合戦や映画上映、写真撮影会、小中学生写生大会、落合池での市民ボートレースなどが行われた。

昭和33年（1958）1月1日に、春日井市・高蔵寺町・坂下町が合併して新春日井市が誕生し、都市計画区域は拡大した。また、愛知県地方計画や多くの国家的事業計画が相次いで発表され、春日井都市計画の規模は飛躍的に増大した。国鉄中央本線は、社会経済活動の活発化に伴い利用者が増大し、また広域幹線道路の整備が進むなど、交通環境も飛躍的に発達した。

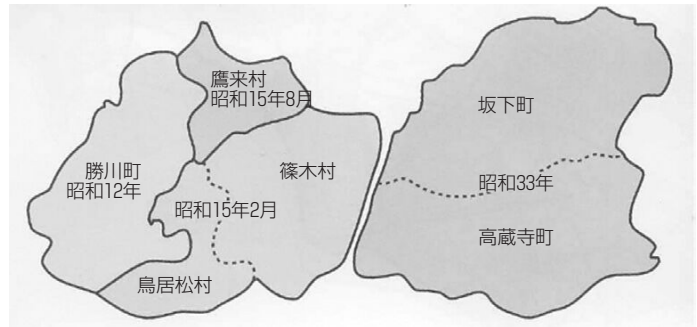


図2-5-8 都市計画区域の変遷

昭和33年（1958）5月1日に、市制施行15周年記念式典が1市2町合併の記念式典と同時に中央公民館で開催された。小学生の旗行列や商店街での仮装行列のほか、装飾を施した自動車での市中パレードも行われた。その他に、愛知県警察ブラスバンドによる市中行進や棒の手大会、市民野球大会、卓球大会、ミス春日井選定会、CBC公開録音、NHK素人のど自慢大会など、多彩な行事が催された。昭和38年（1963）6月1日に、市制施行20周年記念式典が市役所で開催され、市民展・華道展、鼓笛隊行進、仮想行列などのほか、市民体育大会が行われた。

内陸工業都市への転換 終戦により軍都構想が消滅した当市では、工場をはじめとした軍関係施設の跡地利用は、戦後復興における課題の一つであった。鳥居松工場跡の一部には、一時GHQが入ったが、その後は公共施設や教育施設の用地として利用された。昭和23年（1948）11月に、市庁舎も鳥居松工場本館跡に移転している。高蔵寺弾薬廠はGHQに接收され、陸上自衛隊の発足後は、西山補給廠とともに自衛隊に引き継がれた。

昭和25年（1950）6月に朝鮮戦争が勃発し、約3年に渡って続いた。国内は朝鮮特需に沸き、経済は一気に好転して製造業の多くが増産を図った。苫小牧製紙株式会社（現王子製紙株式会社）もその一つで、生産増強のために新工場を建設しようとしていた。同社は、東北や東海、中国の太平洋岸で候補地を視察した後、豊川市の豊川旧海軍工場跡と当市の鳥居松旧陸軍工場跡に好適地を絞った。当市では、財政の立て直しを図るために工場跡地へ競馬場の建設を計画していたが、同社との交渉の場を設けて協力要請を受け入れることとなった。

苫小牧製紙は、昭和25年（1950）10月に大蔵省（現財務省）東海財務局から敷地33万㎡、建物5棟（延床面積8,218㎡）の使用認可を得て、昭和26（1951）年に工場跡地86万㎡のうち、当初の33

万㎡を含む66万㎡の売り渡しを受けた。昭和26年（1951）11月に起工式を挙行し、昭和28年（1953）に操業を開始した。春日井工場の建設中の昭和27年（1952）6月に、苫小牧製紙は王子製紙工業株式会社に社名を変更した。その後、昭和35年（1960）12月に、王子製紙株式会社に社名を変更した。

当市は、昭和25年（1950）、市議会に工場誘致特別委員会を設置し、同年9月に春日井市工場設置奨励条例（以下、工場誘致条例）を施行した。王子製紙春日井工場の建設は、当市の田園都市から内陸工業都市への転換を促す大きな契機となった。

昭和33年（1958）7月18日に、春の賃金交渉を発端として、王子製紙の労働組合は無期限ストライキに突入した。この労働争議は、同年12月9日までの145日間にわたって決行され、戦後の労働運動史に残る激しい労働争議の一つであった。長期にわたる労働争議は、王子製紙の納税に大きく依存していた市の財政にも大きな影響を与えたため、当市議会は、無期限スト突入後の7月31日の定例会議において、王子製紙本社並びに同社労組本部の労使双方に対して早期の円満解決を要望することとし、同日付で王子製紙工業株式会社の争議早期円満解決要望についてを決議した。

鷹来工廠跡地は、約86万㎡という広大な面積を有していたが、戦後ほとんど利用されることはなかった。昭和35年（1960）頃には、名城大学農学部の附属農場や運送会社の倉庫として一部が利用され、昭和40年代以降は工場用地として活用された。昭和44年（1969）に電機製品の製造工場の建設を皮切りに、工場や事業所などが次々に進出した。また、昭和44年（1969）に名古屋市水道局が跡地北東部に春日井浄水場を建設し、犬山から南北に走る名古屋上水道に沿うようにして水道公園が整備された。昭和50年（1975）には、西部中学校から分離・独立した鷹来中学校や清掃事務所が跡地北西部に建設されるなど、公共施設用地としても活用された。

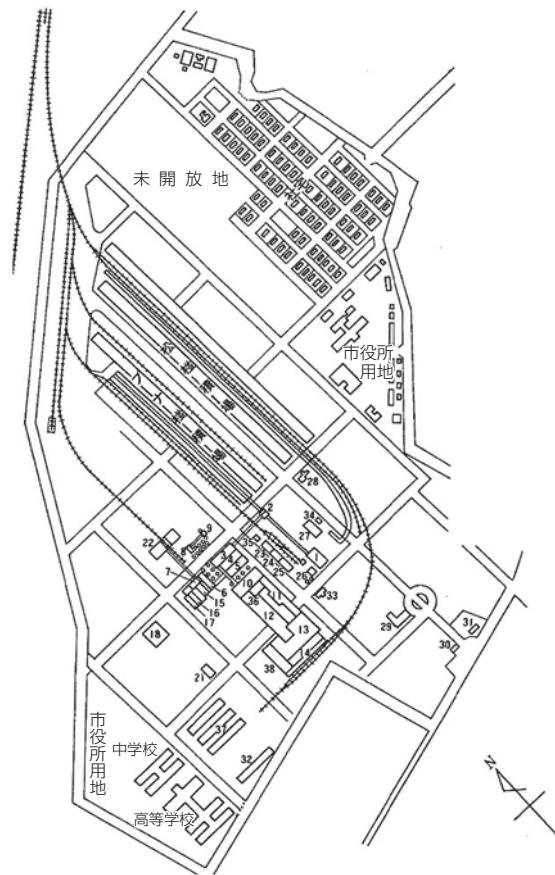


図 2-5-9 王子製紙春日井工場建物配置図



写真 2-5-20 王子製紙春日井工場（昭和33年）

表 2-5-11 旧軍需施設の転換

旧施設	年月	新施設
鳥居松補給廠	昭和21年（1946）4月	愛知第一師範女子部・同付属小学校
各務原航空分遣隊兵舎	昭和22年（1947）4月	春日井市立西部中学校
鳥居松工廠工具寮	昭和23年（1948）4月	春日井市立春日井高等学校
同 本 館	昭和23年（ 〃 ）11月	市庁舎、公民館、図書館、授産所
同 工具寮	昭和24年（1949）11月	春日井市立中部中学校
鷹来工廠 本 館	昭和25年（1950）1月	名城大学農学部

第 3 編

市 政

第1章 市制施行と合併

第1節 市制施行

市制施行に至る経緯 この地域は、太平洋戦争の末期において、名古屋陸軍造兵廠^{ぞうへいしょう}鳥居松製造所、同鷹来製造所、同西山分工廠を中心とする軍事施設の飛躍的な発展に伴い、人口が急増した。このため、交通保全や衛生、国土防衛の見地から、東春日井郡の勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の1町3村を合併し、市制施行の必要性が確認されていた。昭和17年（1942）12月、篠木村が町制施行の申請をしたことがきっかけとなり、関係町村が団結して人口30万人規模の軍需都市の基礎をおくべきとの声が高まった。

同年12月8日に市制施行準備委員会が結成された。当時の町村長は、勝川町長安達英一、鷹来村長長谷川準二、鳥居松村長梅村義一、篠木村長藤田三郎であった。その後、愛日地方事務所^{あいにち}に市制促進問題協議会を設置し、1町3村を中心に、隣接の小牧町、篠岡村、高蔵寺町、坂下町も交えて協議を重ねた。

12月28日、これらの隣接町村から非合同との回答があったので、1町3村の合併による市制会の施行を決意した。



写真3-1-1 市制施行準備委員

表3-1-1 市制施行準備委員会

役職	肩書	委員	役職	肩書	委員	
顧問	愛知県地方課長	岡田 吉光	委員	同	鈴木 為三郎	
	衆議院議員	樋口 善右衛門		同	伊藤 為治	
	県会議長	神戸 真		同	永草 荘一	
委員長	愛日地方事務所長	木本 正文		鳥居松村会議員	林 稔	
委員	勝川町長	安達 英一	同	同	梅本 小重郎	
	鷹来村長	長谷川 準二		同	河原 伝治	
	鳥居松村長	梅村 義一		同	井村 鎧一	
	篠木村長	藤田 三郎	常任幹事	愛日地方事務所総務課長	鈴木 新一	
	勝川町会議員	安藤 信太郎		地方課属	長谷川 貴久男	
	同	長谷川 良平		勝川町助役	伊藤 清十	
	同	長縄 滝三郎		鷹来村助役	堀尾 浩	
	同	友松 悦太郎		篠木村助役	伊藤 義一	
	鷹来村会議員	小川 松二郎		鳥居松村助役	石黒 一郎	
	同	鈴木 俊三		書記	地方課属	野村 正男
	同	長谷川 録吉			愛日地方事務所属	大脇 一十
	同	長江 兼由			同	花岡 止郎
	篠木村会議員	安藤 由吉			愛日地方事務所書記	加藤 正夫

春日井市の誕生 市制施行準備委員会を中心に着々と市制実施の準備が進められ、昭和18年（1943）1月に愛知県内政部長の視察を受けた。4月11日、郡農会事務所において市制施行準備委員会を開催し、1町3村の町村長により市制施行に関する協定書が作成され、同月14日に内務省において手続きを行った。

5月26日、内務大臣告示第373号によって、同年6月1日付で市制施行の通達があり、春日井市が誕生した。市制施行時の面積は47.91km²、東西7.6km、南北7.2kmで、人口は5万3,709人であった。

6月1日午後2時から郡農会会議室で開庁報告祭を開催し、各旧町村では同時刻に市制施行報告祭ならびに物故者慰霊祭、自治功労者表彰式を挙行了。市庁舎は、元東春日井郡役所（現在の旭町1丁目27番地）を仮庁舎とし、市長臨時代理者に旧勝川町長安達英一を選任した。東部に篠木出張所、中部に鳥居松出張所、北部に鷹来出張所を置いた。

同年8月23日に市議会議員選挙を執行し、初代市議会議長に足立聰が就任した。9月20日に初代市長に安達英一が就任した。

昭和19年（1944）11月、市庁舎は瑞穂通5丁目1番地に移転し、味美出張所が開設された。昭和20年（1945）10月、初の民選市長として第2代市長に足立聰が就任し、市の機構を改革して1部9課とした。昭和23年（1948）11月、市庁舎は、旧鳥居松工廠本館（現在の王子製紙春年）日井工場）に移転した。



写真 3-1-2 市庁舎（昭和23～35）

第2節 高蔵寺町・坂下町との合併

1市2町合併に至る経緯 戦後、国は日本の恒久的な税制確立のため、GHQ（連合国最高司令官総司令部）が日本税制使節団（シャープ使節団）を招請した。昭和24年（1949）に結成されたカール・シャープを団長とする同使節団は、地方自治の確立の必要性について言及し、そのなかで市町村合併の必要性に触れていた。国・都道府県・市町村の間の公共的機能の分担、すなわち行政事務の配分について、責任明確化、能率性、市町村優先の3原則をあげた。昭和25年（1950）12月、シャープ勧告を受けて、地方行政調査委員会議（神戸正雄議長）が神戸勧告として行政事務配分に関する勧告を行った。

この勧告では、地方公共団体の事務は

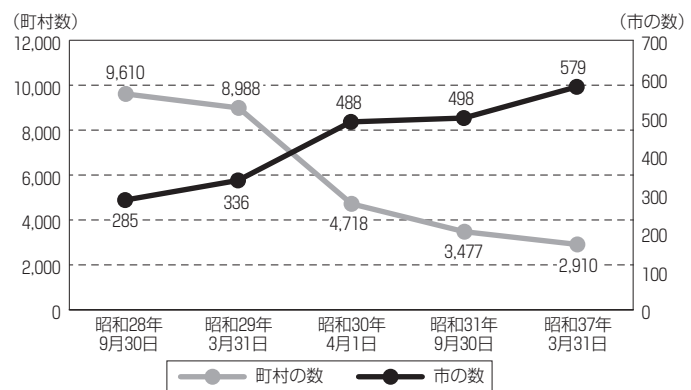


図 3-1-1 昭和の大合併による市町村数の変遷

市町村を優先することとされ、具体的には、六・三制導入による新制中学校の設置と管理、戦後改革によって急速に膨張した行政事務などであった。市町村で行う事務とされた行政事務は、例えば、市町村消防や自治体警察の創設に関する事務、社会福祉や保健衛生関係の新しい事務などで、行政事務の能率的処理のために市町村規模の合理化が必要というものであった。

昭和31年（1956）、新市町村建設促進法が施行され、国は町村数を約3分の1に減少させることを目標として、町村合併促進基本計画（昭和28年10月30日閣議決定）の達成を図った。昭和28年（1953）から昭和37年（1962）までに、全国の市町村数はほぼ3分の1に減少した。

昭和32年（1957）3月30日、新市町村建設促進法に基づき、愛知県知事より春日井市、高蔵寺町、坂下町に対して合併勧告がされ、3市町は合併に対する本格的な審議を進めることとなった。

高蔵寺町では、4月9日に全員協議会を開催し、合併対策委員会において慎重に研究を進める一方、6月9日に世論調査を実施した。合併の是非を問う世論調査の結果は、春日井市との合併を望む回答が2,920票、瀬戸市との合併を望む回答が1,677票であった。これにより、同年12月9日、旧高蔵寺町は全員協議会において、春日井市へ正式合併を申し入れることを決定した。

坂下町では、4月4日に全員協議会を開催し、町村合併促進研究委員会を設けて審議を重ね、全員異議なく勧告の受諾を決定した。

当市では、昭和26年（1951）の王子製紙工場の誘致によって、都市的発展が期待される時であったことから、合併については特に慎重な態度で臨んだ。合併対策委員会をはじめとして調査研究が進められ、その結果、1市2町が含まれる地域は、地理的にも、産業や経済、教育文化の点からみても極めて密接な関係にあること、また、合併が将来の新春日井市建設の重要な基盤となり得ること等が確認されたのであった。こうして、国の施策に沿い知事の勧告に従うことが、市民の福祉増進や市政の発展への道であるとして合併への決意が固められた。12月10日、高蔵寺町と坂下町は、共に春日井市に対して合併を正式に申し入れた。

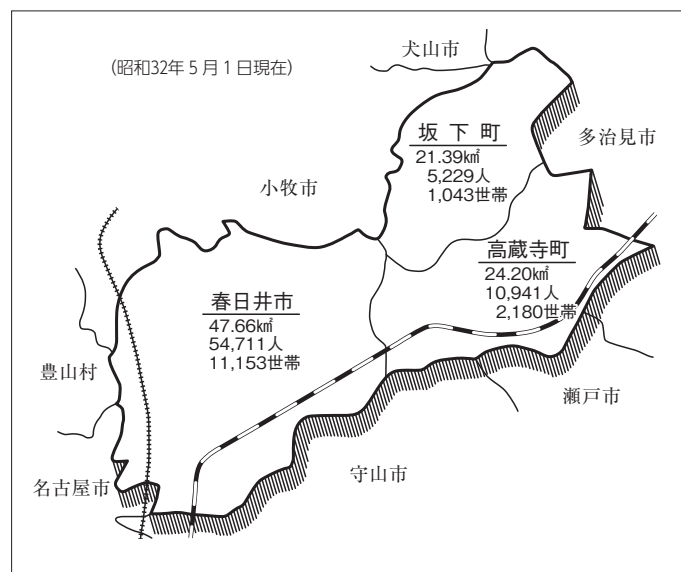


図3-1-2 昭和32年当時の合併関係図

高蔵寺町、坂下町の合併 昭和32年（1957）12月13日、春日井市、高蔵寺町、坂下町は、それぞれ臨時議会を開催し、合併問題の経過報告を行った。その後、合併条件や協定事項を審議し、全員一致で可決した。

翌14日、愛知県知事あてに、春日井市長梅村儀一、高蔵寺町長稲垣金蔵、坂下町長大野和嘉治の連名で、市町の廃置分合についての申請書を提出した。

昭和32年（1957）12月27日、総理府告示第518号により、昭和33年（1958）1月1日をもって1市2町の合併を実施した。旧町役場は、高蔵寺出張所（高蔵寺町）、坂下出張所（^{かぎや}神屋^{ちょう}町）として開設された。

同年5月1日、当市の市制15周年記念式典と高蔵寺町・坂下町との合併祝賀記念行事が中央公民館で同時開催された。当市は、合併に伴い、面積は93.03km²、人口は約7万3,000人となった。昭和35年（1960）5月に新市庁舎が鳥居松町に竣工・移転した。



写真 3-1-3 高蔵寺町・坂下町合併祝賀会



写真 3-1-4 市庁舎（昭和35～平成2年）

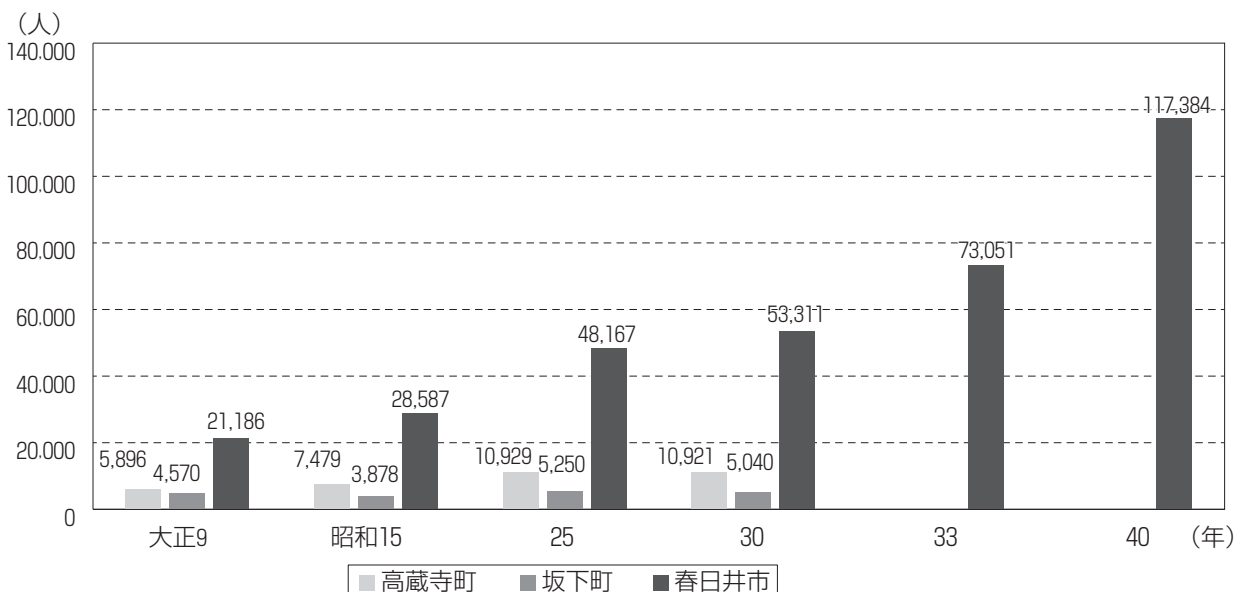


図 3-1-3 1市2町の人口の推移（各年12月31日時点）

資料：国勢調査、昭和33年は住民基本台帳

第 2 章 行 財 政

第 1 節 行 政

計画行政 昭和33年（1958）の合併による新市の発足にあたり、春日井市建設5か年計画を策定した。計画の基本方針は、政治や産業、経済、文化、交通等の全機能をあげ、健全なる地方自治団体の建設に向かって進むことを根本理念とした。主な施策には、名古屋市の近郊都市として発展するために、工場の誘致や育成、教育施設の充実と文化の向上、厚生施設や公営住宅の建設による衛生的・文化的な生活の向上、道路や橋梁の整備、土地改良事業による農業振興、観光事業の振興などを掲げた。計画期間は、昭和33年度（1958）から昭和37年度（1962）の5年間で、一般的な建設事業のほかに、国民健康保健や市民病院、上水道、土地区画整理事業（勝川西部、春日井駅前、味美）について検討し、それに基づいて実施事業計画表が作成された。具体的な事業としては、市庁舎をはじめ、総合運動場や屋内運動場、公民館、平和公園（墓地）などの建設、都市計画街路や区画整理地内街路の整備、小中学校の改築や増設、保育園新設、住宅建設、街路灯整備、上水道、塵芥処理場建設などであった。昭和30年代後半から急激な人口増加とそれに伴う行政需要の多様化が進み、都市基盤の整備が急務であった中で、この計画に新市建設への意欲と発展への期待がこめられていた。



写真 3-2-1 市庁舎の建設（昭和35年）

昭和43年（1968）1月に、春日井市建設基本計画を策定した。この計画は、中部圏開発総合計画や愛知県新地方計画等を上位計画とし、名古屋都市圏の著しい社会や経済情勢の変化に対して自主的な立場で将来の目標を見極めつつ、大都市圏内の都市としての役割を果たすため、市民と協力を図り、健全で豊かな都市に成長していくという方向性を示したものであった。計画のテーマは「豊かな教育、住みよい春日井」とし、住宅都市への第一歩として、学校教育施設を最重点に位置付け、市民が安心して住めるまちづくりを目指すものであった。昭和44年（1969）の地方自治法改正により、議会の議決を経て、地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るために基本構想を定めることが規定され、昭和50年（1975）8月に春日井市基本構想を策定した。昭和52年（1977）9月に、基本構想を実現するための施策を示した中期計画である基本計画を策定し、基本計画に基づき具体的な事業内容を示す実施計画を加えることで、三段階の構成となる総合計画の体系を確立した。

第一次総合計画は、高度経済成長から安定成長期への経済基調の転換とともに、環境や福祉等の変化、地域連帯感の希薄化、価値観の多様化などへの対応が必要であった。このため、住宅都市と

して生活の内容面の重視と質的向上を目指すこととし、また、旧春日井地区と高蔵寺・坂下地区の二分化解消へ市街地形成に明確な方向性を示すものであった。

第二次総合計画は、経済低成長による財政環境の悪化、出生率の低下と社会増加数の減少による人口増加の鈍化、市民意識の高度化・多様化などの社会環境の変化に対して、社会資本整備の推進、都市経営的視点の強化、うるおいとゆとりの充実、都市の自立性の向上などを基本とし進めていくものであった。

第三次総合計画は、昭和59年（1984）以降の円高や地価高騰の進行、高齢化・情報化・国際化の進展や価値観の多様化に対して、質の高い市民生活の確保と愛着の持てる個性豊かなまちづくりを進めるものであった。また、愛知県21世紀計画で、あいち学術研究開発ゾーン地区に位置づけられたことへの期待があった。

第四次総合計画は、地球環境に対する関心の高まり、少子高齢化、情報化、経済のボーダーレス化、さらに地方分権の推進や市民参画などに対して、地域社会全体で子育てを支援する体制の確立や高度情報通信社会に対応した行政サービスの提供などに取り組むものであった。

第五次総合計画は、少子高齢化や人口減少社会、格差拡大、地方分権の推進、市民参画・協働といった課題に対して、従来の住宅都市としてのまちづくりに加え、産業経済の振興による活性化への取組を進めるものであった。また、計画策定において市民意識調査を実施し、施策の満足度・重要度による市民の評価手法が取り入れられた。

平成23年（2011）の地方自治法の改正によって基本構想の策定が廃止され、総合計画の策定は市町村の独自の判断にゆだねられることとなった。平成28年（2016）12月に、春日井市総合計画策定条例を制定し、基本構想と基本計画で構成する総合計画の策定を規定した。

第六次総合計画は、少子高齢化や人口減少社会、安全安心意識の高まり、価値観・ライフスタイルの多様化、地域経済を取り巻く環境の変化、環境・エネルギー問題への意識の高まり、急速に進歩する情報通信技術といった社会環境の大きな変化があった。将来にわたって持続可能な都市を築くため、人と地域がつながり暮らしやすさ、健康がつながり幸せ、子どもと学びがつながり未来を重点方針と定め取組が展開された。令和5年（2023）3月に、人口減少や少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の流行、福祉課題の増加、頻発化する自然災害など、社会経済情勢の変化に対応するため、基本計画を改定した。

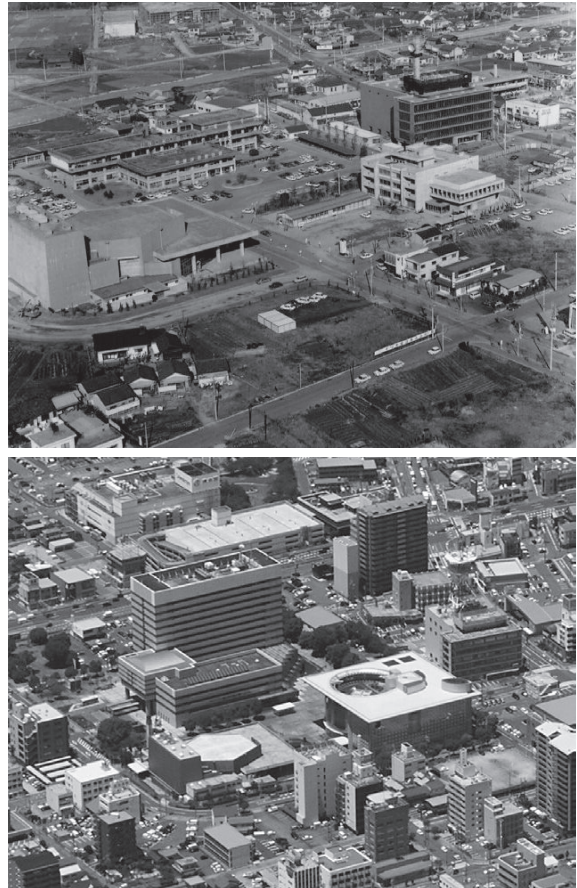


写真3-2-2 市役所周辺（昭和44年〈上〉、令和4年〈下〉）

表 3-2-1 計画行政の推移

策定年度	計画名称	テーマ等
昭和43年度 (1968)	建設基本計画 ・目標年次 昭和60年度 ・想定人口 30万人	「豊かな教育、住みよい春日井」 1 安全で快適な校区の計画 2 豊かな児童福祉施設の建設 3 能率のよい道路と繁栄ある市街地へ 4 明るい生活への環境づくり 5 手をつないだ楽しい社会
昭和50年度 (1975) 昭和52年度 (1977)	第一次総合計画 〈基本構想〉 ・目標年次 21世紀 ・想定人口 30万人 〈基本計画〉 ・目標年次 昭和60年度 ・想定人口 28.8万人	「文化を育て充実した生活をめざす春日井」 1 市民がつくる明るいまち 2 環境を守り、ゆとりのあるまち 3 人間を大切にし、福祉の充実したまち 4 市民とともに歩むゆたかなまち 5 教育を高め文化を育てるまち
昭和59年度 (1984)	第二次総合計画 〈基本構想〉 ・目標年次 21世紀 ・想定人口 30万人 〈基本計画〉 ・目標年次 昭和65年度 ・想定人口 27万人	「文化を育て充実した生活をめざす春日井」 1 市民がつくる明るいまち 2 環境を守り、ゆとりのあるまち 3 人間を大切にし、福祉の充実したまち 4 市民とともに歩むゆたかなまち 5 教育を高め文化を育てるまち
平成2年度 (1990)	第三次総合計画 〈基本構想〉 ・目標年次 平成22年度 ・想定人口 33万人 〈基本計画〉 ・目標年次 平成12年度 ・想定人口 30万人	「ゆとりある豊かな生活をきずく健康都市・春日井」 1 緑に囲まれた快適な生活環境の確保 2 魅力ある市民文化の創造 3 活気に満ちた豊かなまちづくり 4 健康、安心、明るい暮らし 5 ふれあいと連帯ある春日井の創造
平成11年度 (1999)	第四次総合計画 〈基本構想〉 ・目標年次 平成30年度 ・想定人口 32万5千人 〈基本計画〉 ・目標年次 平成20年度 ・想定人口 31万5千人	「健やかな暮らしに活力あふれるまち 春日井」 1 人と自然が織りなす美しいまちづくり 2 思いやりと笑顔あふれるまちづくり 3 個性ある文化と豊かな情操を育むまちづくり 4 未来にはばたく活力を創造するまちづくり 5 安全で快適に暮らせるまちづくり 6 市民とともに歩むまちづくり
平成20年度 (2008) 平成24年度 (2012)	第五次総合計画 (新長期ビジョン) 〈基本構想〉(基本計画) ・目標年次 平成29年度 ・想定人口 30万2千人 基本計画の改定	「人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市」 1 誰もが安全安心に、いきいきと暮らせるまち 2 子どもが健やかに育ち、生きる喜びを感じられるまち 3 つながりと信頼を深め、みんなの力で地域社会をつくるまち 4 にぎわいと活力に満ち、未来に輝くまち 5 快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまち 6 効果的で効率的な自立した都市経営
平成30年度 (2018) 令和4年度 (2022)	第六次総合計画 〈基本構想〉 ・目標年次 令和19年度 〈基本計画〉 ・目標年次 令和4年度 基本計画の改定 ・目標年次 令和9年度	「暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい」 1 安全・安心なまち 2 子どもの笑顔があふれるまち 3 思いやりと生きがいが育つまち 4 活力とやすらぎのあるまち

行政組織 市政は、議決機関と執行機関によって運営され、意思決定機関である市議会が議決した事項を、事務執行機関の長である市長が、市長の管理に属する行政職員を指揮し、事務を遂行している。市長と市議会の議員は、直接市民によって選挙で選ばれており、共に任期は4年である。市長の主たる権限は、市の統括権・代表権、市の事務の管理・執行権、執行機関全体を通じた総合調整権、規則制定権、職員の任免権・指揮監督権、処分取消・停止権、組織編成権、公共的団体等の指揮監督権などである。市長の職務代理人となるのが副市長であり、平成19年（2007）の地方自治法の改正前は助役であった。また、会計管理者は、地方自治法の改正前は収入役として特別職であったが、改正後は議会の同意を要しない一般職となった。

昭和30年代から昭和40年代にかけて、土地区画整理事業や民間事業者の宅地開発が積極的に進められ、昭和36年（1961）には高蔵寺ニュータウン計画が発表された。市では、昭和37年度（1962）に都市計画課や区画整理課を設置し、昭和38年度（1963）には開発課と建築課を新設した。昭和43年（1968）に高蔵寺ニュータウンの入居が始まると、市の人口は急激に増加し始めた。流入人口は若年層が多く、保育園や小中学校などの教育施設の建設が進められた。教育委員会は、昭和31年（1956）に事務局が設置され、昭和35年（1960）には、総務課、学校教育課、社会教育課の3課制になり体制が整えられた。

昭和41年度（1966）の機構改革で、部制を取り入れ、企画部、総務部、民生部、建設部、市民病院、消防本部、水道部などの部単位の整理統合とあわせて、秘書室の新設、収入役の事務室として出納課が独立した。企画部には、高蔵寺ニュータウン開発の業務を遂行するために開発課を設置し、また、住みよい地域社会を築くことを目的に、常に市民の声を聴く体制として、民生部に市民相談室を設けた。昭和44年度（1969）には、下水道整備のために下水道課を新設し、昭和45年度（1970）には監理担当制が導入され、王子製紙などの工場公害に対応して公害課を新設した（以下、巻末の「(付図) 春日井市の

表 4-2-2 歴代市長

代	氏名	在任期間
初代	安達 英一	昭和18年9月～20年9月 (1943～1945)
2～3代	足立 聰	昭和20年10月～26年3月 (1945～1951)
4代	林 重治	昭和26年4月～30年4月 (1951～1955)
5～7代	梅村 義一	昭和30年5月～38年4月 (1955～1967)
8代	大野 正男	昭和42年5月～45年12月 (1967～1970)
9代	小島 克己	昭和46年2月～50年2月 (1971～1975)
10～13代	鈴木 義男	昭和50年2月～62年2月 (1975～1991)
14～17代	鶴飼 一郎	平成3年2月～18年5月 (1991～2006)
18～21代	伊藤 太	平成18年5月～令和4年5月 (2006～2022)
22代	石黒 直樹	令和4年5月～ (2022～)

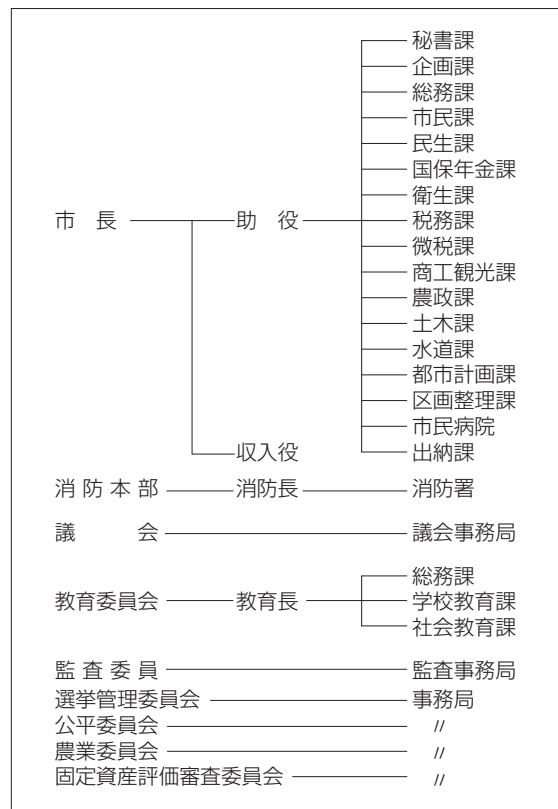


図 4-2-1 春日井市行政組織図 (昭和37年度)

行政組織の変遷」参照)。昭和54年度(1979)には、係制から担当制に移行するとともに、空港周辺地区の整備や騒音対策のために空港対策室を新設した。昭和60年度(1985)には、教育委員会に文化振興課を新設した。昭和60年代に住民情報システムが導入されたことを受けて、昭和63年度

(1988)には、総務部に情報管理課を置いた。平成2年(1990)4月に現在の市庁舎へ移転し、市民部に保健医療施設建設室、消防本部に通信指令室を新設した。平成9年(1997)4月に教育委員会事務局社会教育課を生涯学習課に改組し、平成18年(2006)4月に生涯学習課と体育課を統合して、生涯学習スポーツ課に名称変更した。平成21年4月には、まちづくり推進部、産業部、青少年子ども部、文化スポーツ部を新設した。文化スポーツ部には、文化課、ス



写真4-2-3 市庁舎(平成2年開庁)

ポーツ課、生涯学習課を設置し、これらに関する事務を教育委員会から市長部局へ移管した。平成28年(2016)4月には文化課と生涯学習課を統合して、文化・生涯学習課に名称変更した。行政組織は、その時々々の社会情勢に対応して、また施策の実現のために統廃合や改組を繰り返してきた。

平成11年(1999)7月に、人口20万人以上の都市の権限を強化するため、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に

関する法律によって、特例市制度が創設された。平成12年(2001)12月15日に特例市の指定に関する政令が公布され、平成13年(2001)4月1日、県内で最初の特例市に移行し、環境保全や都市計画などの事務権限が県から委譲された。行政組織の拡大に伴い、市の職員数も毎年増え続けてきたが、昭和59年度(1984)に

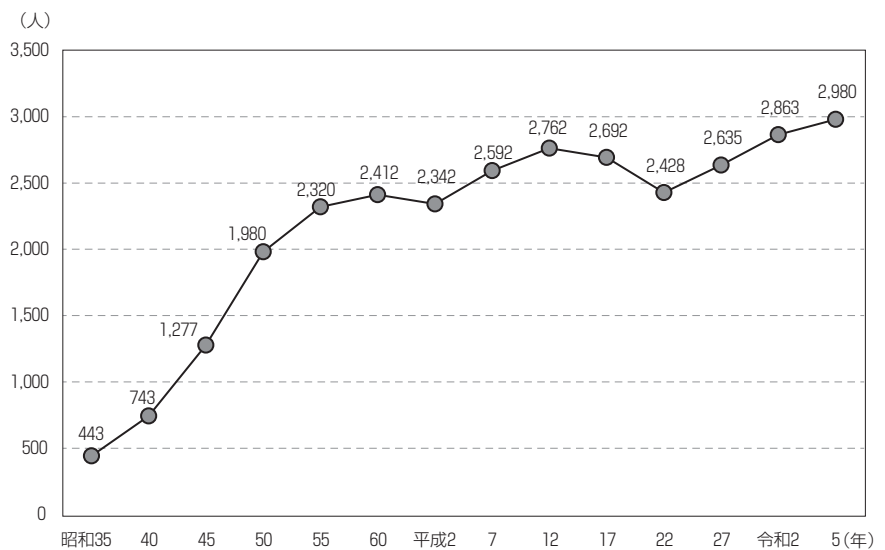


図4-2-2 市職員数の推移

は、前年を下回り2,439人となった。その後は、増減を繰り返して推移し、平成17年度(2005)から平成22年度(2010)までは一時的に減少したものの再び増加に転じ、令和5年度(2023)現在、2,980人となっている(図4-2-2)。

一部事務組合と外郭団体 一部事務組合は、複数の普通地方公共団体や特別区が行政サービスの一部を共同で行うことを目的に設置され、参加自治体の市議会は、代表者が集まって一部事務組合議会を構成する。当市が参加した一部事務組合は、表4-2-3のとおりである。外郭団体は、市と別の組織でありながら、市の活動や事業を補完するなど、連携して一定の役割を果たしている。法人

格を有するものや任意団体など、柔軟に行政機能を果たすために多様な分野で設けられた。令和5年（2023）4月現在、春日井市土地開発公社、公益財団法人かすがい市民文化財団、公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団、公益財団法人春日井市健康管理事業団などがある。

表 4-2-3 当市が参加の一部事務組合

設置年度	名称	参加自治体
昭和33年度(1958)	尾張4市競輪組合	春日井市、小牧市、瀬戸市、守山市(現名古屋市)
昭和37年度(1962)	愛知県市町村衛生船管理組合	一宮市、春日井市、津島市、稲沢市、西枇杷島町・清洲町・新川町(現清須市)、師勝町・西春町(現北名古屋市)、祖父江町(現稲沢市)、蟹江町・大府町(現大府市)、上野町・横須賀町(現東海市)、知多町(現知多市)・扶桑町
昭和48年度(1973)	尾張東部火葬場施設建設組合	春日井市、小牧市、豊山町
昭和55年度(1980)	尾張東部火葬場管理組合	春日井市、小牧市、豊山町
昭和63年度(1988)	春日井小牧看護専門学校管理組合	春日井市、小牧市
平成元年度(1989)	東春農業共済事務組合	春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市

注：令和5年4月1日現在、尾張東部火葬場管理組合、春日井小牧看護専門学校管理組合が設置されている。

行政委員会 行政委員会は、市長から独立し政治的に中立で、裁定や仲裁等の準司法的な機能を遂行するもので合議制の制度である。法律で設置が義務付けられている委員会や委員は、次のとおりである。

【教育委員会】昭和23年（1948）に教育委員会法が公布され、昭和27年（1952）11月に教育委員を公選し、委員5人による教育委員会が発足した。発足当時は、小学校14校、中学校5校、児童生徒数1万2,299人であった。職務権限は、学校その他の教育機関の設置・管理、教職員の任免、学校の組織編成など、教育・学術・文化に関する事務の管理・執行である。昭和31年（1956）6月に、教育委員会法が替わり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定され、委員の選任は公選制から任命制に変更された。昭和33年（1958）2月から、市議会の同意を得て、市長が委員を任命している。任期は4年で、昭和62年（1987）12月に初の女性委員が誕生した。教育委員長は委員による選挙で選ばれ、教育長は県の教育委員会の承認を経て市長が任命した。平成27年（2015）に、地方教育行政の組織および運営に関する法律が改正され、教育委員長と教育長を統一のうえ、教育委員会の代表は教育長となり、市長が直接任命することとなった。任期は3年である。

【選挙管理委員会】昭和21年（1946）に地方自治制度が改正され、選挙事務は市民を代表する委員4人の合議制となった。昭和25年（1950）4月に公職選挙法が制定され、同年10月に各市の選挙管理委員会が設置された。委員会の管理事務は、選挙事務をはじめ、各種投票及び直接請求に関する事務、政治資金の規制に関する事務などである。職務権限は、市長や市議会議員、衆・参両議院議員、県議会議員、知事の選挙に関する執行管理である。そのほか、農業委員会委員や土地改良区総代会総代の選挙に関する事務も執行した。昭和37年（1962）5月に明るい選挙推進協議会が結成され、翌年（1963）に、市議会で公明選挙都市（現在の明るい選挙都市）宣言の決議案が可決された。委員会は、市議会の選挙によって選任された4人の委員で組織され、欠員に備えて、同時に同数の補充員も選挙された。委員と補充員とも任期は4年である。

【公平委員会】昭和25年（1950）に地方公務員法が制定され、翌26年（1951）8月に公平委員会が発足した。委員会は、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するために設置されており、職務内容は、職員の給与、勤務条件の審査・判定及び必要な措置を執ること、不利益処分の審査請求に対する裁決である。委員は、市議会の同意を得て市長が選任する。定数は3人、任期は4年である。

【監査委員】昭和21年（1946）に、第1次地方制度改革で監査委員制度が発足し、行政委員会としての位置付けや住民による監査請求など、近代的監査制度の大要が導入された。その後、地方自治権の拡張や地方事務の拡大、民主的行政の推進など、行政環境の変遷と制度の改正によって、監査の体制や対象も拡充されてきた。職務内容は、財務に関する事務を中心に行政の監査を行い、他の委員会と異なって独任制の機関であり、原則各委員は独立して監査を行う権限を有している。監査委員に監査を求める住民監査請求は、市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など、財務会計上の行為が違法又は不当であると考えるとき、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

昭和38年（1963）に代表監査委員制度が新設され、事務局が設置された。昭和39年（1964）に、財政援助団体に対する監査が開始され、翌40年（1965）には、水道事業と市民病院の企業会計に対する監査が開始された。昭和49年（1974）に、委員の任期は4年に延長された。昭和53年（1978）に工事監査が開始された。昭和61年（1986）から委員が4人体制となり、学識経験者と市議会議員から各2人が選任された。委員は、市議会の同意を得て、市長が選任する。また、公有地について信託制度が導入されたことに伴い、信託の受託者が監査対象に加えられた。平成3年（1991）に、監査の対象は、機関委任事務を含めた一般行政事務と公の施設の管理受託者に対する監査にまで拡大された。また、市議会議員以外の委員の選任資格を、知識経験者から行政運営に関して優れた識見を有する者（識見委員）に改正し、識見委員に係るOB制限や常勤化、合議制の拡大などの改正が行われた。

【農業委員会】昭和26年（1951）に、従前の農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会が統合されて、農業委員会が発足した。職務内容は、農地の権利移転の許可や転用許可の意見決定を始め、農業者の利益代表機関として、農業経営の合理化や農業者の生活改善に関する業務などである。当市では、典型的な都市近郊型の農業に変貌し、多くの農地が住宅敷地等に転用されてきたため、職務内容は、農地の転用や権利の移動に関するものが主体となっている。委員定数は、昭和26年（1951）7月の発足時は20人であったが、その後、昭和33年（1958）の高蔵寺町・坂下町との合併により36人に増え、昭和56年（1981）から32人となった。その構成は、選挙による委員、春日井市と高蔵寺の各農業協同組合から推薦された委員、市議会から推薦された委員で、任期は3年である。昭和32年（1957）の法改正により農業委員会に部会の制度が導入され、昭和35年（1960）に必置制



写真 4-2-4 明るく正しい選挙都市宣言
(昭和40年)

の農地部会と任意制の農業振興部会が置かれた。平成11年（1999）に選挙による委員が17人となり、委員定数は22人となった。平成28年（2016）4月に農業委員会法が改正され、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の推進が任務に位置付けられた。また、農業委員の公選制が廃止され、市議会の同意を得て、市長が任命するとともに、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う農地利用最適化推進員が新設された。令和5年（2023）4月現在、農業委員会委員12人と農地利用最適化推進委員8名となっている。



写真4-2-5 農業委員の選挙の様子（昭和41年）

【固定資産評価委員会】昭和25年（1950）に固定資産税が創設され、翌26年（1951）11月に、固定資産の評価など、固定資産税の運営の適正や公平を期するために固定資産評価委員会が発足した。職務内容は、固定資産課税台帳に登録された内容に関して、納税者から不服の審査申出があった場合に、第三者的立場に立って審査し決定することである。委員会は、当初から6人体制で2つの部会に分けられ、第1部会では家屋と償却資産、第2部会では土地に関する審査申出を処理するという分業体制がとられてきた。審査件数は例年数件であったが、昭和46年（1971）に関係法令が改正され、市街化区域内の一部の農地に対して宅地並みの課税が実施されることになり、翌47年（1972）には、所属組合員から委任された春日井市・高蔵寺の農業協同組合から一括して3,200件余の土地に関する申出が提出され、膨大な事案を審査した。委員は、固定資産の評価について学識経験を有する者など、議会の同意を得て選出された委員で構成され、任期は3年である。

行政改革 行政運営の基本は、都市経営の観点に立って行財政全般にわたる総点検を行い、最小の経費で最大の効果を上げ、行政水準の向上を図ることである。当市では、昭和51年（1976）から事務改善委員会等を通じ、事務の見直しや健全な財政運営に取り組んできた。昭和58年（1983）には、行財政効率化推進会議を設置して、経費の節減や事務の合理化を図った。昭和60年度（1985）以降は、市民サービスの向上と行政の効率化の観点から行政改革大綱を策定し、積極的に行政改革に取り組み、簡素で効率的な行政運営を目指すことで持続可能な財政基盤を整えてきた。昭和60年（1985）1月に、自治省から地方公共団体における行政改革推進の方針が示され、同年5月に行政改革推進本部を設置し、事務事業の総点検を実施した。民間有識者で組織された行政改革推進委員会からは、行政組織の簡素合理化や職員数の適正化、給与等の適正化、職員や職場の活性化、事務処理のOA化などの提言があった。

この提言を踏まえ、翌61年（1986）1月に、第1次行政改革大綱を策定し、住民情報システムの稼働や高齢化対策等の行政需要の変化に対応できる行政組織の見直しと職員の縮減、事業の公益性や効果、自立性を考慮した補助金の見直しなどに取り組んだ。計画の達成状況は、目標件数98件、節減額約14億4,000万円に対し、昭和60年度（1985）から平成元年度（1989）までの間に件数77件、削減額10億5,000万円で達成率73%であった。事務処理のOA化については、民間計算センターへ

の委託処理が行われていたが、昭和61年（1986）1月に事務OA化推進計画を策定し、電算機を導入した事務のOA化に着手した。昭和62年（1987）7月に住民情報システムが開発され、住民基本台帳や外国人登録台帳のほか、国民健康保険や国民年金、児童手当、乳児医療、選挙に関する事務がOA化され、窓口における申請手続きの簡略化や待ち時間の短縮等が図られた。印鑑証明や戸籍謄抄本、税証明は、ファクシミリの導入により、市民課及び出張所から関係諸証明が入手できるようになった。昭和63年（1988）には、印鑑登録や国民年金賦課認定の事務もOA化された。



写真4-2-6 行政改革推進委員会（昭和60年）

平成元年（1989）に地図情報システムが開発され、都市計画基本図や道路台帳の作成、119番通報を受ける消防通信指令が使用する地図に利用された。平成2年（1990）には税情報システムのうち軽自動車税や法人市民税、国民健康保険税の賦課給付関係、市県民税、固定資産税の事務がOA化された。このほか、水道料金計算や市民健康管理、図書館蔵書管理、市民病院窓口、消防予防、勤労福祉会館、金銭出納、水道経理、生活保護などの事務についても、オフィスコンピュータを利用したOA化が図られた。

第2次行政改革大綱では、信頼され親しまれる市役所を目指したCI（Corporate Identity）運動を展開した。職員の意識改革を図り、職員が職務に対する目的と責任の意識を持ち、自ら考え行動するという職場風土の醸成に努めた。第3次行政改革大綱では、事業評価システムの導入による事務事業の見直し、効率的で質の高い行政運営を展開した。また、県内で初めて取得したISO14001認証による環境に配慮した取組を推進した。

第4次行政改革大綱では、国の指針を踏まえて二度の改訂を行い、簡素で効率的な行政運営の徹底と市民サービスの一層の向上を推進した。人材育成として、研修による直接的な能力開発だけでなく、自己啓発に対する職場環境づくりや、職員一人ひとりの個性と能力を最大限に活用する人事制度とするため、異なる部門への定期的な人事異動や能力・実績主義に対応する新たな評価システムの構築を進めた。また、職員数の削減を図るとともに、建設事業に係る起債の抑制や土地開発公社の経営健全化により、実質公債費率や将来負担比率を改善するなどの成果を挙げた。

第5次行政改革大綱では、これまでの整理・削減型の行政改革だけでなく、限られた財源と人材を有効活用するための選択と集中を行い、市民の満足度を高めるため、行政課題に迅速かつ的確に対応できる行政運営を将来にわたって確実に継続して行うことを目指した。

このように5次にわたる行政改革において、時代の要請に応じた改革を行い、一定の成果を得てきたなかで、平成30年度（2018）に、行政運営の視点を重視し、長期的な行政運営の方向性を定める指針として、行政運営基本方針を策定した。この方針では、限られた資源を有効活用し、費用対効果の最大化を目指して、市民満足度の向上に取り組むとともに、持続可能な行政運営を行うために、人材・組織・働き方の3つの観点から労働生産性の向上を図るものであった。

表 4-2-4 行政改革への取組

行政改革大綱	推進期間	視点等
第1次行政改革大綱	昭和60～平成元年度 (1985～1989)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織の簡素合理化 ・定員管理の適正化 ・補助金の見直し
第2次行政改革大綱	平成 8～11年度 (1996～1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政環境の変化への対応 ・行政運営の簡素効率化 ・行政と市民の役割分担
第3次行政改革大綱	平成12～15年度 (2000～2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な行政運営の確保と評価システムの確立 ・スリムで効率的な行政体制の確立 ・新たな時代に対応した行政システムの構築
第4次行政改革大綱	平成17～21年度 (2005～2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成及び行政体制の整備 ・行政運営システムの見直し ・企業経営的意識をもった財政運営
第5次行政改革大綱	平成27～29年度 (2015～2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材改革：職員の意識改革と職場環境の改善 ・組織改革：今後の行政需要に対応した組織体制の整備 ・財政改革：健全な財政運営の維持

情報化の推進 昭和18年（1943）の市制施行にあわせて市報の発行が企画されたが、戦時下で容易に実行できなかったため、旧勝川町がこれまで15年余り発行してきた「勝川時報」を「春日井時報」と改題して続けた。「春日井時報」の第1号は、昭和18年（1943）7月1日号で、そこには、「統制強化の折柄、発行紙数の制限によって、各戸配布はとても出来ませぬから、各部落会隣組に於いて十分御考慮の程懇願いたします」と書かれており、厳しい情勢下での苦労がうかがえるものであった。この時報は月1回の発行で、終戦間際の昭和20年（1945）7月1日号の第25号まで残されている。戦後は、昭和21年（1946）2月20日号の「春日井市報」が発行号数第29号として残されているが、市報に改題された時期は不明である。

昭和24年（1949）1月に「春日井弘報」が創刊された。昭和26年（1951）8月1日号から月2回の発行となった。昭和31年（1956）9月17日号から「春日井広報」、昭和35年（1960）10月15日号から「広報かすがい」に改題された。昭和54年（1979）5月に、視覚障がい者等を対象に、広報春日井の内容をCD等に収録し郵送する、声の広報かすがいを開始した。昭和58年（1983）6月に、市政だよりの番組を制作し放映を開始した。平成6年（1994）5月に、市政へのアイデアや提言を受け付ける、市長へのホットラインを開始した。平成9年（1997）6月1日号で「広報春日井」に改題され、同月に市のホームページを開設した。

平成12年（2000）9月に、春日井市情報公開条例を制定した。情報公開制度とは、市が保有する公文書を市民等からの請求に応じて公開する制度である。情報公開を実施する機関は、市長や教育委員会などの全ての執行機関と議会で、公開の対象となる文書は、職員が作成又は取得した文書や図面、電磁的記録などである。公開の請求権者は、市内在住者に限らず、全ての人々が請求できる。また、市庁舎の情報コーナーで各種行政資料の閲覧が可能になった。公正で透明性のある市政の推進を図るため、附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員選出に努めるとともに、附属機関等の会議を原則公開とした。平成15年（2003）4月に、春日井市個人情報保護条例を施行し運用した。

平成22年度（2010）に、子どもたちに市政に対する関心や認識を深めてもらうため、こども広報春日井の発行を開始し、年2回発行している。平成25年（2013）6月にYouTubeを利用した動画



写真4-2-7 春日井時報第1号

配信を開始し、10月には市公認フェイスブックを開設した。平成26年（2014）9月に、市公式のLINEとツイッターを開設した。令和3年（2021）4月号から広報春日井は月1回発行となった。

令和4年（2022）12月に、個人の権利利益の保護を図ることや、個人情報等の適正な取り扱いを確立すること、自分の個人情報の内容を確認する権利を保障することなどを規定した、春日井市個人情報等保護条例を制定した。令和5年（2023）4月1日に個人情報保護法が改正され、地方公共団体の機関のうち、議会は一部の規程を除き適用外とされ、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含めて、その自律的な対応に委ねられることとなった。令和4年（2022）12月に春日井市議会個人情報等保護条例を制定し、翌5年（2023）4月1日に施行した。

都市宣言 地方自治体が、重要な政策課題などについて、意思や主張、方針を明らかにするもので、次の都市宣言を行っている。

【交通安全都市宣言】昭和36年（1961）に、年間640件（死者51人）の交通事故が発生し、国道19号周辺は県下でも交通事故多発地区となっていた。昭和37年（1962）1月17日に、市民の総意を結集し交通事故の根絶を期して、交通安全都市を宣言した。翌2月には、行政や教育関係、産業界、交通事業者、各種団体等で組織する交通安全都市推進協議会を発足させ、毎年1月17日を交通安全デーに決めて、交通安全施設の整備や青空駐車追放運動、道路整備の促進等のほか、交通安全の啓発や宣伝活動に取り組む決意を表明した。

【公明選挙都市宣言】昭和38年（1963）1月19日に、公明選挙都市を宣言した。宣言の目標は、選挙違反の撲滅や棄権防止だけではなく、有権者が主権者として自覚し、正しい判断と行動ができる政治知識を持って、代表者を選出できるような選挙を実現することであった。公明選挙運動は、公明選挙推進協議会を中心に、学童を通じた各家庭や町内会、社会学級、婦人会、青年団等の組織を通じた呼びかけや、広報車や広報紙、ポスター、チラシ等による啓発などにより、広範な市民運動が展開された。

【明るく育つ青少年都市宣言】昭和41年（1966）3月30日に、明るく育つ青少年都市を宣言した。

人口が12万人を突破し、青年都市として飛躍的な発展が期待されていたなか、この宣言は、明日の世代を担う青少年が自己の行動に責任と自覚をもって、地域社会の発展に寄与することを期待し、正しく明るく心身ともに健やかに育つ施策を進めるもので、家庭や学校、職場、地域などが一体となり、市民の総力を挙げて推進するものであった。主な施策は、婦人学級や家庭教育学級の開催、スポーツの普及と青少年の参加促進、職場・職域での学級活動のほか、公民館や図書館、公園、遊園地の整



写真 4-2-8 交通安全都市宣言塔
(昭和37年)

表 4-2-5 都市宣言一覧

宣言年	宣言名
昭和37年(1962)	交通安全都市
昭和38年(1963)	公明選挙都市
昭和41年(1966)	明るく育つ青少年都市
昭和42年(1967)	緑化都市
平成2年(1990)	健康都市
平成13年(2001)	環境都市
平成27年(2015)	平和都市
平成29年(2017)	文化・スポーツ都市

備、留守家庭児童の帰宅後の集団指導、青少年の非行防止などが推進された。

【緑化都市宣言】昭和30年代後半から急速に開発事業が進んだことを受けて、自然破壊と公害による緑の減少を憂慮した市民や団体が、緑と太陽と空間のある町を取り戻そうと活動し、町内会連合会臨時総会で、みどりの町づくり宣言が行われた。市民のこうした動きと協働して緑化都市推進運動が始まり、昭和42年（1967）12月18日に、緑化都市を宣言した。この宣言は、計画的に植樹を進め、緑化思想の啓発や自然の保護など、緑化運動を強力に推進し、緑の希望あふれる青年都市として都市づくりを行うものであった。

【健康都市宣言】平成2年（1990）2月27日に、家庭や地域社会に健康づくりの輪を広げ、健康で活力ある都市を築くため、健康都市を宣言した。また、市と健康づくり推進協議会による健康都市宣言推進記念大会を開催した。同年に策定した第三次総合計画においても、「ゆとりある豊かな生活をきずく健康都市」をテーマとし、健康講座の拡充や健康づくり運動の展開、健康イベントや保健医療機関による健康教育・相談の実施、スポーツメディカル事業の推進、スポーツ・レクリエーション施設の整備等が進められた。



写真4-2-9 健康都市宣言推進記念大会

【環境都市宣言】平成13年（2001）9月28日に、市民や事業者、行政が一体となって環境に配慮した都市を実現するため、環境都市を宣言し、春日井市環境基本条例を制定した。市民委員会の発足や、ゼミナールやフォーラムの開催を進め、平成14年（2002）3月に春日井市環境基本計画を策定した。

【平和都市宣言】平成23年（2011）8月から平和首長会議に加盟し、原爆ポスター展や平和展、平和祈念式典等の開催など、平和事業の推進に取り組んできた。平成27（2015）年9月29日に、平和な社会の実現には市民一人ひとりが平和維持の重要性についての意識を持たなければならないとの認識のもと、平和の誓いを新たにし、恒久平和と戦争のない社会の実現を願い、平和都市を宣言した。

【文化・スポーツ都市宣言】平成29年（2017）3月14日に、文化・スポーツ都市を宣言した。この宣言は、文化やスポーツを通して、心豊かな生活や生きがいづくり、健康づくりを行うとともに、地域に対する愛着や誇りを育て、地域コミュニティの醸成に大きな役割を果たすことを目指すものであった。宣言文には、文化やスポーツを通して地域の絆を深め、全ての市民がいきいきと暮らせるまちをつくると、市民の決意がこめられている。



写真4-2-10 文化・スポーツ都市宣言記念式典

第2節 財 政

財政規模の拡大 昭和23年（1948）に地方財政法が制定され、その後、自治体の独立財源の必要性を説いたシャープ勧告を踏まえ、昭和25年（1950）に地方税法が成立した。当市では、小中学校の建設、道路や橋りょうの新設・拡張、下水道整備、住宅建設、土地改良、厚生施設の拡充など基盤整備事業が山積していた。しかし、市制施行が軍需工場の設置を主な目的として企図されたものであったため、戦後に軍需工場が無くなると、それに代わる大きな産業は無く、また、従業者の分類は農業者が46%、給与所得者が44.5%、商工業者が9.5%であったため、市民の税負担能力は低く、市税の増徴増収は困難で、財源を地方財政平衡交付金（現在の地方交付金）や起債などに頼るしかなかった。その上、市税の滞納が相当数あったため、年度末に一時借り入れによる臨時措置もできず、計画した事業も繰り延べ、さらに工事費の支払いに支障をきたすおそれもあった。

このため、昭和27年（1952）4月に臨時市税徴収本部を設置し、専任職員による市税や保険税の未納額の徴収に努め、昭和33年（1958）9月には徴税課を設置した。また、昭和25年（1950）に春日井市工場設置奨励条例を施行し、工場誘致を積極的に推進したことにより、昭和31年（1956）から昭和40年（1965）の間に立地した工場は77社に上り、内陸工業都市として発展した。市の財政は、昭和32年度（1957）から昭和34年度（1959）にかけて歳入・歳出ともに大幅に増加した。中でも、昭和32年度は高蔵寺町・坂下町と合併した時でもあり、前年度に約2億8,000万円であった歳入・歳出は、約45%増加し4億円を上回った。

高度経済成長期になると人口が急増し、歳出額は、昭和35年度（1960）の7億4,200万円から、平成2年度（1990）には544億8,900万円となり、30年間で73.4倍に拡大した。同期間の国民総生産は、16兆2,000億円から435兆4,000億円へと26.9倍、地方財政全体では1兆9,000億円から66兆1,000億円と34.8倍であったことから、当市の財政規模の伸び率は非常に大きなものだった。

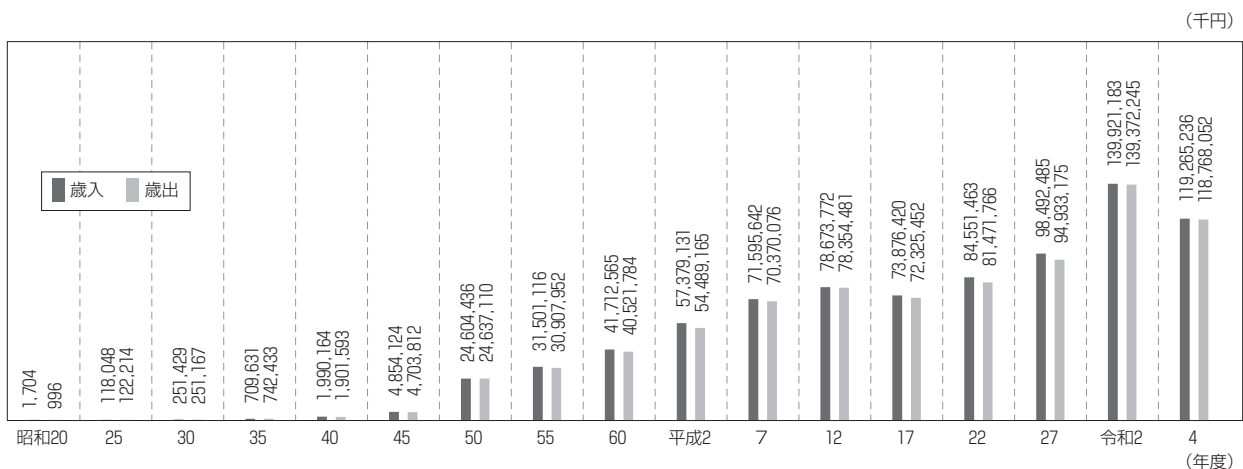


図3-2-3 一般会計歳入歳出額の推移

歳入は、市税や使用料、手数料、財産収入といった自主財源と、国・県支出金や市債などの依存財源に大別される。歳入総額のうち自主財源が占める割合は、昭和46年度（1971）から昭和58年度（1983）までの間に、昭和54年度（1979）の44.2%を最低として、おおむね50%程度で推移してきた。この時期は、公共施設の整備が増加し、それに充てた国・県支出金や市債が多額であったことによるものだった。昭和59年度（1984）以降は70%前後で推移しており、これは税収を中心とした財政力の強化と安定によるものであった。歳入の根幹である市税の総額は、昭和35年度（1960）が3億4,500万円、昭和50年度（1975）が71億2,000万円、平成2年度（1990）が354億9,500万円と急伸長であった。中でも、昭和35年度（1960）と平成2年度（1990）を比較すると、固定資産税が1億7,690万円から109億1,500万円へと61.7倍、法人市民税が2,801万円から55億3,068万円へと197.4倍となったのに対して、個人市民税は4,061万円から156億2,619万円へと384.7倍と高い伸びを示している。また、税の構成比は、昭和48年度

（1973）までは、固定資産税が最も多く、続いて個人市民税、法人市民税の順となっていたが、昭和49年（1974）以降は、個人市民税が最も多く、住宅都市の性格が税収にも表れていた（表4-2-6）。

一方、歳出を性質別にみる

と、昭和35年度（1960）からいずれの年度も普通建設事業と人件費が上位を占めた。人件費は人口の増加に伴い職員数が増加したためであり、普通建設事業費も行政需要に応じて増大した。目的別の構成比でみると、昭和45年度（1970）までは、土木費、教育費、民生費の順に上位を占めていたが、昭和46年度（1971）から昭和54年度（1979）は、教育費が最も多く、続いて土木費、民生費の順となった。昭和55年度（1980）以降は、総合体育館の建設があった昭和60年度（1985）を除いて、土木費が最も多く、続いて教育費となった。

昭和38年度（1963）から昭和55年度（1980）の人口急増期には、小中学校18校や保育園12園の新設等の施設整備や土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備など、住宅都市としての整備に追われた。こうした人口の急激な増加は、小中学校の校舎や保育園等の建設、ごみ・し尿処理施設の整備など、緊急な整備が必要となるため、当市では、人口急増対策として、日本住宅公団（現都市再生機構）立替施行や、学校建設公社による小中学校の建設、土地開発基金や土地開発公社による公共用地の取得、宅地開発指導要綱による義務教育負担金の徴収を行い、厳しい財政状況を乗り越えてきた。

公団立替施行は、大規模な宅地開発や住宅建設に伴い必要となる公共施設の整備を、公団が先行整備し、要した費用を地方公共団体が返済する立替制度で、高蔵寺ニュータウン内の小中学校の校舎や学校用地、体育館、プール、武道場のほか保育園、都市計画道路、市民センター、消防出張所、公共下水道の処理場、管渠整備で使用された。学校建設公社は、市西部地区を中心に多数あった仮

表 4-2-6 市税総額に占める構成比

（単位：％）

	個人市民税	法人市民税	固定資産税	都市計画税	その他
昭和46年度 (1971)	31.90	11.09	35.80	4.70	16.51
昭和47年度 (1972)	34.07	9.23	36.56	4.80	15.34
昭和48年度 (1973)	33.00	13.16	34.52	5.44	13.88
昭和49年度 (1974)	35.88	14.43	29.92	4.30	15.47
昭和50年度 (1975)	37.09	11.44	33.87	4.38	13.22

設教室を解消し、鉄筋コンクリート化するために民間資金を導入しつつ校舎を先行整備する機関として、昭和47年（1972）に設立された。昭和62年（1987）3月に解散するまでの13年間に延べ33校、3万4,347㎡の新增築が行われ、普通教室91クラス、特別教室56教室の合計147教室が整備された。土地開発基金は、公共用地の先行取得を行うため、昭和44年（1969）9月に設置した。土地開発公社は、市の依頼に基づいて公共用地を計画的に先行取得し、造成管理する機関として、昭和48年（1973）に設立された。宅地開発指導要綱は、一定規模以上の住宅宅地開発における開発基準を定め、昭和44年（1969）1月に施行した。昭和55年度（1980）以降になると、急激な人口増加も落ち着き、福祉や文化、体育、コミュニティなどの成熟した住宅都市に向けた施設整備が行われた。

国の経済は、平成元年度（1989）に実質経済成長率が5%を達成し、市の財政は税収の伸びにより順調に推移した。新市庁舎の完成やごみ処理施設の整備、勝川駅周辺総合整備も本格化するなど都市づくりを着実に進めるとともに、高齢化や国際化、情報化といった時代の変化に対応した施策を進めた。一方では、将来にわたって健全な財政運営を維持していくため、財政調整基金をはじめとする基金への積立を積極的に行った。しかし、平成3年（1991）頃からのバブル経済の崩壊に伴い、個人消費の低迷や設備投資の停滞、株価や不動産価格の下落などにより景気は低迷した。そのような状況でも、国の景気対策と相まった積極的な財政出動を行い、地方債の活用等による財源確保により、人口増加や都市化に伴う都市基盤整備、新市民病院の建設、文化フォーラムの整備、勝川駅周辺総合整備、最終処分場の整備などの大規模プロジェクトを継続して進めた。歳出は、平成

3年度（1991）の546億円から年々増加し、平成13年度（2001）には801億円へと膨らみ、市債残高も749億円まで積み上がった。平成14年度（2002）には、水道事業と市民病院事業の企業会計から合わせて40億円の借り入れを行うなど、極めて厳しい財政状況となった。平成15年度（2003）には緩やかな回復傾向がみられたが、市の財政は依然として厳しい状況であったため、徹底した経費の節減と行財政改革の推進を進めた。

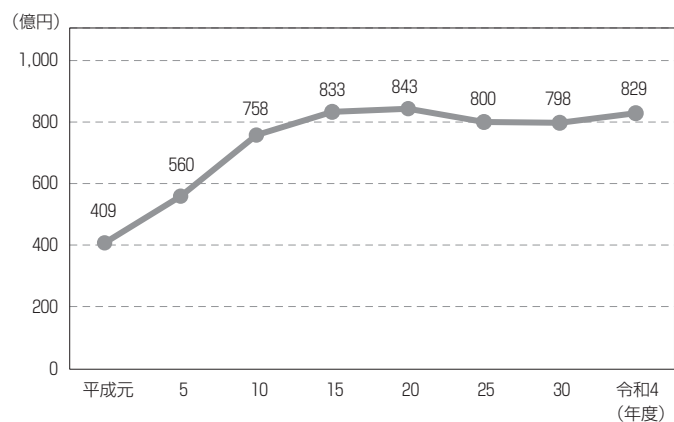


図4-2-4 一般会計の市債残高の推移

財政基盤の確立 地方財政では、平成16年（2004）に国庫補助負担金の廃止・縮減と税源移譲、地方交付税の改革といった三位一体改革が進められた。当市の市税収入は、平成17年度（2005）に431億円と4年ぶりに増加し、平成18年度（2006）には445億円まで回復して財政調整基金は24億円となった。市債残高は年々減少したが、一般会計歳入歳出額は、国の財政政策による財源補填的な臨時財政対策債等の増加により、平成13年度以降は800億円前半で推移した。平成16年度（2004）に地方交付税の交付団体から不交付団体に移行し、その元利償還が財政運営上大きな負担となることが想定された。また、土地開発公社の公有用地は、平成16年度（2004）末に448,870.77㎡、価格は446億4,700万円で、そのうち5年以上保有していた価格は401億5,000万円であった。保有期間の長期化は、市の財政を圧迫する要因となっていたため、平成18年度（2006）から土地開発公社の経

営健全化に取り組んだ。

バブル経済崩壊後、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになり、地方公共団体の財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取る必要が指摘され、平成19年（2007）6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、平成21年（2009）4月に施行された。当市の財政は、一般会計の決算では黒字を維持し、財政指標による数値でも深刻な状態ではないと評価されていた。また、地方交付税の不交付団体であったことから財政力豊かな自治体であると位置づけられていた。しかし、長期的に資金不足の状態が続いており、加えて、老朽化が進む公共施設の大規模改修費や社会保障関係費、団塊の世代の大量退職に伴う退職手当など、義務的経費の大幅な増加が見込まれた。平成19年度（2007）に、市が将来負担すべき実質的な負債の大きさである将来負担比率は168.5となり、高い比率を示していた（図4-2-5）。そのため、将来的な財政の健全性の確保に向け、平成20年度（2008）

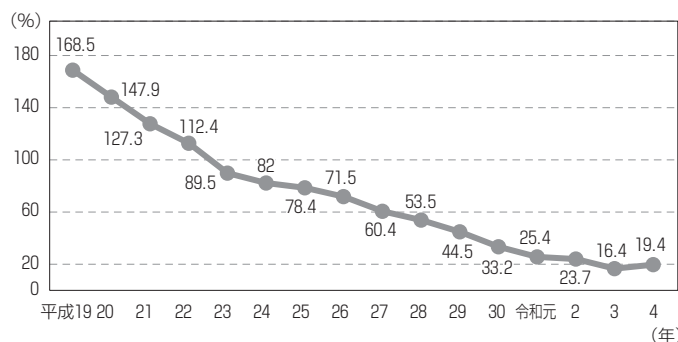


図4-2-5 将来負担比率の推移

に、第1次中期財政計画を策定し、一般会計の実質収支の黒字を堅持した総合計画の実現と計画的な市債管理による市債残高の削減を図ることとした。

平成20年（2008）9月のリーマンショックに端を発した世界的な経済危機や、平成23年（2011）3月の東日本大震災などにより、我が国では景気の低迷とデフレの深刻化から先行き不透明な状況が続いていた。当市の財政は厳しさを増し、平成22年度（2010）に7年ぶりの普通交付税の交付団体となった。第1次中期財政計画では、財源不足を解消するために、保有する土地の売却や平成21年度（2009）に事業所税の導入、職員手当の見直し、公営から民営への転換、事業の見直し、管理経費の配分方法の見直し等を行うことによって、毎年的一般会計の実質黒字を確保し、全会計の市債残高を、平成19年度（2007）末残高から171億円を削減した。平成25年度（2013）には、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を目指した財政政策、金融緩和政策、成長戦略を3本の矢とする国の一体的な経済政策により、個人消費の拡大や企業収益・雇用・所得の改善が見られるなど、経済は緩やかな景気回復基調にあった。当市では、平成25年度（2013）に策定した第2次中期財政計画に基づき、一般会計の実質収支の黒字の堅持、市債残高の削減、実質公債費比率と将来負担比率の改善に取り組み、引き続き、健全で持続可能な財政運営を行った。平成27年度（2015）には、新藤山台小学校の建設やJR春日井駅の自由通路、一般廃棄物最終処分場などの大規模な施設整備を進めるなかで、収納率の向上や納税義務者数の増加による堅調な市税収入、消費税率の改定に伴う地方消費税交付金の増額、ふるさと納税の寄附金により、一般会計の実質収支は30億円を超える黒字となった。市債残高は、平成24年度（2012）から平成29年度（2017）末までに108億円を削減し、将来負担比率44.5%に改善した。

平成30年度（2018）には、第3次中期財政計画を策定し、財源の効果的な配分と財政の健全性の維持を図った。令和元年度（2019）は、市税収入が過去最高を更新し、財政調整基金からの繰り入

れを行うことなく事業の実施に必要な財源を確保した。令和2年度(2020)は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、個人消費や企業収益の急速な減少、税制改正の影響によって減収となり、財政調整基金や地方債借入額の増額、国庫補助金活用等を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策として全額国費の特別定額給付事業を実施

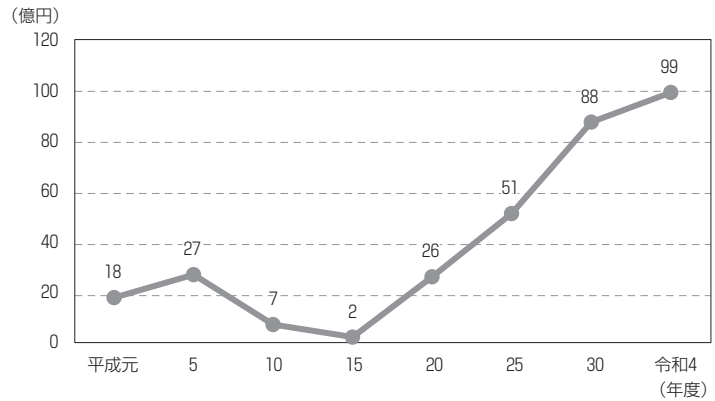
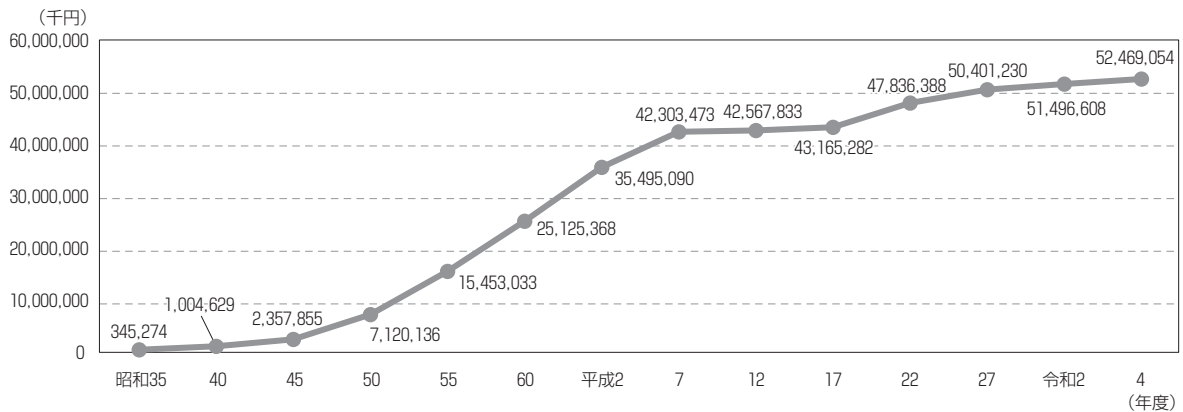


図4-2-6 財政調整基金残高の推移

するなど、歳出額が初めて1,000億円を超え、過去最大規模となった。また、土地開発公社の公有用地は、土地開発公社の経営の健全化によって、令和3年度末に価格は42億4,392万8,988円となり、平成16年度(2004)末から約400億を縮減した。令和4年度(2022)に、市税収入は、給与所得の増加や家屋の新增築などによって過去最高を更新したが、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時財政対策債の増額などにより、市債残高の削減目標の達成は難しかったものの、実質収支の黒字は維持するとともに、将来負担比率は19.4%に改善した(図4-2-5)。



*市税決算額は、法定普通税(市民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・その他)と、目的税(都市計画税)の合計

図4-2-7 市税収入の推移

第3節 議 会

市議会の発足と組織 昭和18年（1943）6月1日の市制施行に伴い、同年7月19日に市会議員選挙の告示が行われた。選挙は8月8日に執行され、春日井市初の市会議員30人が決定した。第1回市会は8月23日に開催され、初代市会の議長に足立聰、副議長に林稔が就任した。昭和16年（1941）から太平洋戦争が始まっており、戦争中に行われた選挙であった。戦後、昭和22年（1947）の地方自治法の公布により、市会は市議会と呼称することとなった。昭和32年（1957）12月10日、高蔵寺町・坂下町より正式に合併の申し出があり、市議会では同年12月11日に全員協議会を開催して、県の勧告に従って合併することを了承し、12月13日招集の急施臨時市議会において、これを議決した。昭和33年（1958）1月1日



写真4-2-11 町村合併を議決した市議会（昭和32年）

の合併後の初市議会は、同月9日に開会し、議員の定数増加条例を可決した。旧高蔵寺町から4人、旧坂下町から2人の合計6人の議員を増員することとし、選挙は同月15日に告示、25日に投票が行われた。選ばれた6人の任期は現議員の残任期間とし、次の一般選挙から議員定数は36人となった。

市議会は、地方公共団体の議決機関として、住民から直接選挙された議員で構成され、本会議は年4回の定例会と臨時会があり、その招集は原則市長が行う。定例会では、予算・決算、条例の制定・改廃、人事案件、請負契約締結、公有財産の取得処分等、議会の議決を要する案件のほか、請願等の付議事件の議決を行っている。市長の市政方針（昭和41年までは市長予算編成方針、昭和43年から平成6年までは市長施政方針）に対する質問は、昭和37年（1962）3月定例会から行われた。質問は、個人質問制であったが、昭和45年（1970）3月定例会から会派代表制とした。市政全般にわたる一般質問は、定例会及び臨時会で行われていたが、昭和47年（1972）から定例会のみとなった。また、急施を要する事件がある場合は、急施臨時会を開催した。これまでの開催状況は、表4-2-7のとおりである。

市議会の議員定数は、第1期から第3期までの定数は30人であった（表4-2-8）。第4期は、期中に高蔵寺町・坂下町との合併があり、昭和33年（1958）から36人となった。第8期から40人となり、第10期から44人となったが、議員から定数減員が提案され、定数は40人に減員した。第15期から36人となった。平成11年（1999）の地方自治

表4-2-7 急施臨時会の開催状況

開催年	事件
昭和42年 (1967)	二子町地内自衛隊機墜落事故発生に伴い小牧飛行場撤去に関する決議
昭和47年 (1972)	元春日井市長梅村義一の春日井市名誉市民の推挙について
昭和49年 (1974)	小牧市内自衛隊機墜落事故発生に伴い自衛隊機墜落事故に対する抗議決議
平成2年 (1990)	衆議院議員故丹羽兵助の春日井市名誉市民の推挙について
平成18年 (2006)	春日井市名誉市民の推挙について
令和2年 (2020)	コロナ対策の補正予算及び市税条例等の専決処分の承認

表 4-2-8 議員定数の推移

期数	定数	選挙日	任期
1	30	昭和18年(1943)8月8日	昭和18年(1943)8月8日～昭和22年(1947)4月29日
2	30	昭和22年(1947)4月30日	昭和22年(1947)4月30日～昭和26年(1951)4月29日
3	30	昭和26年(1951)4月23日	昭和26年(1951)4月30日～昭和30年(1955)4月30日
4	30 (36)	昭和30年(1955)4月30日 (昭和33年(1958)1月25日)	昭和30年(1955)5月1日～昭和34年(1959)4月30日 (昭和33年(1958)1月25日～昭和34年(1959)4月30日)
5	36	昭和34年(1959)4月30日	昭和34年(1959)5月1日～昭和38年(1963)4月30日
6	36	昭和38年(1963)4月3日	昭和38年(1963)5月1日～昭和42年(1967)4月30日
7	36	昭和42年(1967)4月28日	昭和42年(1967)5月1日～昭和46年(1971)4月30日
8	40	昭和46年(1971)4月25日	昭和46年(1971)5月1日～昭和50年(1975)4月30日
9	40	昭和50年(1975)4月27日	昭和50年(1975)5月1日～昭和54年(1979)4月30日
10	40	昭和54年(1979)4月22日	昭和54年(1979)5月1日～昭和58年(1983)4月30日
11	40	昭和58年(1983)4月24日	昭和58年(1983)5月1日～昭和62年(1987)4月30日
12	40	昭和62年(1987)4月26日	昭和62年(1987)5月1日～平成3年(1987)4月30日
13	40	平成3年(1987)4月21日	平成3年(1987)5月1日～平成7年(1995)4月30日
14	40	平成7年(1995)4月23日	平成7年(1995)5月1日～平成11年(1999)4月30日
15	36	平成11年(1999)4月25日	平成11年(1999)5月1日～平成15年(2003)4月30日
16	36	平成15年(2003)4月27日	平成15年(2003)5月1日～平成19年(2007)4月30日
17	36	平成19年(2007)4月22日	平成19年(2007)5月1日～平成23年(2011)4月30日
18	32	平成23年(2011)4月22日	平成23年(2011)5月1日～平成27年(2015)4月30日
19	32	平成27年(2015)4月26日	平成27年(2015)5月1日～平成31年(2019)4月30日
20	32	平成31年(2019)4月21日	令和元年(2019)5月1日～令和5年(2023)4月30日
21	32	令和5年(2023)4月23日	令和5年(2023)5月1日～令和9年(2027)4月30日

法の改正により、条例定数制度が導入されて、地方公共団体自らが議会の議決を経て、条例により議員定数を定めることとなった。同法は平成15年（2003）1月から施行され、当議会は条例により定数を36人と定めた。その後、平成20年（2008）に、次期の市議会議員選挙から定数を32人とする条例が可決され、第18期から定数は32人となった。平成10年（1998）に、議案の概要や審議の結果、各議員の質問と市の答弁など市議会の活動状況を掲載した「かすがい市議会だより」を創刊し、年間5回発行している。

委員会 議会で審議される案件に、専門的知識や経験を生かし、事前審査を行う審議機関として委員会が置かれた。委員会は、常時設置している常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて設置される特別委員会がある。委員会の委員は、原則として本会議で議員の中から選任した委員で構成されている。

常任委員会は、総務委員会、文教経済委員会、厚生委員会、建設委員会及び予算・決算委員会があり、それぞれ所管する事項の調査や議案・請願等の審査を行っている。予算・決算委員会を除く

委員会の委員定数は8人で、議員はいずれかの委員会に所属している。令和5年（2023）5月1日、新たな常任委員会として全議員が所属する予算・決算委員会が設置された。議会運営委員会は、議会の円滑な運営を図るために、会期や日程など、議会運営上必要な事

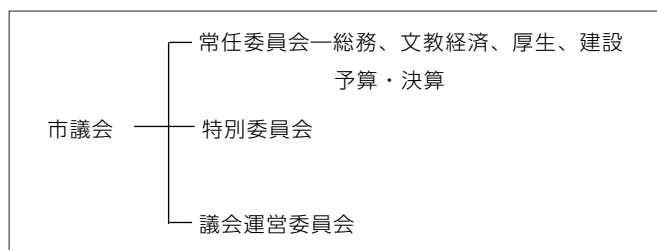


図 4-2-8 市議会組織図

項について協議や調整を行っている。昭和46年（1971）4月までは、各常任・特別委員長によって構成されてきたが、昭和46年（1971）5月の第8期議員改選後は、会派の代表者によって構成された。

特別委員会は、本会議から付議された特定の問題について、審査又は調査研究するために、議会で特に必要と認めたとときに設置され、目的が完了したときに解消される。委員の任期は、付議された事件が議会において審議されている期間である。主な特別委員会の概要は、次のとおりである。

〔交通特別委員会〕昭和28年（1953）5月に設置され、昭和39年（1964）5月には、交通問題を付議事件とし、国鉄瀬戸線建設計画や中央本線複線化に伴う神領電車基地問題、交通事故多発に伴う

表 4-2-9 特別委員会の設置状況

特別委員会名	設置	解消
予算	昭和23年(1948)3月13日	昭和23年(1948)3月13日
と殺場処理問題	昭和24年(1949)3月28日	昭和24年(1949)3月31日
勝川橋地蔵川改修促進 ※1	昭和26年(1951)6月4日	昭和32年(1957)5月20日
工場誘致	昭和26年(1951)6月4日	昭和39年(1964)5月8日
選挙問題処理	昭和26年(1951)12月25日	昭和27年(1952)2月8日
理財	昭和27年(1952)3月15日	昭和29年(1954)6月21日
小牧飛行場対策	昭和27年(1952)6月1日	昭和28年(1953)5月18日
振興	昭和28年(1953)5月18日	昭和29年(1954)6月21日
交通	昭和28年(1953)5月18日	平成3年(1991)4月30日
懲罰	昭和29年(1954)2月19日	昭和29年(1954)3月31日
町村合併対策	昭和29年(1954)2月19日	昭和33年(1958)5月30日
水道建設促進 ※2	昭和29年(1954)6月21日	昭和36年(1961)5月22日
西山工しょう対策	昭和30年(1955)3月10日	昭和30年(1955)5月15日
小牧飛行場対策	昭和30年(1955)5月18日	昭和32年(1957)5月20日
と畜場建設	昭和31年(1956)1月30日	昭和32年(1957)5月20日
元鷹来工しょう対策	昭和31年(1956)7月4日	昭和32年(1957)5月20日
市庁舎建設	昭和32年(1957)12月13日	昭和35年(1960)5月20日
飛行場騒音防止対策	昭和35年(1960)3月30日	昭和39年(1964)5月8日
住宅誘致 ※3	昭和36年(1961)1月11日	昭和48年(1973)5月26日
公害対策	昭和39年(1964)5月8日	昭和62年(1987)4月30日
春日井市建設計画 ※4	昭和39年(1964)5月8日	昭和58年(1983)4月30日
瀬戸線対策	昭和43年(1968)3月8日	昭和58年(1983)4月30日
春日井観光開発株式会社対策	昭和44年(1969)3月29日	昭和48年(1973)5月26日
勝川地区整備	昭和48年(1973)5月26日	昭和54年(1979)5月17日
総合計画	昭和58年(1983)5月21日	昭和62年(1987)4月30日
鉄道建設 ※5	昭和58年(1983)5月21日	昭和62年(1987)5月25日
市庁舎建設	昭和59年(1984)5月19日	平成2年(1990)5月21日
基本計画	平成元年(1989)5月16日	平成3年(1991)4月30日
市民病院建設	平成4年(1992)5月15日	平成9年(1997)5月14日
新市民病院	平成9年(1997)5月14日	平成10年(1998)12月31日
基本計画	平成9年(1997)5月14日	平成10年(1998)12月31日
新長期ビジョン	平成18年(2006)5月11日	平成19年(2007)12月14日
総合計画	平成28年(2016)9月30日	平成29年(2017)12月18日

※1 昭和29.11.30地蔵川改修促進に改称

2 昭和35.5.20水道に改称

3 昭和38.1.19ニュータウン対策に改称

4 昭和43.5.8春日井市基本計画に改称、昭和49.5.29基本計画に改称

5 昭和62.5.25交通へ吸収

安全対策等のための調査研究や審査等を行った。以後、バス路線や循環バス、中央本線列車増発等、市内の交通機関の整備・充実のための協議、関係機関への要望運動を実施した。昭和53年（1978）には、新交通システム桃花台線や名鉄小牧線複線化問題、駅前自転車駐車場整備等の調査研究や協議を継続してきた。

【住宅誘致特別委員会】昭和36年（1961）1月に設置され、高蔵寺ニュータウン開発計画の調査研究を進め、昭和38年（1963）1月にニュータウン対策特別委員会に改称した。以後、公共施設整備に伴う財政負担問題等の調査研究や審査、関係機関への要望活動等を継続してきた。

【公害対策特別委員会】昭和39年（1964）5月に飛行場対策及び工場公害問題を付議事件として設置され、飛行場周辺の整備、民家防音やテレビ受信料減免等の騒音対策、工場公害などの調査研究、関係機関への要望運動等を継続してきた。

【建設計画特別委員会】昭和39年（1964）5月に設置され、昭和43年（1968）5月に春日井市基本計画特別委員会に改称し、市の建設基本計画に対応した調査研究を行ってきた。昭和46年（1971）5月から、国道19号バイパスや名古屋環状2号線、朝宮総合運動場等の国・県の事業計画について対応してきた。昭和49年（1974）5月に第1次総合計画策定に対応して、基本計画特別委員会に改称した。昭和58年（1983）5月、第2次総合計画の策定に対応して、総合計画特別委員会が設置され、基本構想や基本計画、実施計画等の審査を行った。以降も、総合計画の策定時に特別委員会が設置された。

【瀬戸線対策特別委員会】昭和43年（1968）3月に設置され、国鉄瀬戸線建設計画の協議と関係機関等への要望活動を継続してきた。昭和58年（1983）5月、国鉄瀬戸線対策及び関連する中央本線立体交差問題を研究調査するため、鉄道建設特別委員会が設置され、継続して協議してきたが、昭和62年（1987）5月に交通特別委員会に吸収された。

【勝川地区整備特別委員会】昭和48年（1973）5月に設置され、勝川地区区画整理事業や勝川駅前再開発事業をはじめとした勝川地区整備計画に対応するため、協議を継続してきた。

【市庁舎建設特別委員会】昭和59年（1984）5月に設置され、新市庁舎建設計画を協議した。

【市民病院建設特別委員会】平成4年（1992）5月に設置され、平成9年（1997）5月に新市民病院特別委員会を設置し、平成10年（1998）に建設・移転した新市民病院について協議した。

議案 議会が議決する議案は、市長と議員のそれぞれが提出することができる。市長が提出する議案には、予算・決算、条例の制定・改廃、人事案件、請負契約締結、公有財産の取得・処分等がある。また、議決すべきもののほかに、専決処分や公社等の経営状況の報告等が行われる。議員が提出する議案には、議会の条例や規則の制定・改廃、意見書、決議等がある。その他、請願や陳情等を議決する。議会の人事案件



写真4-2-12 市議会の様子（令和5年）

としては、議長、副議長、一部事務組合議会議員の選挙、常任・特別委員会委員の選任などがある。議会は、市政の発展に必要な事項の実現を要請するため、国会又は関係行政庁に意見書を提出する。意見書には、主に意見書の提出を求める請願のうち、採択したものを議員提出の意見書として議決するものや、請願・陳情の採択によらず、国政・世論の動向や社会情勢等により意見書を議決するもの、議決機関としての議会の意思表示を行うために、議員提出による決議を議決するものがある。

請願と陳情 市議会では、市民から市政等についての意見や要望を、請願書や陳情書という形で受理している。請願書の提出は、1人以上の市議会議員の紹介が必要であるが、陳情書の場合は必要としない。請願は、常任委員会などで審査し、本会議で採択又は不採択を決定する。陳情は、全議員に陳情文書表を配付することとなっている。昭和35年（1960）以降の請願や陳情等の推移は次のとおりである。

昭和44年（1969）までは、年間30件から50件前後が市議会に提出されていた。その内容は、急激な人口増加に対応し整備に追われていた当時の状況を反映して、教育施設や都市基盤、生活居住環境の整備に関するものが多い。例えば、小中学校校舎の増改築、プール・体育館等の義務教育施設の整備、区画整理・土地改良事業、道路整備のほか、通学路や防犯灯、交通安全施設、上水道設置などである。また、バス路線や列車ダイヤなど公共交通に関するものや、公害・飛行場騒音等の環境問題もあった。一方、国に意見書の提出を求めたものとして、消費者米価や国鉄運賃、学校給食への国庫補助率引上げ、失業保険法、沖縄・小笠原返還等が出された。

昭和45年（1970）から昭和55年（1980）には、市政に関する提出件数は減少傾向となった。内容は、義務教育施設や生活居住環境等の整備、行政事務に関するものが多く出されている。国に意見書の提出を求めたものでは、昭和50年（1975）代から昭和60年（1985）代に市民団体や消費者団体、労働団体等から多く出されている。内容は、じん肺患者対策や老齢年金制度、公団家賃値上げ、郵便貯金制度、食管制度、農作物輸入自由化、外国人登録法、消費税、年金制度、国鉄分割民営化などであった。

平成元年（1989）以降も、毎年10件から20数件が提出されている。採択されたのを見ると、平成元年（1989）から平成10年（1998）には、市政に関するものでは、新交通システム桃花台線建設やホテル建設反対、カラオケボックス建設反対、高層マンション建設反対、内津川放水路整備事業の早期完成などであった。国に意見書の提出を求めたものでは、義務教育費国庫負担制度や私学助成の強化、米の市場開放阻止、消費税、公的保育の拡充、老人保健法改正反対、定住外国人地方参政権、郵政事業民営化反対などであった。

平成11年（1999）から平成20年（2008）に市政に関するものでは、産廃焼却施設建設問題、定数改善計画と学級規模の縮小、独自の私学助成制度の拡充などで、国に意見書の提出を求めたものでは、公的年金制度拡充、医療制度・医療保険制度の拡充、介護保険制度、青少年健全育成、パート・有期契約労働法の制定、容器包装リサイクル法見直し、食品安全行政、クレジット被害の防止などであった。

平成21年（2009）から令和4年（2022）に市政に関するものでは、精神障がい者への医療費助成などであり、国に意見書の提出を求めたものでは、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充、私立高

校生の保護者への授業料助成金などであった。

議会選出役員 市区町村等が行う事務の一部を共同で処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決と都道府県知事の許可を得て設けているのが一部事務組合である。一部事務組合には議会が設置され、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外し、一部事務組合に引き継がれる。当市が参加している一部事務組合は、尾張東部火葬場管理組合と春日井小牧看護専門学校管理組合である。尾張東部火葬場管理組合は、春日井



写真4-2-13 市議会の様子（昭和35年）

市・小牧市・豊山町で設立し、組合議会には当市議会から6人、小牧市議会から4人、豊山町議会から3人の議員を派遣している。春日井小牧看護専門学校管理組合は、春日井市・小牧市で設立し、組合議会には当市議会から4人、小牧市議会から4人の議員を派遣している。地方公共団体が、広域にわたり事務を処理するために設けているのが広域連合である。平成19年（2007）に、愛知県内の全市区町村で構成される愛知県後期高齢者医療広域連合が設立された。広域連合には議会が設置され、当市議会から1人の議員を派遣している。

第4節 選 挙

選挙執行制度 昭和25年（1950）に公職選挙法が制定され、昭和41年（1966）に永久選挙人名簿の制度が導入された。当市では、昭和54年（1979）から電算入力処理を始め、平成元年（1989）から選挙人名簿やお知らせ券の作成など、名簿登録事務に関連した事務を電算処理してきた。名簿登録人数は、昭和44年（1969）に9万7,239人であったが、昭和50年代以降は、人口も漸増傾向となり、昭和63年（1988）に18万人を超え、平成20年代は、24万人台で推移した。平成27年（2015）は24万5,226人であったが、選挙権年齢の引き下げが行われ、平成28年（2016）には25万人を超えた。令和5年（2023）9月1日現在、名簿登録人数は25万2,594人となっている。



写真4-2-14 選挙管理委員会の事務

投票区は、昭和35年（1960）の34投票区から、昭和40年代の人口増加などで昭和55年（1980）に48投票区に増えた。昭和57年（1982）から平成18年（2006）までは50投票区で推移し、平成19年（2007）から51投票区であった。令和5年（2023）現在、48投票区となっている。また、平成28年（2016）7月の参議院議員通常選挙から中部大学構内に、平成30年（2018）5月の市長選挙からは、アピタ高蔵寺店内に期日前投票所を設置した。令和3年（2021）10月の衆議院議員総選挙では、新型コロナウイルス感染症対策として、選挙人が分散して投票できるよう、西部ふれあいセンターと坂下公民館に期日前投票所を増やし、市役所、東部市民センター、アピタ高蔵寺店と合わせて5か所とした。

開票は2か所で行われていたが、昭和38年（1963）の県知事選挙から1か所とした。当時は、開票所に市庁舎が使用されていたが、その後、春日井高等学校や篠木小学校、勝川小学校、八幡小学校が使用され、昭和50年（1975）の市長選挙から知多公民館の体育館が使用された。平成26年（2014）から落合公園体育館で行われている。選挙運動用ポスターの掲示は、昭和38年（1963）衆議院選挙から公営のポスター掲示場が設営された。その後、法改正によって、それ以外の選挙でも掲示場の設営が認められ、昭和58年（1983）の市長選挙から実施した。令和4年（2022）5月現在、設置数は366か所となっている。選挙公報は、候補者や政党の政見（政策）



写真4-2-15 市庁舎での開票（昭和38年）

などを掲載する文書で、国政選挙や都道府県知事選挙は発行が義務付けられ、その他の地方選挙では、発行は任意となっている。当市では、昭和58年（1983）から発行を開始し、県下で初めて新聞に折り込んで配達した。立会演説会は、代表的な選挙風景として馴染みがあったが、昭和58年（1983）の参議院議員選挙を最後に制度が廃止された。



写真 4-2-16 市長選挙立会演説会（昭和50年）

平成25年（2013）4月、インターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、有権者と候補者・政党等が一定条件の中で、インターネットを活用した選挙運動が行えることとなった。

有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サービス等）の活用が可能となっているが、電子メールの利用は禁止されている。一方、候補者・政党等は、ウェブサイト等と電子メールの双方を利用した選挙運動が可能となっている。

市長選挙・市議会議員選挙 市長選挙は、昭和22年（1947）4月に行われた選挙が戦後初の普通選挙で、令和4年（2022）5月の選挙が20回目となる。投票率は、昭和20年代から30年代に行われた選挙では80%から90%台という高い投票率であった。昭和34年（1959）4月に、合併後初の選挙は90.6%と、市民の関心も高く、新しい都市への期待感がうかがえた。その後、昭和58年（1983）1月の選挙では35.1%となり、以後は30%～40%で推移している。平成22年（2010）5月の選挙では30%を割ったが、令和4年（2022）5月の選挙は38.0%となった（図4-2-9）。

市議会議員選挙の投票率は、昭和26年（1951）4月に最高の94.7%を記録し、昭和58年（1983）4月までほぼ70%以上の投票率で推移している。昭和62年（1987）の選挙では70%を割り、平成27年（2015）の選挙では40%を割り込み、令和5年（2023）の選挙は36.1%となった（図4-2-9）。立候補者は、市勢拡張期の昭和40年代は60人台と多く、昭和50年代も50人台となっていた。昭和22年（1947）4月の選挙で女性の議員が誕生した。昭和62年（1987）からは減少傾向で40人台が続き、令和5年（2023）の選挙では44人となっている。

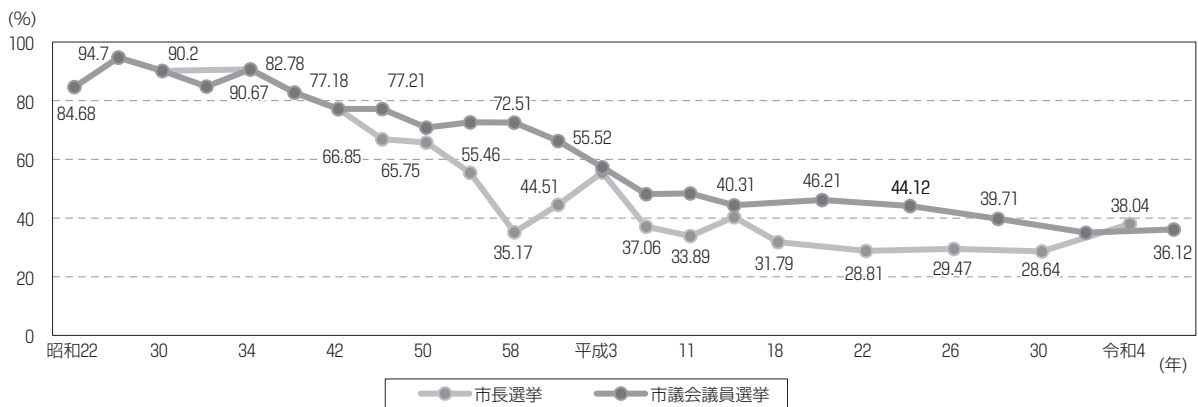


図 4-2-9 市長選・市議会議員選挙の投票率の推移

知事・県議会議員選挙 県知事選挙の投票率は、昭和20年代から30年代は高く、昭和26年（1951）の85%をピークに、その後は60%から70%前後で推移している。昭和60年代から平成にかけて低くなり、平成19年（2007）の選挙は50.1%、平成23年（2011）の選挙は45.4%と一時的に上昇したものの、その後は30%前後で推移している。令和5年（2023）2月の選挙では35.5%となっている（図4-2-10）。

県議会議員選挙は、令和5年（2023）現在、選挙区55区の定数102人である。当市は単独選挙区で、昭和46年（1971）まで定数2人、昭和50年（1975）から昭和62年（1987）までは定数3人であった。人口の増加に応じて定数が増え、令和5年（2023）4月現在、4人となっている。投票率は、昭和34年（1959）の選挙まで80%前後で推移していたが、昭和54年（1979）の選挙で60%を割り、平成3年（1991）の選挙で50%を割り込んだ。その後は、平成31年（2019）の選挙まで30%から40%台が続いており、令和5年（2023）4月の選挙では34.4%となっている（図4-2-10）。

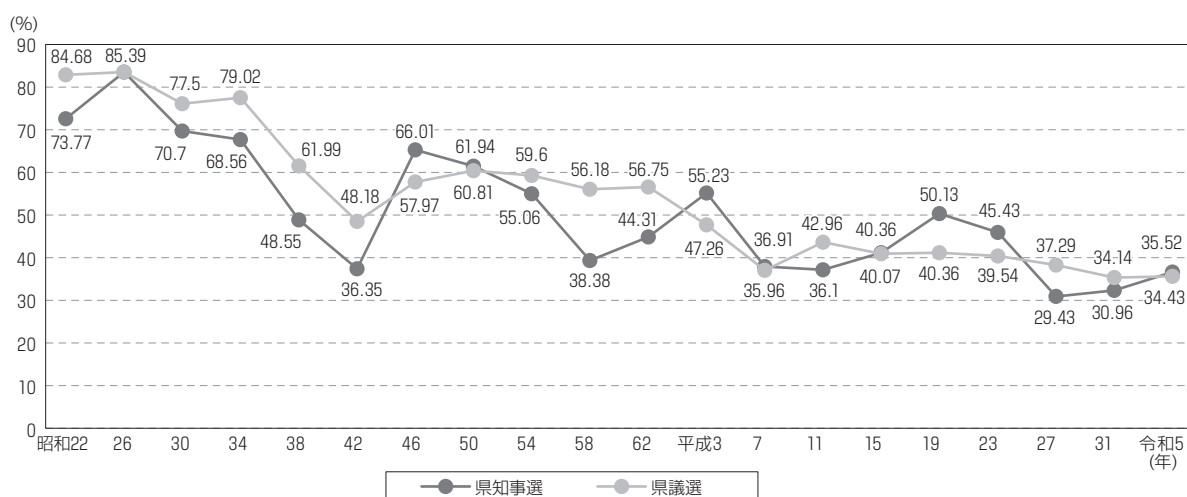


図4-2-10 県知事選・県議会議員選挙の投票率の推移

衆議院・参議院議員選挙 衆議院議員選挙では、令和4年（2022）11月に公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が公布され、同年12月28日に施行した。衆議院小選挙区選出議員の選挙区の愛知6区は、春日井市、瀬戸市の一部、小牧市、犬山市であったが、春日井市と瀬戸市のみになった。参議院議員選挙は、昭和58年（1983）6月の選挙から比例代表制が導入された。平成28年（2016）の選挙から定数8人（改選4人）となっている。

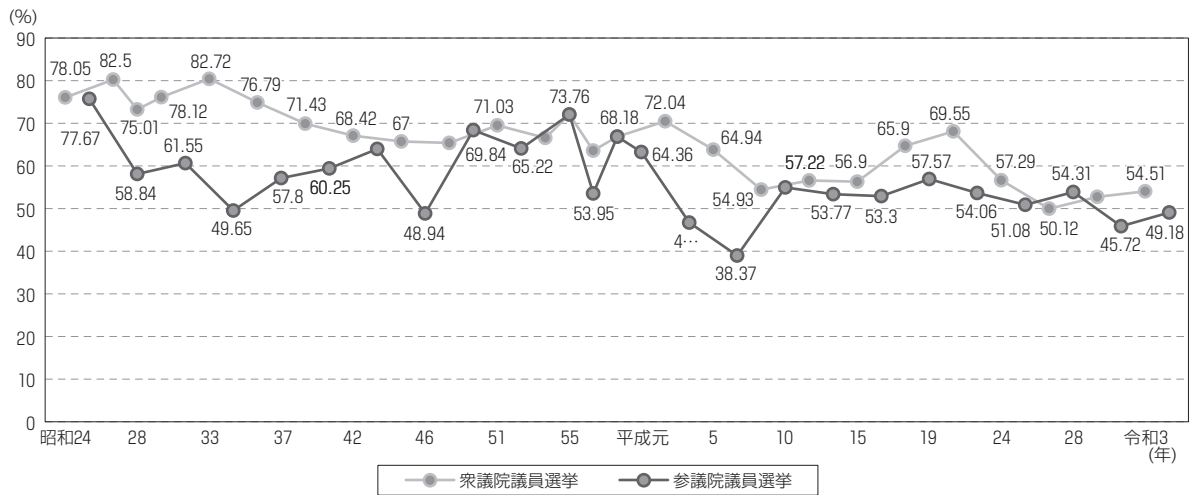


図4-2-11 衆院選・参院選挙の投票率の推移

第3章 基盤整備

第1節 都市の成り立ち

都市化の進展 明治時代に入ると、交通の要衝に位置する集落が発展し、近世からの下街道や本街道筋に町並みが形成された。明治13年（1880）の東春日井郡の発足により、勝川に郡役所が置かれ、郡政の中心として発展することとなった。明治時代の中期以降になると、国鉄（現 JR 東海）中央本線の敷設によって、明治33年（1900）に勝川駅と高蔵寺駅、昭和2年（1927）に鳥居松駅（現春日井駅）が開設され、駅周辺に町並みが形成されていった。昭和6年（1931）には、私鉄名岐鉄道城北線（現名鉄小牧線）の開通により、味美駅、春日井駅、牛山駅、間内駅の4駅が開設され、市の西部地域が発展する契機となった。昭和14年（1939）には名古屋陸軍造兵廠鳥居松製造所、昭和16年（1941）には同鷹来製造所の建設工事が始まった。大規模な軍需工場の建設のために広大な用地が確保され、工場労働者の住宅も建設されるなど、これまでの集落・町並みとは異なる新しい街区が生まれた。戦後は、経済発展と産業構造の変化、都市化の進展などによって街の形態や機能も変化し、地域景観も変貌を遂げた。昭和26年（1951）に王子製紙春日井工場の誘致が決定し、以降、工場誘致政策の推進によって工場と住宅の建設が相次いだ。



写真 3-3-1 春日井高校の上空から見た春日井市（昭和46年）

高度経済成長期を迎えると、名古屋都市圏の拡大とともに住宅地開発が急速に進んだ。名古屋市に近い市西部の新田村は、早くから都市化の波に見舞われ、かつての農村的な景観は工場進出や住宅地開発などによって変化した。

牛山は、昭和30年代の工場誘致によって広大な水田地帯が埋め立てられ、住宅が建設された。市内でも早くから市街化が進んだ地域で、それだけに中小の住宅団地や工場群と農地が混在する独特の景観が形成された。如意申・稲口も新田村で、明治中期には地域全体が水田という農業地帯であったが、昭和40年代後半から土地区画整地事業によって、道路や学校、公園などの整備が進められた。

市東部の古村である内津や玉野、熊野の変化は、道路や鉄道の発達が大きな要因であった。下街道の峠の宿場であった内津では、高度経済成長期に岩山を削って建設用の骨材を採取する採石事業が盛んに行われ、景観が大きく変化した。玉野と熊野では、昭和41年（1966）の国鉄（現JR東海）中央本線の複線電化により地域整備が行われた。玉野では、定光寺変電所が設置され、周辺道路や水路の整備が行われた。熊野では、当時、集落と水田、畑のみであったが、昭和43年（1968）に広大な神領電車基地が建設され、その西端には国鉄春日井変電所も設置されて景観が変わった。また、昭和40年代半ばから昭和60年代にかけて、高蔵寺ニュータウンの外周道路の建設や国鉄中央本線北側の耕地整理、住宅地（玉野苑）開発などが継続して行われた。

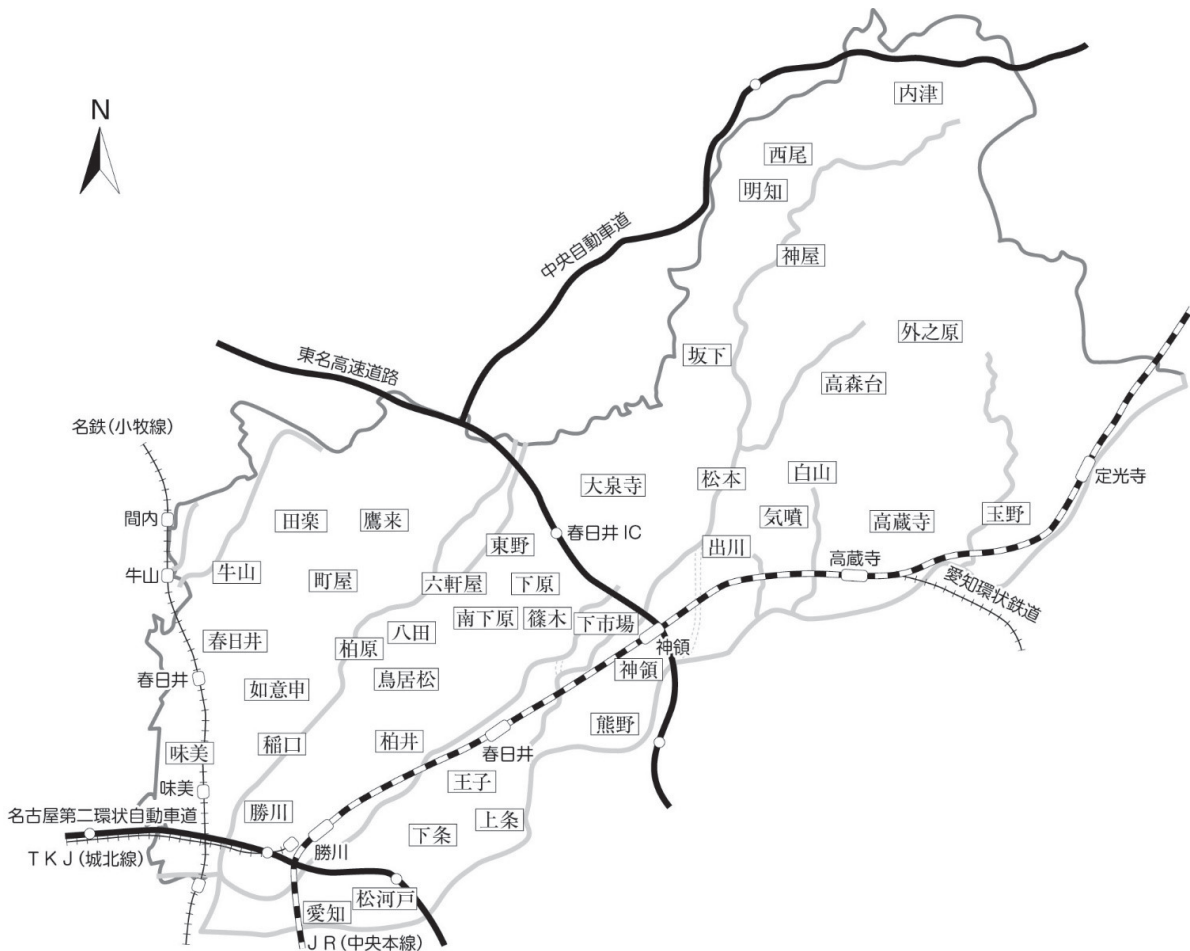


図 3-3-1 主な地域の位置図

市街地の形成 当市の市街地は、旧国道19号沿いの集落を中心に広がっていった。国鉄中央本線が旧国道19号と並行しており、鳥居松や勝川は、鉄道駅周辺から旧国道19号の沿道にかけて街が発展してきた。鳥居松は、昭和35年（1960）当時、まだ農地が広がっていたが、同年に市役所が国道19号バイパス沿道に移転したことにより、行政機関や官公署、事業所等のほか、古くからあった旧街道沿いの商店街や店舗も移動し、新しく市街地が形成された。昭和39年（1964）には、モータリゼーションの発達とともに道路交通量が急増してきたことから、国道19号バイパスの建設が着手された。

勝川は、古くは勝川口周辺が集落の中心であった。昭和16年（1941）に市内最初の土地区画整理事業が勝川駅前一带で施行され、戦争で中断したものの、昭和23年（1948）に完了した。昭和30年代から市施行の土地区画整理事業、昭和50年代からは県施行の土地区画整理事業が実施された。平成3年（1991）には、東名阪自動車道（現名古屋第二環状自動車道）勝川IC（インターチェンジ）が開設し、高速名古屋環状2号線や国道302号が整備された。また、JR中央本線の高架化、東海交通事業城北線（TKJ）の建設と勝川駅の開設などによって、交通の要衝としての地位は高まり、地域の景観は激変した。平成6年（1994）からは、勝川駅南口で土地区画整理事業が実施された。

六軒屋・東野は、古くからの新田村で、「島」と呼ばれる集落の近くには竹林があり、麦や芋畑を始め、果樹園が点在する農村地帯であった。昭和43年に国道19号が瑞穂通の県道一宮・春日井線から大泉寺の国道155号まで暫定供用された。同年に東名高速道路春日井ICが開通した。昭和40年代から土地区画整理事業により宅地造成が行われ、国道19号バイパスや春日井IC周辺には、大型商業施設や店舗などが展開した。

昭和38年（1963）に、瀬戸と小牧を結ぶ主要地方道が国道155号に昇格した。白山・気噴は、昭和39年（1964）に高蔵寺西部地区、昭和48年（1973）に白山地区で土地区画整理事業が施行されると、事業前には農耕地が84%を占めていた地域景観は一変した。

味美は、江戸時代初期に新田開発が行われた地域であった。集落は、名鉄小牧線と県道名古屋・犬山線に沿って南北に形成されてきた。名鉄各駅の周辺は、小牧線によって名古屋市と直結したことで都市化が進んできた。昭和30年代初めから市施行の土地区画整理事業が行われて、宅地造成や工場建設が進んだ。

昭和43年（1968）に入居が開始された高蔵寺ニュータウンは、住宅だけでなく行政機関や公共施設、大規模商業施設、公園などが整備され、谷筋や尾根筋に道路が建設された。ニュータウンの建



写真4-3-2 国道19号（昭和49年〈上〉、令和5年〈下〉）

設は、東部丘陵地に未来的な景観をもたらしただけでなく、周辺地域の開発も促した。

坂下・神屋は、内津川沿いの丘陵地で、高度経済成長期から公共施設の用地買収や住宅地開発が始まり、雑木林に覆われた丘陵地の自然環境は、高原状の市街地へと移り変わっていった。坂下では、昭和34年（1959）に下街道が拡幅舗装されて国道19号に指定された。昭和36年（1961）には愛知用水の通水を受けて耕地整理事業が施行された。神屋は、小牧市との境に近い丘陵地の南斜面にあり、緩斜面では桃などの果樹が栽培され、谷地で水田耕作が営まれていた。斜面を下った平地に内津川が流れ、周辺に水田や桑畑があり養蚕が盛んであった。集落は、川より一段高い台地の上に帯状に連なっていた。昭和30年代には、市の清掃工場や民間工場が立地した。昭和40年代からは公共施設や私立学校、県の医療療養施設などが建設され、民間事業者の住宅地開発も進んだ。昭和47年（1972）に中央自動車道小牧東IC、昭和58年（1983）には国道19号バイパスが建設され、桃園や桑園があった丘や畑が道路に変わった。

松本は、内津川西側の丘陵地に果樹や桑が栽培されていた。現在は中部大学が立地している。県道内津・勝川線（旧国道19号）と国道155号が交差する交通の要衝であり、丘陵地の南側半分は、昭和40年（1965）からの出川土地区画整理事業により宅地化され、道路沿いに店舗やサービス施設が立地した。

神領は、農村地帯で水田や畑が広がる中に島状に集落が分布していた。昭和26年（1951）にJR中央本線神領駅が開設されたが、その周辺は変わらず農地のままであった。昭和43年（1978）には、中央本線の複線電化に必要な電車基地が神領駅西側に建設された。平成4年（1992）から組合施行の土地区画整理事業が実施され、駅前広場をはじめとする幹線道路の整備や庄内川の河川整備など、居住環境や市街地の形成が進められた。平成5年（1993）から神領西側の堀ノ内、平成9年（1997）から神領東側の大留上で土地区画整理事業が実施された。

工場の立地 昭和26年（1951）、陸軍鳥居松工廠跡地に王子製紙春日井工場の誘致が実現した。また、市が春日井市工場設置奨励条例を制定したことで企業の進出が続き、田畑が埋め立てられて工場用地となっていく。当初は、工場は鉄道沿線に立地したが、自動車輸送が主流になると、既存の集落から離れた農地や住宅地開発に向かない場所などが工場用地に選ばれ造成された。住宅地化が始まると、工場周辺にも住宅が建設され、住工混在の解消が課題となった。

昭和61年（1986）に、丘陵地を開発した神屋工業団地が完成した。企業誘致による産業活性化と、住



写真4-3-3 神領町周辺（昭和43年）



写真4-3-4 王子製紙春日井工場（昭和33年）

工混在地域の中小工場を集約し、土地利用の効率化を目的として建設され、20社近くの企業が入居した。かつての農業景観に変わって、近代的工場群や幹線道路が地域の新しい景観となった。

鷹来は、明治中頃までは緑の丘陵地や台地で、北側は樹園地や畑地、南側は水田として利用されてきた。戦時中に建設された陸軍鷹来工廠跡地は、戦後、名城大学の施設や企業の倉庫として利用されていたが、昭和40年代から工場用地として活用されるよう



写真 4-3-5 神屋工業団地 (平成元年)

になった。昭和44年（1969）には電機製品の製造工場が建設され、その後は工場や事業所が次々に進出した。民間企業の工場敷地としての利用のほかに、公共施設としての利用も進み、名古屋市水道局の浄水場や水道公園、昭和50年代には鷹来中学校や清掃事業所、昭和60年以降は市総合体育館や福祉作業所などが立地した。この間、町屋町などの工廠跡地西側の市街地では、住宅や事業所が建設されて土地利用密度は高くなった。町屋町の中心部は、県道が交差することから市街地が進展した。

愛知では、条里制の遺構を残す水田が埋め立てられ、多数の工場が進出して周辺の景観が一変した。庄内川と地藏川に挟まれた低湿地帯は、昭和30年代前半までほとんどが水田であったが、昭和30年代中頃から工場が進出し、土地区画整理事業の実施にあわせて徐々に変化してきた。昭和34年（1959）から市施行の勝川西部土地区画整理事業、昭和48年（1973）から国道19号東側で組合施行の南部第二土地区画整理事業が行われ、規模の大きな工場の集中立地が続いた。JR 中央本線の西側は、住宅と小規模工場が建ち並ぶ工業地域であった。昭和55年（1980）に、町名変更により愛知町が誕生した。

第2節 都市計画

都市計画の変遷 昭和12年（1937）10月、勝川町が都市計画区域に指定された。市内で最初に都市計画法が適用されたものだった。昭和15年（1940）2月、勝川都市計画の区域変更により鳥居松村と篠木村が追加され、同年8月に鷹来村が追加された。昭和18年（1943）の市制施行によって、勝川都市計画は春日井都市計画に名称変更した。昭和33年（1958）の高蔵寺町・坂下町の合併によって、昭和37年（1962）に同地区が追加で指定された。昭和33年（1958）当時の地目別土地利用率は、田・畑と山林・原野で90.2%となっており、宅地率は9.6%であった。市の面積は、県内で第4位、人口は第5位であったが、工業生産額は、昭和32年（1957）に60億円と県内で下から4番目で、いわゆる田園都市であった。

昭和30年代後半から昭和40年代は、高度経済成長とともに、都市への急速な人口や諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化していた。こうした事態への対応として、昭和43年（1968）に新たな都市計画法が公布、翌44年（1969）6月に施行された。この法律では、8区分の用途地域制、市街化区域・市街化調整区域の区分、開発許可制度などが導入された。

当市では、昭和37年（1962）当時、都市計画区域は4つの用途地域を指定していたが、各用途地域の比率は住居地域が64.2%と最も多く、次いで工業地域、準工業地域、商業地域の順であった。名古屋都市圏の拡大が進む中、昭和39年（1964）にJR中央本線の名古屋－高蔵寺間が複線化された。こうした交通の発達などにより、昭和40年（1965）から毎年平均で1万人が増加し、人口増加に伴う住宅需要に対して、既成市街地だけでなく、地価の低い農地での小規模な開発も進められた。

昭和40年代以降は、高蔵寺ニュータウンの建設を機に、都市の性格は住宅都市へと変わっていった。また、中小企業の進出も著しく、土地利用と生活環境の整備を図る必要があった。当市は、昭和43年（1968）に全市的なまちづくりの構想として30万都市を想定した春日井市建設基本計画を策定し、都市整備を進めることとした。昭和44年（1969）には、新たな都市計画法が施行され、市街化区域と市街化調整区域の指定が始まった。昭和47年（1972）には、

表 4-3-1 地目別土地利用率 (単位：%)

	田・畑	山林・原野	宅地	その他
春日井市	79.1	7.9	12.5	0.5
高蔵寺町	35.3	60.0	4.7	0.0
坂下町	44.0	50.8	4.5	0.7
合計	64.4	25.7	9.6	0.3
愛知県平均値	55.7	34.5	8.5	1.3

資料：春日井市調査報告書(昭和33年)



写真 4-3-6 大留町の田園風景(昭和36年)

表 4-3-2 用途地域(昭和37年)

名称	面積(ha)	比率(%)
住居地域	933.0	64.2
商業地域	66.9	4.6
準工業地域	111.6	7.7
工業地域	341.5	23.5
計	1,453.0	100.0

市街化区域について、第1種・第2種住居専用地域、近隣商業地域、工業専用地域など、8区分の用途地域の指定を行った。JR中央本線の各駅周辺の旧市街地やその周辺地域、高蔵寺ニュータウンの区域、出川地域など、都市計画区域9,303haのうち47.9%にあたる4,460haが市街化区域に指定された。

住居系の地域は、第1種住居専用地域326ha、第2種住居専用地域889ha、住居地域2,201haがそれぞれ指定され、市街化区域の76.7%を占めた。商業

系の地域は、JR中央本線の勝川・春日井・高蔵寺の各駅周辺地区、鳥居松地区、八事地区など135haが商業地域に、78haが近隣商業地域に指定された。商業と近隣商業の地域を合わせて4.7%の比率であった。工業系の地域は、陸軍鷹来工廠跡地など3地区の工業専用地域154haをはじめ、工業地域118haと準工業地域559haが指定された。工業の地域で18.6%の比率であった。一方、市



写真4-3-7 高蔵寺ニュータウン (昭和46年)

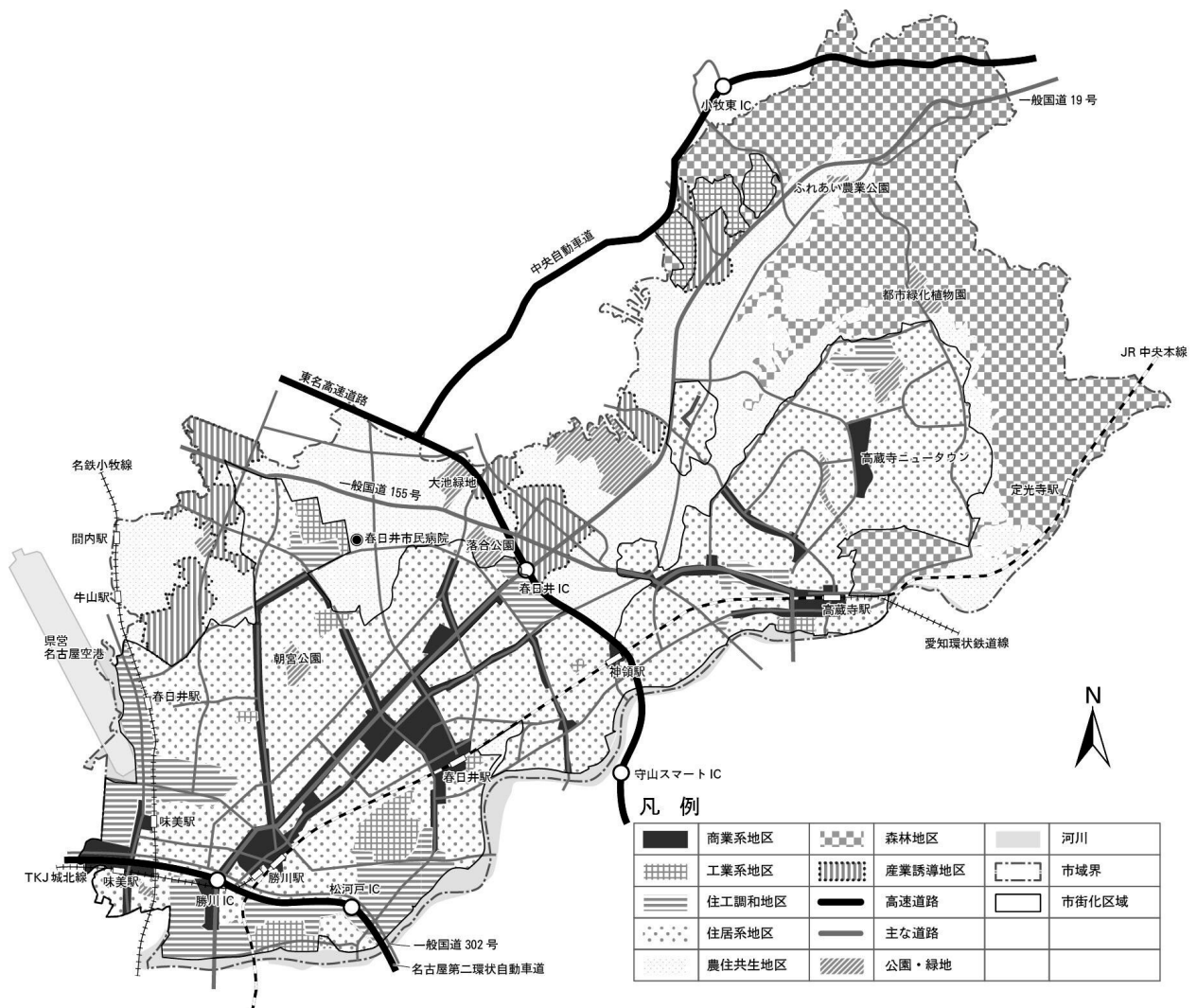


図4-3-2 土地利用図

街化調整区域は52.1%にあたる4,848haで、そのうち50%にあたる2,397haが昭和49年（1974）に農業振興地域に指定され、農業振興地域整備計画により農業基盤の整備を進めた。東部丘陵地帯は、その一部が愛知高原国定公園に指定されていた。

昭和40年代は、土地区画整理事業が最も活発に行われた時期であった。日本住宅公団（現都市再生機構）の施行による高蔵寺地区のほか、市施行の高蔵寺駅前地区や組合施行による土地区画整理事業が続いた。市内各所で行われた土地区画整理事業によって、国道19号バイパスの整備をはじめ、都市計画道路の幹線街路や区画街路の整備が進められ、交通環境は大きく変わっていった。

平成4年（1992）に都市計画法及び建築基準法が改正され、用途地域は、住環境の保護や市街地形態の多様化への対応として8区分から12区分になった。第1種住居専用地域は、第1種・第2種低層住居専用地域に、第2種住居専用地域は、第1種・第2種中高層住居専用地域に分けられ、住居地域は、第1種・第2種住居地域、準住居地域へと分けられた。平成9年（1997）、都市計画法に基づき、春日井市都市計画マスタープランを策定し、自動車に過度に依存しなくても快適に暮らせる都市構造の構築と、鉄道駅など利便性の高い地域を中心とした、集約型の都市構造をめざすこととした。平成22年（2010）12月には、愛知県において当市を含む7市2町で区域を形成する尾張都市計画が定められた。

市街化区域と市街化調整区域の内訳は、平成13年（2001）に49.3%と50.7%であったが、平成19年（2007）には50.5%と49.5%になり市街化区域が逆転した。令和5年（2023）現在、都市計画区域は9,278haが指定され、市街化区域が4,709ha（50.8%）、市街化調整区域が4,569ha（49.2%）となっている。

表 4-3-3 用途地域指定状況

用途別	昭和42年1月1日		昭和46年1月1日		昭和48年1月1日		平成2年10月1日	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
都市計画区域	9,303	—	9,303	100.0	9,303	100.0	9,271	100.0
市街化区域	—	—	4,460	47.9	4,460	47.9	4,457	47.9
第1種住居専用地域	—	—	—	—	326.0	(7.3)	345	(7.7)
第2種住居専用地域	—	—	—	—	889.0	(19.9)	874	(19.6)
住居地域	2,451.7	(71.8)	2,451.7	(71.8)	2,201.0	(49.5)	2,087	(46.8)
近隣商業地域	—	—	—	—	78.0	(1.7)	163	(3.7)
商業地域	90.6	(2.6)	90.6	(2.6)	135.0	(3.0)	130	(2.9)
準工業地域	407.1	(11.9)	671.8	(19.6)	559.0	(12.5)	601	(13.5)
工業地域	469.1	(13.7)	204.4	(6.0)	118.0	(2.6)	113	(2.6)
工業専用地域	—	—	—	—	154.0	(3.5)	144	(3.2)
小計(市街化区域)	3,418.5	(100.0)	4,460.0	(100.0)	4,460.0	(100.0)	4,457	(100.0)
市街化調整区域	—	—	4,843	52.1	4,843	52.1	4,814	52.1
用途別	平成13年5月15日		平成22年12月24日		令和2年12月24日		令和5年4月1日	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
都市計画区域	9,271	100.0	9,271	100.0	9,278	100.0	9,278	100.0
市街化区域	4,569	49.3	4,709	50.8	4,709	50.8	4,709	50.8
第1種低層住居専用地域	357	(7.8)	467	(9.9)	346	(7.3)	346	(7.3)
第2種低層住居専用地域	2.6	(0.1)	2.6	(0.1)	2.6	(0.1)	2.6	(0.1)

第1種中高層住居専用地域	1,107	(24.2)	1,107	(23.5)	1,152	(24.5)	1,152	(24.5)
第2種中高層住居専用地域	34	(0.7)	34	(0.7)	32	(0.7)	32	(0.7)
第1種住居地域	1,705	(37.3)	1,705	(36.2)	1,772	(37.6)	1,772	(37.6)
第2種住居地域	74	(1.6)	74	(1.6)	76	(1.6)	76	(1.6)
準住居地域	50	(1.1)	50	(1.1)	59	(1.3)	59	(1.3)
近隣商業地域	252	(5.5)	252	(5.3)	253	(5.3)	253	(5.3)
商業地域	131	(2.9)	131	(2.8)	131	(2.8)	131	(2.8)
準工業地域	529	(11.6)	543	(11.5)	543	(11.5)	543	(11.5)
工業地域	118	(2.6)	118	(2.5)	118	(2.5)	118	(2.5)
工業専用地域	209	(4.6)	225	(4.8)	225	(4.8)	225	(4.8)
小計(市街化区域)	4,569	(100.0)	4,709	(100.0)	4,709	(100.0)	4,709	(100.0)
市街化調整区域	4,702	50.7	4,562	49.2	4,569	49.2	4,569	49.2

住宅供給と宅地開発 昭和20年（1945）11月に住宅緊急措置令が公布され、政府による応急住宅対策がとられた。昭和26年（1951）7月には、国及び地方自治体が協力して住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に安価な家賃で賃貸又は転貸することを目的として公営住宅法が施行され、住宅の供給は地方公共団体が行うと規定された。当市では、昭和23年（1948）に3か所で各10戸の市営住宅の建設を開始し、昭和48年（1973）までに878戸が完成した。建物は木造平屋で、昭和31年（1956）に一部を簡易耐火構造とし、昭和42年（1967）には中層耐火構造とした。



写真4-3-8 東野市営住宅（昭和38年）

昭和34年（1959）の伊勢湾台風は、住宅にも大きな被害をもたらした。そのため、災害分散住宅として、民有地に木造平屋建ての第二種住宅を16戸建設した。その後、老朽化が進んで維持管理が困難になったことや民有地に建っていたことなどから、譲渡を望む入居者の声が強くなり、昭和53年（1978）、入居者に15戸を譲渡し、残りの1戸は取り壊した。

昭和30年代以降の経済成長の進展に合わせ、人口や産業の都市への集中が顕著になる中、住宅地等の開発が各所で行われるようになった。市施行や組合施行による土地区画整理事業のほか、民間事業者による宅地開発も盛んに行われた。

昭和44年（1969）に新都市計画法が施行され、都市地域における土地利用計画の確立と開発規制、国と地方の権限の再配分が行われた。開発行為などの許可等に関する事務は、昭和48年（1973）から市の事務となり、土地利用に関する地域の特殊性が配慮され、公共施設の整備との調整が一層図られることとなった。また、住宅地造成事業に関する法律や都市計画法によって開発が規制され、これらの法律に基づき、民間事業者による開発が行われた。

都市化が進むにつれて、住民に良好な住環境を求める意識が芽生え、建築協定制や地区計画制度など、地域の特性を生かした住民参加のまちづくりが進められた。建築協定制は、一定区域内の建築物の敷地や位置、構造、用途等の基準について、土地の所有者や地権者どうしが協定を結ぶ

ことにより良好な住環境を維持させるもので、昭和56年（1981）にタウン石尾台などで締結された。地区計画は、建築物の用途制限、敷地面積の最低限度の設定、建築物の高さの最高限度の設定等を規制するもので、商業地や工業地でも設定できる。昭和63年（1988）に高座台1丁目の住宅地の一部区域が設定された。

表 4-3-4 民間事業者による宅地開発

住宅地造成事業に関する法律による団地			都市計画法による団地(調整区域)		
団地名	町名	完了公告日	団地名	町名	完了公告日
神屋団地	神屋町字焼山	昭和42年 5月31日		桃山町 2丁目	昭和51年 9月29日
北野池団地	新開町字北野池	昭和42年 6月26日		牛山町字東脇	昭和54年 6月 8日
寺田台団地	牛山町字寺田・平田淵	昭和43年 3月 4日		四ツ家町字二ツ杖	昭和54年 8月 2日
	牛山町字川脇	昭和44年 3月24日		六軒屋町字向江	昭和55年12月26日
雇用促進住宅	牛山町字川脇	昭和44年 3月24日	春日園団地	西尾町字前新田	昭和59年11月22日
柳坪団地	牛山町字柳坪	昭和45年 2月 2日		西尾町字西屋敷	昭和60年 1月11日
牛山 1期	牛山町字土株	昭和44年 9月 3日		牛山町字新外	昭和62年 7月 4日
神屋団地	神屋町字焼山	昭和46年 1月18日		牛山町字中之山	昭和62年12月15日
ネオポリス団地	神屋町字御手洗・坂下町	昭和46年12月22日	美しが丘団地	神屋町字焼山	昭和63年12月12日
	桃山町 2丁目	昭和46年12月24日	緑が丘団地	東神明町字山ノ田外	平成 5年 3月 5日
	牛山町字上田面中	昭和45年11月11日	玉野台団地	大手町字山ノ間	平成 9年 7月 8日
	牛山町字郷前	昭和45年11月11日		玉野町字北山	平成10年 2月18日
ダリヤ団地	牛山町字流	昭和49年 9月 4日		西山町 3丁目	平成10年 3月11日
あかつき台団地	牛山町字寺前・定光寺	昭和46年11月15日		上田楽町字北条	平成10年 4月 2日
桃花源団地	東山町 1～5丁目	昭和48年 3月16日		上田楽町字北条	平成13年 2月27日
大縄手団地	上田楽町字大縄手	昭和46年10月13日		大泉寺町字大池下	平成12年12月14日
櫻ヶ丘団地	坂下町 5丁目・廻間町字神谷	昭和48年 4月 9日		四ツ家町字四ツ家	平成15年 9月11日
ダリヤ団地	牛山町字流	昭和50年 1月10日		牛山町字石塚	平成17年 2月10日
玉野苑団地	玉野町 1～3丁目	昭和45年 9月30日		出川町字太平	平成17年 6月 9日
みどり住宅	神屋町字海道	昭和50年 4月21日		桃山町 3丁目	平成18年 6月 7日
長坂団地	神屋町字長坂	昭和49年 8月23日	坂下町 5丁目	平成18年 8月 9日	
牛山 4期	牛山町字中之山	昭和47年 8月 2日	ヴェルデア・ガーデン	大手町字梨子池	平成21年 1月13日
かすが台団地	神屋町・坂下町	昭和51年10月13日		牛山町字石塚	平成21年 6月 3日
牛山 5期	牛山町字市塚	昭和47年 8月 2日			

平成9年度（1997）、団地の統廃合による敷地の有効利用を図りつつ、高齢者や障がい者に配慮した暮らしやすい住宅の提供を図ることとし、春日井市市営住宅総合再生計画を策定した。その後、社会情勢や時代の要請が変化したことから、平成20年（2008）11月に市営住宅総合再生計画を見直し、老朽化した木造住宅の解体や団地の統合化を進めた。地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、居住や使用されていないことが常態化している住宅が増加していた。このような住宅の中には、適切な管理が行われず、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害などの問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念された。平成27年（2015）2月、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、当市は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成28年（2016）2月に春日井市空き家等対策計画を策定した。平成28年度（2016）には、老朽化が進む市営桃山住宅の建替えとして、市営下原住宅を建設した。

令和2年（2020）4月、経済的な建て替えや効率的な維持管理の方法、ストック活用計画などに

ついて整理し、市営住宅総合再生計画を改訂した。令和4年度（2022）に市営下原第2住宅を建設し、令和5年（2023）4月現在、市営住宅は9団地710戸となっている。

県営住宅は、昭和25年（1950）に6戸が建設された後、昭和63年までに1,693戸が建設された。当初は木造であったが、昭和29年（1954）に簡易耐火構造となり、昭和37年（1962）に中層耐火構造が取り入れられた。令和5年（2023）4月現在、県営住宅は1,736戸となっている。

そのほか、大都市地域などで集団住宅を供給するための公団住宅や、転勤あるいは就職などによって住居を移転しなければならない人のための雇用促進住宅が建設された。高蔵寺ニュータウン開発の中心である公団賃貸住宅は、昭和42年（1967）に1,300戸が建設されたのを始めとして、昭和50年（1975）までに8,300戸が建設された。令和5年（2023）4月現在、都市再生機構（UR）賃貸住宅は6,838戸となっている。雇用促進住宅は、昭和35年（1960）に48戸が建設されたのを始めとして3か所に448戸が建設された。平成28年度（2016）から2か所で民間事業者への移譲が始まった。このため、住宅戸数は、平成28年度（2016）に344戸、翌29年度（2017）に24戸となり、平成30年度（2018）に移譲が完了した。なお、1か所は解体された。愛知県住宅供給公社の住宅は、令和5年（2023）4月現在、166戸となっている。

コミュニティ住宅は、勝川駅南口周辺土地区画整理事業の施行に関連し、住宅に困窮する人の受け皿として、平成7年（1995）から平成15年（2003）にかけて、JR勝川駅周辺に9棟121戸を整備した。このうち48戸は、市営住宅として位置づけている。令和5年4月現在、コミュニティ住宅は121戸となっている。

市内の住宅数は、昭和48年（1973）年に55,100戸であったが、毎年約2,000戸の住宅が新築され、平成30年（2018）には141,500戸となっている。

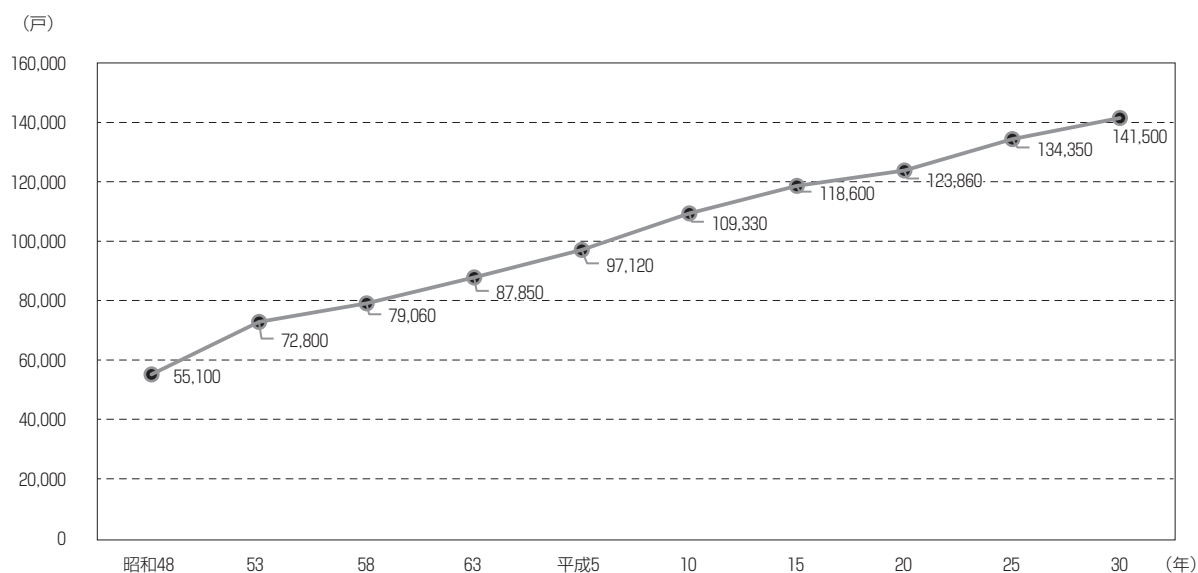


図4-3-3 住宅数の推移

都市交流拠点の形成 当市は、昭和30年代に国鉄中央本線春日井駅前の土地区画整理事業が行わ

れ、鳥居松に市役所等の行政機能が集積するなど、複合的機能を有する拠点が形成されてきた。また、JR 勝川駅では、昭和61年（1986）に策定した勝川駅周辺総合整備計画により、土地区画整理事業や市街化再開発事業、JR 中央本線の連続立体交差事業が進められ、市の西の玄関にふさわしい拠点が形成されてきた。これらの鉄道駅周辺にJR 神領駅周辺と名鉄味美駅周辺を含めた4地区を都市交流拠点と位置づけ、にぎわいのある拠点づくりに向け、平成19年（2007）に春日井市都市交流拠点将来ビジョンを策定した。

JR 勝川駅の北側では、橋上駅舎やペDESTリアンデッキ（歩行者回廊）、市道松新線が整備され、勝川駅北地区、勝川地区、松新地区の3地区にホテルや商業、集合住宅などの再開発ビルが建設された。また、中央本線の高架化と広域幹線道路の開通など交通拠点としての機能も強化された。

JR 春日井駅周辺は、広域的な交通結節点としての機能強化や本市の玄関口としてふさわしい市街地景観、にぎわい空間の形成などを目指し、平成27年（2015）2月に、JR 春日井駅周辺地区市街地総合再生計画を策定した。平成28年（2016）10月に橋上駅舎や自由通路が完成し、供用が開始された。駅南口地区については、新たな交流拠点の核を形成するため、民間活力の導入による再開発事業が進められた。平成30年（2018）1月、JR 春日井駅南東地区市街地再開発組合を施行者とするJR 春日井駅南東地区第一種市街地再開発事業が事業認可された。駅南東地区の開発エリアは約0.6haで、施設はマンションや商業棟、駐車場棟が建設され、商業棟には子育て支援施設が開設した。

JR 神領駅周辺では、平成4年（1992）から始まった土地区画整理事業によって市街地化が進んでおり、平成20年（2008）、駅の橋上化と自由通路が整備された。名鉄味美駅周辺では、令和元年度（2019）から駅舎のバリアフリー化や駅東口の新設、踏切道へ歩道設置、東口駅前広場の設置などの整備を進め、令和3年（2021）3月に完了した。全国的に人口減少や高齢化が進行し、持続可能な都市経営が重要な課題となっているなかで、平成26年（2014）8月、都市再生特別措置法が改正された。この改正では、都市全体の観点から一定エリアに居住や都市機能の誘導を図り、集約型都市構造の構築に取り組むため、立地適正化計画に係る制度が創設された。当市では、交通利便性が高く都市機能が集積した拠点



写真4-3-9 JR 勝川駅



写真4-3-10 JR 春日井駅



写真4-3-11 名鉄味美駅

の形成と、各拠点をネットワークする基幹的な公共交通を骨格とした都市構造をめざし、平成30年度（2018）に立地適正化計画を策定した。

都市機能誘導区域は、都市交流拠点と位置付けられている、鳥居松、JR 春日井駅周辺、JR 勝川駅周辺、JR 神領駅周辺、JR 高蔵寺駅周辺、名鉄味美駅周辺の5区域と、名鉄春日井駅周辺と高蔵寺ニュータウン計画区域を加えた7地区を設定した。各区域に設定する誘導施設は、行政機能をはじめ、介護福祉や子育て、商業、医療、金融、教育文化等の機能を有する官民の施設である。

居住誘導区域は、都市機能の集積を図る拠点及び交通利便性が高い鉄道駅周辺、土地区画整理事業や下水道事業等により都市基盤が整備された、または整備される区域を基本として設定した。令和2年（2020）6月には、都市再生特別措置法が改正され、防災指針に関する事項の作成が位置付けられた。



図 4-3-4 都市機能誘導区域

第3節 土地区画整理事業

土地区画整理事業の変遷 昭和12年（1937）に勝川町、昭和15年（1940）に鳥居松村、篠木村、鷹来村が都市計画区域に指定された。これは軍需工場の立地が決まったことと連動したもので、勝川から鳥居松一帯に軍需都市としての開発が企図され、耕地整理法の手法による土地区画整理が計画された。昭和16年（1941）9月、勝川都市計画に基づく土地区画整理区域が決定し、同年12月に勝川地区、翌17年（1942）1月に鳥居松地区で土地区画整理事業が着手された。勝川地区の事業は、勝川駅前一帯の地域を対象としたもので、昭和22年（1947）10月に換地処分された。鳥居松地区の事業は、鳥居松村、篠木村、鷹来村にまたがるもので、昭和16年（1951）10月に一部事務組合を設立した。昭和18年（1943）の市制施行により事業は市に継承され、昭和27年（1952）に事業を縮小し、翌28年（1953）に換地処分された。

昭和24年（1949）に耕地整理法が廃止され、昭和29年（1954）に土地区画整理法が公布された。当市では、戦後の人口増加や住宅需要に対応するために土地区画整理事業を積極的に進めた。市が施行主体となった戦後最初の土地区画整理事業は、昭和31年度（1956）に着手した味美地区土地区画整理事業であった。民間の開発行為としては、昭和36年度（1961）に組合施行による篠田地区土地区画整理事業が着手されたのを始めとして、昭和40年代に続々と着手された。

昭和40年度（1965）には、日本住宅公団（現都市再生機構）によって、高蔵寺ニュータウン開発のための高蔵寺地区土地区画整理事業が着手された。全国初の大規模住宅地開発で、事業面積は702.1ha、施行期間は昭和40年（1965）から昭和56年（1981）



写真4-3-12 区画整理後の味美地区（昭和44年）

までの16年間に及んだ。昭和53年度（1978）には、県施行による勝川地区土地区画整理事業が着手された。

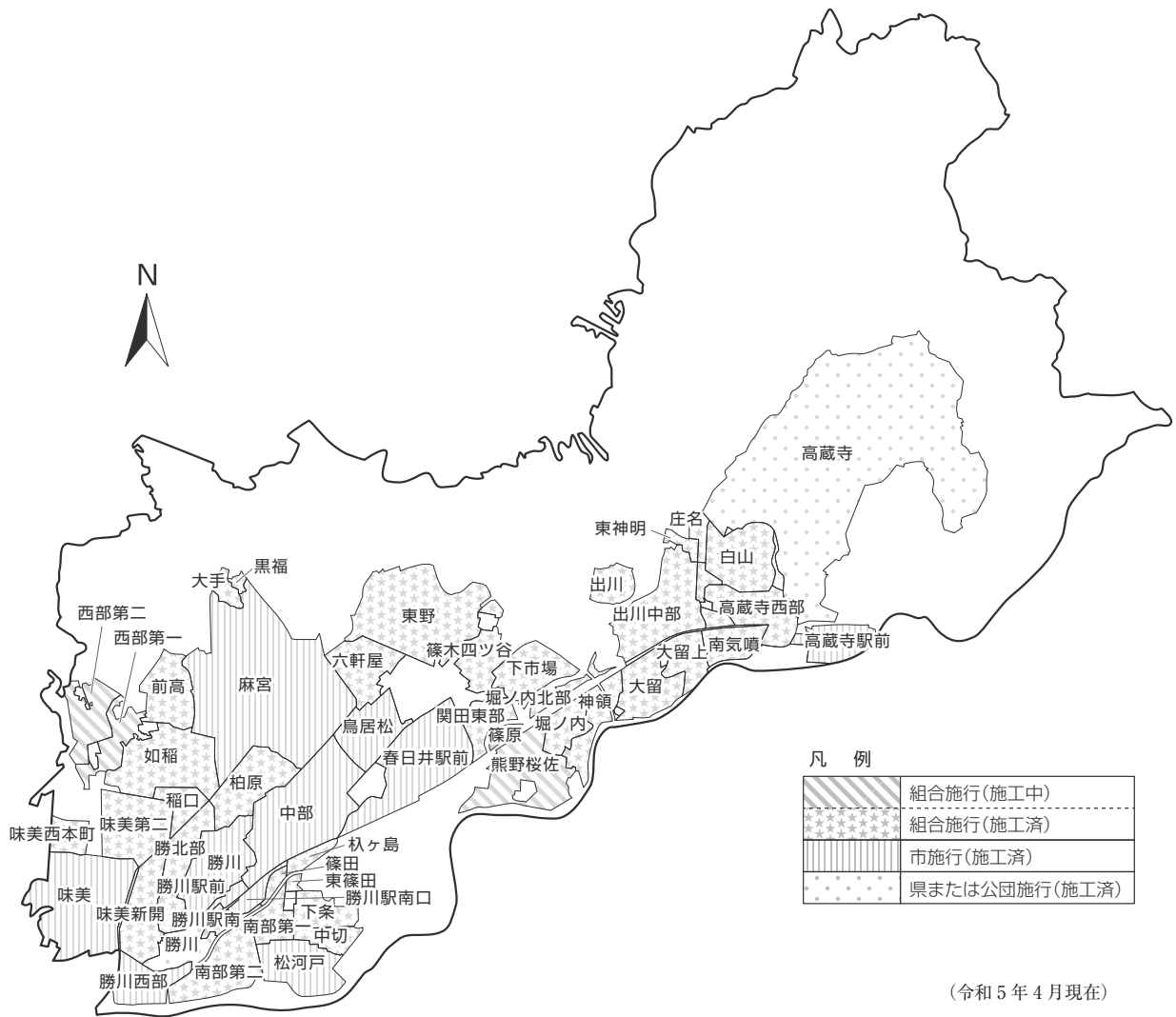
昭和55年（1980）10月、第32回都市計画全国大会において、土地区画整理事業の推進に尽くした功績により建設大臣（現国土交通大臣）表彰を受賞した。当時の事業面積は、市街化区域の69.8%に及び、全国平均の32%と比べて2倍以上の実績であった。令和5年（2023）現在、土地区画整理事業は施行済が50地区で面積3,437.5ha、施行中が3地区で面積178.9haとなっている。施行中を含めた53地区の合計面積は、市街化区域面積の77%である。

表 4-3-5 土地区画整理事業の施行状況

(令和5年4月1日現在)

区分	施行済		施行中		計	
	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)
市	11	1,140.5	—	—	11	1,140.5
県	1	42.3	—	—	1	42.3
組合	37	1,552.6	3	178.9	40	1,731.5
公団	1	702.1	—	—	1	702.1
計	50	3,437.5	3	178.9	53	3,616.4

資料：組合土地区画整理事業60年のあゆみ



(令和5年4月現在)

図 4-3-5 土地区画整理事業施行区域図

戦後の土地区画整理事業について時代を追ってみると、昭和30年代には、市施行4件、組合施行4件の合計8件の事業が着手された。高度経済成長とそれに伴う人口流入が激しかった昭和40年代には、公団施行1件、市施行2件、組合施行19件の事業が着手された。組合施行の急増は、当時の急激な都市化と民間事業者の宅地開発の乱立に対して、土地区画整理事業が道路や公共施設の整備を伴う良好な住宅地開発と生活環境の確保を目指すことによるものであった。

土地区画整理事業の整備率と人口の推移を重ねてみると、昭和30年代後半から人口の増加が始まり、特に昭和40年代から昭和50年代にかけては急激に増加した。昭和40年（1965）の人口11万7,384人に対し、昭和50年（1975）には21万3,857人と2倍近くまで増えており、毎年平均で1万人増加している。一方、土地区画整理事業は、昭和41年（1966）2月の高蔵寺ニュータウン開発や昭和49年（1974）1月の朝宮地区など、大規模な開発整備を含めて、昭和40年（1965）から昭和50年（1975）にかけての10年間に22か所で事業が着手された。人口の増加傾向と土地区画整理事業の施行状況には密接な相関関係があり、互いに影響しあってまちづくりが進んできた。



写真4-3-13 朝宮土地区画整理施行前（上）、施行後（下）

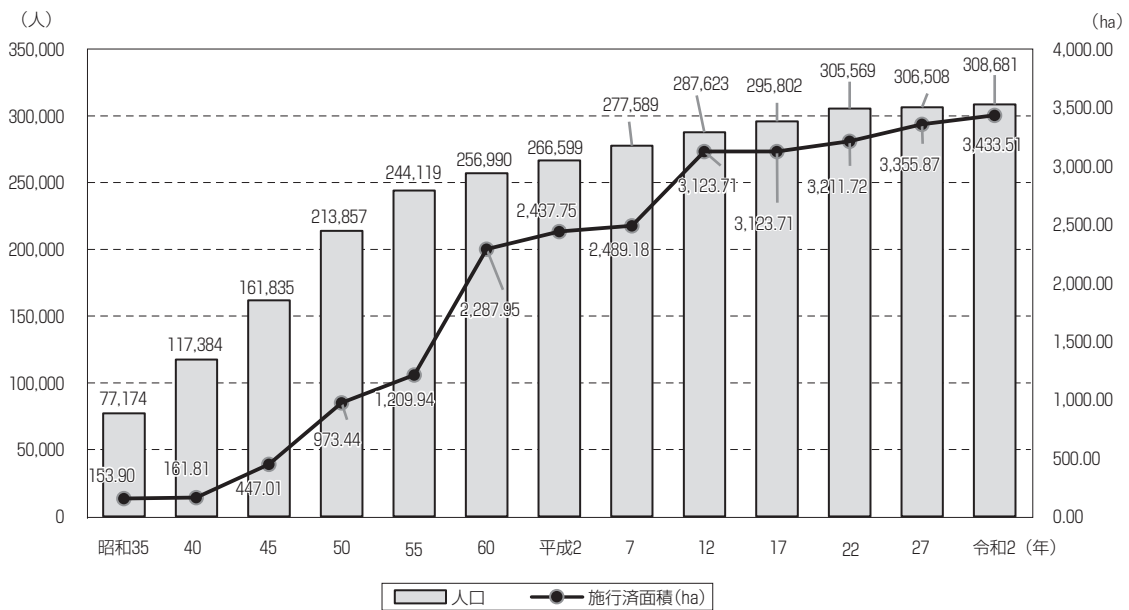


図4-3-6 人口と土地区画整理事業の施行済面積の推移

計画的な都市基盤整備 当市の都市基盤整備は、その多くが河川改修や中心市街地の形成、駅周辺の整備などを目的とした土地区画整理事業であり、あわせて道路や公共施設の整備が行われてきた。市の南西部を東西に流れる地蔵川は、市中央部一帯の幹線排水路の役割を担っていたが、狭あいで蛇行しており、その周辺部で幾度となく浸水被害が発生していた。このため、昭和25年（1950）から管理者である県により、下流部の名古屋市で河川改修工事が始まっていた。当市は、これに続いて、昭和31年度（1956）から味美地区、昭和34年度（1959）から勝川西部地区で土地区画整理事業を始め、河川改修に合わせて公共施設の整備と宅地造成を行った。その後、地蔵川の上流部において、昭和35年度（1960）から春日井駅前地区、昭和47年度（1972）から関田東部地区、昭和58年度（1983）から下市場地区と、土地区画整理事業によって河川用地の確保を行い、県による直接買収と合わせて工事が行われた。河川改修の工事区間は、味美地区から下市場地区までの約9kmとなり、35年余りの歳月を費やして進められた。

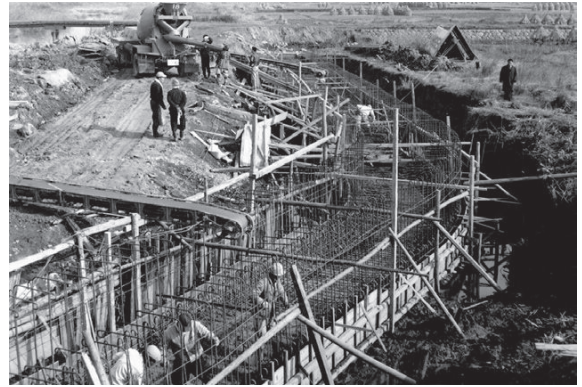


写真4-3-14 地蔵川の改修工事（昭和40年）



写真4-3-15 鳥居松地区周辺（昭和49年）

昭和36年度（1961）には、中部土地区画整理事業によって中心市街地づくりが始まった。この地区は、土地区画整理事業の勝川地区と鳥居松地区の間にある161.3haの区域で、両地区と一体的な整備が望まれていたが、結果として事業着手が遅れた形となった。しかし、区域の80%が農地であったこともあり、事業は順調に進行し、市役所をはじめ法務局等の公共施設を誘導し、大型商業施設等の進出もあって市の中心部が形成された。中部地区の北側に隣接する朝宮地区も中心市街地づくりの延長として、昭和48年度（1973）から土地区画整理事業が始められた。朝宮地区は18町にまたがる363.3haの広大な区域で、無秩序な宅地開発の抑制と公共施設の整備が目的であった。この整備により公園25か所、都市計画道路17路線、小中学校3校の用地、八田川改修とふれあい緑道整備のための用地を確保したが、朝宮公園は用地の確保が難航し、昭和56年（1981）の開園までに約20年を要した。

昭和35年度（1960）には、地蔵川の改修に加えてJR中央本線春日井駅前の環境整備と土地利用の効率化を目的とし、春日井駅前土地区画整理事業に着手した。昭和45年度（1970）から整備が始められた高蔵寺駅前土地区画整理事業は、昭和40年度（1965）から始まっていた高蔵寺ニュータウン地区の土地区画整理事業に合わせて実施されたもので、駅前広場を含めた都市改造型の事業であった。駅の北側は、昭和55年（1980）に日本住宅公団によって1万1,000㎡の駅前広場が完成しており、駅の南側の3,100㎡を市施行によって昭和60年（1985）に整備した。また、線路によって

分断された南北地域を結ぶため、駅舎下に幅10mの歩行者専用地下道と、駅から250m東方に歩車道分離方式の地下道を、土地区画整理事業の別事業として整備した。

県施行による勝川土地区画整理事業は、昭和50年度（1975）に決定し、昭和53年度（1978）に着手された。この地区は、国道19号や国道302号、東海交通事業城北線等の重要な交通施設の整備が計画されていたことに加え、移転対象となる建物が450戸にも及び、この移転に係る財政負担が市では困難であったことから、県施行による区画整理事業を要請し、事業の実施が受け入れられたのであった。当事業は、初めての減価補償が生じる事業となり、この減価補償金相当額で、公共施設に充てる約2万7,000㎡の用地の先行買収や国道302号と城北線の用地の確保が必要であった。このため、愛知県は、建設省（現国土交通省）や日本鉄道建設公団（現JRTT 鉄道・運輸機構）と連携して事業を進め、困難を極めた住宅密集地区での土地買収も短期間で完了することができた。この事業の最大の課題は、地区内564戸の80%にも及ぶ建物移転であった。特に、地区中央部の旧国道19号沿いの100戸については、集団で同時に移転を完了し、短期間に道路や公園等の公共施設の整備と電気・ガス・水道・下水道等の敷設を終了して、各戸が再築して地区に戻ってくるというものであった。昭和63年度（1988）から平成元年度（1989）にかけて順調に施工され、事業の施行期間は大幅に短縮された。

勝川駅周辺地区では、西の玄関づくりとして、昭和62年（1987）3月に勝川駅周辺総合整備計画が策定された。この計画は、駅前広場や幹線道路等の都市基盤整備と建物の高層化の促進、商店街の再編による地域活性化の促進、さらに鉄道の高架化による南北一体化した駅前整備等によって勝川地区の再生を図るものであった。その最初の事業化が勝川駅前土地区画整理事業で、駅北側の9haについて、昭和62年度（1987）に着手し、JR中央本線と県道内津・勝川線に挟まれた松新地区など、駅周辺の建物密集地域の整理とともに、駅前広場や駅に至る道路の整備を行った。また、区画整理後の公共用地率が高いことから減価補償が生じる事業となり、勝川土地区画整理事業に次ぐ事例であった。この減価償却金相当額を道路や駅前広場等の公共用地に充てるため、約6,500㎡の土地を先行買収することで減歩率の緩和が図られ、平成19年度（2007）に換地処分された。

平成元年（1989）12月、用地買収を進める一方で、より円滑な事業推進のため、全国で初めて立体換地を決定した。立体換地とは、土地所有者に新しく造成した区画形質の土地を渡すという通常の換地とは異なり、所有地を共有のビル敷地の一部と、ビルの床に換地するというものであった。立体換地ビルとして建設され



写真4-3-16 高蔵寺地下道・駅前広場完成（昭和60年）



写真4-3-17 ルネック

たのが、駅の北側にあるルネックで、平成4年（1992）に完成した。ビルの名称のルネックは、まちづくりのテーマであるルネッサンスシティ勝川の頭文字をとったもので、地下1階・地上7階、延べ床面積約7,929㎡のビルは、各種テナントと公共公益施設で構成された。勝川駅の南側は、平成6年（1994）、勝川駅南口周辺土地区画整理事業に着手し、平成27年（2015）3月に換地処分した。当事業でも、立体換地が採用され、平成14年（2002）10月に立体換地ビルとして勝川駅南口ビルが建設された。このビルは、住宅や商業施設、駐車場で構成され、子育て子育て総合支援館が開設された。

組合施行の区画整理 昭和30年代後半から人口流入と住宅需要の急増により民間事業者の住宅開発が急速に進展し、市街地が虫食い状態で拡大していくことが危惧された。このため、公共施設が整備された良好な生活環境をつくるには、土地区画整理事業が不可欠であり、市としても宅地供給を主体とした新市街地の開発には、組合施行の区画整理事業に依存せざるをえない状況であった。昭和36年度（1961）、当市で最初の篠田土地区画整理組合が設立された。中部中学校への通学路の確保が発端で、地蔵川の改修に合わせて、住宅地造成が行われた。続いて、その西隣の勝川駅南地区では、JR中央本線の複線電化による輸送力の増大で、都市化の進行が予想されたため、地元がいち早くこれに対応し、良好な住宅地の造成を目的に土地区画整理事業が実施された。

組合施行の区画整理は、昭和40年代までは事業の進めやすい農耕地を中心とした新市街地開発が主な目的であった。昭和38年度（1963）には、市施行で行われた味美地区の東隣の味美第二地区、昭和40年度（1965）にその西隣の味美西本町地区、昭和39年度（1964）には、高蔵寺ニュータウン地区の南側の高蔵寺西部地区、昭和48年度（1973）には、その隣の白山地区でそれぞれ組合が設立されたが、これらは隣接地区の土地区画整理事業に誘発される形で、開発整備の機運が高まったものであった。一方、地区一帯を集团的に開発しようという計画もあり、昭和37年度（1962）の勝川駅南地区組合に続いて、地蔵川を挟んだ南部一帯の約250haを開発するため、町内ごとに検討が重ねられて、次々に組合が設立された。昭和45年度（1970）に南部第一地区組合、昭和46年度（1971）に東篠田地区組合、昭和48年度（1973）に南部第二地区組合、昭和49年度（1974）に下条地区組合と中切地区組合が設立された。これらの相互連携によって効率的な土地利用が可能な一体的な整備や幹線道路の整備



写真4-3-18 篠田と知区画整理（施工前）
（上）、施工後（下）

などが実現し、まちの発展を促進した。

昭和39年（1964）6月、春日井市土地区画整理組合連合会が組織され、税金対策や行政への要望の取りまとめ、組合間の調整、組合の運営に関する意見交換などの活動が展開された。昭和43年（1968）3月には、愛知県土地区画整理組合連合会が設立されたことから、各市町の組合との交流が活発化した。一方、市の体制も強化され、市施行の区画整理の実施と共に、組合の指導にあたってきた区画整理課を、昭和44年（1969）7月に組合の指導育成にあたる区画整理第二課として独立させた。昭和51年度（1976）に指導課、昭和54年度（1979）に区画整理組合課、昭和60年度（1985）に都市開発課、平成17年度（2005）に都市整備課と改称し、組合の支援と指導に取り組んできた。併せて、この体制を補完するため、昭和46年（1971）4月に土地区画整理事業等補助金交付規則を制定した。

組合数は、昭和40年代に頂点に達し、組合による区画整理の施行の推移をみると、当市の施行経過は他市に比べ先駆的な役割を果たしていた。土地区画整理事業は、これまで住宅の比較的少ない地域の開発が中心であったが、周辺地域の開発進展や将来の人口増加にも対処できるよう、柏原地区を始め、勝川北部地区、味美新開地区、白山地区、南部第二地区、中切地区、東野地区、下市場地区、如稲地区、出川中部地区、前高地区の各組合は、あわせて小学校10校、中学校3校、高等学校1校の学校用地の確保に協力した。また、幹線道路の整備を目的とした組合の発足にも取り組んだ。昭和29年（1954）に都市計画決定された都市計画道路柏原線は、東は下原線、西は国道302号を起終点とする延長5,560m、幅員16mの主要幹線であった。この幹線道路は、単独買収でなく沿線で進められた区画整理によって全線の用地が確保された。昭和44年度（1969）に勝川北部地区の約1,730mが開通してから、昭和61年（1986）に朝宮地区で最後の1,300mが開通するまで、昭和29年（1954）の計画決定から30年余の歳月が経過していた。



写真4-3-19 都市計画道路柏原線

昭和50年代に入り、宅地化が比較的進行している

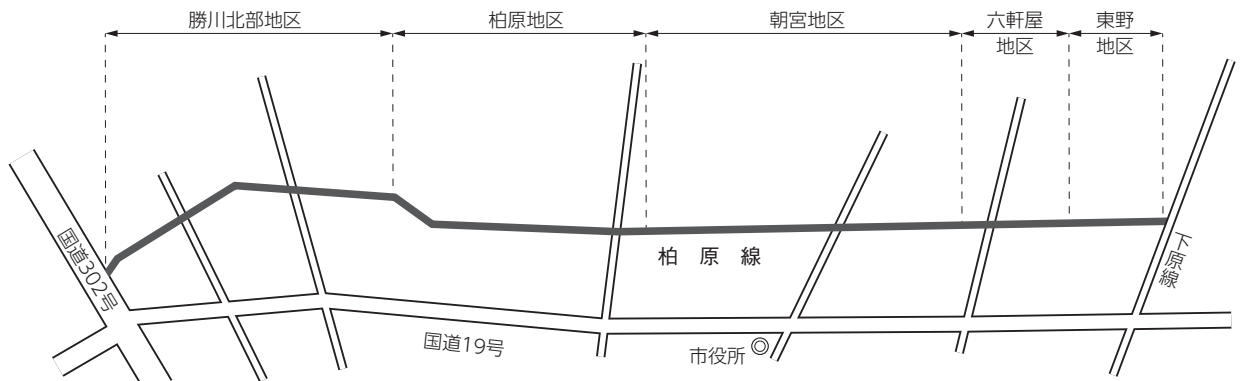


図4-3-7 柏原線全線図

地域でも区画整理事業が行われるようになると、その事業費の増加が課題となった。昭和50年（1975）7月、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（特定土地区画整理事業）が制定され、国・県からの補助金や交付金、無利子貸付金の助成等の有利な措置が講じられた。この法律の適用を受け、同年10月に如稲土地区画整理組合が設立された。県下初の特定土地区画整理事業であった。如稲地区では、東側で施行中の朝宮土地区画整理事業との連続性を保つように、都市計画道路を始めとする公共施設の整備が進められた。その後、大留地区、出川中部地区、前高地区、堀ノ内地区で特定土地区画整理組合が設立された。大留地区と出川中部地区は、内津川のショートカット計画（内津川放水路整備事業）の実現に同一歩調で協力したものであった。内津川流域では、昭和40年（1965）以降、高蔵寺ニュータウンなど大小の宅地開発が急速に進み、大水時には排水能力に限界が生じるようになっていた。このため、昭和55年（1980）、大水時に出川町で分流させ、新設の放水路へ水を流す内津川放水路整備事業が着手された。同年10月、内津川放水路整備のための膨大な用地として約10.2haを確保するため、大留地区と出川中部地区で特定土地区画整理組合を同時に発足させた。昭和58年度（1983）に着手された前高地区では、都市計画道路西高山線など6路線の道路整備を軸にまちづくりが進められた。

当市は、昭和37年に最初の土地区画整理組合が発足して以来、これまでに40地区で事業が施行され、組合施行による土地区画整理事業の先進地として積極的な取り組みを行ってきた。現在は、熊野桜佐地区（92.7ha）、西部第一地区（36.7ha）、西部第二地区（49.5ha）の3地区が施行中である。熊野桜佐地区は、JR春日井駅より東約1.5kmに位置し、駅に近接していることから生活利便性に優れている地区である。道路や公園、水路などの整備が不十分で、スプロール化や防災への対応が課題となっていた。春日井西部第一地区は、JR勝川駅より北西約2.7km、春日井第二西部地区は、同じく北西約3kmに位置し、共に地区内を名鉄小牧線と県道名古屋犬山線が縦断している。名鉄春日井駅周辺の環境整備のほか、道路や公園などの都市施設の整備を目的として事業が進められている。



写真 4-3-20 西部第一土地区画整理の宅地造成工事

表4-3-6 土地区画整理事業一覧

(令和5年(2023)4月1日現在)

施行主体	地区名	面積(ha)	施行年度	
住宅公団(現独立行政法人都市再生機構)	高蔵寺 (高蔵寺ニュータウン)	702.15	昭和40年～昭和56年(1965～81)	
県	勝川	42.28	昭和53年～平成3年(1978～91)	
市 1,140.49ha	勝川	92.10	昭和16年～昭和23年(1941～48)	
	鳥居松	61.80	昭和17年～昭和29年(1942～54)	
	味美	156.43	昭和31年～昭和43年(1956～68)	
	勝川西部	41.28	昭和34年～昭和42年(1959～67)	
	春日井駅前	132.21	昭和35年～昭和47年(1960～72)	
	中部	161.28	昭和36年～昭和49年(1961～74)	
	高蔵寺駅前	42.22	昭和45年～昭和62年(1970～87)	
	朝宮	363.30	昭和48年～平成10年(1973～98)	
	勝川駅前	9.01	昭和62年～平成19年(1987～2007)	
	勝川駅南口周辺	14.52	平成6年～平成26年(1994～2014)	
	松河戸	66.34	平成4年～平成29年(1992～2017)	
組合施行 1,731.55ha	篠田	7.91	昭和36年～昭和39年(1961～64)	
	勝川駅南	10.03	昭和37年～昭和43年(1962～68)	
	味美第二	77.46	昭和38年～昭和45年(1963～70)	
	高蔵寺西部	61.64	昭和39年～昭和48年(1964～73)	
	出川	26.05	昭和40年～昭和47年(1965～72)	
	柏原	64.46	昭和40年～昭和49年(1965～74)	
	味美西本町	22.05	昭和40年～昭和48年(1965～73)	
	勝川北部	57.11	昭和41年～昭和51年(1966～76)	
	六軒屋	55.44	昭和41年～昭和50年(1966～75)	
	黒福	3.30	昭和42年～昭和48年(1967～73)	
	大手	11.07	昭和45年～昭和52年(1970～77)	
	味美新開	60.45	昭和45年～昭和54年(1970～79)	
	南部第一	28.35	昭和45年～昭和53年(1970～78)	
	稲口	23.88	昭和46年～昭和58年(1971～83)	
	杵ヶ島	10.96	昭和46年～昭和57年(1971～82)	
	東篠田	4.05	昭和46年～昭和50年(1971～75)	
	東野	169.87	昭和47年～昭和59年(1972～84)	
	堀之内北部	4.82	昭和47年～昭和51年(1972～76)	
	関田東部	32.55	昭和47年～昭和59年(1972～84)	
	南部第二	73.89	昭和48年～昭和56年(1973～81)	
	白山	74.70	昭和48年～昭和55年(1973～80)	
	下条	32.80	昭和49年～昭和56年(1974～81)	
	中切	23.41	昭和49年～昭和57年(1974～82)	
	如稲	107.58	昭和50年～昭和63年(1975～88)	
	不二	8.51	昭和56年～昭和58年(1981～83)	
	東神明	9.14	昭和62年～平成5年(1987～93)	
	大留	56.81	昭和55年～平成8年(1980～96)	
	下市場	54.97	昭和58年～平成9年(1983～97)	
	出川中部	102.63	昭和55年～平成11年(1980～99)	
	前高	56.82	昭和58年～平成12年(1983～2000)	
	篠原	4.97	平成9年～平成20年(1997～2008)	
	堀ノ内	38.66	平成5年～平成20年(1993～2008)	
	大留上	35.36	平成9年～平成22年(1997～2010)	
	神領	44.00	平成4年～平成23年(1992～2011)	
	南気噴	41.44	平成2年～平成24年(1990～2012)	
	篠木四ツ谷	44.18	平成8年～平成25年(1996～2013)	
	庄名	11.29	平成22年～平成29年(2010～17)	
	(施行中)	熊野桜佐	92.69	平成22年～令和11年(2010～29)
	(施行中)	西部第二	49.54	平成26年～令和12年(2014～30)
	(施行中)	西部第一	36.69	平成27年～令和12年(2015～30)

第4節 高蔵寺ニュータウン

開発の経緯 高蔵寺ニュータウンは、日本住宅公団（現独立行政法人都市再生機構）が手掛けた最初のニュータウン開発事業である。日本の高度成長期を支えた初期の大規模住宅地で、大阪の千里ニュータウン、東京の多摩ニュータウンとともに、日本三大ニュータウンのひとつとされてきた。開発にあたって施行された土地区画整理事業は、中部圏最大の規模であり、農村のたたずまいが残って

いた当市が住宅都市として飛躍的に発展する契機となった。この地域が選定された理由は、JR中央本線及び愛知用水に近接していること、比較的なだらかな丘陵地がまとまって存在していたこと、そして国有地や県有地が比較的多かったこと等が挙げられる。当時、区域のほとんどが山林や原野であったが、10%程度の農地が含まれていた。

昭和35年（1960）10月、公団は高蔵寺地区での宅地開発事業を決定し、市と協議に入った。昭和36年（1961）1月、春日井市議会において受け入れを決定し、同年4月に公団との間でニュータウン開発に伴う相互協力と事業促進に向けた覚書の交換を行った。昭和38年（1963）12月、公団は、愛知県知事及び市長に対して意見聴取を行い、昭和39年（1964）7月に建設大臣（現国土交通大臣）へ事業認可申請を行った。開発のマスタープランは、土地区画整理事業を基本とする昭和36年（1961）の第1次プランに続き、昭和39年（1964）に第2次プランが完成した。同プランによれば、高蔵寺ニュータウンは、名古屋都市圏における住宅都市で、周辺既存都市の人口を吸引できる開発水準とするという位置付けであった。開発区域847haのうち、自衛隊弾薬庫用地を除く事業計画が策定された。事業計画は、施行面積702.1ha、総事業費414億円、事業年度は昭和40年度（1965）から昭和56年度（1981）で、計画人口は8万1,000人とされた。計画に必要な用地の先行買収は、昭和36年（1961）から昭和44年（1969）まで実施され、約240haの用地が買収された。買収交渉は、個人ではなく地区単位で行われ、売り渡し面積は、各地主とも農地は所有地の4分の1、山林等非農地は2分の1を原則とした。

昭和41年（1966）2月、施行規程及び事業計画が認可され、公団施行の土地区画整理事業が開始された。事業区域は、第1工区380haと第2工区322ha

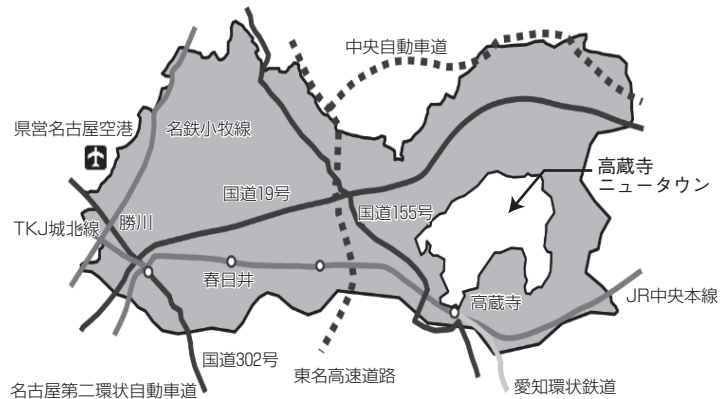


図4-3-8 高蔵寺ニュータウン位置図



写真4-3-21 造成中の高蔵寺ニュータウン（昭和41年）

に分けられた。仮換地は、第1工区が昭和42年（1967）、第2工区が昭和45年（1970）に決定され、それぞれ工事の進捗に合わせ指定された。同月には、開発の円滑な推進を図るため、愛知県知事を会長として高蔵寺ニュータウン開発促進連絡協議会が組織された。同協議会は、国、県、公社・公団、民間団体など、ニュータウンに関係する全ての機関により構成されていた。

こうした公団の動きに合わせ、市の受け入れ体制も整えられた。市の組織では、当初、都市計画課が事務を所管したが、昭和38年（1963）2月から企画課、同年10月には開発課を新設した。以後、昭和47年（1972）にニュータウン対策課、昭和50年（1975）に総合対策室へと所管が移された。市議会では、昭和36年（1961）に住宅誘致特別委員会を設置し、昭和38年（1963）にニュータウン対策特別委員会に改称され、昭和48年（1973）に総務委員会の所管となるまでの間、延べ77回の委員会が開催され審議が行われた。

自衛隊弾薬庫用地は、高蔵寺地区の東南部にあり、昭和16年（1941）に名古屋陸軍兵器補給廠高蔵寺部隊として発足していた。戦後は、米軍が接収し弾薬庫として使用していたが、昭和33年（1958）に航空自衛隊高蔵寺分屯基地が開庁した。公団は当初、全区域を3工区に分けたが、そのうち第3工区である自衛隊弾薬庫用地の145haの国有地については、開発予定区域としていたものの、用地を取得することはできなかった。

高蔵寺ニュータウンは、中心部に商業施設を集約したワンセンター方式が特徴で、センター周辺に公団の賃貸住宅と分譲集合住宅が立地し、その周辺を戸建住宅のエリアが囲むように配置された。7区に分けて順次整備され、賃貸・分譲の集合住宅の建設は、仮換地指定に合わせて、昭和42年（1967）から藤山台で始まった。藤山台では、昭和42年（1967）から昭和44年（1969）までの間に賃貸住宅1,303戸、分譲住宅730戸が建設された。このうち賃貸住宅は、



写真4-3-22 公団の集合住宅（昭和44年）

昭和43年（1968）5月に最初の730戸の入居が始まり、6月には570戸が入居した。7月には、分譲住宅210戸の入居が始まった。以後、昭和44年（1969）から昭和46年（1973）にかけて岩成台で1,301戸が建設されたのに続き、中央台、高座台、岩成台西、石尾台で昭和54年（1979）までに賃貸住宅8,200戸、分譲住宅1,974戸が建設された。昭和54年（1979）には、入居者が住宅づくりに直接参加できるグループ分譲住宅が石尾台の一画に建設された。住宅専用地の分譲は、昭和44年（1969）1月の137画地に始まり、昭和55年（1980）までに1,869画地が行われた。分譲地一画地当たりの平均面積は約322㎡であった。

各地区の入居年は、藤山台が昭和43年（1968）、岩成台が昭和46年（1971）、高森台が昭和48年（1973）、中央台が昭和49年（1974）、石尾台と高座台が昭和53年（1978）、押沢台が昭和54年（1979）であった。

公共施設等の整備 道路網は、都市計画道路として白山線、桃花台・高蔵寺線、廻間線、外之原線、高座線の5路線、地区内延長約12km及び区画街路延長約120kmが整備された。公園は、特殊公園1か所、地区公園1か所、近隣公園5か所、児童公園15か所、このほかに幼児公園6か所が整備され

た。幹線街路の沿線や地区周辺部にはベルト状に緑地16か所が配置された。

教育・保育施設について、小学校は昭和43年（1968）5月の藤山台小学校の開校をはじめ10校が開校した。平成25年（2013）4月に藤山台小学校と藤山台東小学校が統合し、平成28年（2016）4月に藤山台小学校と西藤山台小学校が統合したことにより、令和5年（2023）4月現在8校である。中学校は、昭和45年（1970）の藤山台中学校の開校をはじめ4校が開校した。昭和55年（1980）4月には、県立高蔵寺高校が開校した。平成22年（2010）、商業施設に東部子育てセンターが開設した。令和5年（2023）4月現在、ニュータウン地区の教育・保育施設は、保育園が6園、幼稚園が4園、認定こども園が1園、小規模保育園が1園、子どもの家（学童保育）が6施設、民間児童クラブが2施設である。

上水道の浄水施設は県事業で整備され、昭和43年（1968）3月、県水を受水する公団が厚生省（現厚生労働省）から水道事業の認可を受け、5月から高蔵寺水道事業の事業者として給水を開始した。平成12年（2000）4月、渇水期の水不足解消のため、市は高蔵寺水道事業を市水道事業に統合した。下水道事業は、市を事業主体とする最初の公共下水道事業として昭和39年（1964）に着手した。気噴町内に終末処理場（現高蔵寺浄化センター）を建設し、藤山台の入居に合わせて昭和43年（1968）に供用開始した。電力は、藤山台と高蔵寺の2つの変電所から供給された。都市ガスは、ニュータウン開発当時は、春日井市域が未供給区域であったため、東邦ガス北部供給所（名古屋市）から供給を受けた。

商業施設は、当初スーパーマーケットと棟割店舗が、昭和43年（1968）に藤山台、昭和46年（1971）に岩成台、昭和48年（1973）に高森台に開店した。昭和48年（1973）7月には、第三セクターの高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社が設立され、昭和51年（1976）10月、同社がセンター地区にショッピングセンターのサンマルシェを開業した。昭和59年（1984）に石尾台にスーパーマーケットが開店した。医療機関は、公団が医院専用として約6,000㎡の宅地を特別に分譲した藤山台

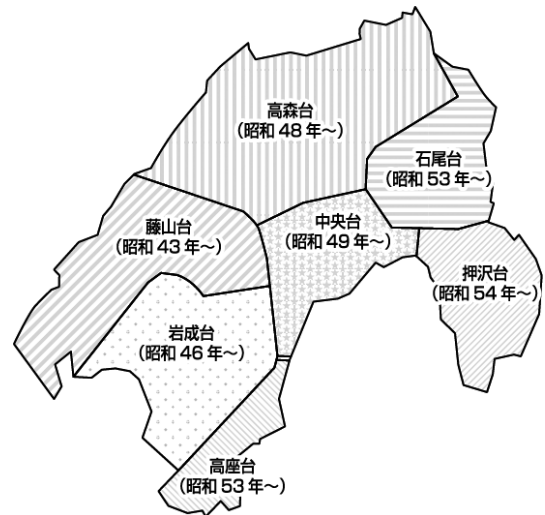


図4-3-9 各地区の入居年



写真4-3-23 岩成台周辺（昭和48年）



写真4-3-24 サンマルシェ（昭和52年）

の医者村のほか、各住区に内科等の診療所及び一般医院が開院した。昭和49年（1974）3月に市役所出張所が開所した。その後、昭和58年（1983）6月に東部市民センターが開設し、市役所出張所は、当センターに移転した。昭和45年（1970）10月に高蔵寺電報電話局、昭和47年（1972）7月には高蔵寺郵便局が開局した。

昭和63年（1988）には、職住近接による労働力の確保や産業の活性化を図るとともに、ニュータウン地区内の土地を有効利用するため、高森台のサービスインダストリー地区において、住居地域の一部を準工業地域に変更されることになった。周辺住民は公害発生を懸念し、反対運動が起こり、大規模な住民運動に発展した。この用途地域の変更に対して、賛成と反対のほぼ同数の合計3万130人の署名と6,020通の意見書が寄せられたが、原案通り決定された。また、この用途地域の変更にあわせ、周辺環境保全のため、地区計画や緩衝地区としての緑地等が計画決定された。

公共交通の発展 高蔵寺ニュータウン住民の主たる交通手段であるバス交通は、昭和43年（1968）5月にJR高蔵寺駅北口から藤山台へ、名鉄バスセンター（名古屋市）から藤山台南への2路線が運行を開始した。以後、昭和45年（1970）12月に高蔵寺駅北口から高森台へ運行を開始し、翌46年（1971）7月には深夜バスの運行を開始するなど、各地区への入居時期に合わせて新路線が開設され、ダイヤも増強された。令和5年（2023）3月現在、ニュータウン地区へのバス路線は、高蔵寺駅発着の3路線となっている。

バスの運行開始時は、高蔵寺駅北口の仮設広場に発着場が設けられたが、駅の改札口は南側にしかなく、北側からの鉄道利用者は、駅の南北を結ぶ用水トンネルを利用した地下道を通らなくてはならなかった。昭和43年（1968）12月に駅構内の連絡通路として利用されていた地下道が暫定的に北口まで延伸され、北改札口が開設された。昭和55年（1980）3月には、駅の南北を結ぶ地下道のうち北口広場の地下部分が完成し、同年11月に北口広場にバスやタクシー、乗用車等の乗降場の整備が完了した。高蔵寺駅については、昭和63年（1988）1月、岡崎－高蔵寺間を結ぶ第三セクターが運営する愛知環状鉄道が開通した。同鉄道の乗り入れに先立ち、プラットホームの下に改札口が開設され、駅舎内にサービス施設を集めたアスティ高蔵寺が開業した。



写真4-3-25 高蔵寺駅バス乗降場（昭和53年）

平成18年（2006）4月、サンマルシェ循環バスが運行を開始した。高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社が運営し、高齢者や地域住民の生活利便性の向上とセンター地区へのアクセスを目的として、2路線のルートで営業している。利用人数は次第に増え、平成29年度（2017）に年間15万人を超えたが、令和2年度（2020）は新型コロナウイルス感染症流行の影響があり10万人前後にとどまった。令和4年度（2022）は、7万4,572人となっている。

人口と高齢化率の推移 全国のニュータウンで、人口減少や少子高齢化、商業機能の衰退など、全体的な活力低下等が課題となってきた。高蔵寺ニュータウンにおいても、成熟した地域資産を形成した一方で、居住者の高齢化をはじめ、道路や公園、住宅等の老朽化が課題であった。

ニュータウン地区の人口は、昭和43年（1968）の入居開始後、ほぼ1年で5,000人を超え、昭和50年（1975）には2万9,740人となった。昭和56年（1981）の土地区画整理事業の完了後も増加が続いたが、平成7年（1995）の5万1,312人をピークに減少傾向に転じた。令和2年（2020）現在、人口4万2,84人で、18,189世帯となっている。

ニュータウン地区の高齢化率は、平成22年（2010）に22.3%となり、市全体の高齢化率の20.3%を初めて上回った。令和2年（2020）現在、市全体の25.8%に対し、ニュータウン地区は36.2%と、高齢化が急速に進行している。一方、0～14歳の年少人口が総人口に占める割合は、市全体の13.3%に対し、ニュータウン地区は10.6%であった。子育て世帯の割合（全世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯）は、人口が最も多かった平成7年（1995）の39.6%に対し、令和2年（2020）は16.5%と、2分の1以下に減少している。

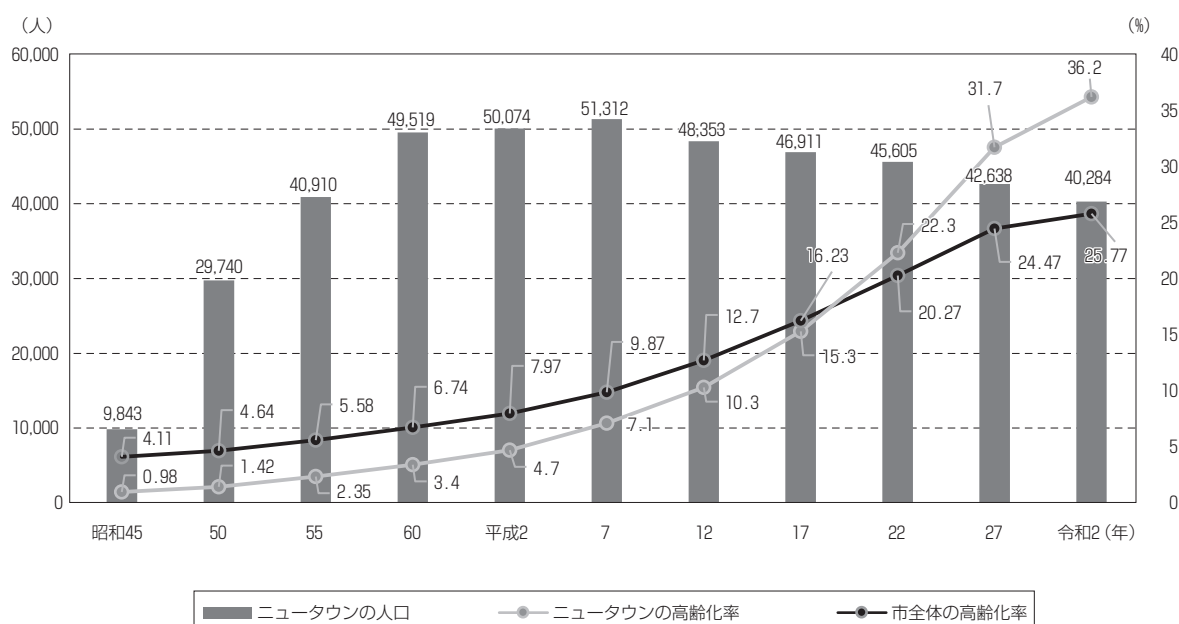


図4-3-10 高蔵寺ニュータウンの人口と高齢化率の推移

資料：国勢調査

このような状況に対応するため、平成19年（2007）、市、愛知県、都市再生機構中部支社、高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社で構成する高蔵寺ニュータウン活性化施策検討会が設置され、議論が始められた。市では、平成19年（2007）に高蔵寺ニュータウン話そう会、平成21年（2009）にニュータウンミーティングを開催し、地域住民の意見の集約を行い、この時の議論を踏まえ、子育て支援拠点である東部子育てセンターや市民団体の活動拠点として東部ほっとステーションを開設した。平成23年（2011）3月には、まちのガイドブック「まちなび」を発行した。

平成21年（2009）12月、当市は小中学校の適正規模等に関する基本方針を策定し、最優先に取り組む必要があるとされた藤山台小学校の過小規模校の解消に向け、藤山台小学校、藤山台東小学校、西藤山台小学校の3校の統合を段階的に進めることとした。平成24年（2012）2月には、藤山台中学校区のよりよい教育環境の実現に向けた第1次小学校統合計画を策定した。平成25年（2013）2月に、第2次小学校統合計画を策定し、平成28年（2016）には、旧西藤山台小学校を統合し、新たな藤山台小学校を開校した。平成26年（2014）から、高蔵寺ニュータウンの持続的な発展を図るた

めの様々な取組が進められた。同年（2014）3月に、市と都市再生機構中部支社は高蔵寺ニュータウンに関するまちづくり支援に係る覚書を締結した。4月には、ニュータウンの空き家や空き地の流通促進を図るため、高蔵寺ニュータウン住宅流通促進協議会を設置した。平成26年度（2014）から住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業、平成29年度（2017）には、先駆的空き家対策モデル事業などの取組が展開された。

また、地縁団体や市民団体、民間企業等により、多様な活動が行われてきた。平成25年（2013）には、中部大学の学生がUR賃貸住宅等に入居し、住民との交流を深め、ニュータウン活性化への取組を推進した。都市再生機構では、居住ニーズの多様化に対応するため、ペット共生住宅やDIY住宅、学会・学生と連携した賃貸住宅のリノベーションなどが行われた。東部ほっとステーションで活動している各種の市民団体は、まちづくりや福祉等のさまざまな分野で活動を展開した。

市では、平成27年（2015）4月にニュータウン創生課を新設し、翌28年（2016）に高蔵寺リ・ニュータウン計画を策定した。平成29年（2017）10月、市、春日井商工会議所、民間企業が出資する第三セクターとして、ニュータウンの良好な環境や価値の維持・向上を目指すエリアマネジメントを行うために、高蔵寺まちづくり株式会社が設立された。平成

30年（2018）4月には、旧藤山台東小学校施設の建物を活用し、多世代交流拠点施設の高蔵寺まなびと交流センター（愛称：グルッポふじとう）を開館した。東部市民センターから図書室を移転し、図書館機能を強化したほか、児童館やコミュニティカフェ、地域包括支援センター等の複合機能を集約した。また、東部市民センターには、旧図書室に音楽活動や軽運動などに利用できるサービス空間を創出した。平成30年（2018）に、都市再生機構はUR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョンを公表した。それに基づき、高森台では団地再生事業が進行され、事業対象区域の住戸解体に伴い発生する約9.8haの用地活用に新規戸建て住宅の整備などが進んでいる。令和3年（2021）、市は計画を検証し、高蔵寺リ・ニュータウン計画2021-2030を策定した。高蔵寺リ・ニュータウン計画の先行プロジェクトとして位置付けられたJR高蔵寺駅周辺の再整備に着手し、令和4年度（2022）には、高蔵寺駅南口の駅前広場整備や地下道改修工事が完了した。



写真4-3-26 藤山台の集合住宅



写真4-3-27 グルッポふじとう



写真4-3-28 高蔵寺駅南口駅前広場

第5節 道路・河川・公園

道路の整備 明治41年（1908）4月、東春日井郡内の主要道路24路線が初めて郡費補助線と定められ、明治41年（1908）から明治45年（1912）の5か年間継続事業となった。大正元年（1912）には、事業期間を大正9年（1920）まで延長し、工事費を増額のうえ第2次事業が進められた。昭和8年（1919）に道路法が制定され、道路種別が、国道・府県道・郡道・市道・町村道の5種に分類された。大正12年（1923年）4月1日に郡制が廃止され、郡道は府県道に昇格、あるいは市町村道に降格となった。市域では、元新御幸街道が県道勝川・布袋線（勝川町－布袋町）に、元守山街道が県道勝川・瀬戸線（勝川町－瀬戸町）に、元小坂街道が県道布袋・瀬戸線（布袋町－瀬戸町）に格上げされた。

当市では、昭和30年代の高度経済成長における急速な都市化とそれに伴う人口増加が続く中、都市計画の用途地域の指定とともに、計画的な街路網の編成や、市域の基軸である国道19号と155号の2幹線を軸に都市計画街路を設定してきた。また、モータリゼーションの進展に伴い、国道・県道等の整備促進を関係機関に要請するほか、土地区画整理事業によって都市計画道路等の整備を行ってきた。昭和35年（1960）には、市道認定延長は251.97km、道路舗装率は38%であった。道路舗装率は、昭和44年（1969）に50%を超え、昭和49年（1974）には90%を超えた。

昭和40年代に入り、広域幹線道路として、市中央部を横断している東名高速道路の整備が進められた。昭和43年（1968）4月に岡崎IC－小牧IC間が開通し、名神高速道路に接続するとともに、春日井ICが開設された。翌44年（1969）には東名高速道路が全線で開通した。昭和47年（1972）10月、市北部の山地を通過している中央自動車道は、多治見IC－小牧JCT間が開通し、東名高速道路に接続した。市西部を通過している名古屋環状2号線は、名



写真4-3-29 春日井IC周辺（昭和48年）

古屋都市圏や周辺工業地域と名古屋港を結ぶ自動車専用道路で、平成3年（1991）3月に勝川IC、平成5年（1993）12月に松河戸ICが開設された。市内の主要国道・県道については、国道19号をはじめ、県道名古屋犬山線（旧国道41号）、名古屋環状3号線（国道155号）、名古屋環状2号線（国道302号）が名古屋を中心とした道路体系となっている。

昭和40年代は、高蔵寺ニュータウンをはじめ、民間事業者による宅地開発が盛んに行われ、都市計画道路の整備も通過型道路から生活域内の幹線道路へ移ってきた。また、自動車交通量の急増による事故増加に対処するため、横断歩道橋や地下横断歩道、歩道、カーブミラーのほか、歩車道分離や道路照明灯設備、自動点滅する道路中心鉄、太陽光に反射するセラミック舗装など、交通安全施設等の整備が進められた。昭和53年（1978）、国の第8次道路整備5か年計画では、道路環境

の保全が打ち出され、高度成長期の交通機能と効率を求めたものから、道路環境の整備へと視点が移った。当市では、道路案内標識や地点表示板、主要幹線道路の路線名表示板の設置など、道路情報を提供する事業を進めた。昭和63年（1988）以降、国際化への対応から標識類の全てにローマ字が併記された。

道路整備の重点は、時代の経過とともに変化し、昭和30年代から昭和40年代は、道路改良率や道路舗装率の改善が重点的課題であったが、昭和後半からは広域交通網の整備促進や幹線道路の交通障害の解消、交通事故や公害への対応など、多様な課題への取組が行われるようになった。昭和60年代に入ると、市内道路を都市間交通網、都市内交通網、生活道路網に区分し、各機能に応じた整備が行われた。都市間交通網である国道・県道は、沿道的环境整備や安全施設の確保等に配慮して、関係機関に整備促進を働き掛けることとし、都市内交通網の根幹となる都市計画道路及び生活関連道路の整備は、交通の円滑化と市民の安全や良好な住環境の確保との整合性を考慮しつつ、計画的に進められた。具体的には、国道19号の整備や国道302号の全線開通、勝川橋の架け替え、北尾張中央道の建設等への働き掛けが行われた。



図 4-3-11 道路整備図

国道19号は、名古屋市から当市を南北に縦断して長野市に至る延長281kmの幹線道路で、旧下街道の交通量が増加したことや、大泉寺丘陵地帯の曲がりくねった坂道を避けるために、大正初期に一部路線を変更して、篠木－出川－坂下間で新道が開設された。昭和27年（1952）12月に一級国道に昇格し、その後、改良工事が進められて、昭和34年（1959）に内津峠までの市内全線の舗装が完了した。昭和40年（1965）の道路法改正により、一級・二級の区別が撤廃されたことから一般国道となった。その後、春日井バイパスや内津バイパスの整備に伴い、旧国道19号の路線は一般県道内津・勝川線に指定された。昭和45年（1970）に内津トンネルの開通、平成4年（1992）に勝川橋の完成や北山トンネルの開通、平成6年（1994）3月には県道内津・勝川線と並行して、その北側に内津峠バイパス（現国道19号内津トンネル）が開通した。平成5年（1993）12月に、国道302号から国道155号までの6車線化が完成した。平成7年（1995）12月に春日井バイパスの全線4車線化が完成した。



写真4-3-30 国道19号（平成元年）



写真4-3-31 内津峠バイパスの完成（平成6年）

国道155号は、市中央部を東西に横断し、東は高蔵寺町から名古屋市守山区に、西は上田楽町から小牧市に連絡する道路で、大正9年（1920）4月に県道布袋・瀬戸線となり、その後、県道一宮・瀬戸線と呼ばれていたが、昭和38年（1963）4月に二級国道155号名古屋環状線として指定された。昭和40年（1965）の道路法改正により一般国道となった。この路線は、名古屋市を取り巻く環状道路で、名古屋環状2号線（国道302号）の外側を通っており、都市計画道路北尾張中央道の一部を構成し、名古屋環状3号線に位置づけられた。令和元年度（2019）、地域の交通円滑化と周辺の渋滞緩和、高速道路等へのアクセス性の向上、大規模災害時等の円滑な救援や復旧活動を図るために、小牧市大草西－春日井市不二ガ丘間の延長2.9kmの整備が着工された。

国道302号は、名古屋市中川区を起終点として、名古屋市の外周部を環状に結ぶ道路で、一般国道と自動車専用道路の部分が併設されており、市南部の味美や勝川、松河戸を通過している。昭和50年（1975）4月に一般国道として指定され、平成23年（2011）3月に地蔵川付近の一般国道部の開通により全線で開通した。

県道名古屋・犬山線は、昭和28年（1953）6月に高山街道と接続して一本化され、二級国道155号（名古屋富山線）に指定された。昭和34年（1959）4月に一級国道へ昇格し、昭和40年（1965）に一般国道となった。昭和45年（1970）には、名古屋市から小牧ICに至る県道名古屋・小牧線が国道に昇格して国道41号となったことから、旧国道41号は県道名古屋・犬山線になった。県道春日井・各務原線は、春日井市四ツ家町－田楽町間の延長0.8kmのバイパス整備を行うもので、田楽町

や宮町、町屋町の交差点が主要渋滞箇所指定されているほか、車道の幅員が狭く通学路でもあったことから、平成20年度（2008）に事業着手された。

平成後半においても、土地区画整理事業により生活道路の整備が進められていたが、依然として狭あいな道路が残る旧市街地域もあった。このため、歩道や自転車道の確保、消防や救急活動に支障が生じないような道路の整備、生活道路のバリアフリー化など、地区の事情に応じた整備が進められた。主要な市道では、平成11年度（1999）に、玉野踏切や鹿乗橋付近の渋滞緩和と、歩道幅員が狭く歩行者の安全が確保されていないことから、都市計画道路高座線に事業着手した。この路線は、JR 高蔵寺駅と、玉野・木附地区や高蔵寺ニュータウンの東南部を結ぶ道路で、平成27年度（2015）に延長1,250mの区間が仮開通した。平成29年（2015）には、都市計画道路鷹来線が事業着手され、市中心部への交通流入を分散させる環状道路として、大手町－前並町間の延長580mの整備を進めている。令和3年（2021）には、北尾張中央道と東山地区・大泉寺地区を結ぶとともに地域間交通を担う道路として、東山大泉寺線の延長1,550mに事業着手した。近年、気象災害が激甚化・頻発化し、大規模地震の発生も切迫するなか、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行することから、令和2年（2020）に、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が閣議決定された。当市では、道路施設の老朽化に対して予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された橋梁やトンネル、道路付属物、舗装等の道路施設への対策を集中的に実施した。また、子どもが安全で利用しやすい道路環境を確保するため、道路等の危険箇所を抽出し、区画線やガードレール等の防護柵、グリーンベルト等の整備を進めた。令和3年（2021）3月に春日井市自転車道活用推進計画を策定し、令和5年（2023）に市内最初の自転車専用通行帯を整備した。

河川の改修 市内の河川は、そのほとんどが庄内川流域に属しており、国土交通省直轄管理の庄内川と、県が管理する八田川等の一級河川が14ある。そ

表4-3-7 春日井市の主要道路

区分	号線など	延長(km)
高速自動車国道	東名高速道路 中央自動車道 名古屋第2環状自動車道	13.0
一般国道	19号 155号 302号	32.8
主要 地方道	16号多治見犬山線 25号春日井一宮線 27号春日井各務原線 30号関田名古屋線 49号春日井犬山線 53号春日井瀬戸線 59号名古屋中環状線 62号春日井稲沢線 75号春日井長久手線	37.1
一般県道	102号名古屋犬山線 123号市之倉内津線 162号松河河西枇杷鳥線 178号明知小牧線 196号神屋味美線 197号小牧春日井線 199号高蔵寺小牧線 201号南外山勝川停車場線 204号春日井停車場線 205号下半田川春日井線 213号篠木尾張旭線 214号松本名古屋線 450号神領停車場線 451号名古屋外環状線 452号高蔵寺停車場 508号内津勝川線	59.4
市道		1,272.4

注：一般国道、市道は令和5年4月1日現在
主要地方道と一般県道は令和4年4月1日現在



写真4-3-32 自転車専用通行帯

のほか、市が管理する牛山川などの準用河川が11ある。市街地の排水に重要な地蔵川は、かつて八田川とともに庄内川へ合流していたが、通称巾川と呼ばれ、狭あいで蛇行しており、河底が庄内川より低いため、勝川町南部や庄内川との合流付近の御幸町で氾濫した。氾濫による農産物の被害は甚大で、戦前から河川の改修が懸案となっていた。当市は、昭和26年（1951）8月に改修促進期成同盟会を結成し、運動を展開した。同年12月には、地蔵川が準用河川に指定された。翌27年度（1952）、県による工事着手が決定し、中部中学校北から地蔵橋までの改修が行われた。また、地蔵川尻八田川合流点に樋門が新設され、勝川地区の耕地に好影響になることが期待された。地蔵川の改修には、周辺の土地区画整理事業との連携が必要であったことから、昭和29年（1954）1月、市議会に地蔵川改修特別委員会が設置された。施工にあたっては、勝川西部地区で八田川と2階構造で交差させる難工事や春日井駅前地区での河床の掘り下げによる井戸枯れ騒ぎなどがあった。昭和32年（1957）には、地蔵川と八田川との交差部をトン

表 4-3-8 市内の河川

一級河川(庄内川水系)			
庄内川、内津川、内津川放水路、大谷川、鯨川、繁田川、八田川、生地川、大山川、西行堂川、地蔵川、地蔵川放水路、新繁田川、新地蔵川			
準用河川			
河川名	水系	河川延長 (km)	流域面積 (km ²)
牛山川	大山川	1.00	0.58
神屋川	内津川	1.30	1.41
坂下川	内津川	0.70	0.52
如意申川	新地蔵川	1.00	2.73
地蔵川	地蔵川	0.54	1.29
大泉寺川	地蔵川	1.80	1.49
大手川	西行堂川	0.90	0.61
池田川	西行堂川	0.90	0.53
北山川	西行堂川	0.37	0.27
新繁田川	新繁田川	0.57	1.18
黒助川	内津川	0.18	0.09

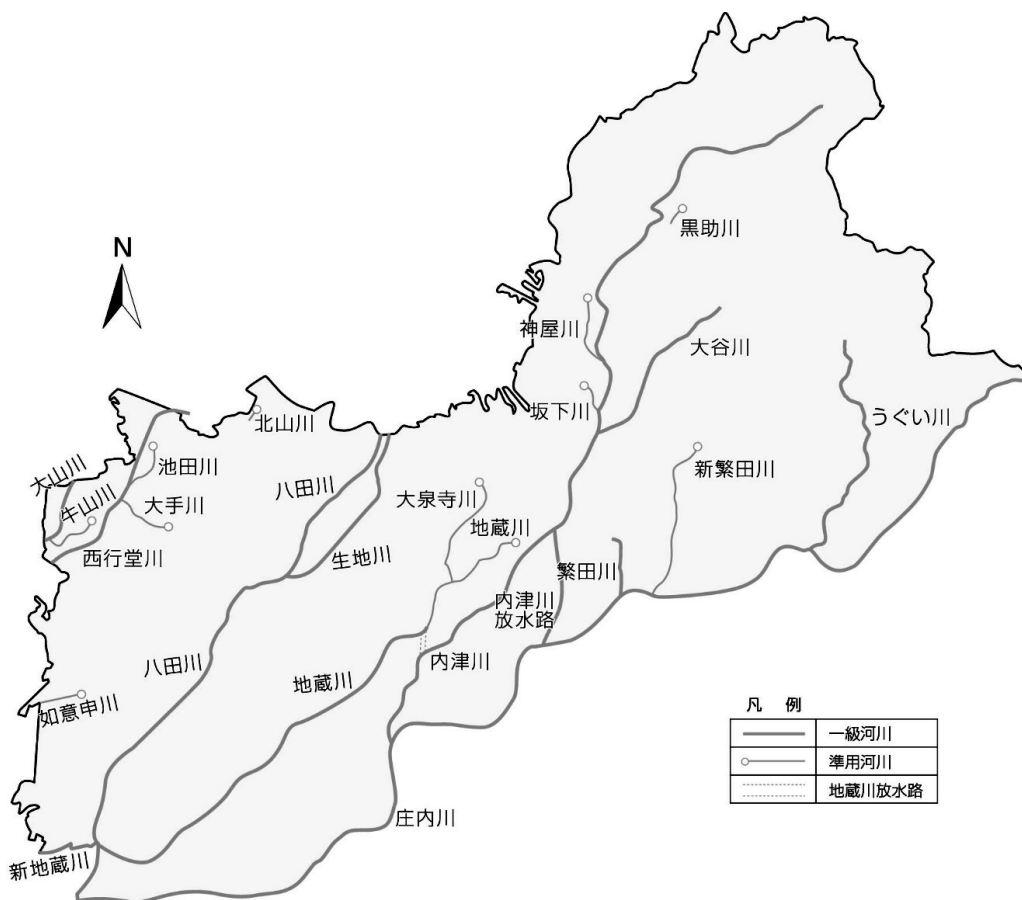


図 4-3-12 市内の河川図

ネル状にくぐり、地蔵川から新地蔵川に切り替わる形とする河川付替工事が行われ、昭和43年（1968）に完了した。

平成に入ると、八田川や生地川において、地域住民の協力によりホタルの棲める川をめざし、自然を取り入れた河川整備が実施された。大留土地区画整理事業地内に計画された内津川放水路工事では、放水路沿川が景観対策として整備されることになった。平成2年（1990）6月に、県内初のふるさとの川モデル事業の指定を受け、河川工事とあわせて水辺環境が整備され、平成9年（1997）に完成した。

排水対策 昭和30年代後半から、宅地開発の進展に伴い、農業用水路に流れ込む雑排水の量が多くなり、農業用水の水質悪化が進んだ。従来は農業用水路であったものが、宅地化が進行した地区においては、時期により用水路でもあって、雑排水路でもあるという用排兼用水路となっていた。また、兼業農家が増えて従来日常的に行われていた農業用水路の維持管理が停滞し、水路の機能低下が課題となっていた。当市は、こうした排水路への対応を図るため、昭和51年（1976）、建設部都市建設課に河川排水係を設置して排水路の改修を進めた。翌52年（1977）には春日井市排水基本計画を策定し、市全域の排水対策の指標を定めた。昭和54年（1979）には、下水道部河川排水課へと改組し、窓口の一元化とともに、流域ごとの一貫した用排水対策を実施した。

当時、実施された排水対策事業として、生棚川（新地蔵川支流、名古屋市北区）の改修があった。昭和30年代に小牧基地拡張に伴う用排水路改修が行われたが、空港東部の用排水路は空港敷地を通過する用水路と空港外周水路に接続しており、この2つの水路は能力不足となっていた。空港外周水路は、下流の名古屋市域にも浸水被害を誘発していたことから、生棚川の改修・分流対策が必要であった。そのため、昭和53年（1978）から防衛庁の空港周辺対策事業として、名古屋市との共同事業により改修を進め、平成3年（1991）に完了した。

昭和54年（1979）3月に、坂下町の浸水被害解消のための坂下地区排水路整備や、桃山地区の定野川改修工事、上条・松河戸地区排水対策（ポンプ場建設）を実施するため、南部・坂下・桃山地区排水実施計画が策定された。昭和56年度（1981）には、東部丘陵地の開発が進んだことによる内津川下流域の排水能力不足を解消し、浸水被害を軽減することを



写真4-3-33 内津川放水路

目的に、内津川放水路事業が採択された。県の施行事業として、松本町と出川町の境界に新水路を掘削し、内津川の流れを分流して大留町地内で庄内川に放流するもので、平成9年（1997）に完了した。

宅地化による流域内土地の保水機能の低下は、近隣市町においても同様であり、特に新川流域における洪水流出量の増加は著しく、河川施設の改修のみでは対応が困難となっていた。昭和57年（1982）2月に新川流域総合治水対策が策定され、各流域内における保水や遊水機能の維持・保全を求めることとなった。流域の各市町の浸水被害軽減対策が定められ、当市は50万8,100m³の流出

抑制対策が求められた。このため、具体的な方策として、土地区画整理事業あるいは民間開発に関して開発面積1ha当たり600m³の貯留池の設置を指導した。また、基幹水路の整備を進めるため、大泉寺川や池田川等で準用河川の指定が行われ、流路拡幅や河道整備が実施された。排水基本計画に定める排水路整備が行われる一方で、市内を流れる庄内川や内津川、八田川、地蔵川等の一級河川はいずれも流下能力を十分には有していなかったことから、河川改修の早期実現を求めて、庄内川整備促進期成同盟会や流況調整河川木曾川導水事業促進期成同盟会等が結成された。

都市化の進展が著しい新川流域では、河川のみ対策または下水道のみ対策だけでは浸水被害を防止することに限界があった。平成18年（2006）1月に、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域が指定された。平成19年（2007）に、新川流域水害対策計画が策定され、確実な総合治水対策の推進と流域での連携をさらに強化して、効率的な浸水被害対策を実施することとした。

熊野桜佐地区においては、庄内川と内津川に挟まれ、河川の水位が上昇した場合に排水が困難となり内水氾濫が発生しやすくなっていたため、令和5年（2023）3月に熊野桜佐ポンプ場が整備された。また、令和5年（2023）6月1日、地蔵川と八田川が立体交差する御幸町に、地蔵川の水を庄内川支流の八田川を經由して庄内川へ流すため、地蔵川排水機場が完成した。八田川では、庄内川上流域圏域河川整備計画に基づき、堤防のかさ上げや拡幅工事が進められている。



写真 4-3-34 熊野桜佐ポンプ場

公園・緑地の整備 当市では、昭和30年代に工場誘致を強力に推進し、急速な都市化とともに、農地や丘陵地の減少が顕著になっていた。昭和32年（1957）からは東部森林地域で採石事業が始まった。昭和33年（1958）、公園の整備状況は、鳥居松地区と勝川地区から寄付を受けて設置された児童公園の春見や八事、月見、瑞穂、八光、大和、勝川の各公園と松河戸町の道風公園しかなく、その合計面積はわずか2.39haであった。道風公園は、昭和29年（1954）に小野道風公遺蹟顕彰奉賛会、同保存会、市観光協会が遺跡の隣接地を公園に整備したもので、地元松河戸町の労力奉仕によって整地作業が行われた。

昭和33年（1958）9月に、春日井市都市公園条例を制定し、同年に9か所、昭和36年（1961）に7か所の小公園を指定配置した。昭和36年（1961）には、庄内川を起点として、八田川と生地川を緑で囲み、市中央部を西から東へ総延長約9.2km、面積61.1haのグリーンベルトを整備する構想を策定し、都市計画決定された。この構想には、拠点公園として八田川と木津用水の合流点にある朝宮公園と、落合池がある落合公園が含まれていた。

昭和36年（1961）に都市計画決定された落合公園は、東野土地区画整理事業により農地が減少したことから、灌漑用ため池として利用されていた落合池の一部を埋め立て、昭和52年（1977）から整備が開始された。日本最大級の高さ約21mのフォーリー水の塔があるほか、約90種・1000本の桜の名所で、平成元年（1989）7月に日本の都市公園100選に選ばれた。昭和36年（1961）に都市計

画決定された朝宮公園は、土地区画整理事業で用地を確保し、昭和53年（1978）7月に、県により整備された運動公園で、陸上競技場や野球場、テニスコート等が設置された。昭和39年（1964）3月に、二子山公園が開設された。5世紀前半から6世紀中頃までに築かれた首長墓がある味美古墳群で、国指定史跡の味美二子山古墳や白山神社古墳、御旅所古墳の3つの古墳に囲まれた歴史公園である。公園内には、円墳をイメージしたハニワの館が建てられ、埴輪が展示されている。

土地区画整理事業や宅地開発が進むにつれて、地域ごとに点在していた野墓地も移転を余儀なくされ、さらに人口急増による墓地需要も大きくなっていった。昭和35年（1960）に、大泉寺町と東山町にまたがる総面積79.6haに2万7,000区画の潮見坂墓園が計画され、翌36年（1961）に都市計画決定された。昭和41年（1966）から造成が開始され、土地区画整理事業等による墓地の集団移転も行われた。昭和54年（1979）まで毎年1,500区画程度の造成が行われ、その後も安定的に墓地を供給できるように、平成26年度（2014）までに約2万3,055区画の墓地を整備した。

昭和40年代に入ると、土地区画整理事業によって各所で公園用地が確保され、昭和50年（1975）までに、街区公園68か所（21.98ha）、近隣公園8か所（11.04ha）、地区公園1か所（3.67ha）、総合公園1か所（13.92ha）、特殊公園2か所（49.21ha）の合計80か所（99.52ha）が開設された。

昭和47年（1972）から、八田川沿いに遊歩道の整備や植栽工事等が始められた。昭和56年（1981）には、落合公園と朝宮公園を除いた面積36.9haのふれあい緑道が緑地第1号として都市計画決定された。ふれあい緑道は、二子山公園や朝宮公園、落合公園、潮見坂平和公園を八田川・生地川で結んだ緑のネットワークで、約1,500年前に下原古窯群で焼かれた埴輪が味美二子山古墳などに運搬されていた水路に沿って、昭和55年（1980）から昭和58年（1983）にかけて整備された。緑道には、市民が野焼きで焼成した埴輪が並べられており、ハニワ道とも呼ばれ、平成9年（1997）に第1回春日井市都市景観賞を受賞した。また、ふれあい緑道の拠点である三ツ又ふれあい公園には、運動広場や遊水池等が整備され、小野道風とカエルの逸話をイメージした施設「フォーリー柳とカエル」が設置された。隣の八田川には、吊橋「むつみ橋」が架けられた。この緑道では、思い出の森記念植樹が開始され、昭和62年（1987）までに約1,000本の植樹が行われた。

昭和53年（1978）に、緑化運動の中核施設として、東部丘陵地に位置する都市緑化植物園（グリーンピア春日井）の基本計画が策定され、昭和56年（1981）に都市計画決定された。昭和63年（1988）6月に開設し、園内には緑の相談所や見本庭園などが設けられている。

表 4-3-9 春日井市の都市公園

種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	212	61.91
近隣公園	22	33.21
地区公園	4	20.11
総合公園	1	24.91
運動公園	1	12.50
特殊公園	4	68.17
緑地	38	86.79
緑道	6	49.35
合計	288	356.95

(令和5年4月1日現在)

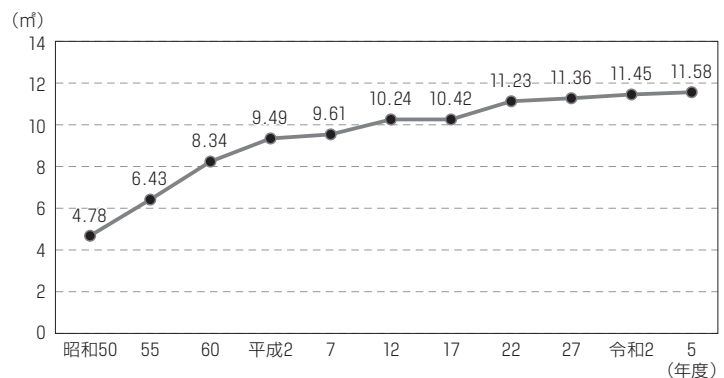


図 4-3-13 人口1人当たりの公園面積の推移

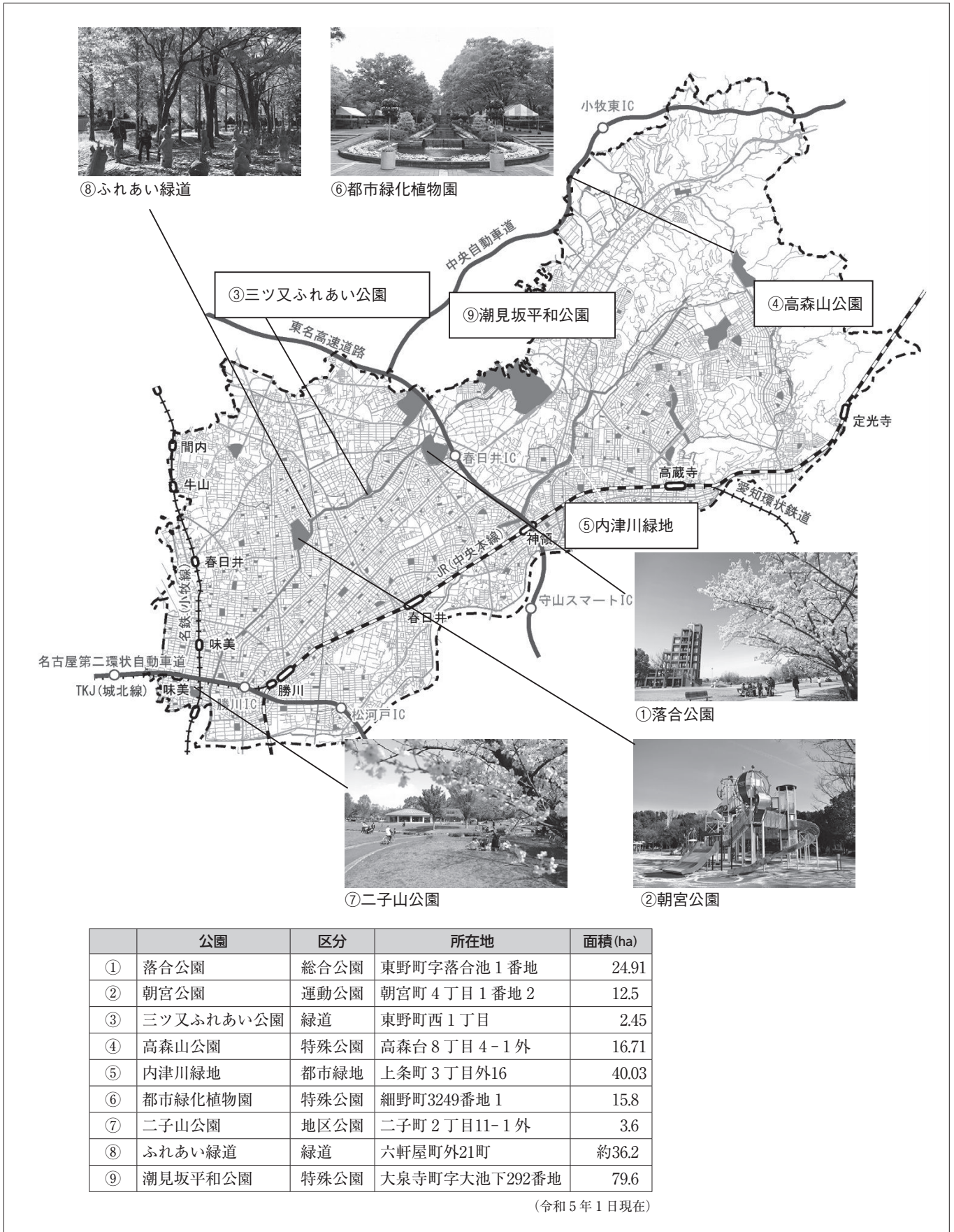


図4-3-14 主な都市公園・緑地

平成29年（2017）4月に、県から市に朝宮公園が移管され、当市は陸上競技場などを整備し、令和4年（2022）3月に開設した。令和2年（2020）には、墓地需要の高まりや小区画の申込が増加傾向にあることなどから、潮見坂平和公園再整備計画を策定し、令和5年（2023）3月に合葬式墓地完成した。

令和5年（2022）4月1日現在、供用されている公園は、街区公園212か所、近隣公園22か所、地区公園4か所、総合公園1か所、運動公園1か所、特殊公園4か所、緑地38か所、緑道6か所の合計288か所、また、都市公園の補完施設として設置された、ちびっこ広場や児童遊園などの広場は210か所となっている。

人口1人当たりの公園面積は、昭和50年（1975）に4.78㎡であったが、平成2年（1990）に9.49㎡となり、令和5年（2023）4月1日現在、11.58㎡となっている（図4-3-13）。

第6節 水道・下水道

市水道の創設 昭和30年代前半は、多くの家庭では自家用井戸が利用されていた。しかし、家庭用の井戸は浅く、渇水期には水が枯れることもあった。また、赤痢や疫痢、腸チフスなど、消化器系感染症が井戸水を介して経口感染することが衛生上の大きな問題となっており、水質の面からも飲用として不適な井戸は、市内3分の2の世帯に及んでいた。

当市では、急拡大する名古屋市の衛星都市として、県の複合都市計画地域の指定を受け、街路網や都市基盤の整備が計画されていた。また、王子製紙を始めとする大工場の進出も期待されていた時期でもあり、衛生や産業、火災防止などの観点から、水道の整備が急務であった。昭和30年（1955）3月、上水道新設の工事計画を申請し、同年11月15日に厚生省（現厚生労働省）の認可を受け、翌31年（1956）9月に工事着手した。

創設事業は、計画目標を昭和49年度（1974）と定め、給水普及率70%、予定給水人口2万1,500人とした。昭和32年（1957）に深井戸を水源（第1水源地）とする鳥居松浄水場（鳥居松町1丁目）を整備し、同年4月8日に鳥居松町、柏井町、松新町のそれぞれ一部の約400世帯に給水を開始した。当時、配水ポンプが1台だけであったため、給水時間は午前7時30分から午後10時までの時間給水であった。以後、第2水源地を瑞穂町1丁目に整備し、取水量は2か所合わせて1日あたり4,300m³となった。昭和33年（1958）1月、高蔵寺町・坂下町との合併で、人口は7万人を超え、高蔵寺地区への給水のため公営東部簡易水道事業を開始した。翌34年（1959）には、西部の味美白山町周辺地区への給水のため公営西部簡易水道事業を開始した。昭和35年（1960）3月、創設事業は竣工したが、この頃から高度経済成長期に入り、産業活動が活発化して市の人口も増加した。

給水区域の変遷 第1期拡張事業は、昭和35年（1960）4月に着手した。この頃は、住宅地の開発や人口増加、都市化に加えて、進出工場の増加や当時普及してきた3種の神器（テレビ・洗濯機・冷蔵庫）などによって産業用や家庭用の水需要は増大していた。このため、篠木町や柏原町地区等に給水区域を拡大し、深井戸2か所（瑞穂通・若草通）を増設した。昭和37年（1962）に鳥居松配水場の増設が完了した。同年に、坂下町周辺地区への給水のため公営坂下地区広域簡易水道事業の整備に着手した。昭和39年（1964）3月には、篠木町地区から朝宮町地区にかけて給水区域を拡大し、市中心部から西部にかけての区域で給水を開始



写真 4-3-35 水道布設管の放水試験（昭和32年）

表 4-3-10 水道事業の期間

事業	期間
創設	昭和31(1956)～34年度(1959)
第1期拡張	昭和35(1960)～38年度(1963)
第2期拡張	昭和38(1963)～40年度(1965)
第3期拡張	昭和39(1964)～44年度(1969)
第4期拡張	昭和44(1969)～47年度(1972)
第5期拡張	昭和47(1972)～平成3年度(1991)
第6期拡張	平成5(1993)～12年度(2000)
第7期拡張	平成12(2000)～20年度(2008)

し、事業は完了した。公営坂下地区広域簡易水道事業の整備も完了し、坂下町と神屋町周辺地区への給水も始まった。

第2期拡張事業は、昭和38年（1963）10月に着手した。この事業は、工場や住宅の建設が進んでいた八田川東地区や、井戸水が飲用に不適で水量も不足していた市北部地区の一带を給水区域とする拡張計画であった。また、西高山・前並簡易水道組合の廃止統合も併せて実施した。町屋町と田楽町に深井戸を掘り、水源を新設するとともに、町屋町の第1水源地に併設して町屋配水場を建設した。昭和41年（1966）3月に事業が完了し、町屋配水場から市の中心部、西部及び北部地域への給水を開始した。



写真4-3-36 町屋配水場

第3期拡張事業は、昭和39年（1964）6月に着手した。西部地区では、味美第二土地区画整理事業地内への給水と、これに関連する西部簡易水道の統合を行った。東部地区では、高蔵寺簡易水道と大泉寺簡易水道を市水道に統合した。西部地区では、味美知多町（第1水源）、味美花長町（第2水源）、稲口町（第3水源）の3か所の深井戸を、東部地区では、廻間町（第1水源）、庄名町（第2・4水源）、坂下町（第3水源）の4か所の深井戸を水源とした。昭和41年（1967）に給水普及率は70%を超え、昭和45年（1970）3月に事業が完了した。この時期は、住宅様式の変化で一般家庭に内風呂が造られるようになり銭湯から内風呂に移行することで、1戸当たりの水道使用量が増加の一途をたどっていた。

第4期拡張事業は、昭和44年（1969）に着手した。昭和40年代から土地区画整理事業が始まり、昭和50年代にかけて人口増加に伴う水需要の急増への対応が必要であった。1日最大給水量4万1,000 m^3 を給水できる水源を確保するために、町屋配水場周辺に5か所の深井戸を設けた。また、桃山配水場と東山配水場を新設した。鳥居松配水場からの配水区域と知多配水場からの配水区域で新たに配水管を布設



写真4-3-37 桃山配水場

し、給水を増やした。昭和45年（1970）4月には、公営坂下地区広域簡易水道事業を市水道事業へ統合し、給水系統の一元化を図った。

事業開始前の給水能力は、1日最大2万3,250 m^3 であったが、桃山配水場と東山配水場の完成によって、昭和47年（1972）3月には1日最大3万2,825 m^3 の給水が可能になった。給水人口も事業の開始前は11万人余りだったが、事業が完了した翌年の昭和49年（1974）には20万人となった。

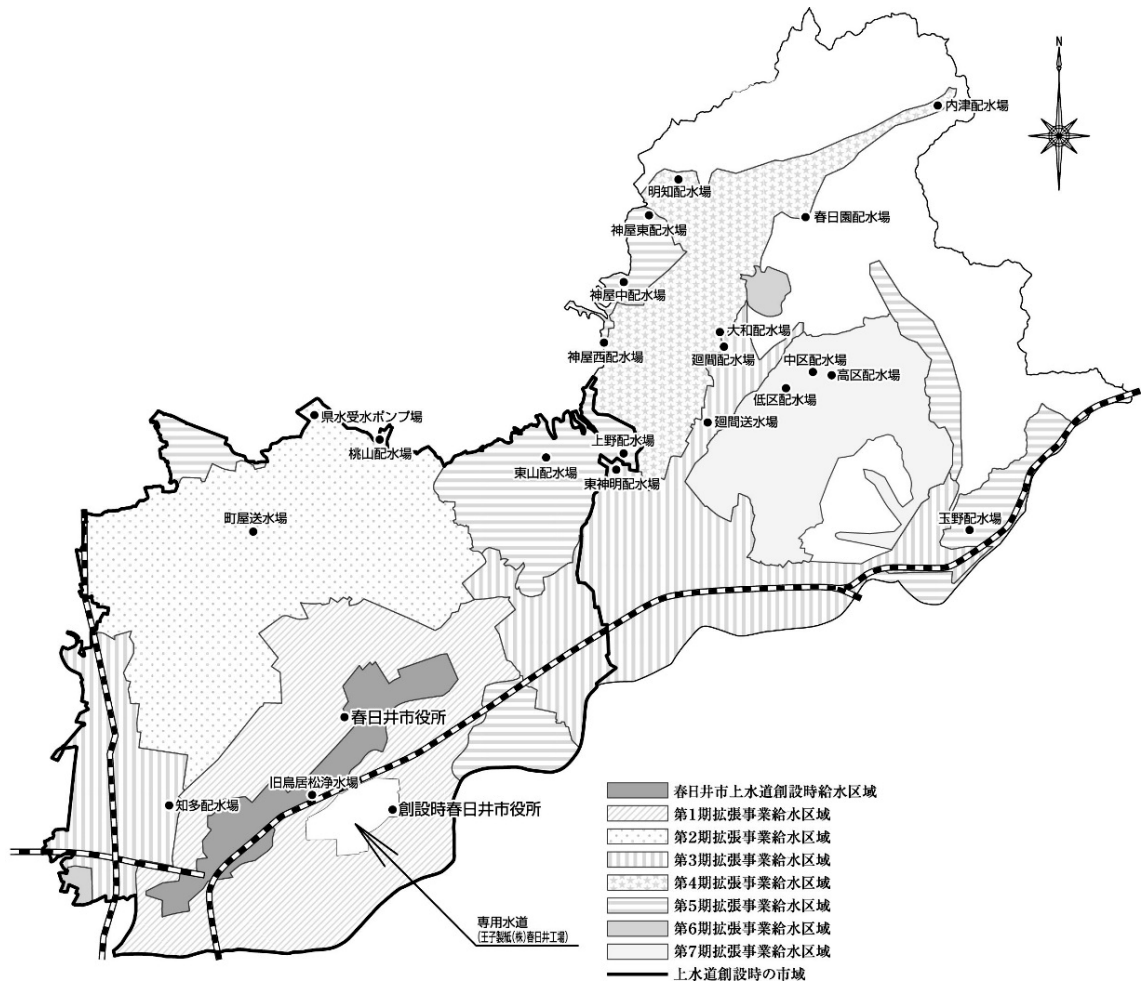


図 4-3-15 給水区域の変遷

県営水道からの受水 昭和40年代後半は、名古屋市のベッドタウンとして、人口増加と都市化はさらに進んだ。市水道事業は、創設から4期にわたって施設整備や給水区域の拡大に努めてきたが、水源は全て深井戸であった。このため、増加する水需要の水源を地下水に頼り続けることに限界があった。

第5期拡張事業は、昭和47年（1972）4月、ダムの水源を基盤とした事業に初めて着手した。昭和49年（1974）2月、桃山町に県水受水ポンプ場を整備し、岐阜県金山町（現下呂市）の岩屋ダムを水源とする県営尾張水道用水（現木曾川総合用水）からの受水を開始した。桃山配水場に県営水道から受水した8万2,000 m^3 の県水と町屋送水場からの8,750 m^3 の自己水を送水し、一時貯水した後、東山配水場へ1万2,850 m^3 、松本（現東神明）配水場と王子（現神屋西）配水場へ1万5,900 m^3 を送水し、桃山配水場へ6万2,000 m^3 を配水する計画であった。そのため、東神明配水場と神屋西配水場の新設のほか、送水場の能力増強やポンプ場の整備などを行った。当市の水道水は、昭和49年（1974）に県水の受水を開始して以降、70%から80%を県水に依存している。

昭和51年（1976）4月に愛知県公害防止条例（現県民の生活環境の保全等に関する条例）が施行され、当市は地下水の揚水規制区域となった。地下水を水源とする鳥居松配水場を廃止し、桃山配水場を基幹とする給水体系への転換を図った。また、住宅地や工業団地への給水のため、春日園配

水場や神屋東配水場、神屋中配水場を新設した。ダム水を水源とする県水の受水は、降水量が少ない年には渇水が発生し、市民生活に大きな影響を与えることがあった。昭和61年（1986）は、過去41年間で最小降雨を記録し、初の渇水対策本部を設置した。翌62年（1987）1月に節水が緩和したが、それまで各種の渇水対策が実施された。20年にわたった第5期拡張事業は、途中で3度の事業計画の変更を経て、平成4年（1992）3月に1日最大11万 m^3 の給水能力を備えた施設の整備を完了した。また、配水場の無人化を目的とした遠方監視制御システムを桃山配水場へ導入するなど、現体系の基礎が築かれた。

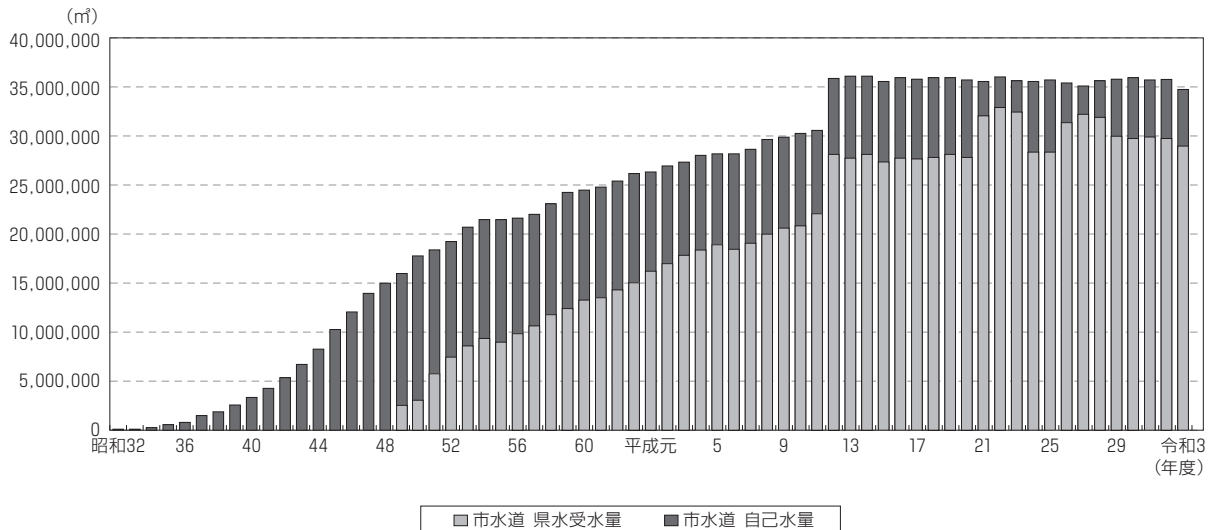


図4-3-16 給水量とその水源の推移

老朽施設・設備の更新 平成に入ると、水道普及率は向上して、給水区域の拡大という拡張整備の時代は終わり、代わって昭和30年代から40年代にかけて整備した施設や設備が老朽化し、既存施設の更新や改良、維持管理の時代となった。利用者のニーズは、おいしい水や厳しい水質基準、災害に強い水道などへ多様化してきた。平成3年（1991）6月、厚生省（現厚生労働省）は、21世紀に向けた水道整備の長期目標（通称ふれっしゅ水道計画）を策定し、国民生活の質の向上と豊かさを実感できる社会の実現を水道整備の面から積極的に進める方針を打ち出した。当市は、この方針に沿い、老朽施設の更新や施設の耐震化、緊急給水拠点の確保を重点課題とした。また、他の水道事業者から給水を受けている市境の地域について、市水道への編入を計画し、平成5年（1993）4月に、第6期拡張事業に着手した。平成6年（1994）5月には、名古屋市水道事業から給水を受けていた中新町地区を編入した。平成8年（1996）3月、市内最大の有効容量1万7,800 m^3 の桃山配水場に第4号配水池を増設した。また、市東部への給水の基幹となる東神明配水場に2号配水池を整備、東山配水池を増設、工業団地配水池（現明知配水池）と内津配水池を新設した。平成10年（1998）2月、桃山配水場内に管理本館が完成し、配水監視制御システムを配備して給水施設を集中管理・制御した。耐震性に問題があり、老朽化した配水管を、石綿セメント管から铸铁管に布設替えを進め、平成19年（2007）には、市内191kmの配水管の、ほぼ全ての布設替えを完了した。以降は、さらに強度の高いダクタイル铸铁管への布設替えを進めている。

日本住宅公団（現都市再生機構）が昭和43年（1968）から給水している高蔵寺水道事業について

は、市民の間で給水サービスに格差が出ないように、昭和56年（1981）4月から水道料金の設定を同一にするなどの措置を講じてきた。平成6年（1994）8月、ニュータウン地区の水源である牧尾ダムが枯渇したことで、時間断水が10日間に及ぶなどの事態が起こったことを受け、平成12年（2000）4月1日、高蔵寺水道事業を市水道事業に統合した。これを機に、平成12年度から第7期拡張事業に着手し、災害時にも対応が可能な施設整備や水質管理の強化を図るものだった。平成14年（2002）12月に庄名ポンプ場を整備し、これにより高蔵寺ニュータウン地区への岩屋ダムを水源とする木曾川用水からの給水が可能となった。また、地震等の緊急時の給水拠点を確保するため、桃山配水場の3つの配水池、高蔵寺高区・中区配水池及び東神明配水池に緊急遮断弁を設置したほか、送配水管に耐震継手を導入し耐震化を進めた。給水普及率は、平成18年度（2006）末には99.6%に達した。

平成16年（2004）6月、厚生労働省が水道ビジョンを策定したことを受けて、平成19年（2007）10月に春日井市地域水道ビジョンを策定した。平成20年度（2008）には、今後の具体的な整備計画と経営改善策を示した春日井市水道事業中長期施設整備計画と春日井市水道事業中長期財政計画を策定した。これらの計画に基づき、町屋送水場及び知多配水場の全面更新、東神明配水場の増設など、施設の老朽化対策や耐震化を進める一方で、料金改定などの経営改善に取り組んだ。平成22年度（2010）には、給水普及率は100%となり、平成23年度（2011）決算では、10年ぶりに営業損益が黒字に転じた。平成25年度（2013）決算では、3年連続で黒字を確保するとともに累積欠損金を解消するなど、計画の目標を早期に達成したため、平成26年（2014）4月に料金の値下げを行った。

平成29年度（2017）には、人口減少等による水需要の減少や節水意識の浸透等で収益が減少することが見込まれる一方で、多くの水道施設が更新時期を迎え、多額な費用が見込まれることから、経営基盤の強化と経営改善に取り組むため、春日井市水道事業経営戦略を策定した。平成30年度（2018）には、耐用年数を迎えた廻間送水場を廃止し、県水からの受水量を増加した。令和4年度（2022）には、経営状況や将来の人口推移などを踏まえ、春日井市水道事業経営戦略の見直しを行っ

表4-3-11 市内の主な水道施設

施設名	種別	設置年	施設名	種別	設置年
知多配水場	取水	昭和39年(1964)	高蔵寺高区配水場	配水施設	昭和47年(1972)
	浄水	昭和41年(1966)	県水受水ポンプ場	送水施設	昭和49年(1974)
	配水	昭和41年(1966)	東神明配水場	送水施設	昭和50年(1975)
町屋送水場	取水	昭和40年(1965)		配水施設	昭和50年(1975)
	浄水	昭和40年(1965)	神屋西配水場	配水施設	昭和50年(1975)
	配水	昭和40年(1965)	高蔵寺低区配水場	配水施設	昭和59年(1984)
廻間送水場	取水	昭和41年(1966)※1	神屋東配水場	配水施設	昭和61年(1986)
	浄水	昭和42年(1967)※1	神屋中配水場	配水施設	昭和63年(1988)
	送水	昭和42年(1967)※1	上野配水場	配水施設	平成4年(1992)
高蔵寺中区配水場	配水施設	昭和42年(1967)	玉野配水場	配水施設	平成9年(1997)
廻間配水場	配水施設	昭和43年(1968)※1	玉野ポンプ場	送水施設	平成9年(1997)※2
桃山配水場	送水施設	昭和46年(1971)	明知配水場	配水施設	平成11年(1999)
	配水施設	昭和46年(1971)	西尾ポンプ場	送水施設	平成12年(2000)
東山配水場	配水施設	昭和46年(1971)	内津配水場	配水施設	平成12年(2000)
大和配水場	配水施設	昭和46年(1971)	庄名ポンプ場	送水施設	平成15年(2003)
神屋ポンプ場	送水施設	昭和46年(1971)※1			

※1 平成30年(2018)に廃止

※2 令和3年(2021)に廃止

公共下水道の整備 下水道が本格的に整備されるようになったのは、戦後、産業が急速に発展して都市への人口集中が進んでからであった。昭和33年（1958）に、旧下水道法の抜本的改正が行われて、下水道は都市環境の改善と公衆衛生の向上に寄与することを目的として、都市内の浸水防除や環境整備に重点が置かれることとなった。しかし、昭和30年代から全国で河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁が急速に進んだことから、昭和45年（1970）の下水道法の改正では、公共用水域の水質保全がその目的に加えられ、流域下水道事業の創設など、法体系や事業制度が整えられた。当市でも、し尿浄化槽を通った水質の悪い排水や家庭の台所で使った水、工場の排水が水路や都市下水路を通して河川に流下し水質を汚濁するなど、都市の発展とそれに伴う排水の増加に環境衛生上の課題があった。

市の公共下水道事業は、日本住宅公団（現都市再生機構）の高蔵寺ニュータウン開発に当たって、昭和39年（1964）3月に、市が事業主体となり高蔵寺処理区の事業認可（702ha）を受けて着手したのが最初であった。その後、高蔵寺ニュータウンの周辺地区において土地区画整理事業が積極的に行われ、これらの区画整理に合わせて、昭和45年（1970）に高蔵寺駅前地区、昭和48年（1973）に高蔵寺西部地区、昭和52年（1977）に白山地区と処理区域が拡大され、1,071haが都市計画決定された。このうち924haが事業認可を受け、整備が行われた。高蔵寺終末処理場（現高蔵寺浄化センター）の建設は、昭和40年（1965）に第1期工事に着手し、昭和43年（1968）5月から運転が開始された。その後、昭和56年度（1981）から昭和58年度（1983）にかけて第2期工事が施工された。

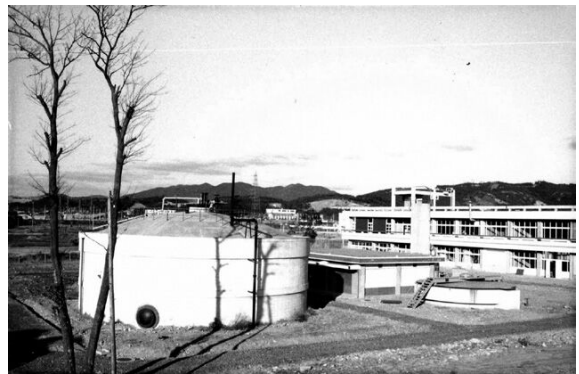


写真4-3-38 高蔵寺終末処理場（昭和44年）

下水道は、雨水と汚水を1つの管に集めて終末処理場で処理を行う合流式と、別々の管で集めて雨水は直接河川へ流し、汚水のみを終末処理場で処理する分流式の2つの整備方法があった。当市では、高蔵寺ニュータウンが丘陵地にあったことから、下水排除方式は分流式が合理的とされた。それに伴い、既成市街地での下水道の整備も、当時の状況等から分流式を採用することとした。

昭和46年（1971）3月、市役所周辺地区を中央処理区とし115haの事業認可を得た。中央処理区の整備に関連して、下水道整備の事業資金の調達のため、受益者負担金制度を採用することとなり、昭和46年（1971）12月に尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例が制定された。翌47年（1972）には春日井市下水道基本計画を策定し、平成2年度（1990）を目標年度と定め、計画人口34万5,000人、計画区域5,720haとして、西部、勝川、中央、庄内、高蔵寺の5つの処理区の計画区域を設定した。高蔵寺処理区と中央処理区を除く3つの処理区は、愛知県庄内川等流域下水道（後の木曾川左岸流域下水道）の基本方針に合わせて計画され、単独公共下水道が978ha、残る4,742haは流域下水道として実施する計画であった。

昭和49年（1974）に柏井町及び篠木町周辺地区を追加し619haとなり、昭和55年（1980）に勝西浄化センター周辺の御幸町及び八光町周辺、朝宮土地区画整理事業地区内の八田川以南地区を含め

た1,051haが事業認可区域とされた。勝西終末処理場（現勝西浄化センター）の建設は、昭和48（1973）年に第1期工事に着手し、昭和51年（1976）6月に運転が開始された。昭和54年（1979）から昭和56年（1981）にかけて第2期工事が施工された。

昭和50年代後半に入り、当初、愛知県庄内川等流域下水道（後の木曾川左岸流域下水道）の基本方針に基づくとされた西部、勝川、庄内の3つの処理区の整備計画は、流域下水道構想の全国的な議論や、大量の工場排水と一般家庭汚水の混合処理の問題、終末処理場の大規模化及び立地条件整備の難易性などから、事業は進展しなかった。一方、急速な市街化の進行、生活環境改善の要望、公共用水域の汚濁防止意識の向上等から、流域下水道計画に依存することの是非が問われた。また、既認可区域の整備率は、昭和60年（1985）に76%に達したことを受け、事業認可区域の拡張検討とともに、下水道基本計画の見直しが行われた。昭和60年（1985）4月、計画人口36万5,000人、計画面積5,720haを4つの処理区に分けて単独公共下水道として整備を進めることとし、中央、高蔵寺、南部、篠木の4つの処理区を設定した。中央処理区は219haの拡張区域を定め1,270haに、高蔵寺処理区は152haの拡張区域を定め1,076haとした。南部処理区は、朝宮土地区画整理事業の施行区域内の八田川以北の区域、松河戸土地区画整理事業の施行区域及びその周辺地域等の1,960haを区域と定めた。残る区域は、篠木処理区として1,414haを計画区域とした。平成元年（1989）に南部処理区が事業認可、平成9年（1997）に南部浄化センター及び南部ポンプ場が運



写真4-3-39 勝西浄化センター・勝西ポンプ場

転を開始した。平成10年（1998）には、高蔵寺処理区935ha、中央処理区1,270ha、南部処理区729haの3つの処理区の合計面積2,934haについて事業認可を得て整備を進めた。



写真4-3-40 南部浄化センター・南部ポンプ場

平成12年（2000）9月の東海豪雨を受けて、平成15年（2003）6月には、特定都市河川浸水被害対策法が制定された。平成18年（2006）1月に、当市の約25%を占める新川流域が特定都市河川の流域に指定され、平成19年（2007）10月に策定された新川流域水害対策計画に準じ、排水路整備計画の基準である降雨確率を、5年に一度の時間雨量58.8mmから、10年に一度の時間雨量63mmに見直しを行い、浸水の防除及び都市の健全な発達を目指すこととした。

平成24年（2012）1月には、新たな都市計画と整合を図る必要が生じ、将来の人口減少や財政状況から下水道区域の縮小と処理区の再編を行い、高蔵寺、中央、南部の3つの処理区に統合した。

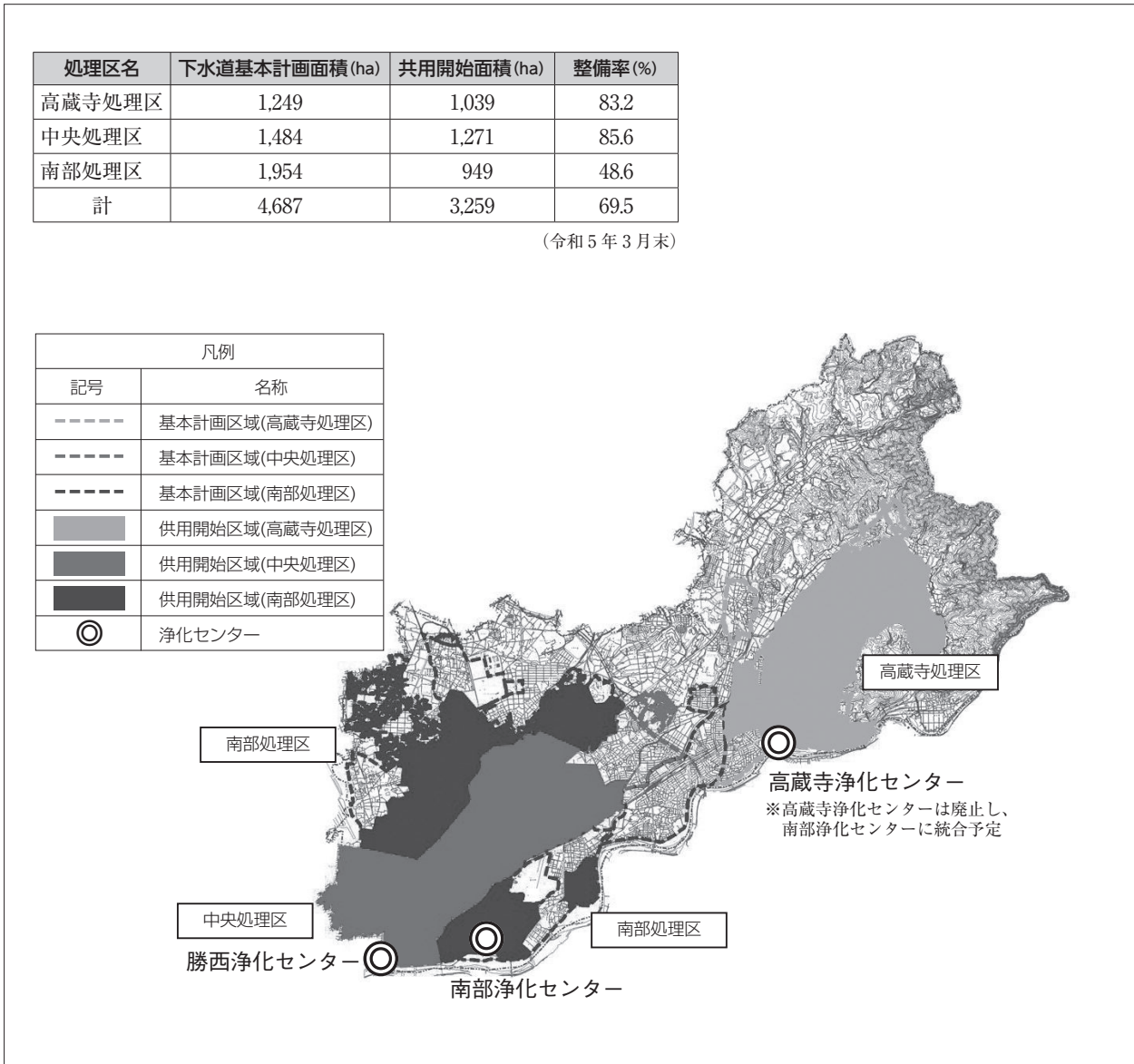


図4-3-17 汚水整備状況 (令和5年4月現在)

平成24年(2012)年2月には、計画的な整備と経営基盤の強化を図るため、春日井市公共下水道事業中長期施設整備計画及び中長期財政計画を策定し、各浄化センターの改築更新など、施設の老朽化対策や耐震化などの整備を進めた。平成28年度(2016)には、財政状況の明確化を図るため、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行した。平成30年度(2018)からは、春日井市下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図るための改築更新や、想定されている南海トラフ地震に対して地震発生後も最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化を進めた。



写真4-3-41 高蔵寺浄化センター

一方、未普及地域の解消や施設の老朽化に伴う改築や更新に多額の費用が必要となる財源は、一

般会計からの繰入金に大きく依存していた。令和2年（2020）3月に、春日井市公共下水道事業経営戦略を策定し、その中で高蔵寺浄化センターを廃止し、南部浄化センターに統合、勝西浄化センターとの2つの処理場とする計画として事業を進めている。

令和5年現在（2023）、汚水を処理する浄化センターは、各処理区に1か所（高蔵寺・勝西・南部）、雨水を排出するポンプ場が下水道事業区域内に3か所（勝西ポンプ場・南部ポンプ場・熊野桜佐ポンプ場）、雨水を貯留する市下水道事業による調整池が4か所（大手調整池・朝日出公園調整池・大手小学校調整池・地蔵ヶ池公園調整池）となっている。

令和4年度（2022）現在、供用開始区域内人口は21万3,645人で、公共下水道普及率は69.4%となっている（図4-3-18）。

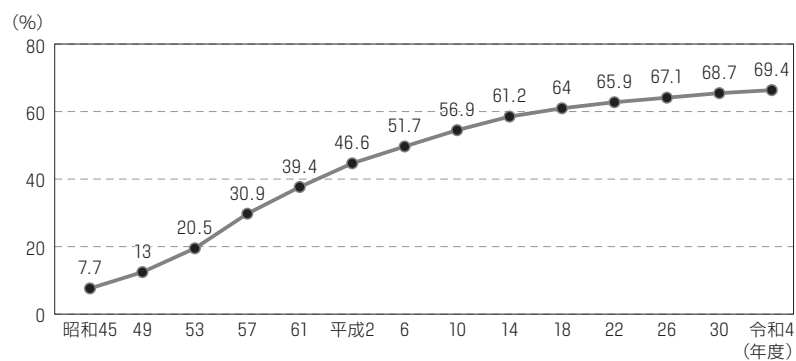


図4-3-18 公共下水道普及率の推移